

令和2年度 第1回高知県子どもの環境づくり推進委員会

次第

令和2年6月14日（日）10:00～12:00
高知県庁本庁舎2階 第二応接室

1. 開会

2. 議事

- (1) 子どもの環境づくり推進計画に基づく県の取組について
- (2) 子ども条例フォーラムについて
 - ・昨年度の実施報告について
 - ・今年度の開催内容について
- (3) 第8期子ども委員の募集について

3. 閉会

【資料】

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ◆ 子どもの環境づくり推進計画（第四期）関連事業一覧 | 【資料1】 |
| ◆ 子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート | 【資料2】 |
| ◆ こうち子ども未来フォーラム2019実施報告書 | 【資料3】 |
| ◆ 令和2年度フォーラム開催案 | 【資料4】 |
| ◆ 第8期子ども委員募集案 | 【資料5】 |

【資料1】

子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧(事業数・予算)

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 令和2年度 | |
|----|---|-------|------------|
| | | 事業数 | 予算 |
| 1 | 【プラン1】 子どもが豊かな体験をするための支援 | 7 | 762,138 |
| 2 | 【プラン2】 文化や芸術、スポーツ、自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり | 58 | 1,693,704 |
| 3 | 【プラン3】 子ども自身の自発的な活動を支援 | 12 | 69,731 |
| 4 | 【プラン4】 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり | 3 | 41,707 |
| 5 | 【プラン5】 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり | 27 | 2,334,843 |
| 6 | 【プラン6】 社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立していける環境の整備 | 4 | 152,074 |
| 7 | 【プラン7】 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進 | 11 | 1,067,605 |
| 8 | 【プラン8】 子どもと大人の規範意識を高める取り組み | 16 | 41,489 |
| 9 | 【プラン9】 子どもの人権に関する理解の促進 | 7 | 39,021 |
| 10 | 【プラン10】 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化 | 24 | 1,375,523 |
| 11 | 【プラン11】 不登校対策などへの多方面からの取り組み | 15 | 593,400 |
| 12 | 【プラン12】 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援 | 35 | 4,455,853 |
| 13 | 【プラン13】 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進 | 12 | 33,035 |
| | 合計 | 231 | 12,660,123 |
| | うち再掲除く実質合計 | 179 | 7,762,215 |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 | |
|----|---|----------------------------------|---|---|---|-----------------|------------------|--------|--|
| 1 | プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援 | 生涯学習課 | 環境学習推進事業 | 平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。 | 4,840 | 3,629 | 1,722 | | |
| 2 | | 保健体育課 | 幼児期の身体活動推進事業 (R1廃止) | 神経系の発達著しい幼児期に焦点を当て、運動の基礎となる運動感覚を育てるためのプログラムを普及させることで、動ける身体、動きたくなる身体の育成を図る。 | R1廃止 | R1廃止 | 657 | | |
| 3 | | ・自然体験活動やその他の 様々な体験活動の充実及び情報提供 | 食品・衛生課 | 動物愛護体験事業 | 動物とのふれあいを通じ命の尊厳や友愛の精神と動物愛護の精神を養うことを目的とする。 | 449 | 440 | 439 | |
| 4 | | | 児童家庭課 | 子育て応援広報紙作成等委託事業 (「わいわいくら」夏休み号) (R1廃止) | 子どもたちが、県内各地で実施されている体験学習を計画的に選択し参加できるよう、体験学習事業に係る情報を一元的に提供する。 | R1廃止 | R1廃止 | 271 | |
| 5 | | | 国際交流課 | 友好姉妹都市学生等交流推進事業 | 高知県と姉妹交流協定を締結している韓国・全羅南道と本県の青少年を相互派遣し、様々な体験活動を行うとともに両県道の交流を推進する。(隔年で受入と派遣を実施)本県と全羅南道の高校生を1年ごとに相互派遣し、現地高校訪問や、ホームステイ等を通じた国際交流を行う。 | 895 | 738 | 999 | |
| 6 | | | 環境共生課 | 環境活動支援センター事業 | 環境学習の講師の紹介、派遣、育成、環境学習プログラムの作成及び活動団体の交流会の開催により、子どもたちの環境学習や環境活動を支援する。 また、地域イベントへの出展やホームページ運営等による情報発信を行う。 | 17,891 | 16,446 | 16,168 | |
| 7 | | 環境共生課 | 牧野植物園管理運営費 (企画広報事業) | 植物を通じた学習や体験活動ができるイベントを広く周知するために、県内向けテレビ・ラジオCMの放送や、チラシ・ポスターの製作を行う。 | 4,455 | 4,738 | 4,101 | | |
| 8 | | 生涯学習課 | 新・放課後子ども総合プラン推進事業 | 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。 | 728,768 | 636,533 | 523,645 | | |
| 9 | 生涯学習課 | 環境学習推進事業 ※再掲(1番) | 平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。 | 4,840 | 3,629 | 1,722 | ○ | | |
| 10 | 生涯学習課 | 長期宿泊体験活動推進事業 (R1廃止) | 県内における長期集団宿泊活動のモデルを構築し、小学校等を主体とした3泊4日以上宿泊体験活動を支援するとともに、これを受け入れる青少年教育施設の教育プログラムを確立する。 | R1廃止 | R1廃止 | 2,476 | | | |
| 11 | プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり | 文化振興課 | 県立坂本龍馬記念館 (教育普及事業) | 小中学校を対象に記念館職員による坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習・総合学習の出前授業を実施する。 | 4,535 | 3,803 | 3,480 | | |
| 12 | | 文化振興課 | 県立文学館 (教育普及事業) | 朗読を通して文学に親しむ子どもたちを育てるため、小中学生を対象に朗読コンクールを実施する。カルチャサポーターによる子どもたちが興味を持つお話しや、土佐民話の紙芝居、絵本の読み聞かせを行う。 | 809 | 855 | 754 | | |
| 13 | | 文化振興課 | 県立高知城歴史博物館 (教育普及事業) | 子ども達へ歴史・文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を作る。また、学校の授業に協力し、出張授業や見学受け入れを行う。 | 3,547 | 5,620 | 3,327 | | |
| 14 | | 文化振興課 | 県立歴史民俗資料館 (教育普及(学校教育)事業) | 小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施、中高生の職場体験学習の受入れ、来館して展示見学やビデオ学習等を行う学校に対してバス借上げ料を負担する。 | 1,589 | 1,878 | 1,419 | | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 | |
|----|---|---|--|---|---|-----------------|------------------|-------|---|
| 15 | プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然 に触れる機会や幅広い職業体 験の機会づくり | 文化振興課 | 県立美術館 (教育普及事業) | 美術館職員が学校に向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。 | 4,441 | 3,307 | 7,542 | | |
| 16 | | スポーツ課 | 「わいわいチャレンジ！」(ス ポーツ体験事業) (R1廃止) | 県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。 | R1廃止 | R1廃止 | 547 | | |
| 17 | | 生涯学習課 | ふるさと教育推進事業 | 郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を通じて、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育むために、専門性や広域性を生かして活動する団体を支援し、ふるさと教育を推進する。 | 1,134 | 1,514 | 1,912 | | |
| 18 | | 生涯学習課 | 地域学校協働活動推進事業 | 学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。 | 86,893 | 78,118 | 67,132 | | |
| 19 | | 生涯学習課 | 新・放課後子ども総合プラン推 進事業 ※再掲(8番) | 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。 | 728,768 | 636,533 | 523,645 | ○ | |
| 20 | | 生涯学習課 | 青少年教育施設振興事業 | 青少年教育施設としての機能を生かし、異年齢集団による多様な体験活動の場を提供し、自主性・社会性・協調性を養う。体験活動等を通して不登校・いじめ等を未然に防ぐとともに、子どもが家庭や地域社会と上手に関わりながら成長する力を身に付ける。 | 4,585 | 4,585 | 4,549 | | |
| 21 | | 文化財課 | 出前考古学教室事業 | 埋蔵文化財センターの職員が学校に向き、学校と連携して埋蔵文化財の授業や体験学習を実施し、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。 | 481 | 592 | 750 | | |
| 22 | | 文化財課 | 公開講座事業 | 市町村や学校と連携し、考古学の基礎知識や地域の遺跡、遺物の概要等についての講座を開催することで、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。 | 1,319 | 1,481 | 1,902 | | |
| 23 | | ・芸術やスポーツ、自然などの 生の姿に触れ、実際に自分で やってみる参加体験型のイベ ントの促進や、ハンズ・オン(自 ら見て、触って、試して、考える こと)の機会の充実 | 文化振興課 | 県立県民文化ホール (子どもを対象としたコンサ ート、映画等) | 親子で楽しめる映画の上映、子どもたちを対象にビッグバンドスタイルの演奏会や大型ミュージカルの上演、県内高等学校吹奏楽部の合同演奏会を実施する。 | 4,530 | 2,280 | 5,500 | |
| 24 | | | 文化振興課 | 県立美術館 (教育普及事業) ※再掲(15番) | 美術館職員が学校に向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。 | 4,441 | 3,307 | 7,542 | ○ |
| 25 | 国際交流課 | | 親子で学ぶ国際理解講座開催 事業 | 子供たちに国際的な関心を持ってもらうための手段として、在住外国人や県南米研修員が講師となり、料理作り等を通して、様々な国の文化や生活様式を知る。 | 105 | 104 | 110 | | |
| 26 | 国際交流課 | | 高知県・韓国全羅南道小中 生相互国際交流 | JALの支援(児童、引率の往復航空券)により、本県と全羅南道の児童福祉施設の児童の相互国際交流(文化交流)を行う。 | 376の内数 | 376の内数 | 613の内数 | | |
| 27 | まんが王国土佐推進課 | | 「まんが教室」開催事業 | 県内のプロ、セミプロの漫画家が小中学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法を指導する。 | 210 | 213 | 297 | | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 |
|----|---|------------|--|---|---------|-----------------|------------------|----|
| 28 | プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり | まんが王国土佐推進課 | 「まんが塾」開催事業 | 県内の中高生を対象に年6回の講座を開催し1枚まんが等の描き方や考え方を学び、まんがで自分の思いや考え方を表現できる人材の育成を図る。 | 441 | 160 | | |
| 29 | | スポーツ課 | 「わいわいチャレンジ！」(スポーツ体験事業) ※再掲(16番) (R1廃止) | 県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。 | R1廃止 | R1廃止 | 547 | ○ |
| 30 | | 鳥獣対策課 | 野鳥とのふれあい事業 | 愛鳥週間のポスター原画募集や親子野鳥ふれあい教室などを実施し、県民に鳥獣保護思想の普及・啓発を図る。 | 349 | 340 | 348 | |
| 31 | | 林業環境政策課 | 山の学習支援事業 | 「木の文化」を身に付け、活動できる人材を養成するとともに、木や森に関わる人々の技術や伝統を次代に伝える。また、将来を担う子ども達に「木の文化」が身に付く学習支援を行う。 | 19,780 | 18,076 | 18,000 | |
| 32 | | 林業環境政策課 | 森林公園等管理運営費 (雨喜ヶ峰森林公園森林環境学習支援事業・森林研修センター情報交流館森林環境教育推進事業) | 親子で参加できる木工クラフトや、自然観察、炭焼体験などの子ども向けイベントを開催し、森や自然環境への関心を高める。 | 2,400 | 2,288 | 2,465 | |
| 33 | | 木材産業振興課 | 乳幼児等木育推進事業 木の香るまちづくり推進事業 (木育推進事業)へ統合 | 市町村等が行う乳幼児への木製玩具等の配布を支援する。 | 2,029 | 825 | 577 | |
| 34 | | 環境共生課 | 環境活動支援センター事業 ※再掲(6番) | 子どもたちが環境について考え、行動し、その経験を絵日記することで、環境意識を育むことを目的とした環境絵日記コンテストを実施する。 また、体験型の環境イベントを開催して子どもたちが環境について見て、触れて、遊んで、学べる機会を提供する。 | 17,891 | 16,446 | 16,168 | ○ |
| 35 | | 環境共生課 | 牧野植物園管理運営費 (教育普及事業) | 親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、夏休み中の子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。 | 12,106 | 9,545 | 9,745 | |
| 36 | | 環境共生課 | 県立こどもの森管理運営費 | 自然の中での野外活動を通じ、子どもたちの心身の育成を図ることを目的に設置された月見山こどもの森の施設管理運営を行う。 | 12,101 | 9,362 | 9,340 | |
| 37 | | 防災砂防課 | こども防災キャンプ | 子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。 | 53 | 53 | 61 | |
| 38 | | 港湾・海岸課 | こども防災キャンプ | 子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。 | 0 | 0 | 0 | |
| 39 | | 小中学校課 | 教育文化祭 | 県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたたえ、本県の教育文化の向上を図る。 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | |
| 40 | | 高等学校課 | 感性を育む教育推進費 | 高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。 | 241,933 | 90,182 | 21,067 | |
| 41 | | 生涯学習課 | 環境学習推進事業 ※再掲(1番) | 平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。 | 4,840 | 3,629 | 1,722 | ○ |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

[別紙1]

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 | |
|----|---|--|---|--|---|-----------------|------------------|-----|--|
| 42 | プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然に 触れる機会や幅広い職業体験 の機会づくり | 生涯学習課 | 青少年教育施設振興事業 ※再掲(20番) | 青少年教育施設としての機能を生かし、異年齢集団による多様な体験活動の場を提供し、自主性・社会性・協調性を養う。体験活動等を通して不登校・いじめ等を未然に防ぐとともに、子どもが家庭や地域社会と上手に関わりながら成長する力を身に付ける。 | 4,585 | 4,585 | 4,549 | ○ | |
| 43 | | 広報広聴課 | 県庁見学 | 県民に県庁の仕事を身近に感じていただくために実施する。 | 0 | 0 | 0 | | |
| 44 | | 林業環境政策課 | 山の学習支援事業 (山の一日先生派遣事業) | 人と木の共生を基本理念とする「木の文化県構想」の一環として、県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めて「こうち山の日」(11月11日)を中心に行われる県民活動を支援する。 | 3,750 | 1,734 | 15,900 | | |
| 45 | | 林業環境政策課 | 木育指導員活動支援事業 | 木育を推進することにより、木に対する親しみや関心を持ってもらうため、幼児等に対して行う木育の活動を支援する。 | 2,094 | 0 | 0 | | |
| 46 | | 木材産業振興課 | 木の香るまちづくり推進事業 (学校関連環境整備) | 県内の幼稚園、保育園、小学校、中学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブや図書館などへの木製品の導入を支援する。 | 19,175 | 19,175 | 20,000 | | |
| 47 | | 環境共生課 | 環境活動支援センター事業 ※再掲(6番) | 地域の企業等の施設を訪問し、日頃公開されていない場所を見学して、環境に配慮した取組について学ぶ視察研修を実施する。 | 17,891 | 16,446 | 16,168 | ○ | |
| 48 | | 環境共生課 | 牧野植物園管理運営費 (教育普及事業) ※再掲(35番) | 親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、夏休み中の子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。 | 12,106 | 9,545 | 9,745 | ○ | |
| 49 | | 子どもの「夢」や「志」をかなえるため、社会的・職業的自立に向けて必要な能力やマナーを身に付けるキャリア教育の推進 | 障害保健支援課 | 障害者委託訓練事業 (特別支援学校早期訓練コース) | 特別支援学校高等部等に在籍する生徒で就職先が内定していない就職希望者を対象に、民間企業等において職業訓練を実施し、就職を支援する。 | 264 | 0 | 130 | |
| 50 | | 文化振興課 | 県立歴史民俗資料館 (教育普及(学校教育)事業) ※再掲(14番) | 県有施設における中高生の職場体験の受入を行う。 | 0 | 0 | 0 | ○ | |
| 51 | | まんが王国土佐推進課 | まんが甲子園開催事業 | 国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんが作品を募集し、予選審査で選抜された学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。 | 38,672 | 36,673 | 31,732 | | |
| 52 | まんが王国土佐推進課 | 「まんが教室」開催事業 ※再掲(27番) | 県内のプロ、セミプロの漫画家が小中学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法を指導する。 | 210 | 213 | 297 | ○ | | |
| 53 | まんが王国土佐推進課 | 「まんが塾」開催事業 ※再掲(28番) | 県内の中高生を対象に年6回の講座を開催し1枚まんが等の描き方や考え方を学び、まんがで自分の思いや考え方を表現できる人材の育成を図る。 | 441 | 160 | | ○ | | |
| 54 | 私学・大学支援課 | 私立学校教育力強化推進事業 | 私立学校が行う特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実にかかる経費、また特色ある教育の取組に対して補助することにより、県全体の学力等の向上を図る。 | 139,499 | 131,608 | 130,360 | | | |
| 55 | 私学・大学支援課 | 職場体験活動・インターンシップ等の推進 | 県内私立中学・高等学校に対して、職場体験活動インターンシップや職場見学の受入れが可能な事務所に関する情報提供を行う。 | 0 | 0 | 0 | | | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

[別紙1]

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 |
|----|---|-------------------------------|---|---|--------|-----------------|------------------|----|
| 56 | プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然 に触れる機会や幅広い職業体 験の機会づくり | スポーツ課 | タレント発掘四国ブロック展開 事業 (R2廃止) | 四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築してため、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。 | R2廃止 | 20,916 | 22,380 | |
| 57 | | 公園下水道課 | 県立のいち動物公園管理運営 費(教育普及活動) | 飼育職員や獣医職員が学校に向いての講義・講習や、中学・高校生の職場体験学習等を受け入れ、動物園という特殊な職業に触れる機会づくりを進める。 | 750 | 936 | 970 | |
| 58 | | 小中学校課 | 小中学校キャリア教育充実プ ラン | 子どもたちの社会的・職業的自立に向けた力を育てるために、高知のキャリア教育の指 針に基づき、各地域の特色を生かしたキャリア教育の実践を支援するとともに、県民ぐる みのキャリア教育を推進して、児童生徒が将来の夢や志を持てるようにする。 | 482 | 2,931 | 8,641 | |
| 59 | | 高等学校課 | 21ハイスクールプラン推進費 | 各県立高校における生徒の個性や学校・地域の特色を生かした自主的な、創造的な取 組を推進する。 | 39,000 | 39,000 | 39,000 | |
| 60 | | 高等学校課 | キャリアアップ事業(インター ンシップ) →キャリアアップ事業(インター ンシップ、企業・学校見学)を再 編 | 生徒に自らの学習内容や将来の進路等に関係した県内企業等で就業体験をさせること により、県内企業に対する理解を深めさせるとともに、学校では学ぶことのできない知 識・技術を習得させる。また、勤労観・職業観の育成を図り、生徒が自らキャリア形成を 行う力を身に付けさせる。 | 15,651 | 6,896 | 6,982 | |
| 61 | | 高等学校課 | キャリアアップ事業(進路に向 けた課題解決支援) (※R1組替えにより廃止) | 専門的なスキルを持った講師を招き、スキルアップ講習会を実施し、1年生の早い段階か ら生徒のビジネスマナーや就職基礎学力の向上を図り、併せて、継続的に指導していかな ければならない教員のスキルの向上を目指す。 | R1廃止 | R1廃止 | 8,443 | |
| 62 | | 高等学校課 | 学力向上推進事業 ソーシャルスキルアップ事業 キャリアアップ事業(地域産業 を支える人材育成) →組織力向上事業に組み替え て事業を再編 →基礎学力定着に向けた取組 の充実、キャリアアップ事業 (地域産業を支える人材育 成)、ソーシャルスキルアップ 事業へ組替・再編 | 充実した高校生活を送れる環境を整えるとともに、高知県の将来を担う良き社会人の育 成に取り組み、全国平均と比べて高い中途退学率、就職後の離職率を全国平均に近づ ける。 高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性 の育成」のうちの「学力向上」にして、「生徒の学習支援」「学校の学習支援体制の充実」 を図る。 | 94,642 | 94,642 | 114,876 | |
| 63 | | 高等学校課 | 産業教育推進費 →キャリアアップ事業(外部講 師活用事業)、産業教育推進 費へ組替え・再編 | 外部講師活用事業、農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励事業などを実施する。 | 14,803 | 4,135 | 4,325 | |
| 64 | | 高等学校課 | 教師力ブラッシュアップ事業 →組織力向上事業(指導力強 化)へ組替え・再編 →多様な学力・進路希望に対 応した指導の充実(教科指導 力向上事業)へ組替え・再編 | 高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性 の育成」のうちの「学力向上」に重点化して、「教員の指導力向上」を図る。 | 2,447 | 7,080 | 8,378 | |
| 65 | | 特別支援教育課 | 特別支援学校キャリア・プロ ジェクト(キャリア教育・就労支 援推進事業) | 学習指導要領の改定の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進 路希望に応じ、地域や関係機関等と連携、協働した早期からのキャリア教育、進路指導 の充実を図り、自立と社会参加を実現する。 | 7,860 | 7,679 | 7,789 | |
| 66 | 保健体育課 | トップアスリート夢先生派遣事 業 (R1廃止) | スポーツに対する興味・関心を高めるとともに、自らの「夢」を持つようとする気持ちや夢に 向かって取り組もうとする意欲を向上させるために、トップアスリートを各学校に派遣し夢 の教室を実施する。 | R1廃止 | R1廃止 | 7,128 | | |
| 67 | | スポーツ課 | 私立高等学校運動部活動強 化校支援事業 | 運動部活動の競技力の向上を図るため、私立学校の運動部活動推進校等を指定し、競 技力向上に向けた支援を行う。 | 3,600 | 2,400 | 2,232 | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 |
|----|---|--|--|---|--|-----------------|------------------|----|
| 68 | プラン2 文化や芸術、スポーツ、自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり | スポーツ課 | 中学生競技力向上対策事業 | 中学生の競技力の向上を図るため、高知県中学校体育連盟が行う競技力向上事業に対し補助する。 | 15,496 | 14,877 | 15,506 | |
| 69 | | スポーツ課 | タレント発掘四国ブロック展開事業 ※再掲(56番) (R2廃止) | 四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築してため、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。 | R2廃止 | 20,916 | 22,380 | ○ |
| 70 | | スポーツ課 | 高知県スポーツ少年団育成事業 | スポーツ少年団組織の充実と活動の活性化を図る各種の事業を行う。 | 3,709 | 2,758 | 2,211 | |
| 71 | | 保健体育課 | 県立学校運動部活動活性化事業 (旧運動部活動強化校支援事業) | 本県のスポーツにおける競技力の向上及び運動部活動を地域づくりや学校運営の核とするため、県立学校(高等学校・特別支援学校)に運動部活動活性化推進部及び運動部活動強化推進部を指定し、活動費の支援等を行う。 | 8,415 | 13,555 | 13,555 | |
| 72 | | 保健体育課 | 運動部活動サポート事業 | ①運動部活動に専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートが出来る運動部活動支援員を派遣、②運動部活動支援員の資質向上のための研修会の実施、③中山間地域における運動部活動支援員の配置促進を図る。 | 10,090 | 18,263 | 18,909 | |
| 73 | | 保健体育課 | 運動部活動指導員派遣事業 | ①運動部活動に係る教員の働き方に関する負担軽減と運動部活動の質的向上を図るのために、単独指導等が可能な運動部活動指導員の配置とその促進②運動部活動指導員の資質向上のための研修会を実施する。 | 56,009 | 24,335 | 12,218 | |
| 74 | | スポーツ課 | 高知県バスウェイシステム事業 | 県内の優秀な小学生に対しトップアスリートに向けた育成・強化を行う。自分に合った競技を見つけることができる測定会やスポーツ体験会を実施する取組。 | 16,753 | 0 | 0 | |
| 75 | プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援 | 生涯学習課 | 読書活動推進事業 | 「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、県内のすべての子どもに読書習慣を定着させるため、多様な読書機会の提供や読書に関わる人材育成を図り、県内の読書環境、情報環境の充実と活性化を図る。 | 1,281 | 2,261 | 1,994 | |
| 76 | | 地域福祉政策課 | 県ボランティアセンター事業 | 県内のボランティア活動の推進を図るため、市町村社会福祉協議会のボランティアセンター機能の強化を図るほか、地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成を行う。 | 4,046 | 3,749 | 3,657 | |
| 77 | | 少子対策課 | 子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業) | 「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じた推進計画の進捗管理や子どもが主体的に考える機会となるフォーラムの内容検討、開催を行う。 | 2,707 | 2,552 | 2,824 | |
| 78 | | まんが王国土佐推進課 | まんがが甲子園開催事業 ※再掲(51番) | 国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。 | 38,672 | 36,673 | 31,732 | ○ |
| 79 | | ・南海トラフ地震等の災害発生時に、子どもの命を守り、命をつなぐための支援や、情報提供 | 防災砂防課 | 子ども防災キャンプ ※再掲(37番) | 子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。 | 53 | 53 | 61 |
| 80 | | 港湾・海岸課 | 子ども防災キャンプ ※再掲(38番) | 子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。 | 0 | 0 | 0 | ○ |
| 81 | | 学校安全対策課 | 防災教育研修会 | 震災を経験した教職員による講演、安全教育プログラムに基づく教育手法の演習や実践発表等の研修から、「自分の命を守りきる力」を子どもたちに身に付けさせる防災教育の徹底、学校や教職員の危機管理能力や防災力の向上を図る。 | 3,444 | 1,732 | 1,827 | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 |
|----|---------------------------------------|------------------------------------|--|---|--|-----------------|------------------|-------|
| 82 | プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援 | 学校安全対策課 | 防災教育指導事業 | 防災ハンドブック(高1)及び防災教育副読本(小3、中1)の配付等、防災教育についての環境整備を通して、安全教育プログラムに基づく防災教育の徹底を図る。 | 4,378 | 8,772 | 3,258 | |
| 83 | | 学校安全対策課 | 実践的防災教育推進事業 | 「高知県高校生津波サミット」の取組を通じて、高校生による主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。 モデル地域を指定し、拠点校の防災を中心とした組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。 | 13,438 | 11,738 | 10,560 | |
| 84 | | 学校安全対策課 | 学校防災アドバイザー派遣事業 | 県内の大学等の有識者を学校防災アドバイザーとして学校に派遣し、各校の避難場所・避難経路等について専門的知見から助言を行うことを通して、学校防災マニュアルの見直しや避難訓練の改善等、安全管理の強化を図る。 | 239 | 239 | 1,100 | |
| 85 | | 学校安全対策課 | 防災キャンプ推進事業 (R1廃止) | 学校等を避難所と想定した生活体験等を地域住民や保護者の協力を得て実践する防災キャンプについて、市町村へ委託して実施する。 | R1廃止 | R1廃止 | 600 | |
| 86 | | 幼保支援課 | 南海トラフ地震対策研修等事業 | 園児の防災に対する意識の育成に係る研修や各園の防災マニュアルの検証・情報交換等を行い、保育所・幼稚園等の防災力の向上を図る。 | 847 | 924 | 974 | |
| 87 | | 生涯学習課 | 新・放課後子ども総合プラン推進事業(うち、放課後子ども教室等の安全対策) ※再掲(19番) | 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを図るため、児童クラブや子ども教室における室内安全対策の実施や支援員等を対象とした防災研修会を開催する。 | 626 | 1,255 | 1,427 | ○ |
| 88 | | プラン4 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり | 少子対策課 | 子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業) ※再掲(77番) | 「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じた推進計画の進捗管理や子どもが主体的に考える機会となるフォーラムの内容検討、開催を行う。 | 2,707 | 2,552 | 2,824 |
| 89 | 高等学校課 | | 21ハイスクールプラン推進費 ※再掲(59番) | 各県立高校における生徒の個性や学校・地域の特色を生かした自主的な、創造的な取組を推進する。 | 39,000 | 39,000 | 39,000 | ○ |
| 90 | 子どもの地域活動などに関する情報提供 | | 【全所属】 | 【全所属事業】 | | 0 | 0 | 0 |
| 91 | プラン5 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり | 健康対策課 | 地域子ども・子育て支援事業 | 子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(母子保健型))に対して補助する。(市町村が設置する子育て世代包括支援センターの運営費等の支援) | 26,946 | 22,892 | 20,036 | |
| 92 | | 児童家庭課 | 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 | 乳児がいる全家庭及び養育支援が必要な家庭の訪問による支援、家庭での養育が一時的に困難となった児童等の養育・保護の実施等により、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。 | 11,435 | 11,968 | 13,607 | |
| 93 | | 児童家庭課 | 子どもの見守り体制推進事業 | 市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。 | 21,176 | 24,000 | 24,000 | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 |
|-----|---|-------|-------------------------------------|---|---------|-----------------|------------------|----|
| 94 | プラン5 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり | 児童家庭課 | 地域子ども・子育て支援事業 | 子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型及び特定型)、子育て短期支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業)に対して補助する | 114,564 | 106,499 | 121,412 | |
| 95 | | 児童家庭課 | 安心子育て応援事業 | 市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助 | 15,132 | 16,029 | 14,375 | |
| 96 | | 児童家庭課 | 子育て支援員等研修事業 | 地域子育て支援センターの人材養成及び質の向上に向けた研修開催 | 1,976 | 2,146 | 2,446 | |
| 97 | | 児童家庭課 | 出会い・結婚・子育て応援コーナー(子育て相談) | 専門職員を配置し、妊娠期から子育て期までの相談支援、地域子育て支援センターの機能強化に向けた支援を実施 | 4,429 | 4,381 | 4,660 | |
| 98 | | 幼保支援課 | 多機能型保育支援事業 | 保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。 | 11,767 | 11,966 | 14,901 | |
| 99 | | 児童家庭課 | 「こうちプレマnet」運営委託事業 | 親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。 | 1,796 | 1,773 | 5,273 | |
| 100 | | 幼保支援課 | 園内研修支援事業 | 子ども一人一人に生きる力の基礎を育む保育・教育を実践するため、保育所・幼稚園等が実施する園内研修を支援するとともに、県内13ブロックごとの「ブロック別研修会」を支援し、主体的に研修を開催してもらうためのネットワーク化を推進することにより、保育・教育の質の向上を図る。 | 11,192 | 13,077 | 3,599 | |
| 101 | | 幼保支援課 | 親育ち支援推進事業 (基本的生活習慣向上事業を除く) | 子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。 | 4,741 | 3,006 | 2,958 | |
| 102 | | 生涯学習課 | 家庭教育支援基盤形成事業 | 市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭の教育力の向上を図る。 | 5,103 | 5,789 | 3,735 | |
| 103 | | 児童家庭課 | 高知県児童健全育成地域活動推進事業費補助金(児童厚生施設活動支援事業) | 児童の健全育成を図るため、児童厚生施設(児童館・児童センター)を拠点として活動する地域組織「母親クラブ」を支援し、地域活動の推進を図る。 | 264 | 264 | 264 | |
| 104 | ・乳幼児の親子が交流を行う集いの場の充実や、放課後における子どもの学びの場(学ぶ意欲の向上につながる多様な活動の場)の充実 | 児童家庭課 | 地域子ども・子育て支援事業 | 子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型)、地域子育て支援拠点事業)に対して補助 | 111,539 | 102,602 | 117,199 | |
| 105 | | 児童家庭課 | 安心子育て応援事業 ※再掲(95番) | 市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助 | 15,132 | 16,029 | 14,375 | ○ |
| 106 | | 児童家庭課 | 子育て支援員等研修事業 ※再掲(96番) | 地域子育て支援センターの人材養成及び質の向上に向けた研修開催 | 1,976 | 2,146 | 2,446 | ○ |
| 107 | | 幼保支援課 | 多機能型保育支援事業 ※再掲(98番) | 保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。 | 11,767 | 11,966 | 14,901 | ○ |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 | |
|-----|---|---|--------------------------------|---|---|-----------------|------------------|--------|--|
| 108 | プラン5 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり | 生涯学習課 | 新・放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲(8番) | 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。 | 728,768 | 636,533 | 523,645 | ○ | |
| 109 | ・地域における子どもの見守り体制の整備 | 地域福祉政策課 | あつたかふれあいセンター事業 | 子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集い、子育てや生活支援、介護サービス等を受けることのできる拠点を設置し、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動等を行う。 | 355,247 | 329,816 | 292,811 | | |
| 110 | | 障害福祉課 | 障害福祉サービス等確保支援事業(障害児長期休暇支援事業) | 学校等の長期休暇期間中に地域において、公民館等を利用して障害児の援助を行う事業に対して補助を行う。 | 2,265 | 2,270 | 2,386 | | |
| 111 | | 児童家庭課 | 民生・児童委員及び主任児童委員等による地域の見守り活動の推進 | 各市町村の小学校と民児協が連携し、就学時健康診断などで保護者や教員等に民生・児童委員等を紹介し、その後の地域での見守り活動等につなげる。 | 0 | 0 | 0 | | |
| 112 | | 児童家庭課 | 子どもの見守り体制推進事業 ※再掲(93番) | 市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。 | 21,176 | 24,000 | 24,000 | ○ | |
| 113 | | 県民生活・男女共同参画課 | 安全安心まちづくり推進事業 | 犯罪のない安全安心まちづくりを推進するため、広く県民、事業者、地域活動団体の防犯意識を高めるよう広報・啓発を行うとともに、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を行う団体等の活動を支援する。 | 2,185 | 2,092 | 2,041 | | |
| 114 | | 学校安全対策課 | 高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 | 学校や通学路等における子どもの安全を守る体制の整備を推進するため、スクールガード・リーダーによる巡回指導やスクールガード養成講習会の開催等を通じて見守り体制の強化を図る市町村を支援する。 | 19,808 | 13,644 | 13,707 | | |
| 115 | | 生涯学習課 | 地域学校協働活動推進事業 ※再掲(18番) | 学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。 | 86,893 | 78,118 | 67,132 | ○ | |
| 116 | | 生涯学習課 | 新・放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲(番) | 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。 | 728,768 | 636,533 | 523,645 | ○ | |
| 117 | | ・県内全域へ子ども食堂の取り組みを広げるため、立ち上げ段階から活動の継続まで切れ目のない支援の実施 | 児童家庭課 | 子どもの居場所づくり推進事業 | 子ども食堂の開設、運営、衛生管理及び子育て支援・学習支援に関する経費の助成や手引書の作成・配布などを通じて、子ども食堂の取組を県内全域に拡大する。 | 18,798 | 16,455 | 13,766 | |
| 118 | | プラン6 社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立し得る環境の整備 | 高等学校課 | 定時制通信制教育振興費 | 勤労青少年の高等学校への修学を促進し、教育の機会均等を図るため、定時制・通信制の課程に在籍する生徒に対し、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。 | 2,777 | 2,691 | 2,574 | |
| 119 | ・多様な学習ニーズやライフスタイルに対応するため、高等学校卒業程度認定試験や単位制高校、定時制・通信制課程等の活用の推進 ・義務教育終了後に進学や就職をしていない子どもや、高校を中退した子どもの学びなおしと、就労など自立に向けた支援 | 児童家庭課 | 児童養護施設等児童措置費(児童自立援助ホーム) | 義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童に対し、自立援助ホームから通勤させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。 | 57,171 | 16,361 | 17,424 | | |
| 120 | | 児童家庭課 | 児童養護施設等退所者等自立支援事業 | 児童養護施設等を退所し就職又は進学した者、又はこれが見込まれる者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援する。 | 41,452 | 29,758 | 20,527 | | |
| 121 | | 生涯学習課 | 若者の学びなおしと自立支援事業 | 中学校・高校卒業時及び高校中途退学時の進路未定者並びにニートやひきこもり傾向にある若者たちに対して、修学や就労に向けた支援を行うことで、自立を促進する。 | 50,674 | 48,378 | 48,646 | | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

[別紙1]

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 |
|-----|--------------------------------------|-----------------------------------|---|---|--|-----------------|------------------|-------|
| 122 | プラン7 コミュニケーション力の向上を 図る機会づくりの推進 | 児童家庭課 | 「こうちプレマnet」運営委託事業 ※再掲(99番) | 親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。 | 1,796 | 1,773 | 5,273 | ○ |
| 123 | | 児童家庭課 | 子育て講座 | 地域社会全体で子育てを支援するため、地域子育て支援センター等に、専門職や講師となりうる地域人材を派遣し、学習機会を提供。 | 1,460 | 1,679 | 1,777 | |
| 124 | | 幼保支援課 | 親育ち支援推進事業 (基本的な生活習慣向上事業を除く) ※再掲(101番) | 子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。 | 4,741 | 3,006 | 2,958 | ○ |
| 125 | | 警察本部少女女性安全対策課 | 親子の絆教室開催推進 | 県内の幼稚園・保育園において、少年補導職員・警察官等が、園児の保護者等に対して、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもの規範意識を醸成する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策 | 736 | 766 | 752 | |
| 126 | | ・異年齢交流の推進や、地域の大人や職業人との交流の場づくりへの支援 | 少子対策課 | 子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業) ※再掲(77番) | 「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じた推進計画の進捗管理や子どもが主体的に考える機会となるフォーラムの内容検討、開催を行う。 | 2,707 | 2,552 | 2,824 |
| 127 | まんが王国土佐推進課 | | まんが甲子園開催事業 ※再掲(51番) | 国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。 | 38,672 | 36,673 | 31,732 | ○ |
| 128 | 生涯学習課 | | 新・放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲(8番) | 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。 | 728,768 | 636,533 | 523,645 | ○ |
| 129 | ・音楽活動への参加など子どもの成長に応じた様々な表現の場づくりへの支援 | | 文化振興課 | 県立県民文化ホール自主事業 (高知ジュニアオーケストラの育成) | 児童、生徒が音楽を演奏する楽しさや仲間と一緒に合奏する楽しさを体験するジュニアオーケストラを育成し、練習・公演の場を提供する。また、高校演劇への舞台技術の研修を行う。 | 4,120 | 3,420 | 3,780 |
| 130 | | まんが王国土佐推進課 | まんが甲子園開催事業 ※再掲(51番) | 国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。 | 38,672 | 36,673 | 31,732 | ○ |
| 131 | | 小中学校課 | 学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業 (R2廃止) | 学校図書館を計画的に利用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に図書及び新聞を生かすことで児童生徒の読書活動を充実させ、言語能力及び情報活用能力の育成を図る。 | R2廃止 | 8,534 | 9,094 | |
| 132 | プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み | 小中学校課 | 教育文化祭 ※再掲(39番) | 県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたたえ、本県の教育文化の向上を図る。 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | ○ |
| 133 | | 高等学校課 | 感性を育む教育推進費 ※再掲(40番) | 高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。 | 241,933 | 90,182 | 21,067 | ○ |
| 134 | プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み | 医事業務課 | 薬物乱用防止推進事業 薬物乱用対策新五年戦略推進事業 | 若年者が覚醒剤や大麻等の薬物の誘惑をはね返す意志と勇気を持つことができるよう、薬物乱用の恐ろしさに関する正しい知識の普及・啓発を行う。 | 2,762 | 2,657 | 2,754 | |
| 135 | | 児童家庭課 | 万引き防止リーフレット作成等事業 | 万引き防止リーフレットを作成し、成果品を活用した取組を展開することにより、規範意識を向上させ、万引きの減少につなげる。 コンビニ店舗等における一声運動の取組など他の取組との相乗効果を発揮させることにより成果につなげる。 | 0 | 0 | 566 | |
| 136 | | 児童家庭課 | 万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の実施と参加店舗の拡大 | コンビニ店舗等において万引き防止に向けた声かけをしたり、深夜、店舗に来た小・中・高校生等に早く家に帰るよう声かけ(ポスター、一声運動対応シートの活用)を行う。 | 0 | 0 | 0 | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

[別紙1]

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 | |
|-----|---|--|--|--|---|-----------------|------------------|-----|--|
| 137 | プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み | ・非行防止教室や万引き防止の啓発、ネットマナーやSNSの危険性の啓発など、非行の未然防止策の推進 | 人権教育・児童生徒課 | ネット問題啓発資料づくり事業 | ネット問題に関する専門知識を有する、少年サポートセンターと高知工科大学の学生、人権教育課の共同により、啓発用教材や資料などを作成し、インターネットの適正な利用に向けたルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図る。 | 0 | 23 | 343 | |
| 138 | | 人権教育・児童生徒課 | 学校ネットパトロール事業 | インターネット上のいじめ等のトラブルを早期発見し、被害が拡大する前に児童生徒等への指導を行うなど、関係機関と連携した総合的な取組を進める。 | 2,881 | 2,860 | 2,665 | | |
| 139 | | 警察本部少女女性安全対策課 | 非行防止教室開催推進 | 少年非行抑止の根源対策として、少年の規範意識の醸成を図るため、県内小中学校で万引き防止等をテーマにした非行防止教室を開催する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策 | 551 | 520 | 1,305 | | |
| 140 | ・法やきまりの意義についての理解を深め、主体的に社会の形成に参画できる人間としての自覚を身に付けることなどに配慮した、豊かな心を育む道徳教育の推進 | 小中学校課 | 道徳教育実践充実プラン | 新しい学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、市町村教育委員会が主体となって地域ぐるみの道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高める。 | 3,638 | 8,671 | 6,094 | | |
| 141 | ・大人自らがモラルの向上に取り組むことの大切さの啓発 | 少子対策課 | 子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業) ※再掲(77番) | 「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じた推進計画の進捗管理や子どもが主体的に考える機会となるフォーラムの内容検討、開催を行う。 | 2,707 | 2,552 | 2,824 | ○ | |
| 142 | ・子どもの交通安全意識を醸成する取り組みの推進 | 県民生活・男女共同参画課 | 交通安全対策推進事業 | 各種の交通安全運動を具体的に推進し、広く県民に交通安全意識と交通安全思想の普及を図り、交通事故防止に努める。 | 9,787 | 10,441 | | | |
| 143 | | 学校安全対策課 | 安全教育推進事業 | モデル地域を指定し、拠点校の交通安全もしくは生活安全を中心とした組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。 | 3,520 | 3,280 | | | |
| 144 | | 学校安全対策課 | 自転車ヘルメット着用推進事業 | 県自転車条例に基づき、児童生徒等のヘルメット着用や損害賠償責任保険加入の促進を図るため、自転車通学をしている児童生徒等を対象にしたヘルメット購入に係る費用の一部の補助・助成や、自転車の安全利用に関する交通安全教育及び啓発を充実させる。 | 9,876 | 7,945 | | | |
| 145 | | 警察本部交通企画課 | 自転車安全教育(スクエアドストリート) | 自転車の利用機会が多い子供が、スタントマンによる疑似交通事故の実演を間近で見学することで、危険予測能力の向上及び基本的なルール・マナーを高めることなどの交通安全意識の醸成を図る。 | 5,767 | 5,125 | 5,125 | | |
| 146 | | 警察本部交通企画課 | T・S・Nを活用した交通安全教育 | 警察本部交通部が学校の交通安全教育に必要な、交通法規・交通事故統計・交通事故事例等を題材としたT・S・N(トラフィック・セーフティ・ニュース)を県教育委員会を通じ、毎月、県下全ての中学校(116校)及び高等学校(48校)に提供し、交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を図る。 | 0 | 0 | | | |
| 147 | | 警察本部交通企画課 | 自転車交通安全研修(高校生自転車交通安全リーダー研修会) | 各高等学校で交通安全に取り組んでいるリーダー的立場の生徒に対し、参加・体験・実践型の自転車交通安全教室の実施により、交通安全意識の向上を図り、同研修修了者を自転車交通安全リーダーとして認定し、同リーダーが中心となって自転車安全利用等を促進・啓発するもの。 | 0 | 0 | | | |
| 148 | ・子どもの交通安全意識を醸成する取り組みの推進 | 警察本部交通企画課 | 交通安全教室 | 県内各市町村の小・中・高において、交通ルールやマナーの講話、横断歩道の渡り方、自転車の乗り方や原動機付自転車等の実技指導を実施することにより、交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故防止を図る。 | 0 | 0 | | | |
| 149 | | 警察本部交通企画課 | 自転車マナーアップキャンペーン | 自転車安全利用五則や自転車利用者のルールの遵守徹底を目的とした広報の実施、ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険への加入促進等、自転車のマナーアップ向上に努めるとともに、交通事故防止を図る。 | 0 | 0 | | | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 |
|-----|---|-------------------|--|--|--------|-----------------|------------------|----|
| 150 | プラン9 子どもの人権に関する理解の促進 | 障害福祉課 | 「心の輪を広げる体験作文」 「障害者週間のポスター」募集 事業 | 障害や障害者に対する県民の理解と認識を深め障害者福祉の増進を図るため、体験作文やポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の集い」において表彰する。 | 506 | 562 | 1,129 | |
| 151 | | 私学・大学支援課 | 私立学校人権教育指導事業 | 私立学校における人権教育の推進を図るため、私立学校訪問による助言・指導の実施や人権教育研修会を開催する。(委託事業) | 3,099 | 2,857 | 2,857 | |
| 152 | | 人権課 | 人権啓発研修事業 (人権教育、県民への啓発関連) | 県民の人権問題に関する理解と認識を高めるため、気軽に参加できるイベントの開催やスポットコマーシャルの放送、新聞へのコラム掲載、講師派遣等を行う。 | 22,552 | 22,924 | 23,461 | |
| 153 | | 教育政策課 (教育センター) | 人権教育研修費 | 人権教育を推進するため、幼稚園・保育所、学校において教職員等の実践につながる理論や取組について研修を実施し、教職員等の指導力の向上を図る。 児童生徒理解や授業実践力を高めるための実践交流と授業研究を実施することにより人権教育の充実を図る。 | 1,316 | 1,576 | 2,087 | |
| 154 | | 人権教育・児童生徒課 | 人権作文募集事業 | 子どもたちが、さまざまな人権課題に関する考えや意見を作文にまとめることによって、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め豊かな人権感覚を育むとともに、作文に書かれたそれぞれの意見を広報することによって県民の人権意識の高揚を図る。 | 149 | 145 | 145 | |
| 155 | | 人権教育・児童生徒課 | 児童会・生徒会交流事業 (H30:いじめ等の課題に取り組む実行委員会「児童生徒会援隊」) | いじめ問題の解決に向けて、児童生徒が主体となった取組をいっそう進めるため、県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が県内5会場に集まり、取組の実践交流や協議を行う。また、「高知家」児童生徒会援隊(実行委員)中心となり、交流会の企画・運営を行い、いじめ問題の取組の推進を図る。 | 0 | 2,637 | 482 | |
| 156 | ・地域ぐるみや職域での大人 に対する人権教育の推進 | 人権課 | 人権啓発研修事業 (大人に対する人権教育関連) ※再掲(152番) | 地域や企業等の人権研修への講師派遣や、人権啓発に関わる研修講座を開催する。 | 11,399 | 11,804 | 11,861 | ○ |
| 157 | プラン10 児童虐待やいじめなどについて 相談しやすい仕組みづくりの 推進、予防、早期発見、早期 対応、再発防止の強化 | 児童家庭課 | 家庭支援体制緊急整備促進 事業 児童相談所機能強化事業 | 児童相談所の運営力の強化や職員の専門性の向上を図る。 | 7,268 | 5,066 | 4,938 | |
| 158 | | 児童家庭課 | 家庭支援体制緊急整備促進 事業(幡多対協研修、出張 相談所) 児童相談関係機関職員研修 事業 | 市町村職員の資質向上のための研修会や、児童問題に関する職員の専門性の向上を図る。 | 1,108 | 1,331 | 1,356 | |
| 159 | | 児童家庭課 | 児童虐待防止対策事業 | 児童虐待のシンボルであるオレンジリボンを活用し、虐待防止を県民に周知していくための広報啓発を実施する。 また、児童虐待への予防的取組の1つとして、保育士や保健師を対象にした「あまえ療法」の研修をNPO法人に委託して実施する。 | 2,321 | 2,088 | 2,637 | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

[別紙1]

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 | |
|-----|---|---|---|--|---|-----------------|------------------|-------|--|
| 160 | プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化 | 児童家庭課 | 児童相談連携支援事業 児童相談関係機関職員研修事業(要対協連絡会議) | 虐待や非行などの児童問題の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営の支援を行う。 | 149 | 627 | 476 | | |
| 161 | | 県民生活・男女共同参画課 | 女性の自立支援促進事業 | 子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、母親とともに一時保護所、または自立支援施設に入所させ、必要な支援を行う。 | 28,085 | 26,432 | 24,973 | | |
| 162 | | 県民生活・男女共同参画課 | DV被害者支援事業 | 子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、相談から、一時保護、自立に向けた各種支援や心理ケア、生活サポート等を行うことで、暴力の連鎖を防ぐ。また、DV被害防止に向けた広報啓発や相談員等のスキルアップ、関係機関と連携した支援体制整備等に取り組む。 | 21,903 | 10,555 | 9,989 | | |
| 163 | | 人権教育・児童生徒課 | 緊急学校支援チーム派遣事業 (R1:子どもの命と心を守り育てる学校支援事業) | 専門家(弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員)と県教育委員会事務局職員による緊急学校支援チームを組織し、公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案に対して学校へ派遣し、改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から助言を行う。 | 832 | 1,188 | 1,188 | | |
| 164 | | 各種相談機関での来所や電話・メールによる相談支援の充実及び体制強化と窓口の広報等の実施 | 健康対策課 | 思春期相談センター事業(PRINK) | 思春期の子どもたちが、性に関する正しい知識を得、責任ある行動と思いやる心を育むため、思春期相談員による性に関する悩み等の相談対応や、正しい性知識の情報提供を行う。 | 5,854 | 5,401 | 6,425 | |
| 165 | | 各種相談機関での来所や電話・メールによる相談支援の充実及び体制強化と窓口の広報等の実施 | 地域福祉政策課 | ひきこもり地域支援センター事業 | ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。 | 12,036 | 6,512 | 6,597 | |
| 166 | | 児童家庭課 | 家庭支援電話相談事業 | 家庭及び地域における児童養育を支援するために、電話による相談援助活動を行う。 | 984 | 966 | 966 | | |
| 167 | | 生涯学習課 | 若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲(121番) | 中学校・高校卒業時及び高校中途退学時の進路未定者並びにニートやひきこもり傾向にある若者たちに対して、修学や就労に向けた支援を行うことで、自立を促進する。 | 50,674 | 48,378 | 48,646 | ○ | |
| 168 | | 人権教育・児童生徒課 | スクールカウンセラー等活用事業 | 臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を実践する。また、スクールカウンセラー等の配置拡充を推進するとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上及び学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す | 381,983 | 314,938 | 288,967 | | |
| 169 | | 人権教育・児童生徒課 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境への働きかけを行い、効果的な支援を実践する。また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を推進するとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上及び学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。 | 120,194 | 108,693 | 106,743 | | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 |
|-----|--|------------|--|--|---------|-----------------|------------------|----|
| 170 | プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化 | 人権教育・児童生徒課 | 24時間電話相談事業 | 悩みを抱える児童生徒や保護者等が、夜間、休日を含め24時間電話相談ができる体制を整え、早期対応による児童生徒のよりよい成長を支援する。 | 7,619 | 7,656 | 7,440 | |
| 171 | | 人権教育・児童生徒課 | 心の教育センター相談支援事業 | いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談を一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メール等による相談、出張教育相談、学校支援の実施、学生ボランティアによる居場所づくり) | 60,669 | 51,989 | 52,490 | |
| 172 | | 人権教育・児童生徒課 | 生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 (R1廃止) | 市町村教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。 | R1廃止 | R1廃止 | 6,433 | |
| 173 | ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置拡充など、保育所等や学校における相談・支援体制の充実 | 幼保支援課 | 特別支援保育推進事業 (親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置) | 保育所等に通う特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、保育所等への指導や関係機関との連絡調整などを行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。 | 15,537 | 15,301 | 15,301 | |
| 174 | | 幼保支援課 | 保育サービス促進事業 (家庭支援推進保育士の配置) | 家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援の向上及び保護者の子育て力の向上を図るため、日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を家庭訪問や地域連携等を通じて行う保育士等を配置する。 | 39,928 | 34,020 | 43,254 | |
| 175 | | 幼保支援課 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築する。 | 13,637 | 10,488 | 9,898 | |
| 176 | | 生涯学習課 | 地域学校協働活動推進事業 ※再掲(18番) | 学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。 | 86,893 | 78,118 | 67,132 | ○ |
| 177 | | 人権教育・児童生徒課 | スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲(168番) | 臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を実践する。 また、スクールカウンセラー等の配置拡充を推進するとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上及び学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」 スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す | 381,983 | 314,938 | 288,967 | ○ |
| 178 | | 人権教育・児童生徒課 | スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲(169番) | 教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境への働きかけを行い、効果的な支援を実践する。 また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を推進するとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上及び学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。 | 120,194 | 108,693 | 106,743 | ○ |
| 179 | | 人権教育・児童生徒課 | 緊急学校支援チーム派遣事業 (R1:子どもの命と心を守り育てる学校支援事業) ※再掲(163番) | 専門家(弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員)と県教育委員会事務局職員による緊急学校支援チームを組織し、公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案に対して学校へ派遣し、改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から助言を行う。 | 832 | 1,188 | 1,188 | ○ |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 | |
|-----|---|--|------------|--|--|-----------------|------------------|---------|---|
| 180 | プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化 | ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置拡充など、保育所等や学校における相談・支援体制の充実 | 人権教育・児童生徒課 | 生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲(172番) (R1廃止) | 市町村教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。 | R1廃止 | R1廃止 | 6,433 | ○ |
| 181 | | | 人権教育・児童生徒課 | 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②学校活性化・安定化実践研究事業 ③夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～) | 推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、育てる力を明確にし、教育活動の中に生徒指導の視点を着実に位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導(子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導)を組織的な推進を目的に、学校を指定し重点的に支援する。 ○実践研究の視点(①～③は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 | 5,986 | 8,747 | 9,347 | |
| 182 | | | 人権教育・児童生徒課 | SNS等を活用した相談事業 | 児童生徒や保護者のコミュニケーションツールが、電話やメールからSNSに変化していることから、SNSを身近な相談ツールとして生徒に利用してもらうためのSNS相談窓口を設置する。 | 8,854 | 8,357 | 9,500 | |
| 183 | プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み | ・不登校の予防と不登校児童生徒などへの支援の強化 | 生涯学習課 | 青少年教育施設振興事業 ※再掲(20番) | 青少年教育施設としての機能を生かし、異年齢集団による多様な体験活動の場を提供し、自主性・社会性・協調性を養う。 体験活動等を通して不登校・いじめ等を未然に防ぐとともに、子どもが家庭や地域社会と上手に関わりながら成長する力を身に付ける。 | 4,585 | 4,585 | 4,549 | ○ |
| 184 | | ・学校や心の教育センター、ひきこもり地域支援センターにおける教育相談や、心のケアの充実強化 | 地域福祉政策課 | ひきこもり地域支援センター事業 ※再掲(165番) | ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。 | 12,036 | 6,512 | 6,597 | ○ |
| 185 | | | 人権教育・児童生徒課 | スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲(168番) | 臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を実践する。 また、スクールカウンセラー等の配置拡充を推進するとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上及び学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」 スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す | 381,983 | 314,938 | 288,967 | ○ |
| 186 | | | 人権教育・児童生徒課 | スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲(169番) | 教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境への働きかけを行い、効果的な支援を実践する。 また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を推進するとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上及び学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。 | 120,194 | 108,693 | 106,743 | ○ |
| 187 | | | 人権教育・児童生徒課 | 心の教育センター教育相談支援事業(ふれんどるーむCoCoを除く) ※再掲(171番) | いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談を一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メール等による相談、出張教育相談、学校支援の実施) | 60,626 | 51,933 | 52,460 | ○ |
| 188 | | | 人権教育・児童生徒課 | スマイルふれんど派遣研究事業 | 高知大学との連携により、家庭にひきこもりがちな子どもたちの話し相手として、学生・大学院生を派遣する。 | 72 | 62 | 110 | |
| 189 | | | 人権教育・児童生徒課 | 心の教育センター教育相談支援事業(ふれんどるーむCoCo) ※再掲(171番) | 学生ボランティアの協力を得て、不登校や悩みのある子どもたちの居場所、交流を図る場を提供する。 | 43 | 56 | 30 | ○ |
| 190 | | ・問題行動のある子どもに対する立ち直りの支援や、社会で孤立させないための就労支援など見守り体制の充実 | 児童家庭課 | 無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守りしごと体験講習事業) | 無職少年等が就職を目指すため、取組の趣旨を理解する見守り雇用主のもとで、最長15日間の見守りしごと体験講習を実施する。 | 632 | 1,468 | 1,532 | |
| 191 | | ・問題行動のある子どもに対する立ち直りの支援や、社会で孤立させないための就労支援など見守り体制の充実 | 児童家庭課 | 無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守り見舞金制度) | 無職少年等をしごと体験講習で受け入れた見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限100万円)を支払う。(県が直接支払い) | 50 | 50 | 50 | |
| 192 | | | 児童家庭課 | 無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守り身元保証制度) | 無職少年等を雇用した見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限200万円)を支払う。 ※全国就労支援事業者機構と協定を締結 | 135 | 162 | 162 | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 | |
|-----|------------------------------------|--|---------------|---|--|-----------------|------------------|---------|---|
| 193 | プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み | ・問題行動のある子どもに対する立ち直りの支援や、社会で孤立させないための就労支援など見守り体制の充実 | 児童家庭課 | 無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守りごと体験) | 中学卒業後、就職を検討している生徒や進路が定まっていない生徒(中学3年生)を対象に授業の一環として、見守り雇用主の元で最長10日間の仕事体験を実施する。 | 50 | 50 | 120 | |
| 194 | | | 児童家庭課 | 無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守り就労支援連絡会) | 無職少年等の自立に向けた就労支援に関する課題について関係機関が集まり協議する。 | 0 | 0 | 0 | |
| 195 | | | 人権教育・児童生徒課 | 生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲(172番) (R1廃止) | 市町村教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。 | R1廃止 | R1廃止 | 6,433 | ○ |
| 196 | | | 警察本部少女女性安全対策課 | 少年の立ち直り支援活動 | 非行少年や問題行動を伴う不登校児童等に対して、学習支援、食育支援等の体験活動を含めた立ち直り支援活動を推進する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策 | 257 | 328 | 405 | |
| 197 | | | 人権教育・児童生徒課 | 生徒指導推進事業 ・不登校対策推進事業費補助金 | 高知市教育委員会が教員OB等の専門的な人材(不登校対策アドバイザー)を活用し、定期・不定期に学校訪問を行い、県教育委員会の不登校対策チームと連携し、組織的な不登校対策が行われるよう指導助言を行う。 | 6,751 | 6,433 | | |
| 198 | | | 人権教育・児童生徒課 | 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②学校活性化・安定化実践研究事業 ③夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～) ※再掲(181番) | 推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、育てる力を明確にし、教育活動の中に生徒指導の視点を着実に位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導(子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導)を組織的な推進を目的に、学校を指定し重点的に支援する。 ○実践研究の視点(①～③は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 | 5,986 | 8,747 | 9,347 | ○ |
| 199 | プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援 | ・奨学金貸与や就学に対する援助など、進学・修学の希望を叶えるための経済的な支援 | 私学・大学支援課 | 私立高等学校等再就学支援金交付金 | 高等学校等を中途退学した者が、私立高等学校等で学び直しをすることを支援するため、所得に応じ授業料の一部を助成する。 | 1,958 | 656 | 2,495 | |
| 200 | | | 私学・大学支援課 | 私立学校授業料減免補助金 | 私立学校に在籍する児童・生徒のうち、生活保護世帯、家計急変世帯、市町村民税非課税世帯、年収350万円未満程度世帯(高校生のみ)で授業料の納付が困難になった者に授業料軽減措置を行う学校法人に対し補助する。 | 101,416 | 92,349 | 117,116 | |
| 201 | | | 私学・大学支援課 | 私立高等学校等就学支援金交付金 | 私立高等学校生等のいる世帯に対して、保護者等の年収に応じ授業料の一部を助成する。 | 1,137,867 | 696,281 | 823,012 | |
| 202 | | | 私学・大学支援課 | 私立中学校等修学支援実証事業費補助金 | 家庭の状況に関わらず、私立中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう一定の所得以下の世帯に対して、授業料の一部を助成することにより世帯の教育負担を軽減する。 | 26,145 | 18,009 | 54,540 | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 |
|-----|------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|--|---|-----------------|------------------|-----|
| 203 | プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援 | 私学・大学支援課 | 私立高校生等奨学金付金扶助費 | 低所得世帯の教育費負担を軽減するため、年収250万円未満程度の世帯(特別支援学校を除く)に対して、定額を支給する。 | 65,154 | 55,417 | 73,001 | |
| 204 | | 私学・大学支援課 | 高知県夢・志チャレンジ育英資金給付事業 | 国や社会の発展に大きく貢献できる有為な人材を育成することを目的に、学業成績が極めて優秀であり、学費の支弁が困難な学生に対して育英資金を給付する。 | 27,360 | 22,560 | 17,515 | |
| 205 | | 高等学校課 | 高等学校等奨学金貸付事業 | 経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与する。 | 248,971 | 308,538 | 318,989 | |
| 206 | | 高等学校課 | 高等学校等就学支援金事業 | 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学金給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。 | 1,512,734 | 1,535,176 | 1,570,871 | |
| 207 | | 特別支援教育課 | 就学奨励事業 | 特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のため必要な経費を補助する。 | 119,065 | 107,824 | 114,154 | |
| 208 | | ・子どもの健やかな成長を育む生活基盤の確保に向けた保護者等への支援 | 児童家庭課 | ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金補助金 | ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のための短期教育訓練(講座等)を受講した場合、受講料の6割を補助する。また、雇用保険法の一般教育訓練給付を受けるひとり親家庭の親に対しては、訓練に要した費用の4割を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親(市部を除く) 補助率:60% 補助基準額:上限80万円(20万円×修業年数) | 184 | 182 | 256 |
| 209 | 児童家庭課 | | ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等補助金 | ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のために長期教育訓練(専門学校等)を受講した場合、受講期間の生活保障として給付金を支給する。また、養成機関への入学時に負担する経費を訓練修了時に支給する。 | 18,652 | 20,636 | 19,385 | |
| 210 | 児童家庭課 | | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 | 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る。 | 1,487 | 1,857 | 2,979 | |
| 211 | 児童家庭課 | | 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | ひとり親世帯の親及び子が高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親及び児童(市部を除く) 最大、受講費用の6割を支給(上限15万円) | 200 | 350 | 500 | |
| 212 | 児童家庭課 | | ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 | ひとり親家庭等を対象とした就業等に関する相談業務等 委託先:特定非営利活動法人 | 4,977 | 4,991 | 5,065 | |
| 213 | 児童家庭課 | | ひとり親家庭医療費補助金 | 市町村が実施する母子・父子家庭医療費助成事業への補助を通じて、医療費の自己負担分を助成し、母子・父子家庭の母・父及び児童の健康維持と生活の安定を図る。 | 244,669 | 257,687 | 262,519 | |
| 214 | 児童家庭課 | | 児童扶養手当費 | 父又は母、あるいは両親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給する。 根拠法令:児童扶養手当法 | 552,856 | 666,486 | 566,291 | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

[別紙1]

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 | |
|-----|------------------------------------|---|---------------------------------------|--|---|-----------------|------------------|--------|---|
| 215 | プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援 | 児童家庭課 | 母子・父子自立支援員設置 | ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 根拠法令:母子及び父子並びに寡婦福祉法 | 5,514 | 4,819 | 4,816 | | |
| 216 | | 児童家庭課 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 母子父子寡婦福祉資金の貸付 根拠法令:母子及び父子並びに寡婦福祉法 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、 修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、 住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金 | 50,291 | 42,864 | 60,919 | | |
| 217 | | 地域福祉政策課 | 生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金) | 住居喪失者等に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就職に向けた支援、助言を行う。 | 2,730 | 105 | 105 | | |
| 218 | | 福祉指導課 | 被保護者就労支援事業 | 生活保護受給者の就労意欲喚起のため、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。 | 13,243 | 11,636 | 13,459 | | |
| 219 | | 地域福祉政策課 | 生活困窮者就労準備支援事業 | 就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。 | 7,356 | 10,068 | 10,012 | | |
| 220 | | 福祉指導課 | 被保護者就労準備支援事業(R2より「生活困窮者就労準備支援事業」から分離) | 就労に向けた準備が整っていない生活保護受給者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。 | 3,545 | 3,459 | 4,805 | | |
| 221 | | 地域福祉政策課 | 生活困窮者就労訓練事業所支援事業 | 生活困窮者等の中間的就労を推進するため、就労訓練事業所の新規開拓を行うとともに、事業所の就労支援担当者に対する支援を実施する。 | 5,503 | 3,824 | 4,500 | | |
| 222 | | 地域福祉政策課 | 生活困窮者自立相談支援事業 | 生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。 | 84,606 | 76,033 | 73,762 | | |
| 223 | | 地域福祉政策課 | 生活困窮者家計改善支援事業 | 家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を実施する。 | 11,043 | 5,911 | 3,173 | | |
| 224 | | 福祉指導課 | 生活保護生活扶助費 | 義務教育及び高等学校等での教育に関する費用(教材代、通学に要する交通費、授業料など)を支給する。 | 13,803 | 10,907 | 17,033 | | |
| 225 | | 住宅課 | ひとり親家庭等の県営住宅入居の優遇措置 | 県営住宅に応募した場合、応募者数が住宅戸数を上回っていたときは公開抽選となるが、「小学校就学前の子供がいる世帯」「18歳未満の子供が3人以上いる世帯」等は、抽選にあたり当選確率を高める優遇措置(項目に該当する毎に当選確率2倍)を受けられる。 | 0 | 0 | 0 | | |
| 226 | | 住宅課 | 地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業 | 地域優良賃貸住宅に子育て世帯等(収入分位0~40%)が入居する際に、事業主体に対して家賃低廉化のための助成を行う(1世帯当たり4万円/月を上限)。 | 0 | 0 | 0 | | |
| 227 | | ・里親制度の推進や、児童養護施設等に入所する子どもなどに対する学習支援・自立支援の推進 | 児童家庭課 | 里親養育包括支援事業 | 家庭での養育に欠ける児童に対し、愛情と正しい理解を持った家庭を与え、その人格を養育育成することを目的とした里親制度の充実を図る。 | 30,542 | 32,210 | 14,413 | |
| 228 | | | 児童家庭課 | 児童養護施設等児童措置費(児童自立援助ホーム) ※再掲(119番) | 義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童に対し、自立援助ホームから通勤させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。 | 57,171 | 16,361 | 17,424 | ○ |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 |
|-----|------------------------------------|---------|--------------------------------|---|--------|-----------------|------------------|----|
| 229 | プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援 | 児童家庭課 | 入所児童自立支援等事業 | 施設が相談支援職員を配置し、児童養護施設等の入所児童の学習・自立支援や退所児童の生活支援等を実施することにより、社会的養護施設の支援機能を強化し、施設入所児童の処遇を充実させる。 | 12,484 | 12,337 | 12,337 | |
| 230 | | 児童家庭課 | 児童家庭支援センター退所児童等アフターケア事業 | 児童家庭支援センター(県から事業受託した社会福祉法人設置)が、退所児童等を対象として退所後の生活支援を行う。 | 41,452 | 29,758 | 20,527 | |
| 231 | | 児童家庭課 | 身元保証人確保等対策事業 | 児童養護施設等を退所する子どもが身元保証人等を確保する場合の負担金や、未成年後見人に係る報酬等の全部又は一部を補助し、あわせて未成年後見人が加入する損害賠償保険及び被後見人が加入する傷害保険に係る費用を県が補助することで身元保証人等を確保する。 | 861 | 776 | 846 | |
| 232 | | 児童家庭課 | 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 | 児童養護施設等を退所し就職又は進学した者または資格取得を目指す者に対して、家賃、生活費又は資格取得費の貸付を行う。 | 1,340 | 1,542 | 3,469 | |
| 233 | | 福祉指導課 | 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 (R1廃止) | 親から子への貧困の連鎖を防止するために、生活困窮世帯(保護世帯含む)の親への養育支援とともに、子どもに対しては、学習に取り組むことができる環境を整備し、学習支援を継続して行うことにより、日常的な生活習慣や学習習慣を身に付け、学力の向上を図り、高等学校進学や将来への希望を持って進路を選択し就労できるようにすることを目的とする。 (対象者:主に小中学生) | R1廃止 | R1廃止 | 1,354 | |
| 234 | | 生涯学習課 | 若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲(121番) | 中学校・高校卒業時及び高校中途退学時の進路未定者並びにニートやひきこもり傾向にある若者たちに対して、修学や就労に向けた支援を行うことで、自立を促進する。 | 50,674 | 48,378 | 48,646 | ○ |
| 235 | プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進 | 健康長寿政策課 | 子どもの健康的な生活習慣支援事業 | 子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。 | 4,877 | 3,489 | 2,834 | |
| 236 | | 健康長寿政策課 | 地域食育推進事業 | 若い世代の栄養・食生活の改善、食育に取り組み、生活習慣病予防に繋げるために、保育所や学校などでの食育講座や量販店における食育イベントを開催し、多くの子ども、県民に食育の重要性を啓発している。 | 2,137 | 1,641 | 1,550 | |
| 237 | | 幼保支援課 | 親育ち支援推進事業 (基本的生活習慣向上事業) | 保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的生活習慣の確立に向けた取組の啓発等を行う。 | 2,005 | 1,305 | 1,470 | |
| 238 | | 生涯学習課 | 家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲(102番) | 市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭の教育力の向上を図る。 | 5,103 | 5,789 | 3,735 | ○ |
| 239 | | 保健体育課 | 食育・学校給食課題対応推進事業 (R1廃止) | 学校給食の普及充実や食育の推進に関わる課題解決に取り組む | R1廃止 | R1廃止 | 307 | |
| 240 | | 保健体育課 | 食育推進支援事業 | 望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進し、児童生徒の実践する力を育成するために、学校と地域等が連携した家庭へのアプローチや地域を巻き込んだ取組を行い、ボランティアによる食事提供活動の充実を図る。 | 1,305 | 1,096 | 960 | |
| 241 | | 保健体育課 | がん教育総合支援事業 | がん教育の普及啓発を推進することにより、健康教育の充実を図る。 | 3,677 | 2,985 | 1,910 | |

高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期) 関連事業一覧

(単位:千円)

| 番号 | プラン | 担当課室 | 事業名 | 事業概要 | R2予算 | R1予算 (2月補正後) | H30予算 (2月補正後) | 再掲 |
|-----|-----------------------------------|---------|---|---|-------|-----------------|------------------|----|
| 242 | プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進 | 健康長寿政策課 | 子どもの健康的な生活習慣支援事業 ※再掲(235番) | 子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。 | 4,877 | 3,489 | 2,834 | ○ |
| 243 | | 幼保支援課 | 親子支援推進事業 (基本的な生活習慣向上事業) ※再掲(237番) | 保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的な生活習慣の確立に向けた取組の啓発等を行う。 | 2,005 | 1,305 | 1,470 | ○ |
| 244 | | 生涯学習課 | 家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲(102番) | 市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭教育力の向上を図る。 | 5,103 | 5,789 | 3,735 | ○ |
| 245 | | 健康長寿政策課 | 喫煙防止教育研修会事業 | 各学校で、学年に応じた効果的な喫煙防止教育が実施されるよう、養護教諭等関係者のスキルアップを目的とした研修会を開催する。 | 127 | 127 | 166 | |
| 246 | | 健康長寿政策課 | 子どもの健口応援推進事業 | 子どもの頃からのむし歯・歯周病予防のため、関係者の正しい理解を得るため、研修会を開催し、フッ化物応用の普及促進や、子どもの理想的な生活習慣の定着を図る。 | 1,141 | 1,783 | 1,819 | |
| 247 | | 保健体育課 | 学校保健指導費 | むし歯・歯肉炎予防、フッ化物応用、仕上げ磨きの重要性と口腔清掃定着を図るため、歯と口の健康に関する表彰等を通じて啓発活動を行う。 | 678 | 339 | 288 | |

| | | | | |
|-----------|----------------------------|------------|----------------------------|---|
| 令和2年度予算 | 12,660,123 | (令和元年度予算 | 11,088,570 |) |
| 再掲を除いた計 | 7,762,215 | (再掲を除いた計 | 6,955,581 |) |
| 事業数(合計) | 231 | (事業数(合計) | 231 |) |
| | ※総数(247)-廃止(16)=231 | | ※総数(244)-廃止(13)=231 | |
| 再掲を除いた事業数 | 179 | (再掲を除いた事業数 | 179 |) |
| | ※総数(247)-廃止(16)-再掲(52)=179 | | ※総数(244)-廃止(13)-再掲(52)=179 | |

令和2年度第1回高知県子どもの環境づくり推進委員会 資料

高知県子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート

- **全事業（プラン1～プラン13）**

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|--------|----|---------------------------------------|--|---|--|---|---|---|--|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C・A) | 計画(P) |
| 生涯学習課 | 1 | 環境学習推進事業 | 平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。 | ○資格を取ることが目的であった講習から受講者の実際の活動に即した高知県独自の自然体験活動企画セミナーに変更したことで参加者が増加した。 ・自然体験指導者の養成状況 H25:19人→H26:21人→H27:11人→H28:12人→H29:23人→H30:25人(計:111人)※H30年度事業終了 ○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。 | ○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ○各地で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。 ・自然体験活動指導者の育成 (H25～H31累計) 100人以上※H30年度事業終了 | ○指導者養成研修の実施(委託)※H30年度事業終了 ○各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ○市町村訪問・校長会での説明を行う、周知を図る。 | ○体験活動推進事業は「指導者派遣事業」に事業変更。園児・児童・生徒が行う、自然にふれあう体験活動を企画できる講師を、5団体程度を対象に5～10名派遣する。またチラシ等でPTA事業での活用を呼びかけ、親も巻き込み、自然体験活動を体験させていく。 ○新規事業である自然体験型学習事業では、小学校等が行う、森林に関する体験活動を含む2泊3日以上の宿泊体験活動に対して定額の補助を行う。年間30校の実施を目標とする。 | ○指導者派遣事業 5団体に指導者を合計11名派遣した。参加児童生徒は182名、保護者127名、教員等20名、合計329名の参加であった。 ○自然体験型学習事業 小学校10校、中学校6校の16校が事業を実施した。2泊3日が9校、3泊4日が6校、6泊7日が1校であった。 ○子ども地域学習推進事業 全5回講座のべ参加数49名 第1回9名 オリエンテーション 第2回9名 ワークショップ 第3回8名 ワークショップ 第4回11名 森林総合センター祭のキッズフェス出展 第5回12名 修了証授与 | ○指導者派遣事業 各市町村教育委員会とおして、小学校等へ要綱、チラシ等を配付し、PTA事業等での活用を依頼した結果、第1四半期で5団体からの応募があった。PTA事業で活用した学校が4校であり、子どもだけでなく大人も巻き込んだ木や自然に触れる機会を創出できた。 ○自然体験型学習事業 目標の30校を実施することができなかった(16校実施)。働き方改革の影響や授業時数の確保を要因として、学校が宿泊体験活動を短縮し、目標を達成することができなかった。 ○子ども地域学習推進事業 ・参加者満足度95% ・各回の参加者数は目標に達しなかったため、参加者への周知の工夫が必要。 ・中学生、高校生の参加を促すための工夫が必要。 | ○自然体験型学習事業 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:20校 市町村教育委員会や校長会で事業の説明や勧誘を行う。青少年教育施設に事業説明を行い、プログラム開発や関係機関との連携を依頼。 ・概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:5団体 県内のNPO団体や自然体験活動団体へ周知、参加を依頼 ○子ども地域学習推進事業 子どもが主体的に中山間地域の活性化のために、森林や林業などの課題を解決するためのプロセスを体験する。 目標:各回の参加者数14名 参加者満足度90%以上 |
| 保健体育課 | 2 | 幼児期の身体活動推進事業 (R1廃止) | 神経系の発達著しい幼児期に焦点を当て、運動の基礎となる運動感覚を育てるためのプログラムを普及させることで、動ける身体、動きたくなる身体の育成を図る。 | ○園への単発での講師派遣(年間1回)では、園の指導者の指導力向上が難しい。 ○保護者への幼児期の運動遊びの啓発が弱い。 | ○県内の全ての幼稚園・保育園・認定こども園において、幼児期運動指針に基づく運動遊びが周知されている。 (幼保支援課との連携) ○県内全ての市町村(34市町村)において、親子で楽しむ運動遊び事業が実施される。 | ○幼児期の運動遊びの実践を行う指定園を増やすことで、県内の園において、幼児期運動指針に基づく運動遊びの取組を進める。 ○県内の幼稚園・保育所・こども園の保育士や教諭の中から、幼児期運動指針に基づく運動遊びを指導できる人材育成を進める。 | 本事業は平成30年度で終了とするが、平成31年度からは幼保支援課の取組である幼児教育の中の健やかな心と体の育成に協力していくこととする。 | 体育・保健体育指導力向上研修(8/23)(幼児の運動遊び) ※教育センターの保育技術専門講座との合同開催 | ○小学校17名を含む154名の参加があり、発達の段階に応じた楽しみ方や支援の仕方など、運動遊びについて多くの教職の理解を図ることができた。 | |
| 食品・衛生課 | 3 | 動物愛護体験事業 | 動物とのふれあいを通じ命の尊厳や友愛の精神と動物愛護の精神を養うことを目的とする。 | ○動物愛護教室の募集をしても、希望数が少ないため、毎年、20回程度開催できるよう広報していく。 | ○動物愛護教室の広報をすることで、動物愛護教室の開催数を増やし、動物の命を尊重する考え方を育てていくと共に、動物の適正な飼養について理解することにつなげる。 | ○動物愛護教室を毎年20回程度開催する。 | ○福祉保健所を通じて管内小学校に開催案内を送付 ○食品・衛生課から学童保育等に開催案内を送付 ○動物愛護教室の開催 | 15回開催、385名参加 | ○開催数を増やす広報等が必要 ・各小学校の年間スケジュールに組み込んでもらえるよう、前年度末に開催案内を送付する。 | ○福祉保健所を通じて管内小学校に開催案内を送付 ○動物愛護教室の開催 |
| 児童家庭課 | 4 | 子育て応援広報紙作成等委託事業(「わいわい」夏休み号) (R1廃止) | 子どもたちが、県内各地で実施されている体験学習を計画的に選択し参加できるように、体験学習事業に係る情報を一元的に提供する。 | わいわいくじら夏休み号はNPO高知市民会議が高知市内の小学生を対象とした夏休みに開催される県内の体験イベントをまとめた情報紙であるが、情報提供のニーズは高知市の市町村の子育て家庭にもある。 | ○情報紙等を通じて、体験学習事業に関する情報がより充実して提供され、行き届いている。 | ○情報紙「わいわいくじら」を作成し、夏休み前に小学校等に配布 ・7月配布 部数 15,500部 | | | | |
| 国際交流課 | 5 | 友好姉妹都市中学生等交流推進事業 | 高知県と姉妹交流協定を締結している韓国・全羅南道と本県の青少年を相互派遣し、様々な体験活動を行うとともに両県道の交流を推進する。(隔年で受入と派遣を実施)本県と全羅南道の高校生を1年ごとに相互派遣し、現地高校訪問やホームステイ等を通じた国際交流を行う。 | ○次世代を担う若い世代の国際交流の推進 | ○多様な文化と出会うことによる国際感覚の醸成 ○日本(高知)と韓国(全羅南道)の架け橋となる意識を持つ生徒が増える ○草の根の国際交流の推進 ○両県道の交流のルーツである田内千鶴子氏について理解を深める | ○平成30年度は全羅南道庁に加え、高知県教育委員会高等学校課と連携をしながら進める | 平成31年8月に全羅南道高校生6名が高知県を訪問予定。 | 日韓関係の悪化のため、全羅南道側からの申し出により暫定延期となり、未実施 | 課題:R2年度の実施について、高知県が派遣するか、受け入れるか全羅南道側との調整が必要 | 全羅南道側と調整し、R2年8月に高知県から高校生を派遣する予定(ただし、新型コロナウイルスの状況によっては、延期または中止の可能性あり) |
| 環境共生課 | 6 | 環境活動支援センター事業 | 環境学習の講師の紹介、派遣、育成、環境学習プログラムの作成及び活動団体の交流会の開催により、子どもたちの環境学習や環境活動を支援する。また、地域イベントへの出展やホームページ運営等による情報発信を行う。 | ○学校における学習指導要領や年間の行事スケジュール等との調整 | ○環境学習の受講者数 1,800人/年 ○生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数 50人(累計) | ○空白地帯(未実施市町村、未実施校)の解消 ○推進リーダー育成研修の充実 | ○環境学習講師の紹介、派遣(受講者数 2,000人) ○生物多様性リーダー育成講座の開催(2回、新規登録20人) ○環境学習プログラムの作成 ○子どもエコクラブ交流会の開催 ○地域イベントへの出展(3回) ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信 | ○講師派遣65件、受講者2,891人 ○生物多様性リーダー養成講座の開催(9/21、11/17、新規登録6名) ○小学生向け環境学習プログラムリストを活用した授業プランづくりと実践、高等学校向けプログラムリストの作成 ○子どもエコクラブ交流会の開催(2/2) ○地域イベントへの出展(4/21アースデイズピクニック(高知市)ほか3回) ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信 | ○多くの取り組みにより、児童・生徒が環境問題を学習する機会を提供することができた。 ○教育現場との連携を強化することができている。 ○取り組みの継続・定着を進めるとともに、県内全域へ広げる必要がある。 | ○環境学習講師の紹介、派遣(受講者数 2,500人以上) ○生物多様性リーダー育成講座の開催(2回、受講者数20人以上) ○環境学習プログラムの作成 ○子どもエコクラブ交流会の開催 ○地域イベントへの出展(3回) ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信 |
| 環境共生課 | 7 | 牧野植物園管理運営費(企画広報事業) | 植物を通じた学習や体験活動ができるイベントを広く周知するために、県内向けテレビ・ラジオCMの放送や、チラシ・ポスターの製作を行う。 | 子どもを含めた入園者数が伸び悩んでいる。 また、子どもを対象とした学習プログラムの充実をはかり、年間を通して学校の場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。 | 児童生徒の利用の増 | 平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、プログラムの充実をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整えたいと、効果的な広報を実施する。 | ○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付する(349校に対し4回) ○体重15kgまでのお子様を対象にした「オオニバスにのろう」のチラシを県内幼・保育園に配布するなど、対象や興味をしぼり、お子様の目に直接触れる広報を実施 ○学習プログラム実施のための新園地を広報し、学校の校外学習利用につなげる | ○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付した(340校に対し5回) ○体重15kgまでのお子様を対象にした「オオニバスにのろう」のチラシを県内幼・保育園に配布した ○学習プログラム実施のための新園地を広報した | ○新園地での学習プログラムを開始し、各イベントが子どもにも好評を博し、子どもの入園者数は徐々に伸びている。 H30 18,138人 → H31 24,733人 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数をさらに伸ばす必要がある | ○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付する(340校に対し5回) ○体重15kgまでのお子様を対象にした「オオニバスにのろう」のチラシを県内幼・保育園に配布するなど、対象や興味をしぼり、お子様の目に直接触れる広報を実施 ○学習プログラム実施のための新園地を広報し、学校の校外学習利用につなげる |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|-------|----|--|---|---|--|---|--|---|---|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C・A) | 計画(P) |
| 生涯学習課 | 8 | 新・放課後子ども総合プラン推進事業 (H30 放課後子ども総合プラン推進事業) | 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。 | ○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。 | ○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学び力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校：95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校：96%以上 | ○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。 ○放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。 | (1) 運営等補助（うち高知市）子ども教室145(41)カ所 児童クラブ185(98)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成11カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員（放課後児童コース）研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回 ・全市町村訪問 9～10月 ・取組状況調査 8～9月 | (1) 運営等補助（うち高知市）子ども教室145(41)カ所 児童クラブ185(98)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成4市11施設 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・夏期出前講座実施回数 213件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日(10/14, 10/27, 11/24, 12/1) ・子育て支援員（放課後児童コース）研修 全2日(9/7, 9/8) ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会等(9/6) ・資質向上研修10回 安全防災(6/6, 6/13, 6/18) 防犯対策(7/9, 7/12) 児童虐待防止(12/13, R2/1/24) 子どもの発達と発達障害への理解を促進するステップアップ研修 全3回(10/1, 10/31, 11/19) 発達障害児等理解促進 子どもの育ちを支援する研修会(2/7, 2/12) ・全市町村訪問 9～10月 ・取組状況調査 8～9月 | ○全小学校区の96.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や多様な体験活動への支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、着実に減ってきている。今後も継続して市町村に働きかける必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。 | (1) 運営等補助（うち高知市）子ども教室143(41)カ所 児童クラブ185(98)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成11カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員（放課後児童コース）研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 9～10月 ・取組状況調査 8～9月 |
| 生涯学習課 | 9 | 環境学習推進事業 ※再掲(1番) | 平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NP〇等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。 | ○資格を取ることが目的であった講習から受講者の実際の活動に即した高知県独自の自然体験活動企画セミナーに変更したことで参加者が増加した。 ・自然体験指導者の養成状況 H25:19人→H26:21人→H27:11人→H28:12人→H29:23人→H30:25人(計:111人)※H30年度事業終了 ○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。 | ○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ◇各地で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。 ・自然体験活動指導者の育成(H25～H31累計) 100人以上※H30年度事業終了 | ○指導者養成研修の実施(委託)※H30年度事業終了 ◇各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ○市町村訪問・校長会での説明を行い、周知を図る。 | ○体験活動推進事業は「指導者派遣事業」に事業名変更。園児・児童・生徒が行う、自然にふれあう体験活動を企画できる講師を、5団体程度を対象に5～10名派遣する。またチラシ等でPTA事業での活用を呼びかけ、親も巻き込み、自然体験活動を体験させていく。 ○新規事業である自然体験型学習事業では、小学校等が行う、森林に関する体験活動を含む2泊3日以上の宿泊体験活動に対して定額の補助を行う。年間30校の実施を目標とする。 ◇子ども地域学習推進事業 子どもが主体的に中山間地域の活性化のために、森林や林業などの課題を解決するためのプロセスを体験する。 目標:各回の参加者数14名 参加者満足度90%以上 | ○指導者派遣事業 6団体に指導者を合計11名派遣した。参加児童生徒は182名、保護者127名、教員等20名、合計329名の参加であった。 ○自然体験型学習事業 小学校10校、中学校6校の16校が事業を実施した。2泊3日が9校、3泊4日が6校、6泊7日が1校であった。 ◇子ども地域学習推進事業 全5回講座のべ参加者49名 第1回9名 オリエンテーション 第2回9名 ワークショップ 第3回8名 ワークショップ 第4回11名 森林総合センター祭のキッズフェス出展 第5回12名 修了証授与 | ○指導者派遣事業 各市町村教育委員会とおして、小学校等へ要綱、チラシ等を配付し、PTA事業等での活用を依頼した結果、第1四半期で5団体からの応募があった。PTA事業で活用した学校が4校であり、子どもだけでなく大人も巻き込んだ木や自然に触れる機会を創出できた。 ○自然体験型学習事業 目標の30校を実施することができなかった(16校実施)。働き方改革の影響や授業時数の確保を要因として、学校が宿泊体験活動を短縮し、目標を達成することができなかった。 ◇子ども地域学習推進事業 ・参加者満足度95% ・各回の参加者数は目標に達しなかったため、参加者への周知の工夫が必要。 中学生、高校生の参加を促すための工夫が必要。 | ○自然体験型学習事業 ・学校行事として実施する2泊3日以上の自然体験型学習事業実施校:20校 市町村教育委員会や校長会で事業の説明や勧誘を行う。青少年教育施設に事業説明を行い、プログラム開発や関係機関との連携を依頼。 概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上の自然体験型学習事業実施団体:5団体 県内のNPO団体や自然体験活動団体へ周知、参加を依頼 ◇子ども地域学習推進事業 子どもが主体的に中山間地域の活性化のために、森林や林業などの課題を解決するためのプロセスを体験する。 目標:各回の参加者数14名 参加者満足度90%以上 |
| 生涯学習課 | 10 | 長期宿泊体験活動推進事業 (R1廃止) | 県内における長期集団宿泊活動のモデルを構築し、小学校等を主体とした3泊4日以上の宿泊体験活動を支援するとともに、これを受け入れる青少年教育施設の教育プログラムを確立する。 | ●3泊4日以上の長期宿泊体験活動を行っている小学校等がほとんどない。 ●青少年教育施設に学校の様々なニーズに応えられるプログラムが不足している。 | ○長期宿泊体験活動を通じて、子どもたちの豊かな心の育成と確かな学力の基盤形成が図られている。 ○3泊4日以上の長期宿泊体験活動の教育効果に対する実施校の肯定的評価の割合:100% ○長期宿泊体験活動を実施する小学校等:30校以上 | ○活動のモデルプログラムの活用により事業効果を高めるとともに、本事業の有効な活用方法を学校や市町村訪問等により周知し、実施校の拡大を図る。 | ○平成30年度で事業廃止 ○森林環境税を活用し、森林に関する体験活動を含む2泊3日以上の宿泊体験活動を行う小学校を支援する「自然体験型学習事業」を創設 | | | |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | | R2 |
|-------|----|----------------------------------|---|--|--|---|--|---|---|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 文化振興課 | 11 | 県立坂本龍馬記念館(教育普及事業) | 小中学校を対象に記念館職員等による坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習・総合学習の出前授業を実施する。 | ○出前授業の認知度がまだ低い。 ○子どもたちの興味をひき、かつ参加しやすい内容の検討。 | ○年間20校程度 ○参加者30名程度 | ○県内市町村の教育委員会に出向き、出前講座についての説明を行い、認知度をあげるよう努める。 ○6月上旬までに内容を確定させ、夏休み前には広報を行う。(8月上旬実施) | ○出前授業 年間 20校 ○夏休み子ども教室 1回 参加者 50名 ○夏休み子ども・龍馬フォーラム 1回 参加者 30名 | ○出前授業 実施箇所:延19校 参加者:711人(教員・保護者等含む) 児童クラブ実施か所21か所 参加者:721人 ○夏休み子ども・龍馬フォーラム 1回 参加者16人 ○夏休み子ども教室 のべ4回(2日間) 参加者35名 | ○小中学校等へ出前授業とともに、児童クラブも対象として活動の場を広げ、坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習の充実を図った。 ○子ども教室では、工作を楽しみながら坂本龍馬や幕末の生活について知識を広めることができるよう取り組みを行った。 ○吉村虎太郎生家(津野町)、龍馬脱藩の道(構原町)を訪ねた。構原龍馬会会長の協力で実際に脱藩の道の一部を歩く体験を行い、龍馬の脱藩時の気持ち等を体験してもらった。今後も、学習のみならず、体験等することにより、坂本龍馬や幕末についての知識を深める取り組みを行う。 | ○出前授業 年間20校→40校 ○夏休み・子ども龍馬フォーラム 参加者 30名 ○夏休み子ども教室 参加者 40名 |
| 文化振興課 | 12 | 県立文学館(教育普及事業) | 朗読を通して文学に親しむ子どもたちを育てるため、小中学生を対象に朗読コンクールを実施する。カルチャサポーターによる子どもたちが興味を持つお話しや、土佐民話の紙芝居、絵本の読み聞かせを行う。 | ○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育むことができるよう、児童生徒文学作品朗読コンクール等を実施している。 | ○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育む。 | 小中学生を対象にした朗読コンクールや絵本の読み聞かせを実施する。 | ○児童生徒文学作品朗読コンクール ○おはなしキャラバン(館内・出張) | ○児童生徒文学作品朗読コンクール 出場者 114人・参加者 611人 ○おはなしキャラバン(館内・出張) 55回 参加者 3,422人 | ○児童生徒文学作品朗読コンクール 朗読作品の多様性が見られ、作品を選ぶ段階から丁寧な取り組みを心がけていることが感じられた。 また、金賞1名、銀賞2名ともに中学生が受賞したことは、小学校から朗読を続けている生徒が増えることにより全体のレベルも上り、当該事業が地道に続けてきた取り組みが、生徒自身の可能性を広げることにつながっていることがうかがえる。 ○おはなしキャラバン 依頼を受けて出張する「出張おはなしキャラバン」は、夏休み中の小学校放課後児童クラブを中心に保育園やグループホームなど様々な依頼があった。 特に、小学校放課後児童クラブでは、土佐民話紙芝居をはじめ、夏の企画展の関連図書を読み聞かせなど、多様な内容を盛り込むことで、子どもたち一人一人の興味関心を呼び起こすサポートができた。 世代を超えた読み手と聴き手双方向のコミュニケーションの場である当事業は、多様なコミュニケーションが求められる現代において、貴重な取り組みであると考えられる。 | ○児童生徒文学作品朗読コンクール ○おはなしキャラバン(館内・出張) |
| 文化振興課 | 13 | 県立高知城歴史博物館(教育普及事業) | 子ども達へ歴史・文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を作る。また、学校の授業に協力し、出張授業や見学受け入れを行う。 | ○子どもたちが楽しみながら歴史に親しめるよう、子ども向け体験型講座等を実施している。 | ○子どもたちが、日本と土佐の歴史・文化にふれる機会と内容の充実を図る。 | ○子供向け体験講座の開催等により、子どもたちに歴史・文化を体験する場を提供するとともに、展示方法に工夫を加えることで、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を充実させる。また、学校の授業に協力し、出前授業や見学の受け入れ等を行う。 | ○子供向け体験型講座 ○わくわくたんけんシリーズ ○夏休み工作教室 ○みるきくさわるシリーズ ○学校見学の受け入れ ○学校出前授業 ○フィールドワーク学習への協力 ○職場体験学習の受入 ○ミュージアムバス事業 | ○わくわくたんけん!高知城 8/4(30名) ○夏休み工作教室 ①イブづくり 8/8(11名) ②扇子とハンコづくり 8/19(17名) ○みるきくさわる ①刀 5/5(10名) ②岩絵具で描く 11/18(11名) ○学校への出前授業 7校(31回) ○フィールドワーク学習への協力 11校 ○職場体験学習の受入 7校 ○ミュージアムバス事業 3校 ○児童クラブへの出前講座 5ヶ所 | ○子どもたちが、日本と土佐の歴史・文化に触れることができるよう、催しの機会と内容の充実を図った。 ○博物館の活用方法をまとめたパンフレットの作成・送付、ホームページ内に学校向けページを設置する等、学校向けの広報にも力を入れ、博物館の活用機会の充実を図った。 ○博物館を通して、様々な歴史や文化に理解と興味関心を深めることができるよう、引き続き子ども向けの催しや、学校教育への協力を積極的に行っていく。 | ○子供向け体験型講座 ○わくわくたんけんシリーズ ○夏休み工作教室 ○みるきくさわるシリーズ ○学校見学の受け入れ ○学校出前授業 ○フィールドワーク学習への協力 ○職場体験学習の受入 ○スクール・ミュージアムバス事業 |
| 文化振興課 | 14 | 県立歴史民俗資料館(教育普及(学校教育)事業) | 小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施、中高生の職場体験学習の受入れ、来館して展示見学やビデオ学習等を行う学校に対してバス借上げ料を負担する。 | ○子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるよう、ワクワワーク(子ども歴史教室)等を実施している。 | ○子どもたちが、歴史や文化に触れる機会を充実させる。 | ○小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施や中高生の職場体験学習の受入れ、来館による展示見学・ビデオ学習等を行う学校に対するバス借上げ料の費用負担。 | ○ワクワワーク(子ども歴史教室) ○派遣授業 ○体験学習 ○バス借上げ来館授業 ○授業応援教材の開発 ○職場体験 | ○ワクワワーク(子ども歴史教室) 5回開催 287人参加 ○派遣授業 8校 550人参加 ○体験学習 13校 ○バス借上げ来館授業 1校 ○職場体験 中学校:6校 大学(博物館実習):1校 | ○体験活動など子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるとともに、学ぶこと、働くことを通じて社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力の育成につながるよう、引き続き取組を実施していく。 | ○ワクワワーク ○派遣授業 8回 ○体験学習 15校 ○バス借上げ来館授業 1回 ○授業応援教材の開発 ○職場体験 |
| 文化振興課 | 15 | 県立美術館(教育普及事業) | 美術館職員が学校に出向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。 | ○平成25年度から平成29年度までの5年間で、87回(3,868人)の出前講座を開催している。 | ○年間20件以上の出前講座の開催 | ○現在行っている出前講座を継続して行っていく。 | ○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 | ○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 8校 594人参加 ②出前クラシック教室 6校 417人参加 ③出前演劇教室 3校 84人参加 ④ミュージアムバスツアー 6校 293人招待 ○職場体験 4校 5人受入 | ○これまで来館のなかった学校の利用があったほか、プログラム内容に対して教員や子どもたちから高い満足度が得られた。 ○県内小中学校等へのスクールプログラムのさらなる広報や、学校等来館時の受入体制整備(スタッフ、鑑賞ツール等)が課題として挙げられる。 | ○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 |
| スポーツ課 | 16 | 「わいわいチャレンジ!」(スポーツ体験事業) (R1廃止) | 県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。 | ○一定認知度も上がり、参加人数も確保できるようになっている。 ○内容を精査し、経験したスポーツを継続して続ける環境を作ることが今後の課題。 | ○いろいろなスポーツを体験することにより、スポーツの楽しさを知り、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を持てるようになる。 ○目標年間参加者数 のべ250人以上 | ○年間10回のスポーツ体験事業を設定。学校体育で経験しないようなスポーツを中心にスポーツに子どもたちがふれあう場を設定する。 ○経験したスポーツを続けていける環境を作る。また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を作る。 | | | | |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|-------|----|--|--|---|--|--|--|--|---|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 生涯学習課 | 17 | ふるさと教育推進事業 | 郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を通じて、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育むために、専門性や広域性を生かして活動する団体を支援し、ふるさと教育を推進する。 | ○本来、社会教育で公民館等が担うべき郷土学習が十分にされていない。または、対象が一部の大人に留まっている。 ○ふるさと教育を更に推進するため、小学生が郷土の偉人の生き方や志について公民館を学びの拠点としてフィールドワーク等を通して学ぶ機会を増やす。 ○活動全般において子ども達の積極的な参加を促す。 | ○子ども達の郷土の歴史、偉人の志に対する興味・関心、知識が向上している。 ○子ども達がおもてなしの精神を学ぶことで他者を思いやる心を身につけている。 | ○フィールドワーク等、体験を通じて郷土の歴史や文化に触れさせることで、子ども達の知的好奇心を喚起させ、意欲的に郷土学習に取り組むように促すことで、教育大綱に掲げられた基本理念「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材の育成」の実現を目指す。 ○お遍路さんへの接待を毎年度行い、おもてなしを通して子ども達の道徳性の涵養(自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等)に繋げる。 | ○ふるさと教育推進事業費補助<土佐史談会> ・出前講座等の実施 ・高知追手前高校105名(3時間) 高知ろう学校3名 須崎総合高校16名 高知県連合婦人会> ・子どもによるお遍路さんの接待等 高知市:88名参加 第31番札所(竹林寺) 香美市:142名参加 第28番札所(大日寺) 土佐清水市:117名参加 第38番札所(金剛福寺) ○郷土学習支援事業実施<土佐史談会> ・フィールドワーク等の実施 津野町 精華小学校、中央小学校、葉山小学校 計3名参加 南国市 岡豊小学校 計2名参加 高知市 潮江小学校、横内小学校、朝倉第二小学校、戸和小学校 計4名参加 | ○ふるさと教育推進事業費補助金 ・出前講座では、郷土の歴史や先人たちの功績についてふれ、線のある史跡等を訪問することで、郷土への関心や愛着を高め、郷土の魅力の再発見につなげることができた。 ・子どもによるお遍路さんの接待では、小学生が地域での世代間交流や県外の方々への接待から、感謝する心やおもてなしの心の大切さについて学ぶことができた。 ○郷土学習支援事業 ・校区の公民館と連携した取組を行うことで、学校教育だけでは得ることのできない地域の方々との交流や地域の歴史について深い学習を展開することができた。 津野町:参加者満足度84% 南国市:参加者満足度95% 高知市:参加者満足度93.3% | ○ふるさと教育推進事業費補助<土佐史談会> ・出前講座等の実施 ・高知県連合婦人会> ・子どもによるお遍路さんの接待等 ○郷土学習支援事業実施<土佐史談会> ・フィールドワーク等の実施 | |
| 生涯学習課 | 18 | 地域学校協働活動推進事業(H30 学校支援地域本部等事業) | 学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。 | ○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・学校支援地域本部が設置された小学校:150校以上 中学校:080校以上 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。 | ○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各学校支援地域本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。 | ○市町村への財政支援を継続するとともに、学校支援地域本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。 | (1)運営等補助 34市町村183本部282校(うち、県立校6本部6校、高知市38本部38校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) ・地域コーディネーターハンドブック作成・配布 (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月~) ・実施状況確認票による現状確認の取組(5月~) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月) | (1)運営等補助 34市町村184本部282校(うち、県立校6本部6校、高知市38本部38校) (2)市町村訪問 5月~2月 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会(9/6) ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会(中部11/13、西部R2/1/16、東部R2/2/12、高知市R2/1/24) ・地域コーディネーター研修(6/19、8/30、9/5) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部(実施校)の決定・取組支援(4月~) ・実施状況確認票による現状確認の取組(5月~) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(7回) ・市町村・学校等への個別訪問活動(年間663回) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置計画作成の支援(12~1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(3月) | ○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:168校、中:98校、義務教育学校2校 ・市町村や学校によって、地域と連携・協働した活動内容に差があり、充実の鍵となる地域コーディネーター人材の確保や育成を図る必要がある。 ○地域学校協働本部実践ハンドブックの作成し全市町村と関係各所へ配布 ○高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)において、高知県版の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組を実施した。 ・高知県版地域学校協働本部(実施校)の数128校 ○高知県版地域学校協働本部実施校数は、昨年度の各市町村の設置計画を上回っている。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう、県として支援を行っていく必要がある。 | (1)運営等補助 34市町村204本部289校(うち、県立校8本部8校、高知市42本部42校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月~) ・実施状況確認票による現状確認の取組(6月~) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置計画更新の支援(12~1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月) |
| 生涯学習課 | 19 | 新・放課後子ども総合プラン推進事業(H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲(8番) | 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。 | ○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。 | ○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上 | ○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し、運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 | (1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室145(41)か所 児童クラブ185(98)か所 (2)児童クラブ施設整備への助成 4市11施設 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 ・夏期出前講座実施回数 213件 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日(10/14、10/27、11/24、12/1) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日(9/7、9/8) ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会等(9/6) ・資質向上研修10回 ・安全防災(6/6、6/13、6/18) ・防犯対策(7/9、7/12) ・児童虐待防止(12/13、R2/1/24) 子どもの発達と発達障害への理解を促進するステップアップ研修 全3回(10/1、10/31、11/19) 発達障害児等理解促進 子どもの育ちを支援する研修会(2/7、2/12) ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 | ○全小学校区の96.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や多様な体験活動への支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、着実に減ってきている。今後も継続して市町村に働きかける必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。 | (1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室143(41)か所 児童クラブ185(98)か所 (2)児童クラブ施設整備への助成11か所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 | |
| 生涯学習課 | 20 | 青少年教育施設振興事業 | 青少年教育施設としての機能を生かし、異年齢集団による多様な体験活動の場を提供し、自主性・社会性・協調性を養う。体験活動等を通して不登校・いじめ等を未然に防ぐとともに、子どもが家庭や地域社会と上手に関わりながら成長する力を身に付ける。 | ○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を活かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを活かしてふるさとの良さを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていく必要がある。 | ○魅力的な主催事業の実施を通じて、多様な体験活動が促進され、施設利用者も増加している。 県立青少年教育施設の利用者数(小・中・高校生) 延べ160,000人以上 | ○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特長やスタッフのノウハウを活かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。 ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。 | ○地域のニーズを踏まえた主催事業の実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ○積極的な広報の実施 ・事業チラシの学校配布や学校訪問による広報の実施 | ○主催事業の実施 青少年センター 12事業実施 幅多青少年の家 12事業実施 ○中1学級づくり合宿事業(日帰りを除く。) 青少年センター 8校参加 幅多青少年の家 13校参加 ○不登校対策事業 青少年センター 5回実施(延13人参加) 復学・進学者数 5人 幅多青少年の家 6回実施(延40人参加) 復学・進学者数 8人 ○広報活動 ・施設のパンフレットや主催事業のチラシの配付 ・近隣市町村小中学校長会での事業説明・パンフレットの配付 ・ケーブルテレビ、ホームページ、メール等による情報発信 | ○中1学級づくり合宿事業実施後のアンケート結果では、生徒の満足度が高く、教員からも「今後の学級経営に役立つ」「生徒理解が進んだ」などの好評を得た。今後も学校との事前打合せを綿密に行い、学校のねらいや実態に応じたプログラムを実施していく必要がある。 ○不登校対策事業では、復学・進学につながったケースもあり、一定の成果を得ることができた。 ○事業内容をより多くの方に知っていただくため、SNS等も活用し、さらなるPRを行う必要がある。 | ○利用者のニーズを踏まえた魅力的な主催事業の実施 ○中1学級づくり合宿事業、不登校対策事業の実施 ○積極的な広報活動の実施 |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | | R2 |
|------------|----|-------------------------------|--|---|---|---|--|--|--|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 文化財課 | 21 | 出前考古学教室事業 | 埋蔵文化財センターの職員が学校に出向き、学校と連携して埋蔵文化財の授業や体験学習を実施し、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。 | 埋蔵文化財を通して、子ども達を中心とする次世代に歴史や文化、地域への愛着について継承していくこと。 | ○埋蔵文化財の授業や体験学習の実施をとおして、生徒の地域の歴史と文化財保護に関する意識が高まる。 | 4・5月 前年度の実績報告 当年度の契約の締結 9・10月 次年度の取組の検討 3月 翌年度の計画の決定 (指定管理機関:平成30年度～平成34年度) | ○出前考古学授業 (年約80校で開催) 前期:4月～7月 後期:10月～2月 前期は主に学校を対象として行い、後期は学校に加えPTA、団体等も対象として実施する。 | ○出前考古学授業 小学校が中心であったが、高校1校、特別支援学校1校の授業以外にも、学年行事や学童クラブ、公民館等で実施した。 ・前期(5/7～8/24)56回1,722人参加 ・後期(9/3～1/31)17回 701人参加 | ○遺跡や遺物、体験学習を通して、地域の歴史への興味や昔の人の知恵と技術に感心する感想が多くあった。 ○担当職員だけでは、手が足りない場面も見られ、今後、ボランティアの育成と協力を検討することも必要である。 | ○出前考古学授業 対象:県内の小学校等約80校(前期50校、後期30校) 前期:5月～7月 後期:9月～2月 前期は主に学校を対象として行い、後期は学校に加えPTA、団体等も対象として実施する。 |
| 文化財課 | 22 | 公開講座事業 | 市町村や学校と連携し、考古学の基礎知識や地域の遺跡、遺物の概要等についての講座を開催することで、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。 | 埋蔵文化財センターの持っている資料や知識を活かしながら、センターの認知度向上と埋蔵文化財に関する拠点施設となることを目指す。 | ○公開講座事業を通じて、県民の地域の歴史と文化財保護に関する意識が高まる。 | 4・5月 前年度の実績報告 当年度の契約の締結 9・10月 次年度の取組の検討 3月 翌年度の計画の決定 (指定管理機関:平成30年度～平成34年度) | ○山城講座と城歩き(年4回) ○考古学から学ぶ史跡の見方(年3回) ○考古学研究最前線解説会(年2回) ○遺跡解説会(年3回) ○まいぶん講座(年3回) ○古代ものづくり体験教室(年20回) ○親子考古学教室(年34回) ○まいぶんセンターまつり(11月10日) | ○山城講座と城歩き(4回-195人) ○考古学から学ぶ史跡の見方(3回-115人) ○考古学研究最前線解説会(2回-81人) ○遺跡解説会(3回-90人) ○まいぶん講座(2回-36人) ○古代ものづくり体験教室(20回-301人) ○親子考古学教室(32回-618人) ○まいぶんセンターまつり(11/10-320人) 埋蔵文化財への理解を深めるために出土遺物等の実物に触れる機会や、現地を訪れるフィールドワーク形式の講座も実施した。 | ○埋蔵文化財センターの入館者は、企画展示観覧者と公開講座の参加者が中心であるが施設見学や体験学習、研究を目的とした出土文化財等の資料調査も受入れ、入館者総数4,968人で対前年度比約37%増(開館日数288日(前年度294日))であった。 ○埋蔵文化財に対する理解と考古学に対する関心が高まるよう講座内容の充実に努めていく。 | ○遺跡解説会(2回) ○まいぶん講座(4回) ○古代ものづくり体験教室(17回) ○親子考古学教室(34回) ○まいぶんセンターまつり(11月15日) ○考古学研究最前線解説会(2回) ○考古学から学ぶ史跡の見方(3回) ○山城講座と城歩き(4回) |
| 文化振興課 | 23 | 県立県民文化ホール(子どもを対象としたコンサート、映画等) | 親子で楽しめる映画の上映、子どもたちを対象にビッグバンドスタイルの演奏会や大型ミュージカルの上演、県内高等学校吹奏楽部の合同演奏会を実施する。 | ○0歳から5歳ぐらまで(未就学児)の子どもたちは成長の個人差が大きい。また年齢制限の境目設定が難しい。また内容についても理解の個人差が大きい。また平準化が難しい。 ○こどもだけの入場を許可するかしないかの判断に悩むことが大きい。 | ○児童生徒に対して質の高い芸術文化に触れる機会を提供する。 | ○親子で楽しめるコンサートや映画の上映、子どもたちを対象とした演奏会や大型ミュージカルの上演、県内高等学校の演劇指導や吹奏楽部の合同演奏会を実施する。 | ○ヨーロッパ企画公演 ○子ども向けコンサート ○アウトリーチ事業 ○外部施設でのコンサートなど ○児童生徒向けワークショップ ○高知ジュニアオーケストラの育成 〃 定期演奏会 〃 施設外演奏会 ○高校演劇夏期舞台技術講習会 | 【鑑賞事業】 ○くろしおビッグバンドフェス2019 7/7 ○ヨーロッパ企画第39回公演 9/21 ○鈴木翼ファミリーコンサート 11/24 ○THE Rev Saxophone Quartet 12/5 ○アンサンブル・ユーロアジア高知公演 1/15 【普及事業】 ○教育普及事業①ヨーロッパ企画のエチュード(即興劇)で学ぶ演劇ワークショップ 6/8 ○アウトリーチ事業①GEN OKUDA×KOCHI STUDENTS SCHOOL SESSION 11/19 ○サポート事業①こうちこども音楽プロジェクト 6/20 10/26 11/7 11/28 12/12 ○サポート事業③高知をもっと好きになろう!プロジェクト「未来へ超える!ぼくらの歌」～Where there's a will there's a way～ 6/30 7/14 7/28 8/9 8/23 【高知ジュニアオーケストラの育成】 〃 第7回定期演奏会 4/21 〃 施設外演奏会「四万十弦楽フェスタ」8/17 〃 施設外演奏会「2020こうち総文 プレ大会 ゲスト出演」1/15 | ・今期は天井改修工事のため、当ホールは使用できなかったが、他館との連携により、実施事業本数は少ないながらも効果的に実施できた。 ・県内実演団体や学校関係との連携も年々、強まっており、良い事業が展開できている。 | 【鑑賞事業】 ○ドラゴンクエストコンサートI、II、III ○県文シネマ日和vol.13映画「おかしな話」 〃 すりかえかめんえをつかまえる」 ○スライドモンスターズ ○東京混成合唱団 ○恐竜どうぶつ園 ○スケリグ ○絵本deクラシック ○ヨーロッパ企画第40回公演 ○ウラシマコタロウ ○ウルトラマンステージ ○明和電機ライブ&ヒゲ博士 【普及事業】 ○高校演劇の技術指導 ○アウトリーチ事業 ○児童生徒向けワークショップ ○こうちこども音楽プロジェクト ○高知ジュニアオーケストラの育成 〃 第8回定期演奏会 〃 施設外演奏会 |
| 文化振興課 | 24 | 県立美術館(教育普及事業) ※再掲(15番) | 美術館職員が学校に出向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。 | ○平成25年度から平成29年度までの5年間で、87回(3,868人)の出前講座を開催している。 | ○年間20件以上の出前講座の開催 | ○現在行っている出前講座を継続して行っていく。 | ○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 | ○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 8校 762人参加 ②出前クラシック教室 6校 240人参加 ③出前演劇教室 ※中止(計3校) ④学校等からの来館 19校 694人 (※一部中止) (ミュージアムバスツアーは未実施) ※コロナウイルス感染拡大防止のため | ○「県美出張プロジェクト」をきっかけに地域の美術館と協力し、来館のなかった学校・地域に出向いて交流することができたので、学校の来館利用につなげていきたい。 ○休館中のため学校団体の受け入れはできなかったが、地域へ出向いての広報活動や出前授業を行う機会を得られた。 ○依然として、利用のない学校・地域は少なくないので、プログラムの広報や利用の見直しを課題として挙げられる。 | スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 ④ミュージアムバスツアー |
| 国際交流課 | 25 | 親子で学ぶ国際理解講座開催事業 | 子供たちに国際的な関心を持ってもらうための手段として、在住外国人や南米研修員が講師となり、料理作り等を通して、様々な国の文化や生活様式を知る。 | ○受講対象者を小学生(1年～6年)とその親に拡大し、より多くの希望者が参加可能となるようにする。 | ○県南米研修員や在住外国人に講師として参加してもらい、外国人住民の活躍の場、県民との接点を作り多文化共生を推進する。 ○国際感覚を持つ子供の育成。 ○高知県人の南米移住に対する理解促進。 | ○外国人住民や南米研修員に講師となってもらい、毎年2～3講座程度開催する。学びの場・国際交流の場とする。 | ○H30.8、県国際交流員、外国人住民、南米研修員の計5人の講師を招き、講座を開催する。 ←こんな感じで簡単に記載して下さい。 | ○R1.8.6・高知県立大学の留学生(エジプト・ネパール出身)が自国の家庭料理を紹介。参加者数:26名 ○R1.8.8・須崎市の国際交流員(フランス出身)が自国の家庭料理を紹介。参加者数:29名 | 評価:身近な食を通して様々な国の文化や生活様式を知ることができた。 → 子どもの異文化理解の促進 親子と一緒に活動に取り組み、作った料理を食べながら講師との会話を楽しんだ。 → 子ども達に国際交流の場の提供するとともに、親子の絆を深めた。 課題:夏休み開催の親子で参加できるイベントのため人気の講座である。ホームページやSNSなどによるPRのほか、教育機関への広報も積極的にしていきたい。 | ○R2.8、県国際交流員、外国人住民、南米研修員等を講師に招き、講座を開催する。 |
| 国際交流課 | 26 | 高知県・韓国全羅南道小中学生相互国際交流 | JALの支援(児童、引率の往復航空券)により、本県と全羅南道の児童福祉施設の子どもの相互国際交流(文化交流)を行う。 | ○全羅南道との児童交流事業を着実に進める。 ○若い世代の国際交流の促進。 | ○本県と全羅南道との児童交流事業で、毎年、両地域の児童の相互訪問が着実に進んでいる。 ○相互訪問が進むことで、日本(高知)と韓国(全羅南道)の友好交流に意識を持つ児童が増えている。 両国道の交流のルーツである田内千鶴子氏について理解を深める。 | ○県と包括協定を締結しているJA全羅南道と連携しながら、児童交流事業を着実に進める。 ○相互訪問を毎年実施することで、日本(高知)と韓国(全羅南道)の友好交流に意識を持つ児童の増加につなげる。 | 31年度の実施予定は現時点では未定 | R1年度は未実施 | 課題:今後も同事業を実施するならば、複雑な状況を抱える児童を国外派遣する体制をきっちり構築してからの事業実施を考慮していかなければならない。 | R2年度の実施予定は現時点では未定 |
| まんが王国土佐推進課 | 27 | 「まんが教室」開催事業 | 県内のプロ、セミプロの漫画家が小中学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法を指導する。 | ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催に取り組む。 | ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。 | ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。 | ○県内の小中学生(ただし、高知市を除く)を対象としたまんが教室の実施 ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。東部地区での応募増加。 | まんが教室 ・12回開催 194名受講 (6/6、12/14、7/1、3、23、26、9/20、10/11、28、12/10、12/20) | 西部地区は毎年盛んに応募があるが、東部地区での応募が乏しい(東:3校 西:9校) | ○県内の小中学生(ただし、高知市を除く)を対象としたまんが教室の実施 ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。東部地区での応募増加。 ○コロナウイルス感染症の影響を受けて、例年よりも募集開始の遅延または中止も考えられる。 |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | | R2 |
|------------|----|--|---|---|--|--|--|--|---|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| まんが王国土佐推進課 | 28 | 「まんが塾」開催事業 | 県内の中高生を対象に年6回の講座を開催し1枚まんが等の描き方や考え方を学び、まんがで自分の思いや考え方を表現できる人材の育成を図る。 | ○県内で活動するプロやセミプロの漫画家の協力を得て実施 ○まんがを学ぶことに意欲的な中高生の参加を得られる募集広報 | ○まんがで自分の思いや考え方を表現出来る人材の育成 ○まんがが甲子園参加者のすそ野拡大 | ○HPや広報ツールでの募集 高文連や市町村教育委員会への周知依頼 ○4月～5月上旬まで高知市で参加者募集 ・5回開催 延べ81名受講 (5/19:22名、6/23:17名、8/18:15名、10/20:13名、12/15:14名) ○年6回(5月、6月、8月、10月、12月、3月)の講座を開催 ○まんがが甲子園、まんさい、全国漫画家大会議の見学などプロ漫画家との交流 | まんが塾 ・5回開催 延べ81名受講 (5/19:22名、6/23:17名、8/18:15名、10/20:13名、12/15:14名) | ・まんがで自分の思いや考え方を表現出来る人材の育成を行った ・塾生が年間6回の講座に継続しての参加が難しい場合があり、欠席が重なり脱落する塾生がいるため、そういった塾生をフォローできる仕組みの検討 | ○「高知まんがBASE」の人材育成事業として、管理運営事業者が実施 ○令和2年4月～5月「高知まんがBASE」が参加者募集 ○令和2年5月～令和3年3月 初級編、上級編各6回の講座を実施 | |
| スポーツ課 | 29 | 「わいわいチャレンジ！」(スポーツ体験事業) ※再掲(16番) (R1廃止) | 県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。 | ○一定認知度も上がり、参加人数も確保できるようになっている。 ○内容を精査し、経験したスポーツを継続して続ける環境を作ることが今後の課題。 | ○いろいろなスポーツを体験することにより、スポーツの楽しさを知り、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を持てるようになる。 ○目標年間参加者数 のべ250人以上 | ○年間10回のスポーツ体験事業を設定。学校体育で経験しないようなスポーツを中心にスポーツに子どもたちがふれあう場を設定する。 ○経験したスポーツを続けていける環境を作る。また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を作る。 | | | | |
| 鳥獣対策課 | 30 | 野鳥とのふれあい事業 | 愛鳥週間のポスター原画募集や親子野鳥ふれあい教室などを実施し、県民に鳥獣保護思想の普及・啓発を図る。 | ○野鳥や自然にふれあう機会が少なくなっていることから、親子で野鳥観察を行うなど、自然観察による愛鳥思想の普及啓発が求められている。 | ○野鳥とのふれあい事業を通じ、野生鳥類を身近に感じ、野鳥の保護および自然環境保護についての意識を醸成する。 | ○渡り鳥など野鳥の多い冬期に親子野鳥ふれあい教室を実施し、夏休みを利用してポスター原画コンクールを行うと共に、愛鳥週間にあわせてポスター展を実施することで、年間を通して愛鳥思想の普及を図る。 | ○愛鳥ポスター原画コンクール ・応募点数 7校 26点 ・入選点数 4点 (うち全国入選1点) ○親子野鳥ふれあい教室の実施 ・令和2年1月19日 高知市鏡川河畔柳原・みどりの広場にて実施 ・参加人数 16組35人 ○愛鳥週間ポスター展 ・令和元年度愛鳥週間ポスター展 日時:令和元年5月10日～5月16日 場所:わんぱくこうちアニマルランド展示学習室 | ○親子野鳥ふれあい教室やポスター原画展などを通じて野生鳥類を身近に感じ、野鳥の保護及び愛鳥思想の普及啓発をすすめることができた。 ○野鳥の保護及び愛鳥思想のさらなる普及。 | ○愛鳥ポスター原画コンクール ○親子野鳥ふれあい教室の実施 ○愛鳥週間ポスター展 | |
| 林業環境政策課 | 31 | 山の学習支援事業 | 「木の文化」を身に付け、活動できる人材を養成するとともに、木や森に関わる人々の技術や伝統を次代に伝える。また、将来を担う子ども達に「木の文化」が身に付く学習支援を行う。 | 事業を活用する市町村(学校)の固定化 | ○5年間で延べ300校、26,000人の児童が森林環境教育を受ける。 ○山の学習総合支援事業を継続し、実施校の年間カリキュラムに森林環境教育を組み込む。 | ○年間60校、5,200人の児童が森林環境教育を受ける。 ○山の学習総合支援事業を継続し、小中学校長会等を通じて事業の周知を図り、実施校の増加につなげる。 | ○森林環境教育を実施する小中学校等を対象に補助する | ○年間を通じた森林環境教育を実施 67校、5,829人 | ○目標の目安となる年間60校、5,200人の児童という数値に対し近い実績数で事業を行っている。 ○小中学校長会等を通じて事業の周知を図り、実施校の増加につなげているが事業を活用する市町村(学校)が固定化してしまっている。 | ○森林環境教育を実施する小中学校等を対象に補助する |
| 林業環境政策課 | 32 | 森林公園等管理運営費(雨喜ヶ峰森林公園森林環境学習支援事業・森林研修センター情報交流館森林環境教育推進事業) | 親子で参加できる木工クラフトや、自然観察、炭焼体験などの子ども向けイベントを開催し、森や自然環境への関心を高める。 | 平成27年度より、雨喜ヶ峰森林公園、森林研修センター情報交流館の管理業務内容に森林環境教育の企画・実施が含まれており、実施回数も増加傾向にあることから継続実施 | ○児童生徒が参加するイベントの回数 雨喜ヶ峰森林公園 5年間で150回 情報交流館 5年間で500回 | ○児童生徒が参加するイベントの回数 雨喜ヶ峰森林公園 年間30回 情報交流館 年間100回 | ○雨喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフト、間伐体験などのイベント ・小中学校や幼稚園等を対象とした森林環境学習 ○森林研修センター情報交流館 ・森の音楽会、炭焼き体験などのイベント ・小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 | ○雨喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフト、間伐体験などのイベント 66回 ・小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 3回 ○森林研修センター情報交流館 ・森の音楽会、炭焼き体験などのイベント 12回 ・小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 77回 | 平成27年度より、雨喜ヶ峰森林公園、森林研修センター情報交流館の管理業務内容に森林環境教育の企画・実施が含まれており、実施回数も増加傾向にあることから更なる利用者の拡大が見込まれる。 | ○雨喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフト、間伐体験などのイベント ・小中学校や幼稚園等を対象とした森林環境学習 ○森林研修センター情報交流館 ・森の音楽会、炭焼き体験などのイベント ・小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 |
| 木材産業振興課 | 33 | 乳幼児等木育推進事業(乳幼児等木育推進事業木の音るまちづくり推進事業(木育推進事業)へ統合) | 市町村等が行う乳幼児への木製玩具等の配布を支援する。 | 取り組み市町村の増加に向けた制度の周知が必要 | 多くの市町村で取り組むことで、保護者と乳幼児が日頃から家庭で木に触れ木に親しむ機会をつくる | 事業実施市町村の拡大 | ・補助事業の周知 ・事業要望の実施 ・補助事業の実施 | ○3市町 112人へ木製玩具を配布 | ○事業の周知が広まってきており、6市町村からR2年度要望、加えて国森林環境譲与税を活用し独自に2市町が実施を検討 ○補助事業を含めたさらなる木育の周知 | ・木育の周知 ・補助事業の実施 ・補助事業要望の実施 ・補助金交付要綱の制定 |
| 環境共生課 | 34 | 環境活動支援センター事業 ※再掲(6番) | 子どもたちが環境について考え、行動し、その経験を絵日記することで、環境意識を育むことを目的とした環境絵日記コンテストを実施する。また、体験型の環境イベントを開催して子どもたちが環境について見て、触れて、遊んで、学べる機会を提供する。 | ○環境絵日記の応募作品の普及啓発活動への活用。 ○環境絵日記については、子どもたちの参加意欲を促すため全作品をデジタル化してウェブ公開しているが、費用を要するため、応募数が増えずと予算面での対応が難しくなる。 | ○環境絵日記コンテストの応募作品数は現状レベル(3,500～4,000点)を維持。 | ○空白地帯(未実施市町村、未実施校)の解消 | ○環境絵日記コンテストの開催 ○体験型環境イベントの実施(1回/年) | ○環境絵日記コンテストの開催(募集期間6/1～9/9、応募作品数3,864点) ○環境イベントの開催(1/12環境活動見本市in黒潮町) | ○大規模校の参加減により応募作品数は減ったが、参加校数は77校から85校へ増加し、周辺地域や小規模校へ広がりを見せている。 ○引き続き、さらなる普及に取り組み、地域や参加校の拡大を図ることが課題。 | ○環境絵日記コンテストの開催 ○体験型環境イベントの実施(1回/年) |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | | R2 |
|--------|----|--------------------|---|---|--|--|--|--|---|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 環境共生課 | 35 | 牧野植物園管理運営費(教育普及事業) | 親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、夏休み中の子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。 | 子どもを含めた入園者数が伸び悩んでいる。また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。 | 児童生徒の利用の増 | 平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、学校関係者等との意見交換も踏まえてプログラムの充実をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整える。 | ○植物教室 押花教室、植物画教室、ふれあい植物観察会、五感で楽しむ子ども自然体験教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りろ」「子どもサマーミーティング」「植物スタンラリー」 ○学習プログラム ○常設展示室のリニューアル(VRシアターの設置、「植物の世界」を分かりやすく更新、キッズスペースの充実) | ○植物教室 押花教室、植物画教室、ふれあい植物観察会、五感で楽しむ子ども自然体験教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りろ」「子どもサマーミーティング」「植物スタンラリー」を実施した ○学習プログラムを実施した ○常設展示室をリニューアルした(VRシアターを設置した、「植物の世界」を分かりやすく更新した、キッズスペースを充実した) | ○各イベントが子どもにも好評を博し、子どもの入園者数は徐々に伸びている。 H30 18,138人 → H31 24,733人 ○子どもたちをターゲットとして園地を拡張したことにより、より積極的に校外学習に利用してもらえる状況となった。 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数をさらに伸ばす必要がある | ○植物教室 押花教室、植物画教室、ふれあい植物観察会、五感で楽しむ子ども自然体験教室等 ○夏休みイベント等 「サボテンと多肉植物展」「夏にスタンラリー」「オオオニバスにのろう」「夜の植物園」 ○学習プログラムの拡充 ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した植物園の学校利用の促進 |
| 環境共生課 | 36 | 県立こどもの森管理運営費 | 自然の中での野外活動を通じ、子どもたちの心身の育成を図ることを目的に設置された月見山こどもの森の施設管理運営を行う。 | 第三期計画の五年目にあたるH29年度に目標数値であった、年間利用者数23,000人を上回ることができた。第四期については、5か年通じての目標数の達成を目指す。 | ○目標年間利用者数23,000人 | 小学校の遠足等の受け入れ数を増やしていきけるよう、また一般の来園者についても県内から広く来ていただけるよう広報活動に取り組む。 | ○森林環境教育・体験学習 ・アスレチック ・木工クラフト等 ・自然観察 ○森の学校 ・木工教室 ・クリスマスオーナメントづくり・企画展(間伐材で作った動物達)・木工工作 ・写真展 ○森と海の学校 ・竹とんぼ教室 ・親子木工教室 ・木工クラフト体験 ○出前教室 ・木の实クラフト ・木工体験 ○他団体との連携 ・木の实クラフト、木工クラフト体験 | ○森林環境教育・体験学習 8回 ・アスレチック ・木の实クラフト ・自然観察 ○森の学校 9回 ・木工教室 ・クリスマスオーナメントづくり・企画展(間伐材で作った動物達)・木工工作 ・写真展 ○森と海の学校 2回 ・竹とんぼ教室 6月1日 ・親子木工教室 7月28日 ○出前教室 4回 ・木の实クラフト ・ペーパークラフト ○他団体との連携 ・木の实クラフト、木工クラフト体験等 | ○クリスマスリースづくりや夏休みの宿題応援企画など児童に企画してもらえる自主事業を行い、目標年間利用者数23,000人を超える25,403人に企画いただいた。 ○小学校、保育所などの遠足等の受け入れ回数が近年減少しているため、一層の広報活動が必要である。 | ○森林環境教育・体験学習 ・アスレチック ・木工クラフト等 ・自然観察 ○森の学校 ・レインステック、竹笛作り等 ・グリーンアドベンチャー ・写真展 ○森と海の学校 ・親子木工教室、竹とんぼ大会等 ・木工クラフト体験 ○出前教室 ・木の实クラフト ・木工体験 ○他団体との連携 ・木の实クラフト、木工クラフト体験 |
| 防災砂防課 | 37 | 子ども防災キャンプ | 子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。 | 災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。 | 子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。 | 毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。 | 6/29 黒岩小学校 8/17 川口小学校 | 6/29 黒岩小学校 8/17 川口小学校 | ・近年も、台風や多発する集中豪雨による土砂災害が県下で発生しており、今後も引き続き、子どもたちの土砂災害に対する学習の場として開催し、地域防災力の向上につながるよう取り組みを進めていく。 | 6/20 吾北小学校 11/7 大柄小学校 |
| 港湾・海岸課 | 38 | 子ども防災キャンプ | 子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。 | 災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。 | 子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。 | 毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。 | 6/29 黒岩小学校 8/17 川口小学校 | 6/29 黒岩小学校 8/17 川口小学校 | ・津波防災学習を内陸部の学校で開催したことで、津波対策に関する情報等が広く周知されていない状況を確認した。 ・今後も若い世代から災害に関する知識や身の守り方を身につけてもらえるよう津波防災学習の取り組みを続けていく。 | 6/20 吾北小学校 11/7 大柄小学校 |
| 小中学校課 | 39 | 教育文化祭 | 県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたたえ、本県の教育文化の向上を図る。 | ○幼児、児童生徒の教育文化の向上に役立っている。 ○外部団体との連携が図れているため認知度が高い。 ○少子化による児童生徒数の減少、学校統廃合による学校数減少が予想され、児童生徒の参加者数の微減が進む。 | ○応募、出品の呼びかけをさらに進める。 ○外部団体との連携を図りながら、認知度を向上させる。 | ○教育文化祭行事の実施 ・科学 理科 ・音楽(吹奏楽・唱歌・器楽) ・連合音楽会 ・作品展 ・英語弁論 ・体験発表 ・作文 ・読書感想文 ・読書感想画 | 第71回小中学生科学発表会(11/3) 児童生徒391名 観客等459名 計850名 第69回高知県高等学校生徒理科研究発表会(10/20) 高校生・学生一般33名 観客等37名 計70名 高知県器楽コンクール(8/18・11/23・12/26) 児童生徒・学生一般500名 観客等1,700名 計2,200名 唱歌コンクール(8/20・9/8・12/26) 児童生徒710名 観客等950名 計1,660名 高知県吹奏楽コンクール(8/1・8/2・8/11) 児童生徒・学生一般2,020名 観客等3,939名 計5,959名 高知県吹奏楽祭(10/6) 生徒・学生一般848名 観客等903名 計1,751名 高知県児童生徒発明くふう展(11/7~11/9) 児童89名 観客等1,450名 計1,539名 高円宮杯第71回全日本中学校英語弁論大会(高知県大会)(10/6) 生徒26名 観客等80名 計106名 全国小・中学校作文コンクール高知県審査(11/3) 児童生徒152名 観客等68名 計220名 紙上書道高知展(10月) 児童生徒231名 計231名 第72回高知県中学・高校英語弁論大会(10/27・11/3・11/30) 生徒100名 観客等300名 計400名 第54回高知県美術教育総合展(2/26~3/1) 児童生徒13,484名 観客等3,391名 計16,875名 第65回高知県青少年読書感想文コンクール(2/15) 児童生徒29,942名 観客等250名 計30,192名 第31回高知県読書感想文コンクール(1/14・2/15) 児童生徒5,162名 観客等250名 計5,412名 小砂丘賞(1/25) 児童生徒417名 観客等883名 計1,300名 第70回こども県展 児童生徒69,871名 計69,871名 第48回高知県特別支援学級・特別支援学校児童生徒作品展(12/13~15) 児童生徒・学生一般9,700名(展示品821点 即売品10,629点) 観客等2,600名 計12,300名 第53回高知県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表会(10/4) 生徒160名 観客等200名 計360名 高吾地区小中学校音楽会(11/8) 児童生徒305名 観客等189名 計494名 薩多地区小中学校連合音楽祭(11/9) 児童生徒240名 観客等220名 計460名 高知市小・中学校連合音楽会(6/15・1/25) 児童生徒3,600名 観客等3,300名 計6,900名 香美・香南小中学校音楽会(11/15) 児童生徒809名 観客等500名 計1,309名 児童生徒・学生一般 計138,790名 観客等 計21,669名 合計 160,459名 | ○児童生徒数の減少に伴う参加者人数の減少が続いている。また、2月末以降の行事については新型コロナウイルスの影響を受けた行事があり、特に「こども県展」に関しては、作品展と表彰式が中止となった。 ○参加者人数の減少が続いているが、本文化祭は若年層の文化的活動を支援することで高知県の文化を支えている。令和3年度には50周年を迎えることもあり、多くの子どもたちに応募・出品してもらえるよう広く広報に努めている。 ○高知県教育文化祭のブログは、多くの県民に閲覧されており、引き続き観客数も増やすようPRしていく。 | ○教育文化祭行事の実施 ・科学(理科)研究発表会 ・音楽会 ・連合音楽会 ・作品展 ・英語弁論 ・体験発表 ・作文 ・読書感想文 ・読書感想画 | |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|---------|----|-------------------------|--|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 高等学校課 | 40 | 感性を育む教育推進費 | 高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。 | ○大会開催準備は概ね良好に推移。 ○各種公募を実施し、大会テーマ、同毛筆表現、マスコットキャラクター、大会イメージソング歌詞が決定した。 ○平成29年度の「基本計画生徒検討委員会」、平成29年度の「生徒広報委員会」を開催し、それぞれ、今後の方針や具体的な広報を考える中で、生徒の大会への機運が向上した。 ○関係機関の協力体制が構築され、各機関の大会開催の意識を高めることができた。 ○高知県高等学校文化連盟に設置されていない専門部関係の部門に対する支援や部門委員の意識高揚が課題 ○天皇即位、オリパラに係る大会日程や部門会場の変更の可能性がある。 ○オリパラ開催における、大会開催時期の国内移動の制限や資材の不足が予想される。 ○配宿・交通などについて、高知県のキャンパティの上で、課題が見られることから、平成30年度からの調査、調整を必要としている。 | ○生徒の文化活動が活性化し、生徒の豊かな感性の育成や技術の向上が見られる。 | ○第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会を6月に設立し、関係機関の協力体制を整える。 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒実行委員会を7月に立ち上げ、生徒による本大会の企画立案、実行に向けて取組を後押しする。 | ○第3回・第4回実行委員会の開催 ○年間3回の企画運営委員会の開催 ○月1回程度の部門代表者会の開催 ○月1～2回程度の生徒実行委員会の開催 ○1年前イベントの計画と開催 ○300日前、200日前イベントの計画と開催 ○プレ大会総合開会式・パレードの計画と実施 ○部門プレ大会の計画と実施 ○本大会の計画 | 年間計画に基づいて実施した。 ○第3回実行委員会開催(令和元年6月14日) 第4回実行委員会開催(令和元年2月17日) ○第3回企画運営委員会開催(令和元年5月10日) 第4回企画運営委員会開催(令和元年10月4日) 第5回企画運営委員会開催(令和2年2月17日) ○部門代表者会(計8回実施) ○第2期生徒実行委員委嘱式(令和元年6月14日) 生徒実行委員会(計8回実施) ○第2回生徒実行委員統括会議開催(令和元年8月19日) ○1年前イベント開催(令和元年7月23日) ○300日前イベント開催(令和元年9月29日) ○200日前イベント開催(令和2年1月11日～13日) ○プレ大会総合開会式・パレード開催(令和元年11月9日) ○部門プレ大会の開催 ・将棋部門(令和元年5月12日) ・小倉百人一首かるた部門(令和元年6月8日) ・軽音楽部門(令和元年8月4日) ・美術・工芸部門(令和元年8月20日) ・ボランティア部門(令和元年8月22日) ・放送部門(令和元年10月26日) ・日本音楽部門、囲碁部門(令和元年11月10日) ・書道、美術・工芸、写真、新聞、文芸、まんが部門(令和元年11月12日～17日) ・吹奏楽、M&B、合唱、自然科学部門(令和元年11月17日) ・郷土芸能部門(令和元年11月23日) ・吟詠剣詩舞部門(令和元年11月24日) ・特別支援学校部門(令和元年12月13日) ・演劇部門(令和元年12月24日～24日) ・器楽・管弦楽部門(令和2年1月5日) ・弁論部門(令和2年2月7日～8日) | 成果:特に大きな問題もなく、順調に開催され、着々と大会準備は進んでいる。 課題:一部の部門で進捗に問題があるため、個別の指導を進めていく。 | ○第5回・第6回実行委員会の開催 ○年間2回の企画運営委員会の開催 ○月1回程度の部門代表者会の開催 ○月1～2回程度の生徒実行委員会の開催 ○100日前、50日前イベントの計画と開催 ○総合開会式・パレードの計画と実施 ○部門大会の計画と実施 |
| 生涯学習課 | 41 | 環境学習推進事業 ※再掲(1番) | 平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。 | ○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。 | ○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ○各地で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。 | ○指導者養成研修の実施(委託)※H30年度事業終了 ○各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ○市町村訪問・校長会での説明を行い、周知を図る。 | ○体験活動推進事業(「指導者派遣事業」に事業名変更。園児・児童・生徒が行う、自然にふれあう体験活動を企画できる講師を、5団体程度を対象に5～10名派遣する。またチラシ等でPTA事業での活用を呼びかけ、親も巻き込み、自然体験活動を体験させていく。 ○新規事業である自然体験型学習事業では、小学校等が行う、森林に関する体験活動を含む2泊3日以上宿泊体験活動に対して定額の補助を行う。年間30校の実施を目標とする。 ◇子ども地域学習推進事業 子どもが主体的に中山間地域の活性化のために、森林や林業などの課題を解決するためのプロセスを体験する。 目標:各回の参加者数14名 参加者満足度90%以上 | ○指導者派遣事業 5団体に指導者を合計11名派遣した。参加児童生徒は182名、保護者127名、教員等20名、合計329名の参加であった。 ○自然体験型学習事業 小学校10校、中学校6校の16校が事業を実施した。2泊3日が9校、3泊4日が6校、6泊7日が1校であった。 ◇子ども地域学習推進事業 全5回講座のべ参加者49名 第1回9名 オリエンテーション 第2回9名 ワークショップ 第3回8名 ワークショップ 第4回11名 森林総合センター祭のキッズフェス出展 第5回12名 修了証授与 | ○指導者派遣事業 各市町村教育委員会をとおして、小学校等へ要綱、チラシ等を配付し、PTA事業等での活用を依頼した結果、第1四半期で5団体からの応募があった。PTA事業で活用した学校が4校であり、子どもだけでなく大人も巻き込んだ木や自然に触れる機会を創出できた。 ○自然体験型学習事業 目標の30校を実施することができなかった(16校実施)。働き方改革の影響や授業時数の確保を要因として、学校が宿泊体験活動を短縮し、目標を達成することができなかった。 ◇子ども地域学習推進事業 参加者満足度95% ・各回の参加者数は目標に達しなかったため、参加者への周知の工夫が必要。 中学生、高校生の参加を促すための工夫が必要。 | ○自然体験型学習事業 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:20校 市町村教育委員会や校長会で事業の説明や勧誘を行う。青少年教育施設に事業説明を行い、プログラム開発や関係機関との連携を依頼。 ・概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:5団体 県内のNPO団体や自然体験活動団体へ周知、参加を依頼 ◇子ども地域学習推進事業 子どもが主体的に中山間地域の活性化のために、森林や林業などの課題を解決するためのプロセスを体験する。 目標:各回の参加者数14名 参加者満足度90%以上 |
| 生涯学習課 | 42 | 青少年教育施設振興事業 ※再掲(20番) | 青少年教育施設としての機能を生かし、異年齢集団による多様な体験活動の場を提供し、自主性・社会性・協調性を養う。体験活動等を通して不登校・いじめ等を未然に防ぐとともに、子どもが家庭や地域社会と上手に関わりながら成長する力を身に付ける。 | ○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を活かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを活かしてふるさとの良さを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていくことが必要である。 | ○魅力的な主催事業の実施を通して、多様な体験活動が促進され、施設利用者も増加している。 県立青少年教育施設の利用者数(小・中・高校生) 延べ160,000人以上 | ○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特性やスタッフのノウハウを活かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。 ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。 | ○地域のニーズを踏まえた主催事業の実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ○積極的な広報の実施 ・事業チラシの学校配布や学校訪問による広報の実施 | ○主催事業の実施 青少年センター 12事業実施 幅多青少年の家 12事業実施 ○中1学級づくり合宿事業(日帰りを除く) 青少年センター 8校参加 幅多青少年の家 13校参加 ○不登校対策事業 青少年センター 5回実施(延13人参加) 復学・進学者数 5人 幅多青少年の家 6回実施(延40人参加) 復学・進学者数 8人 ○広報活動 ・施設のパンフレットや主催事業のチラシの配付 ・近隣市町村小中学校長会での事業説明・パンフレットの配付 ・ケーブルテレビ、ホームページ、メール等による情報発信 | ○中1学級づくり合宿事業実施後のアンケート結果では、生徒の満足度が高く、教員からも「今後の学級経営に役立つ」「生徒理解が進んだ」などの好評価を得た。今後も学校との事前打合せを綿密に行い、学校のねらいや実態に応じたプログラムを実施していく必要がある。 ○不登校対策事業では、復学・進学につながったケースもあり、一定の成果を得ることができた。 ○事業内容をより多くの方々に知っていただくため、SNS等も活用し、さらなるPRを行う必要がある。 | ○利用者のニーズを踏まえた魅力的な主催事業の実施 ○中1学級づくり合宿事業、不登校対策事業の実施 ○積極的な広報活動の実施 |
| 広報広聴課 | 43 | 県庁見学 | 県民に県庁の仕事を感じていただくために実施する。 | ○県庁見学の受け入れ(随時) | ○県庁見学を通じて、子どもたちが県庁や県政に関心を持つようになる。 | ○県庁見学の受け入れ(随時) | ○県庁見学の受け入れ(随時) | いの町立 枝川小学校 51人 麻布高等学校 41人 | 学校の希望に添う内容で県庁見学を実施することができた。 今後も県庁見学の受け入れを行い、県庁見学を通じて、子どもたちが県庁や県政に関心を持つように務める。 | ○県庁見学の受け入れ(随時) |
| 林業環境政策課 | 44 | 山の学習支援事業(山の一日先生派遣事業) | 人と木の共生を基本理念とする「木の文化県構想」の一環として、県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めて「こうち山の日」(11月1日)を中心に行われる県民活動を支援する。 | 実施事業者が減少しており、事業者の育成が必要 | ○5年間で延べ500回以上の派遣を実施する。 ○山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。 | 年間100回以上の派遣を実施する ○山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。 | ○次世代を担う子ども達等を対象に、森林環境教育を推進するために、山の一日先生の派遣を行う団体等に対して補助する | ○幼稚園、保育園、小学校、子ども会等で森林環境教育を実施 5団体で計76回、3,776人 | 例年事業を行っていた団体が、昨年度は事業実施を見送ったため、年間100回以上の派遣を実施するという目標値に対して少ない実績値となったが、新規で的事象実施団体が3団体増となった。 事業を活用する市町村(学校)が固定化してしまっている現状がある。 | ○次世代を担う子ども達等を対象に、森林環境教育を推進するために、山の一日先生の派遣を行う団体等に対して補助する |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール) | R1 | | | R2 |
|------------|----|---|---|---|--|--|--|---|---|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 林業環境政策課 | 45 | 木育指導員活動支援事業 | 木育を推進することにより、木に対する親しみや関心を持ってもらうため、幼児等に対して行う木育の活動を支援する。 | 県内の木育指導員は、任意団体が認定した指導員(木育インストラクター)が行っているが、積極的に活動の場を掘り起こして活動している木育指導員が少ないため、新たな指導員の育成とともに、保育園や幼稚園での活躍の場を広く掘り起こし確保が必要 | ○新たな木育指導員の育成につながる養成講座等の実施と、養成した指導員の木育指導活動の定着のため、活動の場の確保 ○木育指導員を派遣する回数 50回 ○地域のキーマンとなる木育指導員の育成 5名 | ○当事業の実施により、木育指導員の活動や養成講座等の実施を支援するとともに、木育指導員養成や活動に向けた課題や解決に向けた手段を共有することにより、活動の増加につなげていく。 ○木育指導員を派遣する回数 50回 | | | | ○木育指導員(木育インストラクター)の活動を支援する団体等を対象に支援する。 |
| 木材産業振興課 | 46 | 木の香るまちづくり推進事業 (学校関連環境整備) | 県内の幼稚園、保育園、小学校、中学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブや図書館などへの木製品の導入を支援する。 | 事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校等を拡大するため事業周知 | ○より多くの学校等に机や椅子などの木製品が導入され、子ども達が木に触れ合う機会が増えている。 | 事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校等の拡大 | ・要望調査の実施 ・補助事業の交付決定 ・補助事業の実施 ・令和2年度に向けた事業のPR(ホームページへの導入事例紹介等) | ○R元年度 19団体 35施設 (小中学校や保育園等へ机、椅子、遊具、ウッドデッキ等の導入) | ○小中学校や保育園等への机や椅子、木製のおもちゃ、遊具などの木製品の導入が進んでおり、子ども達が木に触れ合う機会が増え、子どもの木育が着実に推進されている。 ○事業実施する新たな事業体を増やすため事業周知が必要。 | ・補助事業の交付決定(4月～) ・補助事業の実施(4月～) ・令和3年度に向けた事業のPR(ホームページへの導入事例紹介等)及び要望調査(10月) |
| 環境共生課 | 47 | 環境活動支援センター事業 ※再掲(6番) | 地域の企業等の施設を訪問し、日頃公開されていない場所を見学して、環境に配慮した取組について学ぶ視察研修を実施する。 | ○学校における学習指導要領や年間の行事スケジュール等との調整 | ○事業活動等に際してどのような環境配慮がなされているか、子どもたちの理解が進んでいる。 | ○学校側が参加しやすい時期(8月)に実施する方向で調整 | ○環境×仕事の現場を見学するバックヤードツアーの実施 | ○バックヤードツアーの開催(8/31リサイクル素材タンポールの製造・リサイクル工場の見学・学習) | ○広く一般を対象とした現場見学を含む環境学習の場は少なく、学習の機会の提供ができていない。 ○受け入れ側との調整が課題。 | ○環境イベントでの環境に対する意識の高い企業の紹介や、生物多様性こう推進リーダー制度への企業の参加を検討 |
| 環境共生課 | 48 | 牧野植物園管理運営費 (教育普及事業) ※再掲(35番) | 親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、夏休み中の子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。 | 子どもを含めた入園者数が伸び悩んでいる。 また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。 | 児童生徒の利用の増 | 平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、学校関係者等との意見交換も踏まえてプログラムの充実をはかり、年間を通して学校側に利用していただける体制を整える。 | ○植物教室 押花教室、植物画教室、ふれあい植物観察会、五感で楽しむ子ども自然体験教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りろ」「子どもサマーミーティング」「植物スタンブラリー」 ○学習プログラム ○常設展示室のリニューアル(VRシアターを設置した、「植物の世界」を分かりやすく更新、キッズスペースの充実) | ○植物教室 押花教室、植物画教室、ふれあい植物観察会、五感で楽しむ子ども自然体験教室等を実施した ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りろ」「子どもサマーミーティング」「植物スタンブラリー」 ○学習プログラムを実施した ○常設展示室をリニューアルした(VRシアターを設置した、「植物の世界」を分かりやすく更新、キッズスペースの充実) | ○各イベントが子どもにも好評を博し、子どもの入園者数は徐々に伸びている。 H30 18,138人 → H31 24,733人 ○子どもたちをターゲットとして園地を拡張したことにより、より積極的に校外学習に利用してもらえる状況となった。 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数をさらに伸ばす必要がある | ○植物教室 押花教室、植物画教室、ふれあい植物観察会、五感で楽しむ子ども自然体験教室等 ○夏休みイベント等 「サボテンと多肉植物展」「夏にスタンブラリー」 「オオオニバスにのろう」「夜の植物園」 ○学習プログラムの拡充 ○学習プログラムの拡充 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数をさらに伸ばす必要がある |
| 障害保健福祉課 | 49 | 障害者委託訓練事業 (特別支援学校早期訓練コース) | 特別支援学校高等部等に在籍する生徒で就職先が内定していない就職希望者を対象に、民間企業等において職業訓練を実施し、就職を支援する。 | 障害者のニーズに応じて、受入先企業の職種の拡大等が必要である。 | ○特別支援学校のみならず、学校教育法第1条に規定されている学校においても、発達障害の生徒が増えてきており、今後委託訓練のニーズが高まると予想されるので、15コース程度を見込む。 | 特別支援学校高等部等を3月に卒業する際には、就職先が内定するよう、当該職業訓練の受講を確実ににつなげる。 | 4コース(4人) | 実績なし。 | 【課題】 「10月時点で就職先が内定していない」ことが国庫補助要件である一方、県内の特別支援学校においては、10月時点までに就職先の内定を得るスケジュールで職場実習のあっせん等を行っている状況である。 | ・4コース(4人) 【課題への対処】 ○特別支援学校に対する事前調査を実施し、一般就労が可能な学生の人数・希望職種等を把握する。 ・一般就労が可能な学生の10月時点の内定状況等(見込み)について追加調査を行い、内定していない学生に対する就労訓練のあっせん等を速やかに実施する。 |
| 文化振興課 | 50 | 県立歴史民俗資料館 (教育普及(学校教育)事業) ※再掲(14番) | 県有施設における中高生の職場体験の受入を行う。 | ○子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるよう、ワクワクワーク(子ども歴史教室)等を実施している。 | ○子どもたちが、歴史や文化に触れる機会を充実させる。 | ○中高生の職場体験の受入を行う。 | ○職場体験 | ○職場体験 中学校:5校 大学(博物館実習):1校 | 体験活動など子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるとともに、幅広い学習形態を提供することで、学ぶこと、働くことを通して社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力の育成につながるよう、引き続き取組を実施していく。 | ○職場体験 |
| まんが王国土佐推進課 | 51 | まんがが甲子園開催事業 | 国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場では、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。 | ○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保 ○幅広い高校生に進路シンポジウムに興味を持ってもらえるよう、シンポジウム内容の充実 | ○まんがが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を積み、大会を通して全国の高校生との交流を深める。 ○進路シンポジウムを通して、まんががを学ぶことが将来における職業にどうつながるかイメージや、それに対して現在から準備していくこと等の具体的なイメージを持ってもらう。 | ○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。 ○シンポジウム開催に関する内容をアンケートに追加し、次年度に向けた内容の充実を図る。 | ○第28回まんがが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○レポートブックの作成 | まんがが甲子園 ・予選審査会 6/20 オートピア高知図書館 43都道府県242校、韓国5校、シンガポール7校、台湾16校から応募 ・本選大会 8/3～4 高知市文化プラザかるぼーと(敗者復活戦:高知城歴史博物館) 国内30校、海外各1校の合計33校150名が参加 実況を付けたインターネット配信を実施 来場者数:3,368人(ニコニコ生放送来場者数:約43,000人) | まんがが甲子園 ・国内外の予選応募校数や来場者数をいかに拡大させるか →高等学校文化連盟と連携したPR →まんがが甲子園の教育的効果のPR →人気の高いゲスト漫画家の招へい →魅力ある応援イベントの実施 | ○第29回まんがが甲子園のコロナウイルス感染症の影響による開催方法等の検討 ○まんがが甲子園の教育的効果についてのPR冊子作成 |
| まんが王国土佐推進課 | 52 | 「まんが教室」開催事業 ※再掲(27番) | 県内のプロ、セミプロの漫画家が小中学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法を指導する。 | ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催に取り組む。 | ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。 | ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。 | ○県内の小中学生(ただし、高知市を除く)を対象としたまんが教室の実施 ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。東部地区での応募増加。 | まんがが教室 ・12回開催 194名受講 (6/6、12、14、7/1、3、23、26、9/20、10/11、28、12/10、12/20) | 西部地区は毎年盛んに応募があるが、東部地区での応募が乏しい(東:3校 西:9校) | ○県内の小中学生(ただし、高知市を除く)を対象としたまんが教室の実施 ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。東部地区での応募増加。 ○コロナウイルス感染症の影響を受けて、例年よりも募集開始の遅延または中止も考えられる。 |
| まんが王国土佐推進課 | 53 | 「まんが塾」開催事業 ※再掲(28番) | 県内の中高生を対象に年6回の講座を開催し1枚まんが等の描き方や考え方を学び、まんがで自分の思いや考え方を表現できる人材の育成を図る。 | ○県内で活動するプロやセミプロの漫画家の協力を得て実施 ○まんががを学ぶことに意欲的な中高生の参加を得られる募集広報 | ○まんがで自分の思いや考え方を表現出来る人材の育成 ○まんがが甲子園参加者のすそ野拡大 | ○HPや広報ツールでの募集 高文連や市町村教育委員会への周知依頼 | ○4月～5月上旬まで高知市で参加者募集 ○年6回(5月、6月、8月、10月、12月、3月)の講座を開催 ○まんがが甲子園、まんが塾、全国漫画家大会議の見学など、プロ漫画家との交流 | まんがが塾 ・5回開催 延べ81名受講 (5/19:22名、6/23:17名、8/18:15名、10/20:13名、12/15:14名) | ・まんがで自分の思いや考え方を表現出来る人材の育成を行った ・塾生が年間6回の講座に継続しての参加が難しい場合があり、欠席が重なると脱落する塾生がいるため、そういった塾生をフォローできる仕組みの検討 | ○「高知まんががBASE」の人材育成事業として、管理運営事業者が実施 ○令和2年4月～5月「高知まんががBASE」が参加者募集 ○令和2年5月～令和3年3月 初級編、上級編各6回の講座を実施 |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | | R2 |
|----------|----|----------------------------|--|---|--|--|---|---|--|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 私学・大学支援課 | 54 | 私立学校教育力強化推進事業 | 私立学校が行う特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実にかかる経費、また特色ある教育の取組に対して補助することにより、県全体の学力等の向上を図る。 | ○各学校がそれぞれの特色に応じた方法により、生徒の伝統文化に親しむ活動や、スポーツ活動、また職業体験への取組などを実施している。 | ○各学校において、特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実等に取り組みされている。(全ての学校における事業の活用) | ○県、国における事業の継続 | ○学校に対する事業の周知及び事業の実施 | ○私立学校教育力強化推進事業費補助金(教育力強化推進事業) ・外国人による指導 ・学力推移調査 ・進学講演会開催等(教育改革推進事業) ・海外語学研修 ・教育向上プロジェクト支援研修 ・スクールカウンセラー雇用 ・指導員による伝統文化(華道・茶道・等)に関する指導 ・飛散防止フィルム、防犯カメラの設置 ・部活動指導員の雇用 | ○各学校において、特色ある教育指導、文化キャリア・職業教育の推進等、学力等向上対策、進路指導の充実等が取り組みられている。 | ○学校に対する事業の周知及び事業の実施 |
| 私学・大学支援課 | 55 | 職場体験活動・インターンシップ等の推進 | 県内私立中学・高等学校に対して、職場体験活動インターンシップや職場見学の実入力が可能な事務所に関する情報提供を行う。 | ○一方的な情報提供となっており、活用状況が不明 | ○確実な学校への情報提供の実施 | ○確実な学校への情報提供の実施 | ○学校に対する事業の周知及び事業の実施 | ○県が情報提供された情報や資料について、メール送付や郵送により各学校へ適宜情報提供を行った。 | ○職場体験活動やインターンシップを通じて就職、職業に関する現状や自己の適性に関する理解を深めている。 | ○学校に対する事業の周知及び事業の実施 |
| スポーツ課 | 56 | タレント発掘四国ブロック展開事業 (R2廃止) | 四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築して、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。 | ○高競技(トランポリン競技・ライフル射撃競技)ともに専用の練習場や器具が必要なため、今後は、本事業の参加者の中でも特に将来有望なタレント生に対して、質・量ともに十分な育成環境を整備する必要がある。 ○競技団体だけでなく、本事業に参画している各県のスポーツ振興を担当する部署のネットワークを生かし、アクセシビリティの良い体育館等の施設を確保する必要がある。 | ○H30年度より全国大会の入賞を徐々に輩出。 ○H34年度には国体出場、ナショナルタレント候補生を輩出。 | ○本事業は、委託事業であることから、徐々に競技団体が主となり事業が展開されるようにH30・31年度に基盤づくりを進める。 その間、各競技でのサポート等を模索し、より良いシステムづくりとして事業を成立させる。 | ○コンソーシアム会議:2回(5月・2月) ○プログラム検討会: 3回(4月・8月・10月) ○発掘プログラム:1回(9月) ○育成プログラム (トランポリン競技・ライフル射撃競技) 短期集中プログラム: 各6回(7月~2月) ○スタッフ研修:2回(7月・10月) | ○コンソーシアム会議:1回(5月) ※第2回会議は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止 ○プログラム検討会: 3回(4/19・7/17・12/9) ○発掘プログラム:1回(9/1) 参加者:愛媛県20名、香川県23名、高知県22名 計65名 ○育成プログラム (トランポリン競技・ライフル射撃競技) 短期集中プログラム: 各6回(7月~2月) ○スタッフ研修:2回(7/27・11/2) | ・昨年度に引き続き、PFコーチのコーチングスキル向上と選手の競技力向上につながる取り組みとなった。 ・本年度で事業終了となるが、次年度以降も競技団体独自の取り組みとして選手を発掘・育成する仕組みを構築できた。 【トランポリン】 ・都道府県大会での入賞はならなかったが、国体出場(9位)となった。 【ライフル射撃】 ・全国大会出場・優勝など多数 第5回全日本小中学生ライフル射撃競技選手権大会(BR/BP):1位(533) | |
| 公園下水道課 | 57 | 県立のいち動物公園管理運営事業(教育普及活動) | 飼育職員や獣医職員が学校に向かう際の講義・講習や、中学・高校生の職場体験学習を受け入れ、動物園という特殊な職業に触れる機会づくりを進める。 | ○職場体験の依頼数増加や日程の重複により、受入人数や受入校の調整をしている。出前授業では、職員の講義のスキルアップや業務との調整が課題。 | ○飼育職員や獣医職員だけでなく、売店、入園窓口も含む動物園という特殊な職業に触れる機会をつくる。また、自然散策路等を利用し、自然に触れる機会もつくり、子ども達の動物(生物)への関心を高める。 | ○飼育職員や獣医職員だけでなく、売店、入園窓口も含む動物園という特殊な職業に触れる機会をつくる。また、自然散策路等を利用し、自然に触れる機会もつくり、子ども達の動物(生物)への関心を高める機会をつくる。 | 友の会の開催(飼育体験、セミの観察会など) サマースクールの開催 夏休み特別講習会の開催 探鳥会の開催 アサギマダラ観察会の開催 タカの渡り観察会の開催 どんぐり感謝祭の開催 | 友の会の開催(飼育体験、セミの観察会など) サマースクールの開催 夏休み特別講習会の開催 探鳥会の開催 アサギマダラ観察会の開催 タカの渡り観察会の開催 どんぐり感謝祭の開催 | 外部指導者の協力もあり、園内で様々な活動を行い、動物のことを伝え、自然環境に触れる機会を作ることができた。イベント開催日の調整が課題。 | 職場体験、ふれあい教室、レクチャーの受入れ 友の会の開催(飼育体験、磯の観察会など) サマースクールの開催 夏休み特別講習会の開催 探鳥会の開催 アサギマダラ観察会の開催 タカの渡り観察会の開催 どんぐり感謝祭の開催 |
| 小中学校課 | 58 | 小中学校キャリア教育充実プラン | 子どもたちの社会的・職業的自立に向けた力を育てるために、高知のキャリア教育の指針に基づき、各地域の特色を生かしたキャリア教育の実践を支援するとともに、県民ぐるみのキャリア教育を推進して、児童生徒が将来の夢や志を持てるようにする。 | ○H29年度全国・学力学習状況調査の児童生徒質問紙において、児童生徒のキャリア発達に関する質問に対する肯定的な回答の割合が、中学校において特に改善傾向にあり、小中学校ともほぼ全国並となっている。 ・人の役に立つ人間になりたいと思う 小学生(+1.5p) 中学生(+1.4p) ・ものごとを最後までやりとげて、うれしかったことがある 小学生(+0.5p) 中学生(-0.3p) ・将来の夢や目標をもっている 小学生(-0.7p) 中学生(+3.1p) ○キャリア教育に関する校内研修の実施が進んできたものの、100%には達していない。 ○キャリアシートの活用率は高いが、その内容や授業での扱い方には差がある。 | ○県内の教員全体のキャリア教育の指導力が向上し、児童生徒のキャリア発達が促されている。 【全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙】 ・児童生徒のキャリア発達に関する質問事項における肯定的な回答の割合 小学校:全国平均+2ポイント 中学校:全国平均+4ポイント 【キャリア教育に関する実態調査】 ・キャリアシートの活用率 小学校:90%以上 中学校:90%以上 ・キャリア教育に関する校内研修を計画し、実施している割合 小学校:80% 中学校:80% | H30・中学生のためのキャリア教育副読本「みらいスイッチ」改訂・配付 ・キャリアシート「指導の手引き」のシステム配信 H30~H34 ・取組の充実・成果の普及 ・キャリアシート「指導の手引き」の更新 H31~H34 ・キャリアシート及び「みらいスイッチ」の活用実践事例の収集・発信 | ○キャリアシート活用事例の配信 ○中学生のためのキャリア教育副読本「みらいスイッチ」(改訂版)の活用事例の収集及び発信 ○校内研修への出前講座の実施 ○キャリア教育担当者スキルアップ研修の開催 | ○キャリア教育の推進体制の整備 ・キャリア教育担当者スキルアップ研修の開催 中部:7月31日(水)117名 西部:8月6日(火)60名 東部:8月27日(火)65名 ○キャリア教育を充実させるための教材等の活用 「キャリア・パスポート」例示資料等の配付(4/5) | ○全国学力・学習状況調査の学校質問紙の結果をみると、新学習指導要領で特別活動がキャリア教育の要として位置づけられた小学校において、昨年度より「将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導」の実施率が向上した。 ○新学習指導要領におけるキャリア教育の趣旨について、各学校で実現できるよう、更に徹底する必要がある。 ○キャリアパスポート(キャリアシート)の活用を通して、小・中・高等学校を通じたキャリア教育の重要性を周知していく必要がある。 | ○児童生徒が活動を記録し蓄積する教材(キャリアパスポート等)を、小・中・高等学校を通じて、その進路も含め、学校段階を越えて活用できるように、市町村教育委員会の担当者及び学校担当者へ周知する。 ○キャリア教育担当者を対象とした研修会や指導主事による学校訪問等を通じて、キャリアシートやみらいスイッチの活用の周知を図るとともに、活用事例を収集し、好事例を発信していく。 |

【子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）】

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | | R2 |
|-------|----|--|--|---|--|--|---|--|---|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 高等学校課 | 59 | 21ハイスクールプラン推進費 | 各県立高校における生徒の個性や学校・地域の特色を生かした自主的な、創造的な取組を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> 魅力ある学校づくりに向け、地域との連携・協働による多様な取組が各学校で進められている。 地域や地元企業と連携・協働した学習活動をさらに推進 学習意欲の向上や深い学びにつながるような活動となるような取組とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 生徒が充実した高校生活を送ることで、生徒や保護者の学校への満足度が向上し、県民に信頼される学校づくりが推進できている。 地元高校の教育活動への理解が深まり、志願者の増加につながっている。 資格取得を推進することにより、就職内定率の向上につながっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 魅力ある学校づくりを推進(広報促進、地域新商品開発・販売、地域防災支援、地域課題解決学習、地域活性化に向けた取組など) 専門高校等における資格取得の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 地域でのボランティア活動の実施 国際交流活動の推進 ものづくり、資格取得の推進 防災教育の推進 伝統文化の伝承活動の実施 販売市の開催 生徒支援の推進 学校広報誌・通信の発行 人権教育の推進 環境教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 各校において、学校・地域の特色を生かした取組を実施 国際交流活動の推進 ものづくり、資格取得の推進 防災教育の推進 伝統文化の伝承活動の実施 販売市の開催 生徒支援の推進 学校広報誌・通信の発行 人権教育の推進 環境教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 地域でのボランティア活動の実施 国際交流活動の推進 ものづくり、資格取得の推進 防災教育の推進 伝統文化の伝承活動の実施 販売市の開催 生徒支援の推進 学校広報誌・通信の発行 人権教育の推進 環境教育の推進 | |
| 高等学校課 | 60 | キャリアアップ事業(インターンシップ) | 生徒に自らの学習内容や将来の進路等に関係した県内企業等で就業体験をさせることにより、県内企業に対する理解を深めさせるとともに、学校では学ぶことのできない知識・技術を習得させる。また、勤労観・職業観の育成を図り、生徒が自らキャリア形成を行う力を身に付けさせる。 | <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、外部講師を招いたビジネスマナー講習や就職試験等に対応した筆記試験対策講座などが実施されている。 卒業後に必要とされるスキルやマナーを身に付けさせる必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 社会生活に必要なスキルやコミュニケーション能力の向上を図ることで、自らの将来を切り拓く力を身につけ、希望に添った進路の実現が進んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> 希望進路実現に向け、現行の事業を継続的に実施するとともに、就職内定者を対象としたブラッシュアップセミナーなどの外部のセミナーなどを効果的に活用する。 | <ul style="list-style-type: none"> 生徒が自分の将来のプランを自ら設計することができるように企業や学校の見学、就業体験、社会人講話等を通して、生徒のキャリアデザイン力の向上を図る。 インターンシップ 農林業体験インターンシップ 企業学校見学 | <ul style="list-style-type: none"> 企業学校見学 26校 3,310名が参加 インターンシップ 21校 936名が参加 農林業体験インターンシップ 8校 318名が参加 | <ul style="list-style-type: none"> 成果:企業見学やインターンシップに参加することで、企業情報を得るとともに、職業観や勤労観の育成につながり、進路選択の幅を広げることができている。 | <ul style="list-style-type: none"> 生徒が自分の将来のプランを自ら設計することができるように、企業や学校の見学、就業体験、社会人講話等を通して生徒のキャリアデザイン力の向上を図る。 インターンシップ 企業学校見学 企業等との共同研究 県内企業理解促進 |
| 高等学校課 | 61 | キャリアアップ事業(進路に向けた課題解決支援) (※H31組替えにより廃止) | 専門的なスキルを持った講師を招き、スキルアップ講習会を実施し、1年生の早い段階から生徒のビジネスマナーや就職基礎学力の向上を図り、併せて、継続的に指導していかねばならない教員のスキルの向上を目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、外部講師を招いたビジネスマナー講習や就職試験等に対応した筆記試験対策講座などが実施されている。 卒業後に必要とされるスキルやマナーを身に付けさせる必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 社会生活に必要なスキルやコミュニケーション能力の向上を図ることで、自らの将来を切り拓く力を身につけ、希望に添った進路の実現が進んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> 希望進路実現に向け、現行の事業を継続的に実施するとともに、就職内定者を対象としたブラッシュアップセミナーなどの外部のセミナーなどを効果的に活用する。 | 令和元年度より組替えにより該当なし | | | |
| 高等学校課 | 62 | 学力向上推進事業 ソーシャルスキルアップ事業 キャリアアップ事業(地域産業を支える人材育成) | <ul style="list-style-type: none"> 充実した高校生活を送れる環境を整えるとともに、高知県の将来を担う良き社会人の育成に取り組む、全国平均と比べて高い中途退学率、就職後の離職率を全国平均に近づける。 高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性の育成」のうちの「学力向上」に関して、「生徒の学習支援」「学校の学習支援体制の充実」を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 入学時の早い段階で、高校生活を共にする仲間としての意識が芽生え、学校生活に対する不安の解消にもつながる取組が必要。 特別な支援が必要な生徒に対して、対人行動力を向上させるための支援が必要。 各校において、成績不振の生徒への補習ができる体制を整備しており、対象の生徒数は減少しているが、十分ではない。また、国公立大学の進学実績は着実に伸びているものの、難関大学へ進学する割合は少ない。その要因としては、生徒の学習習慣の定着が十分でないことや、生徒の進路意識の啓発が十分でないことなどがあげられ、継続的な取組が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 学校における人間関係を早期に築かせ、高校生活への適応が円滑に行われている。 特にコミュニケーション能力が不足している生徒に対して効果的な指導・支援が行われている。 高校3年間の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合 15%以下 国公立大学進学者数(現役) 700名以上 | <ul style="list-style-type: none"> ソーシャルスキルトレーニングのより効果的な指導・支援体制を構築するために指定校を中心として研究を進める。 これまでの取り組みに加え、平成30年度から「学校支援チーム」を編成し、定期的な学校訪問を通じて、授業改善や学校経営に関する具体的な指導・助言を行うことで、各校の支援を強化する。特に、授業改善については、指導主事等が授業見学や各校の教科会に参加して、指導・助言を行う。 特に、郡部校、中山間校を中心に生徒の学力層の幅が大きい一方で、教員数が限られており、低学力層の学力対策に追われ、上位層の学力が十分に伸ばしきれない現状があるため、平成30年度から、上位層対象の学習支援員を新設した。 | <ul style="list-style-type: none"> 仲間づくり合宿など、実施計画や実施方法のさらなる改善を図る。 仲間づくり合宿(4/10～5/10の期間に実施。学校により1日～3日間の実施) 宿泊合宿実施 16校(国立室戸青少年の家、県立幡多青少年の家等) 1日体験活動 11校(カヌー研修、ガイダンス等) ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践(4校) 研究協議会を開催し、取組の成果・課題について県内校での共有を図る。 学校支援チームの派遣 基礎力診断テスト実施校(29校)において、国語・数学・英語に地歴・公民を加えて授業改善に係る学校訪問を実施する。 「授業づくりガイドブック(高校版)」の活用による授業の型の定着に加え、「思考力・判断力・表現力」の育成に向けた授業改善の支援を行う。 授業改善の取組を他教科にも広げることや、授業以外の学習時間を増加させるための組織的な取組に対する管理職への指導・助言を行う。 学力定着把握検査の実施 学力定着把握検査:年間2回 学力向上プランの作成 学力分析会の実施(2回) 研究協議会の実施(8月、2月) | <ul style="list-style-type: none"> 仲間づくり合宿(4/10～5/10の期間に実施。学校により1日～3日間の実施) 宿泊合宿実施:16校(国立室戸青少年の家、県立香北青少年の家等) 1日体験活動:6校(ドラゴンカヌー体験、クラス・グループ活動、飯盒炊き等) ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践(4校) SSTの研究・実践と並行して実施校4校において通級指導教室を設置。 外部講師を招いて研修を実施し、教員の指導力向上を図った。 学校支援チームの派遣 基礎力診断テスト実施校(29校)に、国語・数学・英語・地歴公民の指導主事等が年間のべ593回の授業改善に係る学校訪問を実施。 学力定着把握検査の実施 学力定着把握検査:年間2回(4、6月)、第2回(8～11月) 定時制・多部制夜間部・通信制の希望者:8月 学力向上プランの作成 学力分析会の実施(2回) 研究協議会の実施(8月、2月) | <ul style="list-style-type: none"> 仲間づくり合宿 成果:入学当初に実施することで、学校生活に対する不安を取り除くために有効である。また、周囲への配慮ができるようになった。生徒間の人間関係が深まった。 課題:仲間作り活動における効果的なプログラム内容の検討。活動実施後の生徒情報の学校全体での共有。 ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践 基礎力診断テスト実施校(29校)において、国語・数学・英語・地歴公民に理科を加えて授業改善に向けた学校訪問を実施する。 「授業づくりベーシックガイドブック(高校版)」を活用した授業の型の定着に加え、「思考力・判断力・表現力」の育成に向けた授業改善の支援を行う。 授業改善の取組を他教科にも広げることや、授業以外の学習時間を増加させるための組織的な取組に向けた管理職への指導・助言を行う。 学力定着把握検査の実施 学力定着把握検査:年間2回 学力向上プランの作成 学力分析会の実施(年2回) 研究協議会の実施(2月) | |

【子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|---------|----|-----------------------------------|--|--|--|--|--|---|---|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 高等学校課 | 63 | 産業教育推進費 | 外部講師活用事業、農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励事業などを実施する。 | ○将来のスペシャリストとしての基礎的・基本的な知識、技術・技能の定着を図りつつ、生徒の学習意欲を高めるため外部機関との連携や競技会への挑戦等を推進していく必要がある。 | ○産業教育の専門的な知識や技能を更に深め、自らの将来を切り拓く力を身につけ、希望に添った進路の実現が進んでいる。 | ○外部機関との連携(講師の招へい) ○研究活動の奨励 ○発表会等の機会充実 | ○産業教育生徒研究発表会の実施(1月) ○産業教育民間講師招へい事業 ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 ○専門力向上(29校214テーマ) ○産業教育生徒技術競技会の開催支援 ○全国産業教育フェアへの参加支援 | ○産業6分野に13校14チームの参加により、産業教育生徒研究発表会を実施(1月) ○産業教育共同研究(7校、連携企業9社) ○専門力向上(29校214テーマ) ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 ○生徒研究発表会、研究集録発行 ○産業教育生徒技術競技会の開催支援(農業、工業、商業、水産、看護、家庭) ○全国産業教育フェアへの参加支援(10月 新潟県 教員視察:3名、生徒競技参加:7名) | 成果:各産業分野の発表会や競技会をとおして、専門的な知識・技術の習得につながっている。また、企業と連携した共同研究や農水家クラブの研究活動をグループで取り組むことにより、協働意識の醸成や社会性の育成につながっている。 | ○産業教育生徒研究発表会の実施(1月) ○高知県地域産業担い手人材育成事業(産業教育共同研究) ○外部講師活用事業(専門力向上) ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 ○産業教育生徒技術競技会の開催支援 ○全国産業教育フェアへの参加支援 |
| 高等学校課 | 64 | 教師力ブラッシュアップ事業 | 高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性の育成」のうちの「学力向上」に重点化して、「教員の指導力向上」を図る。 | 基礎学力の定着については、十分に身につけていないと判定される生徒は減少しているが、その割合は依然として大きい。また、国立大学の進学実績は着実に伸びているものの、難関大学へ進学する割合は少ない。その要因として、基礎学力の定着では、教科指導が個々の教員の力量に依存しており、学校の組織的な取組が十分ではないことがあげられる。また、大学進学に関する指導では、特に難関大学の受験に向けての教科指導について、個々の教員の指導力が十分でなく、学校の中で教員の指導力を向上させていく環境が整っていない。 | ○国公立大学進学者数(現役)700人以上 ○県内公立大学入学定員数に占める県内公立高校卒業生数の割合25%以上 ○英語担当教員の英検準1級程度取得率(H32末)高等学校:75%以上 | ○教科指導力向上研修Ⅰ 大学進学チャレンジセミナーを活用した進学指導力の向上を図る。 ○教科指導力向上研修Ⅱ 県内の県立高校において、大学進学や基礎学力定着の指導に実績のある、他県のスーパーティーチャーや予備校講師を招へいた授業研究や、授業改善に向けた教科研究の研修会などを実施することで、教員の教科指導力や進学に関する指導力向上を図る。 ○英語発信力の育成 ・H30年までに高等学校における英語担当教員の英検準1級程度取得率70%、H32年までに75%以上の目標達成を目指す。方策として、英語力ブラッシュアップ講座、英語教育推進研修を実施し、教員の英語力、指導法の向上を図る。 | ○大学進学に向けた指導力の向上 ・教科指導力向上研修Ⅰ:大学進学チャレンジセミナーを活用した進学指導力の向上(8月5~7日) ・教科指導力向上研修Ⅱ:5校程度 ①県外講師による研究授業及び研究協議 ②教職員に対する研修等 ○英語発信力の育成 高知県高等学校教育研究会英語部会のプロジェクト別による研究及び事業 ・授業研究 ・テスト研究 ・英語ディベート研究 ・学校実践研究 ・全国英語教育研究大会等の報告会 | ○大学進学に向けた指導力の向上 ＜教科指導力向上研修Ⅰ＞ ①難関大学への進学希望の高校2年生対象【野市会場(8/5~7)】台風により中止 ②大学進学(センター試験受験)希望の高校2・3年生対象【高舌(8/18~20)・東部(8/22~24)】参加生徒数(高舌:38名、東部:35名) ＜教科指導力向上研修Ⅱ＞ 県外講師による研究授業及び研究協議(3校で実施) ○英語発信力の育成 ・授業実践プロジェクト(6/2、8/4、11/17、2/2) ・高知県英語教育研究大会(12/8) ・先進校授業視察(神奈川県横浜) (11/16-17) ・全国英語教育研究大会(滋賀県) (11/16-17) ・四国英語研究大会及び全国英語教育研究大会(三重県)報告会(12/14) ・ディベート大会研修会(8/24) ・ディベート大会周知会(9/21) ・県ディベート大会(10/27) ・ディベート大会周知会(よさこいカップ)(12/21) ・県ディベート大会(よさこいカップ)(2/9) | ○大学進学に向けた指導力の向上 ＜教科指導力向上研修Ⅰ＞ 成果:進路に対して高い目標を持つ生徒が集まり、3日間の学習合宿を行うことにより、日々の学習に対する意識が高まった。今後の学習に意欲的に取り組むことが期待できる。 課題:年度により、学校毎の進学合宿への参加者の数に大きな変動があるため、案内の仕方を工夫する必要がある。 ＜教科指導力向上研修Ⅱ＞ 成果:教科指導力向上研修Ⅱは、希望校での実施として、実施回数が増えているため、実施促進に向けて、様々な方法で広報する必要がある。 ○英語発信力の育成 成果:①英検準1級程度取得した教員が75%を超える(77.4%)※目標達成 ②学校実践研修では、県外から講師を招聘し、中高合同の教科会を定例化することができた。これにより、中高教員がともに研究し、中高校生で一貫した教授法に基づいて指導が行われ、生徒の英語力を向上させることができた。 課題:プロジェクトを牽引するチームリーダーが不足している。通常、研究会は土日等の休業日に行うため、参加できない等があげられる。来年度からは、研究会の開催日や方法を改善する必要がある。 | ○大学進学に向けた指導力の向上 ・教科指導力向上研修Ⅰ:大学進学チャレンジセミナーを活用した進学指導力の向上(実施形態、日程未定) ・教科指導力向上研修Ⅱ:5校程度 ①県外講師による研究授業及び研究協議 ②教職員に対する研修等 ○英語発信力の育成 高知県高等学校教育研究会英語部会のプロジェクト別による研究及び事業 ・授業研究 ・テスト研究 ・英語ディベート研究 ・学校実践研究 ・全英連大会等報告会 |
| 特別支援教育課 | 65 | 特別支援学校キャリアプロジェクト(キャリア教育・就労支援推進事業) | 学習指導要領の改定の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携、協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。 | ○進路指導主事及び就職アドバイザーを中心に、就労支援等の進路指導が充実してきており、県立知的障害特別支援学校の一般就労率は全国平均を上回っている。(全国平均H27:32.1%、高知県H27:32.9%、H28:49.5%) ○できるだけ早期から進路の方向性を決定し、その進路に即した教育内容・進路に関する指導・支援の充実を図る必要がある。 ○一般企業に障害者雇用について、更に理解を深めてもらうことが必要である。 | ○教育・福祉・労働等の関係機関、企業との連携体制が充実するとともに就労支援のためのネットワークの構築ができてきている。 ○特別支援学校のキャリア教育の充実が図られている。 ○各学校で早期からのキャリアガイダンスが開催され、卒業後の生活を見据え、適切な進路につなげるための取組が個別に計画されている。 ○就職を希望している生徒の就職支援の強化を行い、進路保障の充実ができてきている。 ○一般就労を希望する高等部生徒の就職率100% ○職場定着率(卒後1年)100% | ○特別支援学校の生徒への就労支援として、進路支援推進会議を設置する。 ○キャリア教育アドバイザーの派遣により、作業学習・生活単元学習等の授業改善を行う。 ○小学部段階から卒業後を見通した進路指導を行うとともに、就労支援セミナーや地域相談会への参加を保護者に促す。 ○卒業後の自立や社会参加に向けて、就労体験や施設見学会を実施する。 ○就職アドバイザーを配置し、企業への啓発、職場開拓等就職支援体制の強化を図り、就職を希望している生徒の就労を実現するための取組を進める。 | ○キャリア教育スーパーバイザーの派遣 ・各学校での技能検定に向けて、授業改善の取組の実施 ○早期からのキャリアガイダンスの実施 ・各学校の状況に応じて、できるだけ早期から保護者や生徒へのガイダンスを実施 ○就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ○就職アドバイザーの配置 ・特別支援学校2校に2名配置し7校で活用 ・企業訪問数759件 ○就職アドバイザーの活用 ・2名配置し7校で活用 ○高知県特別支援学校技能検定実施 ・実施日程:8月6日(火) ・情報処理の部門を新設 ・検定会場への移動手段の確保(バス等の手配) ○職場定着支援 ○進路支援推進会議の開催 ・企業との意見交換 | ○キャリア教育スーパーバイザーの派遣 ・知的障害特別支援学校へ(2校)派遣 ○早期からのキャリアガイダンスの実施 ・保護者や児童生徒へのガイダンスを実施(10校46回) ○就労体験・職場実習・施設体験等の実施(9校74件) ○就職アドバイザーの配置 ・特別支援学校2校に2名配置し7校で活用 ・企業訪問数759件 ○就職アドバイザーの活用 ・第4回技能検定(R1.8.6) ・受検者数106名 ○職場定着支援の実施 ・アフターケアの実施 (12校183件 延べ数 234名) ○進路支援推進会議の開催(R1.11.30) ・参加者(企業・団体6名、関係機関9名、学校関係16名) | ○スーパーバイザーの派遣により、技能検定に向けた取組と併せて作業学習についてのアドバイスを受けたことで、学校の教育課程の見直しや授業改善につながった。 →スーパーバイザーの活用を促し派遣校を増やす必要がある。 ○就職アドバイザー、企業等の連携により、就職率については、今年度も、全国平均を上回っている。 県立知的障害特別支援学校就職率 高知県:R1...39.6%(R2 2.10 現在) 全国:H29...34.0% ○技能検定では、情報部門を新設したことで知的障害以外の特別支援学校からの参加が増え、昨年度50名に対して倍増した。また、生徒の受検の様子から、学校での取組のレベルが上がっていると審査員から評価を受けた。 →開催規模は年々拡大しており、会場の確保や運営の仕方等が課題である。 →轄多地区での技能検定の開催及び雇用促進セミナーを同時に行うことで、企業等への障害者雇用に対する理解啓発と雇用先の拡大を図る必要がある。 ○進路支援推進会議では、特別支援学校と企業等が障害のある生徒の就労やその支援について理解を深められる場となった。 →参加企業が限られており、さらなるネットワーク作りが必要である。 | ○キャリア教育の視点での授業改善の実施 ・キャリア教育スーパーバイザーの派遣(知的障害特別支援学校3校) ○早期からのキャリアガイダンスの実施 ・各学校の状況に応じて、できるだけ早期から保護者や児童生徒へのガイダンスを実施 ○就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ・生徒の障害の特性等の実態を十分に把握し、就職アドバイザーと連携してマッチング ○就職アドバイザーの活用 ・2名配置し7校で活用 ○高知県特別支援学校技能検定実施 ・高知市、四万十市の2会場で開催 ○進路支援推進会議の実施 ・企業との意見交換 ○特別支援学校、企業、関係機関等との連携協力体制の充実を図る ・特別支援学校就職サポート隊ごとの設置 |
| 保健体育課 | 66 | トップアスリート夢先生派遣事業(R1廃止) | スポーツに対する興味・関心を高めるとともに、自らの「夢」を持つという気持ちや夢に向かって取り組む意欲を向上させるために、トップアスリートを各学校に派遣し夢の教室を実施する。 | ○県内では、トップアスリートに直接触れ合う機会が少ない。 ○2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、スポーツにおける多様な楽しみ方や多面的な教育的価値を持つオリパラ教育へのアプローチが弱い。 | ○県内の全ての小中学校において、トップアスリートに直接触れ合う機会を設ける。 (オリパラ全国展開事業とも連携) 【目標数値】 小学校 58校(現在132校) 中学校 80校(現在20校) ○県内の全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、オリパラ教育が実践されている。 | ○オリパラ全国展開事業とも連携しながら、県内の全ての小中学校において、トップアスリートに直接触れ合ったり、スポーツにおける多様な楽しみ方や多面的な教育的価値を持つオリパラ教育の取組を進める。 | ○本事業は平成30年度で終了とする。平成31年度以降は、オリンピック・パラリンピック教育推進事業での外部講師の派遣等を通して継続していく。 ○対象は、小学校3年生及び高等学校3年生(小中・中高合同の場合もあり) 「あすチャレ! School in Kochi」「ゆめチャレ! School in Kochi」「パラスポル体験教室」「障害者スポーツ選手による記念講演」「スポチャレ! School in Kochi」 | ○県内22校の公立小・中・特別支援を訪問 ・小学校14校 中学校6校 特別支援学校2校 ・訪問期間・令和元年10月~令和2年2月 ・対象は、小学校3年生及び高等学校3年生(小中・中高合同の場合もあり) 「あすチャレ! School in Kochi」「ゆめチャレ! School in Kochi」「パラスポル体験教室」「障害者スポーツ選手による記念講演」「スポチャレ! School in Kochi」 | ○オリンピック・パラリンピック教育推進校の児童・生徒のアンケートでは、以下の項目で評価が高くなった。 「社会や人のために役に立つことをしたいと思う」 ・1回目89.9%→2回目90.4% 「お年寄りや障害のある方と交流したいと思う」 ・1回目70.5%→2回目72.2% 「運動やスポーツをすること、みることに興味がある」 ・1回目81.3%→2回目84.1% | |
| スポーツ課 | 67 | 私立高等学校運動部活動強化校支援事業 | 運動部活動の競技力の向上を図るため、私立学校の運動部活動推進校等を指定し、競技力向上に向けた支援を行う。 | ○29年度より公立高等学校に対して運動部活動強化校支援事業が開始されたが、私立高等学校に対する支援ができていなかったため、30年度から私立学校の運動部活動推進校等を指定することとした。 ○30年度からは、強化指定校の基準に当てはまる私立高等学校が1校だけである。種目は相撲・卓球のみとなっている。 | ○全国大会で安定して上位入賞する競技を増やす。 ○全国高等学校総合体育大会入賞競技数が増えている。(H29:6、H34:13) | ○優秀な競技実績を有する私立高等学校運動部に対して補助金を交付し、競技力の向上を図る。 支援の内容 ①活動費の補助 ②スポーツ医・科学面からのサポートの実施 | ○明德義塾高校卓球部(男・女) ・強化合宿(県内・中国) ○明德義塾高校相撲部 ・県外遠征(大阪・青森) ・大会参加(大分8月) ○明德義塾高校野球部(H31追加) ・県外遠征(岡山、広島、愛媛) | ○卓球部は、県大会前の強化合宿の実施により、個人・団体とも1位を獲得することができた。IHでも男子団体5位、女子団体3位入賞を果たした。 ○相撲部は、負傷者の関係で全国選抜大会に参加できなかったが、県外遠征の実施により競技力の向上を図った。 ○野球部は、県外の強豪校との強化試合を重ね、第101回全国高校野球選手権に四国の代表として出場し、1回戦突破を果たした。 | ○明德義塾高校卓球部(男・女) ・強化合宿(県内) ・全国大会参加 ○明德義塾高校相撲部 ・県外遠征(東京) ・全国大会参加(大分、青森) ○明德義塾高校野球部 ・県外遠征(岡山、愛媛、九州) ○高知高等学校弓道部 ・県外遠征(愛媛) ○高知中央高等学校ハンドボール部 ・コロナの影響により未定 | |
| スポーツ課 | 68 | 中学生競技力向上対策事業 | 中学生の競技力の向上を図るため、高知県中学校体育連盟が行う競技力向上事業に対し補助する。 | ○ジュニア期から一貫した育成・強化の指導体制の確立が必要である。 ○将来有望な選手や全国大会で優秀な成績を有する選手への、質の高い指導機会の提供が必要である。 | ○全国大会で安定して上位入賞する競技を増やす。 ○全国中学校体育大会の入賞競技数が増えている。(H29:6、H34:13) | ○高知県中学校体育連盟に加盟している18競技19種目に補助金を交付。 ○各競技(専門部)ごとに育成強化を展開。 | ○県外優秀校の招聘(11競技) ○アドバイザー招聘(8競技) ○強化練習、合宿や遠征の実施(通年) ○競技力向上に資する大会への参加(通年) | ○県外優秀校・アドバイザー招聘事業については、ほぼ予定通り実施されている。 ○強化練習、合宿や遠征等もすべての種目で実施できた。 ○引退後の3年生の強化、小学生との合同練習会を実施することにより連携を深めた。 | ○競技団体は、当初の活動計画通りに各強化活動を実施できている。 ○全国中学校体育大会において、コンスタントに上位入賞する競技が増えた。(野球・ソフトボール・飛込・卓球) ○小学生に対し積極的に体験活動を実施するなど、県内指導者の意識改革もできた。 | ○県外優秀校の招聘(9競技) ○アドバイザー招聘(7競技) ○強化練習、合宿や遠征の実施 ○競技力向上に資する大会への参加 |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|-------|----|-------------------------------------|--|--|---|---|---|---|--|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| スポーツ課 | 69 | タレント発掘四国ブロック展開事業 ※再掲(56番) (R2廃止) | 四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築していくため、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。 | ○高競技(トランポリン競技・ライフル射撃競技)ともに専用の練習場や器具が必要なため、今後は、本事業の参加者の中でも特に将来有望なタレント生に対して、質・量ともに十分な育成環境を整備する必要がある。 ○競技団体だけでなく、本事業に参画している各県のスポーツ振興を担当する部署のネットワークを生かし、アクセシビリティの良い体育館等の施設を確保する必要がある。 | ○H30年度より全国大会の入賞を徐々に輩出。 ○H34年度には国体出場、ナショナルタレント候補生へ輩出。 | ○本事業は、委託事業であることから、徐々に競技団体が主となり事業が展開されるようにH30・31年度に基盤づくりを進める。 その間、各競技でのサポート等を模索し、より良いシステムづくりとして事業を成立させる。 | ○コンソーシアム会議:2回(5月・2月) ○プログラム検討会: 3回(4月・8月・10月) ○発掘プログラム:1回(9月) ○育成プログラム (トランポリン競技・ライフル射撃競技) 短期集中プログラム: 各6回(7月~2月) ○スタッフ研修:2回(7月・10月) | ○コンソーシアム会議:1回(5月) ※第2回会議は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止 ○プログラム検討会: 3回(4/19・7/17・12/9) ○発掘プログラム:1回(9/1) 参加者:愛媛県20名、香川県23名、高知県22名 計65名 ○育成プログラム (トランポリン競技・ライフル射撃競技) 短期集中プログラム: 各6回(7月~2月) ○スタッフ研修:2回(7/27・11/2) | ・昨年度に引き続き、PFコーチのコーチングスキル向上と選手の競技力向上につながる取り組みとなった。 ・本年度で事業終了となるが、次年度以降も競技団体独自の取り組みとして選手を発掘・育成する仕組みを構築できた。 【トランポリン】 ・都道府県大会での入賞はならなかったが、国体出場(9位)となった。 【ライフル射撃】 ・全国大会出場・優勝など多数 第5回全日本小中学生ライフル射撃競技選手権大会(BR/BP):1位(533) | |
| スポーツ課 | 70 | 高知県スポーツ少年団育成事業 | スポーツ少年団組織の充実と活動の活性化を図る各種の事業を行う。 | ○児童数の減少に伴い、団員数や団数の減少が見られる。 ○指導者の高齢化、若い指導者の先導的リーダーの不足。 | ○団数(H29:218団体)、団員数(H29:4,102名)、総合交流大会の実施競技(H29:17協議)、指導者数(962名)が増加している。 | ○総合交流大会充実を図り、団数や団員数の増加につなげる。 ○指導者研修会などを通じて、積極的に若い指導者の養成を図る。 | ○総合交流大会の実施(4月) ○指導者養成及び資質向上に向けた活動の推進 ○国際交流 | ○総合交流大会の実施(4月~5月) ○指導者育成事業(6月)・指導者研究協議会(11月) 中・四国ブロック会議(2月)への派遣 ○日独スポーツ少年団交流事業への派遣(7月~8月) ○モデル少年団育成事業の実施 | ○総合交流大会の実施 期日 2019.4.27~5.6 会場 春野総合運動公園 種目 17種目 参加者数 3,186名 *参加者数が減少傾向にあり、対策が必要である。 ○日独交流事業について2名を派遣し、交流を実施することができた。 ○モデル少年団育成事業について、5市で実施することができた。 | ○総合交流大会の実施(4月) ○指導者養成及び資質向上に向けた活動の推進 ○国際交流 |
| 保健体育課 | 71 | 県立学校運動部活動活性化事業(旧運動部活動強化校支援事業) | 本県のスポーツにおける競技力の向上及び運動部活動を地域づくりや学校運営の核とするため、県立学校(高等学校・特別支援学校)に運動部活動活性化推進部及び運動部活動強化推進部を指定し、活動費の支援等を行う。 | ○全国大会における県立学校の競技力の低迷が続いている。 ○県立高等学校の部員数が減少傾向にある。 ○全国レベルの県外選手が県外へ流出している。 ○専門的な指導者が不足している。 | ○計画的な指導が強化され、全体の競技力向上に繋がる。 ○運動部活動の活性化が図られる。 ○指導者の資質向上が図られる。 【目標数値】 ・県立高等学校入賞数の増加 ・四国大会ベスト4の入賞数の増加 ・全国大会ベスト8の入賞数の増加 ・指導者の発掘・育成(スポーツ課・競技団体との連携) | ○強化拠点校・強化推進校において、競技力向上の取組が進み、四国大会以上の大会での入賞数を増やす。 | ○前年度からの継続校の予算案の提出 ○新規指定校の決定・予算案提出 ○強化拠点校・強化推進校での活動開始 ○高知県運動部活動強化校支援事業の連絡協議会の開催 ○指導主事等の視察訪問 ○次年度推進校の選定 ○実績報告書の作成・提出 | ○指定校交付式(新規校のみ当該校において実施:高知海洋高校、四万十高校) 【拠点校:3年目】 県立安芸高等学校、県立岡豊高等学校 県立高知工業高等学校、県立中村高等学校 【推進校A】 県立高知東高等学校レスリング部 県立高知南高等学校レスリング部 県立高知丸の内高等学校女子ソフトボール部 【推進校B】 県立室戸高校女子硬式野球部 県立嶺北高校カヌー部 県立佐川高校男子ソフトボール部 県立須崎高校カヌー部 県立榑原高校アーチェリー部 県立榑多農業高校ボート部 県立榑原高校男子硬式野球部 県立榑多農業高校馬術部 県立山田高校陸上競技部 県立高知海洋高校カヌー部 県立四万十高校男子ソフトボール部 ○強化校支援事業の連絡協議会(開催なし、報告書の提出及び共有) | ○今年度の指定校については、県立高知東高等学校レスリング部、県立高知南高等学校レスリング部、県立高知工業高等学校自転車競技部・飛込競技、県立高知海洋高等学校カヌー部、県立安芸高等学校弓道部において、全国高校総合体育大会等の全国大会で入賞者を輩出することができた。また、その他の指定校の運動部についても、四国大会での入賞等の活躍が多数あった。 ○県では、国の部活動ガイドラインに基づく「県立学校に係る運動部活動の方針」が策定されたことで、これまで以上に、限られた時間の中で効果的・効率的な部活動運営を工夫する必要がある。 | 【県立学校運動部活動活性化事業】 ○名称及び事業趣旨を変更(リニューアル)し、事業を実施 ○新規指定校の選定・決定・予算案提出(予定) ○活性化推進部・強化推進部での活動開始(予定) ○指導主事等の視察訪問(予定) ○次年度推進校の選定 ○実績報告書の作成・提出 |
| 保健体育課 | 72 | 運動部活動サポート事業 | ①運動部活動に専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートが出来る運動部活動支援員を派遣、②運動部活動支援員の資質向上のための研修会の実施、③中山間地域における運動部活動支援員の配置促進を図る。 | ○各部の実情に応じた派遣回数を設定することで、派遣した運動部活動支援員が質の高い指導実践に繋がっている。 ○運動部活動の指導が可能な外部人材が不足している。特に、中山間地域において、運動部活動支援員の派遣を希望していても、指導可能な人材がいなかったため配置できていない部活動がある。 | ○顧問と運動部活動支援員が連携して、運動部活動を実施することにより、生徒の運動・スポーツに対する意欲が高まり、競技力の向上や学校・地域の活性化につながっている。 ・派遣部数 中学校:84部 高等学校:63部 特別支援学校:4部 | ○顧問と運動部活動支援員が連携して、運動部活動を実施することにより、生徒の運動・スポーツに対する意欲が高まり、競技力の向上や学校・地域の活性化を進めている。 | ○要項の作成・通知 ○派遣校の調整・決定(決定通知の送付) ○運動部活動支援員の派遣 ○運動部活動支援員対象の研修会(年2回)の実施 ○事業報告書の作成・提出(派遣校) | ○公立中学校・高等学校において、52校139部に、のべ91名の運動部活動支援員を派遣し、生徒の競技力向上を図った。 公立中学校:33校84部(54名) ・県立高等学校:19校55部(37名) ○研修会の実施 ・第1回:吉田修氏(町田病院理学療法部長)による講話(11/9 11/30) 演題:「パフォーマンスの向上、ケガの予防に関する基礎知識の活用」 ※2日間のうち、どちらか1日に参加。 ・第2回:県スポーツ協会主催「コーチングアカデミー」へ参加 ※9月~12月まで計8回開催される講座のうち1講座を受講。 | ○運動部活動では、専門的な指導が難しい顧問教員や部員数の多い運動部活動等に対する外部指導者への協力が定着した。 ○学校のニーズに応じた人材の確保が引き続き課題である。研修会等を通じて、知事部局スポーツ課のスポーツ指導者バンクへの登録も呼びかけている。今後もスポーツ課とも連携しながら人材確保に努める。 | ○要項の作成・通知 ○派遣校の調整・決定(決定通知の送付) ○運動部活動支援員の派遣 ○運動部活動支援員対象の研修会(年2回)の実施 ○事業報告書の作成・提出(派遣校) |
| 保健体育課 | 73 | 運動部活動指導員派遣事業 | ①運動部活動に係る教員の働き方に関する負担軽減と運動部活動の質的向上を図るために、単独指導等が可能な運動部活動指導員の配置とその促進②運動部活動指導員の資質向上のための研修会を実施する。 | ○部活動に係る勤務時間が長く、部活動終了後に校務分掌やクラス運営等の業務を行う教員が多いため、放課後の勤務時間が増大している。 ○これまで、派遣していた運動部活動支援員は、単独での指導や協力しながら技術的な指導にあっている。 | ○部活動指導員が顧問の業務を負担することで、教員が生徒と向き合う時間や自己研鑽する時間が確保されている。 ○部活動指導員を効果的に活用するために、学校が練習時間や休養日の設定等の部活動全体計画をより機能させることで、部活動の適正化が図られている。 ○専門的な知識・技能を有した部活動指導員が継続的・計画的に指導を行うことで、部活動の質的向上が図られている。 ・派遣部数 県内全ての公立中学校、高等学校に1名以上配置 | ○部活動指導員の配置により、生徒の健康面への配慮とバランスのとれた生活の確保に努めるとともに、教員のワークライフバランスの改善を進める。 ○部活動指導員を効果的に活用するために、学校が練習時間や休養日の設定等の部活動全体計画をより機能させることで、部活動の適正化を進める。 ○部活動指導員の県内全ての公立中学校、高等学校への配置を進める。 | ○要項・要領の作成及び周知 ○市町村立中学校においては、県補助金要綱の作成及び市町村への周知 ○申請書の作成・提出(学校) ○派遣校の決定・実施 ○運動部活動指導員の研修会の実施(年間3回) ○指導主事等による派遣校の訪問 ○中間報告の提出(県立学校においては、毎月活動実績報告を提出) ○実績報告書の作成・提出(学校) | ○単独での指導や大会引率ができる運動部活動指導員は、県立学校において、中学校では4校7部5名、高等学校では17校23部24名を配置した。 ○市町村立中学校では、8市町村(高知市、四万十市、香美市、南国市、室戸市、いの町、中土佐町、四万十町)において、14校29部21名の配置を行うことができた。 ○運動部活動指導員の研修会・3回開催 ・第1回:県保健体育課による服務規程などに関する研修 ※市町村立中学校は、当該教育委員会において実施。 ・第2回:吉田修氏(町田病院理学療法部長)による講話(11/9 11/30) 演題:「パフォーマンスの向上、ケガの予防に関する基礎知識の活用」 ※2日間のうち、どちらか1日に参加。 ・第3回:県体育協会主催「コーチングアカデミー」への参加 ※9月~12月まで計8回開催される講座のうち1講座を受講。 | ○「高知県運動部活動ガイドライン」に基づく、適切な部活動運営に向けた取組を進めることができた。 ○市町村立中学校に対しては、県補助金要綱の作成及び市町村への周知 ○申請書の作成・提出(学校) ○派遣校の決定・実施 ○運動部活動指導員の研修会の実施(年間2回) ○指導主事等による派遣校の訪問 ○中間報告の提出(県立学校においては、毎月活動実績報告を提出) ○実績報告書の作成・提出(学校) | |
| スポーツ課 | 74 | 高知県バスウェイクシステム事業 | ・県内の優秀な小学生に対しトップアスリートに向けた育成・強化を行う。 ・自分に合った競技を見つけることができる測定会やスポーツ体験会を実施する取組。 | ○小中学生は地元でできる競技が限定されており、自分の適性に合った競技を見出す機会が少ない。 ○競技人口が一部の競技に偏っており他の競技で活躍できる冠毛性を持つ選手が埋もれている場合がある。 | ○全国大会で優秀な成績を収める選手が増加している。 ○事業修了生が国際大会等へ出場している。(R4:3名) | ○自分に合ったスポーツに出会う機会が増えている。 ○各競技団体において誰でも挑戦できるシステムが確立されている。 ○国際大会や全国大会で活躍する事業修了生が増えている。 | | | ○マッチングプログラムⅠ-1 3回(東部・中部・西部) ○マッチングプログラムⅠ-2 3回(東部・中部・西部) ○マッチングプログラムⅡ-1 1回 ○マッチングプログラムⅡ-2 3回(東部・中部・西部) ○育成プログラム ・4・5年生:各18回 ・6年生:18回 ・中学2・3年生:5回 ○特別プログラム 1回(8月末予定) | |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|------------|----|------------------------|---|--|--|--|---|---|---|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 生涯学習課 | 75 | 読書活動推進事業 | 「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、県内のすべての子どもに読書習慣を定着させるため、多様な読書機会の提供や読書に関わる人材育成を図り、県内の読書環境、情報環境の充実と活性化を図る。 | ○読書をする子どもの割合は減少の兆しが見られ、子ども読書活動推進計画に位置付けた取組みPDCAサイクルに基づき着実に進めていく必要がある。 ○読書環境の厳しい地域において読書活動を推進する人材を育成する必要がある。 ○高知県図書館振興計画策定後の周知と実行 | ○平日の授業時間以外に10分以上読書をしている児童生徒の割合 小学校:75%以上 中学校:70%以上 ○平日の家や図書館で全く読書をしていない児童生徒の割合 小学校:8.0%以下 中学校:15.0%以下 ○学校における読書ボランティア活用率 小学校:80% 中学校:35% | ○子ども読書推進計画の着実な推進 ・市町村訪問等による啓発・依頼 ○読書ボランティア養成講座の実施及びボランティア登録簿の周知・活用 ○高知県図書館振興計画策定後の着実な推進 ・市町村訪問による周知・啓発 | ○子ども読書活動推進協議会における進捗確認・評価(年間2回予定) ○読書ボランティア養成講座 ・全体会1回、地区別講座6箇所、出張講座3回 ○図書館振興計画 ・各市町村と市町村図書館の現状・課題・対策の検討を行い、進捗の点検・評価を行う(2年毎) ○子ども司書養成事業 子ども司書養成講座を実施するための指導者の育成。 | ○子ども読書活動推進協議会における進捗確認・評価 ・2/19 開催 ○読書ボランティア養成講座 ・地区別講座 県内3地区×2回 ・出張講座 3回 ・全体講演会 1回 12/1 ○図書館振興計画 市町村図書館等振興協議会 ・第1回 7/19 ・第2回 10/25 ○子ども司書養成事業 ブロック別研修 ・西部 11/25、中部 9/30、東部 11/11 全体講座 2/27 | ○子ども読書活動推進協議会 全体的に計画における取組数が多いため、協議会で取り上げる内容をより抽出する必要がある。 市町村子ども読書活動推進計画が策定されていない市町村が1市あり、今後、策定に向けた働きかけをしていく。 ○読書ボランティア養成講座 若年者や経験者等の特定の層を対象とした講座を設け、資質に応じた知識・技術の向上やボランティア活動の幅を広げる必要もある。 ○図書館振興計画 具体的な振興策も定まったことから、今後は市町村への働きかけや振興モデルの形成等の実践に移す必要がある。 ○子ども司書養成事業 子ども司書講座を実施するには図書館と学校の連携が必須で、教育委員会の仲介的な役割が求められる。また、認定された児童・生徒の活躍の場を増やしていく必要がある。 | ○子ども読書活動推進協議会における進捗確認・評価 ○読書ボランティア養成講座 ・全体会1回、地区別講座6箇所、出張講座3回 ○市町村図書館等振興協議会の開催 |
| 地域福祉政策課 | 76 | 県ボランティアセンター事業 | 県内のボランティア活動の推進を図るため、市町村社会福祉協議会のボランティアセンター機能の強化を図るほか、地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成を行う。 | ○市町村社協のボランティアセンター機能の向上 ○ボランティア活動の意義についての啓発(活動側、受け入れ側) | ○市町村ボランティアセンターの機能が強化されている ○地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成が進み、ボランティア活動が活発になっている | ○市町村ボランティアセンターの体制強化に向けた取組促進 ○福祉教育・ボランティア学習の推進 ○地域のボランティアコーディネーション機能の向上 | 【災害ボランティアセンター】 ○市町村災害ボランティアセンター体制強化支援(運営模擬訓練実施、資機材の拠点整備) 【ボランティアセンター】 ○福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催 ○ボランティアコーディネーター研修の開催 | 【災害ボランティアセンター】 ○災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議開催:11月26日 ○各種研修会、訓練の実施 ・運営基礎研修:10月17日 146名 ・中核スタッフ研修:1月30日 30名 ・運営模擬訓練:5回(香南市、南国市、四万十町、土佐町、高幡地区) ・広域連携模擬訓練:高幡地区、幡多地区 ・資機材拠点を選定(四万十市、室戸市社協) 【ボランティアセンター】 ○福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催 福祉教育基礎講座:5月31日 13名 ○ボランティアコーディネーター研修の開催: 5月14日、15日 計29名 ○福祉教育検討会の開催、市町村社協に福祉教育の状況についてアンケート実施 【アンケート結果】 ・授業のプログラムづくりに参画(19/34) ・講師として協力(25/34) ・市町村教委との連携(14/34) ・地域学校協働本部との連携9/34 | ・学生から専門職まで段階に応じた研修や訓練が行われ、ボランティアセンターの設置・運営に関わる人材が育成されている。 【災害ボランティアセンター】 発災時の受入体制を強化するため、バックヤード拠点の検討が必要 【ボランティアセンター】 地域福祉を担う人材を育成するには、若年層への働きかけが重要であり、学校との連携が必要不可欠であるが、学校との連携が不十分であるため、学校及び教育委員会の取組への理解促進が必要 | 【災害ボランティアセンター】 市町村災害ボランティアセンター体制強化支援 ①災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議開催 ②各種研修会、訓練の実施 ③バックヤード拠点の検討 【ボランティアセンター】 ①社協と学校、教育委員会が連携し、小中学生のボランティアチャレンジ体験事業の実施 ②福祉教育基礎講座の開催 ③ボランティアコーディネーター研修事業の実施 |
| 少子対策課 | 77 | 子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業) | 「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。フォーラムの内容検討、開催を行う。 | ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。 | ○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。 | ○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上につなげる。 | ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 | ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ・第2回 6/8 ・第3回 9/8 ○子ども条例フォーラムの開催(実施名称:こうち子ども未来フォーラム2019) ・11/17 ちり街テラス | ○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)に対して意見をいただき、取組を着実に進めることができた。 ○子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上につなげることができた。 ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の更なる向上。 | ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 |
| まんが王国土佐推進課 | 78 | まんが甲子園開催事業 ※再掲(51番) | 国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行った最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。 | ○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保 ○幅広い高校生に進路シンポジウムに興味を持ってもらえるよう、シンポジウム内容の充実 | ○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。 ○進路シンポジウムを通して、まんがが学ぶことが将来における職業にどうつながるかのイメージや、それに対して現在から準備していくこと等の具体的なイメージを持ってもらおう。 | ○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。 ○シンポジウム開催に関する内容をアンケートに追加し、次年度に向けた内容の充実を図る。 | ○第28回まんが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシブ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○レポートブックの作成 | まんが甲子園 ・予選審査会 6/20 オーペビア高知図書館 43都道府県242校、韓国5校、シンガポール7校、台湾16校から応募 ・本選大会 8/3~4 高知市文化プラザかるぼーと(敗者復活戦:高知城歴史博物館) 国内30校、海外各1校の合計33校150名が参加 実況を付けたインターネット配信を実施 来場者数:3,368人(ニコニコ生放送来場者数:約43,000人) | まんが甲子園 ・国内外の予選応募校数や来場者数をいかに拡大させるか →高等学校文化連盟と連携したPR →まんが甲子園の教育的効果のPR →人気の高いゲスト漫画家の招へい →魅力ある応援イベントの実施 | ○第29回まんが甲子園のコロナウイルス感染症の影響による開催方法等の検討 ○まんが甲子園の教育的効果についてのPR冊子作成 |
| 防災砂防課 | 79 | 子ども防災キャンプ ※再掲(37番) | 子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。 | 災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。 | 子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。 | 毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。 | 6/29 黒岩小学校 8/17 川口小学校 | 6/29 黒岩小学校 8/17 川口小学校 | ・近年も台風や多発する集中豪雨による土砂災害が県下で発生しており、今後も引き続き、子どもたちの土砂災害に対する学習の場として開催し、地域防災力の向上につながるよう取り組みを進めていく。 | 6/20 吾北小学校 11/7 大栃小学校 |

【子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）】

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|---------|----|--------------------|---|---|---|---|--|---|---|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 港湾・海岸課 | 80 | 子ども防災キャンプ ※再掲(38番) | 子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通して学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。 | 災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。 | 子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。 | 毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。 | 6/29 黒岩小学校 8/17 川口小学校 | 6/29 黒岩小学校 8/17 川口小学校 | ・津波防災学習を内陸部の学校で開催したこと、津波対策に関する情報等が広く周知されていない状況を確認した。 ・今後も若い世代から災害に関する知識や身の守り方を身につけてもらえるよう津波防災学習の取り組みを続けていく。 | 6/20 吾北小学校 11/7 大橋小学校 |
| 学校安全対策課 | 81 | 防災教育研修会 | 震災を体験した教職員による講演、安全教育プログラムに基づく教育手法の演習や実践発表等の研修から、「自分の命を守りきる力」を子どもたちに身に付けさせる防災教育の徹底、学校や教職員の危機管理能力や防災力の向上を図る。 | ○県内公立学校において、防災の授業及び避難訓練は確実に実施されているが、取組内容に温度差があるため、質の向上を図る必要がある。 | ○防災教育研修会の研修内容を、自校の防災教育及び安全管理に活かした学校の割合100% ○防災教育研修会の研修内容の活用状況をアンケート調査等で把握し、必要に応じて指導助言する。 | ○学校全体研修と位置付けた防災教育研修会を3地区4回の予定で毎年開催し、防災教育に携わる教職員の指導力の向上を目指して、研修内容を工夫する。 ○学校全体研修と位置付けた防災教育研修会を3地区4回開催(震災体験をした教職員による講演、防災教育実践の講義・演習、モデル地域による実践発表等) ○防災教育研修会の研修内容の活用状況をアンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言 ○防災教育研修会の研修内容の活用状況をアンケート調査等で検証、指導助言 ・チェックリストによる上半期の状況調査(9/4実施) ・アンケートによる1年間の取組状況調査(2/18実施) | ○学校全体研修と位置付けた防災教育研修会を3地区4回開催(震災体験をした教職員による講演、防災教育実践の講義・演習、モデル地域による実践発表等) 7/25・8/5 中部地区(高知市)、7/26 西部地区(黒潮町)、8/6 東部地区(田野町) ※参加者503名 ○防災教育研修会の研修内容の活用状況をアンケート調査等で検証、指導助言 ・アンケートによる1年間の取組状況調査(2/18実施) | ○各公立学校における防災教育研修会の研修内容の活用率は100%(アンケート調査による)。特に、研修会の演習において、学校防災マニュアルの改善のポイントを共有したことから、各校でマニュアルの見直しを実施され、子どもたちの命を守る防災管理の強化につなげることができた。 | ○学校全体研修と位置付けた防災教育研修会を3地区で開催(震災体験をした教職員による講演、防災教育実践の講義・演習、モデル地域による実践発表等) ○防災教育研修会の研修内容の活用状況をアンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言 | |
| 学校安全対策課 | 82 | 防災教育指導事業 | 防災ハンドブック(高1)及び防災教育副読本(小3、中1)の配付等、防災教育についての環境整備を通して、安全教育プログラムに基づく防災教育の徹底を図る。 | ○通知や各種研修会を通じて、「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の推進を図る。 ○平成26年度から毎年、防災教育教材として対象学年の全児童生徒に配付。 ・防災教育副読本(小3、中1) ・防災ハンドブック(高1) ○「高知県安全教育プログラム」の改訂 | ○「高知県安全教育プログラム」改訂版に基づく防災を含む安全教育の充実 ・防災の授業の実施100% ・小中学校(各学年5時間以上) ・高等学校(各学年3時間以上) ・様々な状況を想定した避難訓練の実施100% ・各学校(年間3回以上) ○防災教育における教材の活用率の向上 | ○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に毎年配付 ○配付している教材を有効に活用した防災教育の事例を研修会等で紹介、啓発 ○新学習指導要領や第2次学校安全の推進に関する計画等を反映した「高知県安全教育プログラム」の改訂、これに基づく防災教育を推進 | ○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に配付 ○防災教育における教材の活用状況を、アンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言 ○「高知県安全教育プログラム」の改訂(配付教材を活用した授業展開例等の掲載) ○「高知県安全教育プログラム」の改訂については、令和2年度の改訂に向けて協議 | ○「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を含む安全教育の充実 ・防災の授業の実施:公立学校100%(※コロナウイルス感染症対策の休校措置の影響による未実施校1校を除く) ・小中学校(各学年5時間以上) ・高等学校(各学年3時間以上) ・様々な状況を想定した避難訓練の実施:公立学校100% ・各学校(年間3回以上) ○防災教育における教材の活用:公立学校92% ○県が数値目標を設定している防災の授業及び避難訓練については、公立学校において概ね100%実施ができた。今後は、各学校において、配付している教材を活用した事例を、安全教育プログラム改訂に併せて紹介し、防災教育の質の向上を目指す。 | ○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に配付 ○防災教育における教材の活用状況を、アンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言 ○「高知県安全教育プログラム」の改訂(配付教材を活用した授業展開例等の掲載を含む) | |
| 学校安全対策課 | 83 | 実践的防災教育推進事業 | 「高知県高校生津波サミット」の取組を通じて、高校生による主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。モデル地域を指定し、拠点校の防災を中心とした組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。 | ○「高知県高校生津波サミット」に実践校として参加した高校生は、黒潮宣言に基づく防災活動を積極的に行った。その取組を他校と共有することにより、広く県内高校生の防災意識を高めることができた。しかし、高校における防災意識や活動に温度差が見られるため、サミットの実施内容を検討するとともに、実践校の拡大や交流を図る工夫が必要である。 ○モデル地域の市町村に対しては、学校安全推進体制を構築するための支援が必要である。 | ○県立学校等において、防災リーダー組織が構築され、高校生による主体的な防災活動が展開されている。 ○モデル地域の市町村の事業実績である学校安全推進体制の構築の仕組みが県内に普及され、県内全域で地域や学校の防災上の課題に応じた防災教育が展開されている。 | ○「高知県高校生津波サミット」における実践校の拡大と交流 ○「高知県高校生津波サミット」の成果を啓発 ○モデル地域の市町村への事業遂行に対する指導支援 ○拠点校を含むモデル地域の市町村の取組の成果報告の機会を設定、県内の他地域への普及 | ○「高知県高校生津波サミット」 ・学習会 6/9 ・被災地訪問 7/28~30 ・「世界津波の日」2019高校生サミットin北海道 9/10~11 ・「高知県高校生津波サミット」開催 10/27 ○高知県実践的防災教育推進事業 ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催(年2回) ・モデル地域の市町(拠点校)における成果発表 ・防災教育研究会(県主催)での実践発表 | ○「高知県高校生津波サミット」 ・学習会 6/9 ・被災地訪問 7/28~30 ・「世界津波の日」2019高校生サミットin北海道 9/10~11 ・「高知県高校生津波サミット」開催 10/27 ※参加者232名(うち高校生121名) ○高知県実践的防災教育推進事業 ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 4~2月 ・推進委員会(県主催)の開催(第1回:7/2、第2回:1/23) ・モデル地域の市町村(拠点校)における成果発表(11月~2月) ・防災教育研究会(県主催)での実践発表(モデル地域の8市町村・拠点校11校) | ○「高知県高校生津波サミット」は、平成29年度から継続して3回目の開催をし、実践校の取組について、県外の高校2校を含めた他校と共有することができた。 ○今後は、県内高校生による防災活動組織の構築や高校生が自らの意思で主体的に活動する取組の充実を図るよう一層支援していくことが必要である。 ○高知県実践的防災教育推進事業では、モデル地域内の学校の学校安全担当教員が連携して防災教育に取り組む事例が見られた。今後は、拠点校のみならず、モデル地域全体の防災教育の組織的取組の向上を目指す事業目的が達成できるよう、市町村への支援を行い、取組成果を広く県内に普及する。 | ○「高知県高校生津波サミット」 ・学習会 ・被災地訪問 ・「世界津波の日」2020高校生サミットin新潟 9/15~16 ・「高知県高校生津波サミット」開催 12/12 ○高知県実践的防災教育推進事業 ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催 ・モデル地域の市町村(拠点校)における成果発表 ・防災教育研究会(県主催)での実践発表 |
| 学校安全対策課 | 84 | 学校防災アドバイザー派遣事業 | 県内の大学等の有識者を学校防災アドバイザーとして学校に派遣し、各校の避難場所・避難経路等について専門的知見から助言を行うことを通して、学校防災マニュアルの見直しや避難訓練の改善等、安全管理の強化を図る。 | ○平成25年度から延べ366校へ、学校防災アドバイザーを派遣しており、避難経路や避難場所についての助言や防災についての講話を通して、学校の安全管理の強化を進めてきた。ただし、学校防災アドバイザーを派遣する学校の固定化も見られるので、津波浸水想定外の学校にも働きかけが必要である。 ○学校防災アドバイザーの派遣に係る報償費の財源の確保。 | ○学校防災アドバイザーからの専門的知見に基づく指導助言が、派遣校やモデル地域内の学校の安全管理に確実に活用されている。 | ○学校防災アドバイザーからの指導助言が、派遣校の安全管理に確実に活かされるよう、事後の取組を把握し、適宜指導助言にあたる。また、派遣校だけでなく、モデル地域内の多くの学校に共有・活用できるように派遣の方法を工夫する。 | ○学校防災アドバイザー派遣 ・モデル地域の市町村に派遣(7回予定) ・県立学校等に派遣(13回予定) | ○学校防災アドバイザー派遣 ・モデル地域の市町村に派遣(7回) ・県立学校等に派遣(11回) | ○学校防災アドバイザー派遣に係る各校の満足度は高い。学校防災アドバイザーによる講話や訓練への専門的助言を通して、教職員や児童生徒が自然災害の危険性を認識し、避難行動のあり方や日頃の備えの必要性等を改めて考え直す機会となっている。また、避難場所や避難経路等の検討、学校防災マニュアルの見直しにつながっている。 ○派遣校が、学校防災アドバイザーの助言を、事前事後を含めた一連の取組の中で確実に安全管理に活かすよう、計画書及び報告書の様式を工夫する。 | ○学校防災アドバイザー派遣 ・モデル地域の市町村に派遣(1回予定) ・県立学校等に派遣(13回予定) |
| 学校安全対策課 | 85 | 防災キャンプ推進事業 (R1廃止) | 学校等を避難所と想定した生活体験等を地域住民や保護者の協力を得て実践する防災キャンプを、市町村へ委託して実施する。 | ○防災キャンプを通して、学校・家庭・地域の連携が強まり、子どもだけでなく、地域住民の防災意識の向上が期待できる。単発で終わらせることなく、市町村や地域が主体となって継続または発展的な取組を実施し、地域全体の防災力の向上に繋げていく必要がある。 | ○市町村や地域が主体的に防災キャンプを実施する。 ○防災キャンプでの避難生活体験を通して、多くの子どもたちが防災への関心を高め、地域の安全に貢献していこうとする心を持っている。 | ○市町村内でモデルとなるような、子どもたちが家族や地域とともに防災について体験し学ぶことのできる防災キャンプを実施する。(事業の継続) ○本事業の防災キャンプの成果を研修会等で紹介したり、当課HPに掲載したりして、効果的な啓発を行う。 | | | | |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|-------|----|--|--|---|--|---|---|--|---|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 幼保支援課 | 86 | 南海トラフ地震対策研修等事業 | 園の防災に対する意識の向上に係る研修や各園の防災マニュアルの検証・情報交換等を行い、保育所・幼稚園等の防災力の向上を図る。 | 各園の防災マニュアルを充実させ、避難訓練等に活かし、保育所・幼稚園等の防災力の向上につなげることが必要。 | 園児が、災害発生時に、保育者の指示のもと、適切な避難行動をとることができる。 | ○園児が適切な避難行動ができるよう、保育者の知識の習得や防災に対する意識の向上を図る。 ○研修において、防災マニュアルの検証・情報交換等の場をもち、防災マニュアルの充実を図る。 | ○県内3箇所で研修を開催 | ○県内3箇所で研修を開催(市町村等への翌年度の事業説明会と合同実施) 東部 2/17 54名 中部 2/18 114名 西部 2/19 34名 | ○県内3箇所で研修会を実施し、保育所、幼稚園等が取り組むべきことを改めて要請した。 ○今年度は事業継続計画(BCP)の策定に係る研修を計画していたが、ひな形作成に時間を要し、計画どおりできなかった。 ○来年度以降も継続して研修会を開催し、保育者の知識の習得及び防災に対する意識の向上を図るとともに、各園においてBCPが策定されるよう支援していく必要がある。 | ○県内3箇所で研修を開催 |
| 生涯学習課 | 87 | 新・放課後子ども総合プラン推進事業(うち、放課後子ども教室等の安全対策) ※再掲(19番) | 放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりを図るため、児童クラブや子ども教室における室内安全対策の実施や支援員等を対象とした防災研修会を開催する。 | ○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。 | ○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上 | ○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。 | (1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室145(41)カ所 児童クラブ185(98)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成11カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・うち、防災対策経費への補助 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 うち、防災対策研修会3回 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 | (1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室145(41)カ所 児童クラブ185(92)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 4市11施設 (3) 放課後学びの場充実事業 ・防災対策経費への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (6) 学び場人材バンクの活動 ・夏期出前講座(防災学習)の開催 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日(10/14、10/27、11/24、12/1) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日(9/7、9/8) ・推進委員会 2回 ・資質向上研修10回 安全防災(6/6、6/13、6/18) 防犯対策(7/9、7/12) 児童虐待防止(12/13、R2/1/24) ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 | ○全小学校区の96.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や多様な体験活動への支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、着実に減ってきている。今後とも継続して市町村に働きかける必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。 | (1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室143(41)カ所 児童クラブ185(98)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成11カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 うち、防災対策研修会3回 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン4 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|-------|----|------------------------------------|--|--|---|--|---|---|--|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(O・A) | 計画(P) |
| 少子対策課 | 88 | 子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業) ※再掲(77番) | 「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。 フォーラムの内容検討、開催を行う。 | ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。 | ○庁内各部局や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。 | ○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上につなげる。 | ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 | ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ・第2回 6/8 ・第3回 9/8 ○子ども条例フォーラムの開催(実施名称:こうち子ども未来フォーラム2019) ・11/17 ちより街テラス | ○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)に対して意見をいただき、取組を着実に進めることができた。 ○子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる事ができた。 ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の更なる向上。 | ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 |
| 高等学校課 | 89 | 21ハイスクールプラン推進費 ※再掲(59番) | 各県立高校における生徒の個性や学校・地域の特色を生かした自主的な、創造的な取組を推進する。 | ○魅力ある学校づくりに向けて、地域との連携・協働による多様な取組が各学校で進められている。 ○地域や地元企業と連携・協働した学習活動をさらに推進 ○学習意欲の向上や深い学びにつながるような活動となるような取組とする。 | ○生徒が充実した高校生活を送ることで、生徒や保護者の学校への満足度が向上し、県民に信頼される学校づくりが推進できている。 ○地元高校の教育活動への理解が深まり、志願者の増加につながっている。 ○資格取得を推進することにより、就職内定率の向上につながっている。 | ○魅力ある学校づくりを推進(広報促進、地域新商品開発・販売、地域防災支援、地域課題解決学習、地域活性化に向けた取組など) ○専門高校等における資格取得の推進 | 各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など ・高校 33校 ・県立中学校 4校 | 各校において、年間計画に基づいて実施した。 ・高校 33校 ・県立中学校 4校 | 成果:各校において、学校・地域の特色を生かし、弄的・創造的な取組を実施した。 課題:学習意欲の向上や深い学びにつながる活動へつなげる必要がある | 各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など ・高校 33校 ・県立中学校 4校 |
| 【全所属】 | 90 | 【全所属事業】 | ・子どもの地域活動などへの参加事例や活動に関する情報提供 | | | | | | | |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|-------|----|-------------------------|--|---|---|---|--|---|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C・A) | 計画(P) |
| 健康対策課 | 91 | 地域子ども・子育て支援事業 | 子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(母子保健型))に対して補助する。(市町村が設置する子育て世代包括支援センターの運営費等の支援) | ○子育て世代包括支援センターは全市に設置済み(合計17市町村)H30.4.1現在 ※H27年度から事業開始 | ○市町村による利用者支援事業(母子保健型)の活用 ○センター全市設置 | ○利用者支援事業(母子保健型)活用に向けた市町村支援 | ○センター未設置町村への訪問(説明・ヒアリング)(センター機能の確保) ○センター設置済み市町村への現地調査・指導(センター機能の強化) | ○子育て世代包括支援センターは2市町で新たに設置(合計19市町村20か所R2.3.31現在)。利用者支援事業(母子保健型)は12市町村が活用。 | ○高知市に2か所目が設置され、令和2年度には新たに12市町村(高知市3か所目)に設置される予定。 ○全市町村へのセンター設置による相談場所と機能の強化。 | ○センター設置予定市町村への訪問(現地調査・説明・ヒアリング)(相談場所とセンター機能の確保) |
| 児童家庭課 | 92 | 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 | 乳児がいる全家庭及び養育支援が必要な家庭の訪問による支援、家庭での養育が一時的に困難となった児童等の養育・保護の実施等により、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。 | 支援が必要と判断される家庭の把握や、養育支援訪問事業による早期の養育環境改善のために、訪問者の人事成長及び資質の向上が必要 | 乳児家庭全戸訪問事業の周知及び本事業を活用した地域での見守り及び支援体制の構築が図られている。 | 全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握 | ○補助金を活用していない市町村に対して活用への支援を行い、人材確保や適切な支援の実施につなげていく。 | ・乳児家庭全戸訪問事業 補助金を活用して実施:20市町村 母子保健法に基づく訪問等として行い、事業と同一内容の 取り組み実施:14町村 ・養育支援訪問事業 補助金を活用して実施:16市町村 母子保健法に基づく訪問等として行い事業と同一内容の 取り組みを実施:18町村 | ○全市町村において事業としての実施又は保健師の訪問等として同様の取り組みの実施がなされているものの、養育上の支援が必要な家庭に対して市町村がきめ細かな対応ができるよう、補助金を活用しながら適切な支援を行っていく必要がある。 | ○補助金を活用していない市町村に対して活用への支援を行い、人材確保や適切な支援の実施につなげていく。 |
| 児童家庭課 | 93 | 子どもの見守り体制推進事業 | 市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。 | 母子保健からつながれた要支援家庭に適切に対応していくため、児童虐待防止コーディネーターによる市町村支援会議の開催、個別ケース管理、学校・保育所訪問等が不可欠であるが、人材不足により児童虐待防止コーディネーターの配置が7市町(H29実績)にとどまっている。 | H30目標 12市町村への児童虐待防止コーディネーターの配置 | 全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握 | ○福祉保健所単位で各市町村と意見交換を行い(5月～6月)、児童虐待防止に向けた体制構築の重要性を説明しながら、児童虐待防止対策コーディネーターの配置を働き掛けていく。 | ○各市町村児童家庭相談担当部署の管理職等を対象に、各市町村の組織体制や人員確保の課題等について意見交換を実施(計27市町村)(R1.5月～9月) ・県内11市町村で児童虐待防止対策コーディネーターを配置 | ○交付金の活用により各市町村における児童虐待防止対策コーディネーターの配置が広がっているものの、人材確保が困難である等の理由から目標を下回っている。 | ○子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた取組を行う市町村に対して財政支援を行うよう交付金の目的を見直し、各市町村に活用を働き掛けていく。(支援拠点については令和4年度までに全国展開することとされているもの) |
| 児童家庭課 | 94 | 地域子ども・子育て支援事業 | 子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型及び特定型)、子育て短期支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業)に対して補助する | ○利用者支援事業(基本型)においては、実施市町村数が少ないうえに、コーディネーターとなることのできる経験のある職員が不足している。 ○子育て短期支援事業は近隣に児童養護施設等がないだけでなく、委託先である施設等の空室が不足しており、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業内容の周知ができていない。 ○地域子育て支援拠点事業については、職員の固定が難しく継続した支援につながりにくい。 | ○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。 | ○市町村への事業の周知 | ○市町村訪問時に事業の周知を図るとともに効果的な事業実施に向けて協議を進める | ○利用者支援事業(基本型)1市 利用者支援事業(特定型)1市○ショートステイ27市町村 トワイライトステイ1市 ○要保護児童地域対策協議会設置状況 全市町村設置 ○地域子育て支援拠点 24市町村1広域連合52ヶ所設置(H31.4) 24市町村1広域連合48箇所設置(R1.7)→1市が5箇所を総合子育て支援センターとして1箇所統合 | ○子育て短期支援事業については、近隣に児童養護施設等のない市町村での実施が困難であり、里親への委託についても進めていく必要がある。 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、専門職の配置が必要であるが、小規模市町村においては専任で配置することが困難 ○地域子育て支援拠点事業の機能強化 | ○里親の新規登録拡充を進める。 ○市町村訪問時に事業の周知を図るとともに効果的な事業実施に向けて協議を進める |
| 児童家庭課 | 95 | 安心子育て応援事業 | 市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助 | ○市町村における地域子育て支援拠点事業の運営や子育て支援の取組については、国の子ども・子育て支援事業交付金の活用等で取り組むことができるが、少子高齢化の進む高知県内の市町村の一部では国の交付金を活用するための事業要件を満たすことが困難な場合も見受けられる。 ○地域地域で子育て家庭を支援している子育てサークルにおいては、任意団体であるため、活動するための資金の確保が課題としてあげられている。 | ○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。 | ○市町村や子育てサークル等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう年度ごとに要綱の見直しを行う。 | ○14市町村1広域連合、サークルに交付予定 ○予算16,029千円 | ○14市町村1広域連合、20サークルに交付 ○実績額 12,150千円 | ○高知版ネウボラの推進のために事業実施に向けた検討が必要 | ○13市町村1広域連合、サークルに交付予定 ○予算額15,132千円 |
| 児童家庭課 | 96 | 子育て支援員等研修事業 | 地域子育て支援センターの人材養成及び質の向上に向けた研修開催 | ○研修を修了した人材を地域子育て支援拠点で活用する仕組みがなく、養成した人材が現場へつながりにくくなっている。 | ○研修を修了した人材が地域子育て支援拠点で活用され、継続的な支援体制が構築される。 | ○研修修了者が地域子育て支援拠点や市町村とつながることができ仕組みを構築する。 | ○研修の実施 ○研修終了者のうち希望者に対して現場実習を実施 | ○研修実施 ・子育て支援員専門研修 地域子育て支援拠点事業:53人受講 51人認定 ・現任者研修 地域子育て支援拠点事業:71人受講(延べ30人含む) 利用者支援事業:3人受講 ・施設長研修:23人受講 ・研修終了者のうち希望者に対して現場実習を実施:4人 | ○子育て家庭のニーズに対応できる人材育成に向けた研修が必要 | ○研修の実施 ○研修終了者のうち希望者に対して現場実習を実施 |
| 児童家庭課 | 97 | 出会い・結婚・子育て応援コーナー(子育て相談) | 専門職員を配置し、妊娠期から子育て期までの相談支援、地域子育て支援センターの機能強化に向けた支援を実施 | 高知家の出会い結婚子育て応援コーナーに専門相談員(助産師)を2名配置 (非常勤職員1名アドバイザー1名) H29年度実績 電話相談:22件 出張相談:181件 | 総合的な相談受付窓口での相談件数(結婚相談除く)400件 (第3期Ver3日本の健康長寿県構想H37年度末の姿から抜粋) | ○子育て支援センター及び子育てサークルへの相談窓口の周知及び活用の促進 ○Facebook等による子育てに関する情報発信 | 通年 ○出前相談 地域子育て支援センターや子育てサークルなどの取組の場面に出席し、妊婦や子育て家庭へのアドバイスや支援を実施 ○電話相談 応援コーナーに設置している子育て相談専用電話で妊娠・出産・子育てに関する相談に対応 ○子育て支援センター等における子育て支援体制強化に向けた取組支援:69件 | 通年 ○出前相談:244件 地域子育て支援センターや子育てサークルなどの取組の場面に出席し、妊婦や子育て家庭へのアドバイスや支援を実施 ○電話相談:52件 応援コーナーに設置している子育て相談専用電話で妊娠・出産・子育てに関する相談に対応 ○地域子育て支援センター等における子育て支援体制強化に向けた取組支援:69件 | ○地域子育て支援センターの機能強化に向けた取り組みの継続が必要 | 通年 ○出前相談 地域子育て支援センターや子育てサークルなどの取組の場面に出席し、妊婦や子育て家庭へのアドバイスや支援を実施 ○電話相談 応援コーナーに設置している子育て相談専用電話で妊娠・出産・子育てに関する相談に対応 ○地域子育て支援センター等における子育て支援体制強化に向けた取組支援 |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | | R2 |
|-------|-----|----------------------------|---|--|---|--|--|---|--|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C・A) | 計画(P) |
| 幼保支援課 | 98 | 多機能型保育支援事業 | 保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。 | ○多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。 | ○多機能型保育事業の実施40箇所(H31目標) | ○地区の民生委員等、地域の方々の協力も得ながら、事業実施できるよう取り組んでいく。 ○多機能型保育事業の取組発表(交流会)の実施 | ○多機能型保育支援事業の補助要件を段階的なものとし、各保育所等がステップアップすることで、各園における子育て支援の充実を図っていく。 ○多機能型保育事業の推進 40か所 | ○市町村との協議、保育所個別訪問 6市町村、20園・5園長会 ○多機能型保育支援事業 13か所実施 ○多機能型保育事業の取組発表(交流会)の実施 1回 | ○市町村や関係団体ともに事業趣旨や必要性は理解を示す一方で、事業の実施に慎重となっている。 ○子育て支援の取組について、補助要件を3段階に分けて実施した結果、新規取組園の増加につながった。 ○取組の継続や新規実施園を拡充するための広報や支援が必要である。 | ○補助要件を段階的にするとともに、市町村も補助対象とした多機能型保育支援事業について、引き続き、各園や市町村に広報することで、各園における子育て支援の充実を図っていく。 ○多機能型保育事業の推進 30か所 |
| 児童家庭課 | 99 | 「こうちプレマnet」運営委託事業 | 親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。 | ○インターネットやスマートフォンなどの普及により、子育て家庭の情報収集のツールもスマートフォンやパソコンが主流となってきている。 ○子育ての相談先についてもインターネットで検索することも増えている。 ○インターネット上には、様々な情報があり、子育て家庭が信頼できる情報の提供も必要である。 | ○子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている。 | ○H30年度サイトデザイン等修正 ○随時サイトや相談機能の周知 | ○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○サイトの周知(通年) | ○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○アクセス数 43,335件 ※平成30年度の「こうちプレマnet」のリニューアルにあわせ、アクセス数のカウント方法をGoogle Analyticsに変更したためアクセス数が減少 ○プレマ相談件数 145件 | ○こうちプレマnetのポスターやチラシを作成し関係機関を通じて広報を実施 | ○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○サイトの周知(通年) |
| 幼保支援課 | 100 | 園内研修支援事業 | 子ども一人一人に生きる力の基礎を育む保育・教育を実践するため、保育所・幼稚園等が実施する園内研修を支援するとともに、県内13ブロックごとの「ブロック別研修会」を支援し、主体的に研修を開催してもらうためのネットワーク化を推進することにより、保育・教育の質の向上を図る。 | ○研修への参加が困難な臨時・パート職員を含む保育者の学びの場となるよう、園全体で取り組むことのできる研修体制を作ることが必要である。 ○計画的・組織的な研修体制の確立のため、ブロック別園内研修支援を2カ年で実施できるよう働きかけているが、継続した取組につながりにくい地域や園もある。ニーズに応じた支援を続け、研修への認識を高めていく必要がある。 | ○保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づく教育・保育についての理解が深まるとともに、自主的、計画的な園内研修が実施されている。 ○研修の中核となる職員が育ち、園内及び園や市町村を超えた実践研修や公開保育が定期的に行われている。 | ・園内研修・ブロック別研修支援の実施回数：年間200回以上 ・実施後のアンケート調査で「今後も引き続き園内研修を実施する」と回答した園の割合：100% ・ブロック別研修実施園の公開保育の参加者アンケート調査で「参考にあった」と回答した割合：80%以上 | ○園内研修支援 338回(延べ146園) ・園内研修支援98回(48園) ・キャリアアップ実践研修 124回(73園) ・ブロック別研修支援 116回(25園) | ○具体的な保育場面を通じた協議により、実践者の保育はもとより、所属園の保育を組織で客観的に振り返り、子ども理解等を深めるきっかけになっており、アドバイザーや指導主事による訪問支援は、教育・保育の質の向上に今後も必要である。 ○ブロック別研修会公開保育で、各地域の参加者が保育参観をもとにミドルリーダー等の司会によるグループ協議を行い幼児理解を深めるなかで、ミドルリーダーが園の中核となって研修を進めていく資質・指導力の向上が図られている。 ○研修の趣旨や内容について市町村主管課と共有し、研修体制構築のための働きかけを行うとともに、ミドルリーダーのスキルアップを図れるよう、ブロック別研修会公開保育の参加等を通して、地域の中核者として実践を進めることができるようになることが必要である。 | ○園内研修支援 ・園内研修支援 ・キャリアアップ実践研修 ・ブロック別研修支援 | |
| 幼保支援課 | 101 | 親育ち支援推進事業(基本的な生活習慣向上事業を除く) | 子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。 | ○保護者研修の実施園によって、保護者の参加率に大きな差があるため、保護者の実態に合った園内での研修計画が立てられるよう、園や市町村に周知していく必要がある。 ○園の組織体制が十分でない園では、計画的・継続的な研修の実施につながっていないため、各地域の親育ち支援の中核者を中心に行われる地域別交流会の内容の充実を図るとともに、各園における親育ち支援保育者の役割を明確化する必要がある。 | ○良好な親子関係や子どもへのかかわり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもにかかわる姿が多くなる。 ○多くの園や地域で、親育ち支援のリーダーや担当者を中心とした親育ち支援研修が行われ、親育ち支援体制の充実が図られる。 | ○親育ち支援担当者の位置付け 70%以上 親育ち支援担当者を中心とし、保護者の実態に合った研修計画が立てられることで、保護者の参加率を高め、より多くの保護者に良好な親子関係や子どもへの関わりについての理解を図る。 ○地域別連絡会や幼保推進協議会を通じて、市町村の現状把握を行い、地域別交流会の研修内容の充実につなげる。また、研修内容を各園で報告したり、市町村のリーダーが各園での研修を促したりし、全園での親育ち支援の充実につなげていく。 | ○親育ち支援啓発事業 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 | ○保護者研修の実施 111回 76園・23校 ○保育者研修の実施 41回 36園3市町・1団体 ○親育ち支援担当者の配置 87.5% ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 ・親育ち支援講座 3回 234人 ・地域別交流会 6回 185人 ・ステップアップ研修 157人 ・地域別リーダー研修 42人 | ○親育ち支援の必要性や組織的に取り組む重要性を地域別交流会やリーダー研修会等を通じて周知することにより、園内の中核者による研修計画・実施の意識付けや、親育ち支援担当者の配置の増加につながった。 ○親育ち支援担当者を中心に、各園で親育ち支援に関する研修が実施され、組織的な取組につながるよう、担当者の地域別交流会等の参加を促していく必要がある。また、親育ち支援地域別リーダーの資質の向上と地域ごとの親育ち支援体制の充実を図る必要がある。 | ○親育ち支援啓発事業 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|-------|-----|-------------------------------------|--|---|--|---|---|--|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 生涯学習課 | 102 | 家庭教育支援基盤形成事業 | 市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭教育力の向上を図る。 | ○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。 | ○親への学習機会の提供や相談対等などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。 ○実施市町村数：16市町村以上 ○家庭教育支援チーム：6市町村6チーム以上 | ○未実施市町村への訪問等をとおして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。 ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。 | ○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数：16市町村 ・モデル地区での連携支援 ・事業内容：家庭教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成 参加者数：18名 認定者数：15名 満足度：95% 派遣箇所数：20箇所 派遣者数：33名 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 取組学校園数：300 取組人数：40,385名 認定者数：17,389名 認定率：43.1% ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し(3/25現在) データ：1 着ぐるみ：9 バベット：1 啓発教材：1 ○高知家の早寝早起朝ごはんフォーラム2019開催 ・R1年12月1日開催 ・参加者180名 満足度：全体分科会ともに100% | ○家庭教育支援プログラムファシリテーターの派遣 ○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数：16市町村 ・事業内容：家庭教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターのスキルアップ講座の開催及び認定者の派遣 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・「早ね早おき朝ごはん」フォーラムの開催 | | |
| 児童家庭課 | 103 | 高知県児童健全育成地域活動推進事業費補助金(児童厚生施設活動支援事業) | 児童の健全育成を図るため、児童厚生施設(児童館・児童センター)を拠点として活動する地域組織「母親クラブ」を支援し、地域活動の推進を図る。 | ○補助金を活用する市町村(地域組織)が固定化しているとともに減少傾向にある。 | ○児童厚生施設(児童館・児童センター)が、子どもたちの安心・安全な居場所となっている。 | ○補助金のあり方について検討 ○児童館での子ども食堂開催の可能性について調査・打診 | ○補助金の交付(5市町村6団体) 室戸市、安芸市、佐川町(2)、日高村、黒潮町 [主な活動] 料理教室、工作教室、夏祭り、クリスマス会など | ○補助金を活用する市町村(地域組織)が固定化していること | ○補助金の交付(5市町村6団体) 室戸市、安芸市、佐川町(2)、日高村、黒潮町 [主な活動] 料理教室、工作教室、夏祭り、クリスマス会など | |
| 児童家庭課 | 104 | 地域子ども・子育て支援事業 | 子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型)、地域子育て支援拠点事業)に対して補助 | 母子保健からつながれた要支援家庭に適切に対応していくため、児童虐待防止コーディネーターによる市町村支援会議の開催、個別ケース管理、学校・保育所訪問等が不可欠であるが、人材不足により児童虐待防止コーディネーターの配置が7市町(H29実績)にとどまっている。 | H30目標 12市町村への児童虐待防止コーディネーターの配置 | 全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握 | ○市町村訪問時に事業の周知を図るとともに効果的な事業実施に向けて協議を進める | ○利用者支援事業(基本型)1市 ○地域子育て支援拠点 24市町村1広域連合52ヶ所設置(H31.4) 24市町村1広域連合48箇所設置(R1.7)→1市が5箇所を総合子育て支援センターとして1箇所に統合 | ○市町村の子ども・子育て支援事業計画において地域子育て支援拠点の未設置の市町村で設置の計画がされた | ○市町村訪問時に事業の周知を図るとともに効果的な事業実施に向けて協議を進める |
| 児童家庭課 | 105 | 安心子育て応援事業 ※再掲(95番) | 市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助 | ○利用者支援事業(基本型)においては、実施市町村数が少ないが、コーディネーターとなることのできる経験のある職員が不足している。 ○子育て短期支援事業は近隣に児童養護施設等がないだけでなく、委託先である施設等の空室が不足しており、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業内容の周知ができていない。 ○地域子育て支援拠点事業については、職員の固定が難しく継続した支援につながりにくい。 | ○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。 | ○市町村への事業の周知 | ○14市町村1広域連合、サークルに交付予定 ○予算16,029千円 | ○14市町村1広域連合、20サークルに交付 ○実績額 12,150千円 | ○高知版ネウボラの推進のために事業実施に向けた検討が必要 | ○13市町村1広域連合、サークルに交付予定 ○予算額15,132千円 |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|---------|-----|------------------------------|---|---|--|--|--|---|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C・A) | 計画(P) |
| 児童家庭課 | 106 | 子育て支援員等研修事業 ※再掲(96番) | 地域子育て支援センターの人材養成及び質の向上に向けた研修開催 | ○市町村における地域子育て支援拠点事業の運営や子育て支援の取組については、国の子ども・子育て支援事業交付金の活用等を取り組むことができるが、少子高齢化の進む高知県内の市町村の一部では国の交付金を活用するための事業要件を満たすことが困難な場合も見受けられる。 ○地域地域で子育て家庭を支援している子育てサークルにおいては、任意団体であるため、活動するための資金の確保が課題としてあげられている。 | ○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。 | ○市町村や子育てサークル等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう年度ごとに要綱の見直しを行う。 | ○研修の実施 ○研修終了者のうち希望者に対して現場実習を実施 | ○研修実施 ・子育て支援員専門研修 地域子育て支援拠点事業:53人受講 51人認定 ・現任者研修 地域子育て支援拠点事業:71人受講(延べ30人含む) ・利用者支援事業:3人受講 ・施設長研修:23人受講 ・研修終了者のうち希望者に対して現場実習を実施:4人 | ○子育て家庭のニーズに対応できる人材育成に向けた研修が必要 | ○研修の実施 ○研修終了者のうち希望者に対して現場実習を実施 |
| 幼保支援課 | 107 | 多機能型保育支援事業 ※再掲(98番) | 保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。 | ○多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。 | ○多機能型保育事業の実施 40箇所(H31目標) ○保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。 | ○地区の民生委員等、地域の方々の協力も得ながら、事業実施できるよう取り組んでいく。 ○多機能型保育事業の取組発表(交流会)の実施 | ○多機能型保育支援事業の補助要件を段階的なものとし、各保育所等がステップアップすることで、各園における子育て支援の充実を図っていく。 ○多機能型保育事業の推進 40か所 | ○市町村との協議、保育所個別訪問 6市町村、20園・5園長会 ○多機能型保育支援事業 13か所で実施 ○多機能型保育事業の取組発表(交流会)の実施 1回 | ○市町村や関係団体ともに事業趣旨や必要性は理解を示す一方で、事業の実施に慎重となっている。 ○子育て支援の取組について、補助要件を3段階に分けて実施した結果、新規取組園の増加につながった。 ○取組の継続や新規実施園を拡充するための広報や支援が必要である。 | ○補助要件を段階的にするとともに、市町村も補助対象とした多機能型保育支援事業について、引き続き、各園や市町村に広報することで、各園における子育て支援の充実を図っていく。 ○多機能型保育事業の推進 30か所 |
| 生涯学習課 | 108 | 新・放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲(8番) | 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。 | ○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。 | ○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上 | ○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。 | (1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室145(41)か所 児童クラブ185(98)か所 (2) 児童クラブ施設整備への助成11か所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 | (1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室145(41)か所 児童クラブ185(92)か所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 4市11施設 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・夏期出前講座実施回数 213件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日(10/14、10/27、11/24、12/1) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日(9/7、9/8) ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会等(9/6) ・資質向上研修10回 安全防災(6/6、6/13、6/18) 防犯対策(7/9、7/12) 児童虐待防止(12/13、R2/1/24) 子どもの発達と発達障害への理解を促進するステップアップ研修 全3回(10/1、10/31、11/19) 発達障害児等理解促進 子どもの育ちを支援する研修会(2/7、2/12) ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 | ○全小学校区の96.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や多様な体験活動への支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、着実に減ってきている。今後も継続して市町村に働きかける必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。 | (1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室143(41)か所 児童クラブ185(98)か所 (2) 児童クラブ施設整備への助成11か所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 |
| 地域福祉政策課 | 109 | あつたかふれあいセンター事業 | 子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集い、子育てや生活支援、介護サービス等を受けることのできる拠点を設置し、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動等を行う。 | 【現状】あつたかふれあいセンター事業の開始時点では、22市町村28拠点 【課題】中山間地域では、多様なニーズがありながらもサービスの利用者が少ないことから民間参入が進まない。 | あつたかふれあいセンターのサービス提供機能が充実・強化され、高知県福祉の拠点として整備されている。 | あつたかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備力所数:旧市町村に1カ所以上。 | あつたかふれあいセンターの整備と機能強化 ①あつたかふれあいセンターの整備・人材育成 ・H31年度:31市町村50拠点239サテライト 新設2拠点:須崎市1・黒潮町1 ・あつたかふれあいセンター職員研修(ゲートキーパー機能の充実強化)及び利用者データ研修の実施 ②医療・介護との連携のさらなる拡大 ・リハビリ専門職等による介護予防の取り組みを充実 ・薬剤師や看護師等の派遣による連携を強化 ③福祉サービスの提供機能の充実 ・認知症カフェの取組の拡大を支援 ・子育て支援サービス(子ども食堂、地域子育て支援センターの代替機能など)の充実 ④集落活動センターとの連携の充実強化に向けた取組 ・市町村等への連携事例やメリットの周知 | あつたかふれあいセンターの整備と機能強化 ①あつたかふれあいセンターの整備・人材育成 ・R元年度:31市町村50拠点239サテライト 新設2拠点:須崎市1、黒潮町1 ・あつたかふれあいセンター職員研修の実施(ゲートキーパーの役割やスキル向上) →コーディネーター研修(6/4)41名・スタッフ研修(6/18、19、26)42名・テーマ別研修(10/30)56名・フォローアップ研修(1/24、30)28名 ②医療・介護との連携のさらなる拡大 ・介護との連携 →リハ職関与による介護予防実施(47箇所) ・医療との連携 →薬剤師による健康相談(13市町村) →看護師による健康相談(9市町村) ③福祉サービスの提供機能の充実 ・あつたかふれあいセンターで認知症カフェ設置 ・子育て支援サービスに関する地域ニーズの把握 ④集落活動センターとの連携の充実強化に向けた取組 ・両センターが連携した配食サービス等の実施 | ・センターの整備に向けたアプローチの強化が必要 ・基本機能のみのセンターが9センターあり、拡充が必要 ・さらなる利用者数の増加(男性参加数、実利用者数)に向けた取組が必要 | あつたかふれあいセンターの整備と機能強化 ①あつたかふれあいセンターの整備 ・R2年度:31市町村52拠点245サテライト 新設2拠点:佐川町1・黒潮町1 ②ゲートキーパー機能の強化 ・人材研修の充実 ・事業者と民児協、県との協定に基づく見守り活動の充実 ③福祉サービスの提供機能の充実 ・集いの場を活用した子育て支援サービスの充実 |

【子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）】

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | R1 | | R2 |
|--------------|-----|---|---|---|---|--|--|---|--|--|
| | | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C・A) |
| 障害福祉課 | 110 | 障害福祉サービス等確保支援事業（障害児長期休暇支援事業） | 学校等の長期休暇期間中に地域において、公民館等を利用して障害児の援助を行う事業に対して補助を行う。 | 地域における当該事業をさらに活用してもらうための周知が必要。 | 学校などの長期休暇中の障害児の居場所の確保により、障害児と保護者が安心して地域生活を継続できる。 | 市町村担当者などで当該事業の周知を図り、地域のニーズに応じた利用促進を行う。 | 長期休暇中の障害児の居場所づくりを行うことにより、障害児とその保護者の地域生活を支援する。また、ボランティアや地域住民との交流を深める機会とする。 | 延べ利用者数 1,279名 室戸市 65名 安芸市 44名 香南市 472名 中土佐町 138名 四万十町 121名 津野町 162名 黒潮町 105名 中芸広域連合 172名 | 長期休暇中の障害児の居場所づくりとともに、宿題等の学習支援や体験活動等を実施することで、障害児及びその保護者の地域生活を支援することができ、ボランティアなどの協力を得て地域での交流プログラムを障害に配慮した内容の企画をするなどにより地域とのつながりができた。 | 長期休暇中の障害児の居場所づくりを行うことにより、障害児とその保護者の地域生活を支援する。また、ボランティアや地域住民との交流を深める機会とする。 |
| 児童家庭課 | 111 | 民生・児童委員及び主任児童委員等による地域の見守り活動の推進 | 各市町村の小学校と民児協が連携し、就学時健康診断などで保護者や教員等に民生・児童委員等を紹介し、その後の地域での見守り活動等につなげる。 | 各市町村の入学式、就学時健康診断、入学説明会等で民生・児童委員等の紹介を実施 自己紹介:88校 リーフレット等配布:54校 合計:142/194校 73.2% | 厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | 就学時健康診断などでの自己紹介やリーフレット配布を実施してもらうよう計画の確認と協力依頼 | 〇民生・児童委員等による地域における見守り活動の推進 ・民生・児童委員等が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をたうえて、子どもや家庭を見守る仕組みを、小学校単位で県内に定着・普及 | 〇民生・児童委員との連携促進 市町村訪問等による地域学校協働本部活動への参画状況の確認と参加要請 民生・児童委員の参画率(R元):98.4% | 〇民生・児童委員の地域学校協働本部活動への参画が進んでいる。 民生・児童委員の参画率(R元):98.4% | 〇民生・児童委員等による地域における見守り活動の推進 ・民生・児童委員等が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をたうえて、子どもや家庭を見守る仕組みを、小学校単位で県内に定着・普及 |
| 児童家庭課 | 112 | 子どもの見守り体制推進事業 ※再掲(93番) | 市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。 | 母子保健からつながれた要支援家庭に適切に対応していくため、児童虐待防止コーディネーターによる市町村支援会議の開催、個別ケース管理、学校・保育所訪問等が不可欠であるが、人材不足により児童虐待防止コーディネーターの配置が7市町(H29実績)にとどまっている。 | 児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。 | 全市町村訪問による現状把握 | 〇福祉保健所単位で各市町村と意見交換を行い(5月～6月)、児童虐待防止に向けた体制構築の重要性を説明しながら、児童虐待防止対策コーディネーターの配置を働き掛ける。 | 〇各市町村「児童家庭相談担当部署の管理職等」を対象に、各市町村の組織体制や人員確保の課題等について意見交換を実施(計27市町村)(R1.5月～9月) ・県内11市町村で児童虐待防止対策コーディネーターを配置 | 〇交付金の活用により各市町村における児童虐待防止対策コーディネーターの配置が広がっているもの、人材確保が困難である等の理由から目標を下回っている。 | 〇子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた取組を行う市町村に対して財政支援を行うよう交付金の目的を見直し、各市町村に活用を働き掛けていく。(支援拠点については令和4年度までに全国展開することとされているもの) |
| 県民生活・男女共同参画課 | 113 | 安全安心まちづくり推進事業 | 犯罪のない安全安心まちづくりを推進するため、広く県民、事業者、地域活動団体の防犯意識を高めるよう広報・啓発を行うとともに、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を行う団体等の活動を支援する。 | 〇第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」に基づく取組を着実に進める。 | 〇県民と本県を訪れる人すべてが安心して暮らし、滞在できる高知県を目指す。 | 〇安全安心まちづくり推進会議において、各事業の取組実績を集約し、構成員から意見を頂きながら、計画に基づく取組を着実に進める。 | 〇広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行による情報発信 〇会報「安全安心まちづくりだより」発行による情報共有(4回) 〇「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」による情報発信 〇ラジオの活用による広報活動の実施 〇安全安心まちづくり広場の開催(10/19 イオンモール高知1階南コート) 〇安全安心まちづくり推進会議幹事会の開催(第1回～7/24、第2回～1/29) 〇安全安心まちづくり推進会議総会の開催(2/14) | 〇広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行による情報発信(4回) 〇会報「安全安心まちづくりだより」発行による情報共有(4回) 〇「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」による情報発信(随時更新) 〇ラジオの活用による広報活動の実施(4回) 〇安全安心まちづくり広場の開催(10/19 イオンモール高知1階南コート) 〇安全安心まちづくり推進会議幹事会の開催(第1回～7/24、第2回～1/29) 〇安全安心まちづくり推進会議総会の開催(2/14) | 〇第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」に基づく取組を着実に進める。 | 〇広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行による情報発信 〇会報「安全安心まちづくりだより」発行による情報共有 〇「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」による情報発信 〇ラジオの活用による広報活動の実施 〇安全安心まちづくり推進会議幹事会「安全安心まちづくり」をテーマとしたイベント「安全安心まちづくりひろば」の開催 〇安全安心まちづくり推進会議幹事会の開催 〇安全安心まちづくり推進会議総会の開催 |
| 学校安全対策課 | 114 | 高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 | 学校や通学路等における子どもの安全を守る体制の整備を推進するため、スクールガード・リーダーによる巡回指導やスクールガード養成講習会の開催等を通じて見守り体制の強化を図る市町村を支援する。 | 〇他県では子どもをねらった痛ましい事件が発生しており、県内でも子どもをねらった不審者情報が後を絶たないことから、見守り活動が組織的に進められるよう、啓発を続けていく必要がある。 | 〇スクールガード・リーダーによる巡回指導等を中心とした、地域ぐるみで子どもの安全を確保する体制が多くの市町村で構築されている。 | 〇スクールガード・リーダーによる巡回指導等を活かした、子どもの安全を確保する体制構築の効果や好事例を研修会等で紹介し、組織的な見守り活動の啓発 | 〇スクールガード・リーダー(21市町村、39名)による巡回指導と評価 〇スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施(1市) 〇スクールガード・リーダー連絡協議会開催(年2回) ※事業説明・情報共有・スキルアップ等 ※第2回は学校安全推進講習会の午後日程と兼ね、参加者にスクールガード・リーダーや見守り活動等を紹介、啓発 | 〇スクールガード・リーダー(21市町村、39名)による、幼保小中合わせて159校への巡回指導等の実施 〇スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施:11/5 安芸市防災センター 参加者24名 〇スクールガード・リーダー連絡協議会開催(年2回) 第1回:5/14 オートピア高知図書館 参加者50名 第2回:8/21 高知城ホール 参加者26名 ※スクールガード・リーダーの役割・情報共有・スキルアップ等 ※第2回は学校安全推進講習会の午後日程と兼ね、参加者にスクールガード・リーダーの紹介や登下校防犯プランに基づく見守り活動の強化等の説明 | 〇スクールガード・リーダーが、防犯の視点を持って、学校内外で子どもの安全を守る巡回指導等を継続的に実施しており、未然犯罪防止・抑止力になっている。子どもや保護者からの信頼も厚く、地域ぐるみで子どもを守る体制を構築する一助となっている。一方、スクールガード・リーダーを委嘱する市町村が固定化しており、事業を活用した見守り体制の強化について働きかけていく必要がある。 | 〇スクールガード・リーダー(21市町村、39名)による巡回指導と評価 〇スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施(1市) 〇スクールガード・リーダー連絡協議会開催(年2回) ※事業説明・情報共有・スキルアップ等 ※第2回は学校安全推進講習会の午後日程と兼ね、参加者にスクールガード・リーダーや見守り活動等を紹介、啓発 |
| 生涯学習課 | 115 | 地域学校協働活動推進事業 (H30 学校支援地域本部等事業) ※再掲(18番) | 学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。 | 〇全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。 | 〇学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 〇各学校支援地域本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小学校:150校以上 中学校:080校以上 ・学校支援地域本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数 15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している学校支援地域本部の割合 100% | 〇市町村への財政支援を継続するとともに、学校支援地域本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 〇活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。 | (1)運営等補助 34市町村183本部282校(うち、県立校6本部6校、高知市38本部38校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) ・地域コーディネーターハンドブック作成・配布 (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(7回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月) | (1)運営等補助 34市町村184本部282校(うち、県立校6本部6校、高知市38本部38校) (2)市町村訪問 5月～2月 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会(9/6) ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会(中)11/13、西部R2/1/16、東部R2/2/12、高知市R2/1/24) ・地域コーディネーター研修(6/19、8/30、9/5) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部(実施校)の決定・取組支援(4月～) ・実施校状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(7回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(3月) | 〇全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:168校、中:98校、義務教育学校2校 ・市町村や学校によって、地域と連携・協働した活動内容に差があり、充実の鍵となる地域コーディネーター人材の確保や育成を図る必要がある。 〇地域学校協働本部実践ハンドブックの作成し全市町村と関係各所へ配布 〇高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)において、高知県版の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組を実施した。 ・高知県版地域学校協働本部(実施校)の数 128校 〇高知県版地域学校協働本部実施校数は、昨年度の各市町村の設置計画を上回っている。 ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月) | (1)運営等補助 34市町村204本部289校(うち、県立校8本部8校、高知市42本部42校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校状況確認票による現状確認の取組(6月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月) |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|-------|-----|--|---|---|---|---|--|--|--|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C・A) | 計画(P) |
| 生涯学習課 | 116 | 新・放課後子ども総合プラン推進事業(H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲(8番) | 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。 | ○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。 | ○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができてきている。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上 | ○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。 | (1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室145(41)カ所 児童クラブ185(98)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成11カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 | (1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室145(41)カ所 児童クラブ185(92)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 4市11施設 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・夏期出前講座実施回数 213件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日(10/14,10/27,11/24,12/1) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日(9/7,9/8) ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会等(9/6) ・資質向上研修10回 安全防災(6/6,6/13,6/18) 防犯対策(7/9,7/12) 児童虐待防止(12/13,R2/1/24) 子どもの発達と発達障害への理解を促進するステップアップ研修 全3回(10/1,10/31,11/19) 発達障害児等理解促進 子どもの育ちを支援する研修会(2/7,2/12) ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 | ○全小学校区の96.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や多様な体験活動への支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、着実に減ってきている。今後も継続して市町村に働きかける必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。 | (1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室143(41)カ所 児童クラブ185(98)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成11カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 |
| 児童家庭課 | 117 | 子どもの居場所づくり推進事業 | 子ども食堂の開設、運営、衛生管理及び子育て支援・学習支援に関する経費の助成や手引書の作成・配布などを通じて、子ども食堂の取組を県内全域に拡大する。 | ・高知市を中心に開設が進んできたが、継続開催の子ども食堂がある市町は、9市3町にとどまっている。 ・新規開設や開催日数の拡充を進めるためには、子ども食堂開設に向けた気運の醸成や場所確保、スタッフ・食材等の確保も課題となっている。 ・居場所を必要とする子どもをより多く、子ども食堂につなげることが必要である。 | ・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ・民間団体への支援及びあつたかふれあいセンター、集落活動センターとの連携による取組の拡大 ・ボランティア養成講座によるボランティアリストの作成・提供 ・食材配達(提供)の仕組みの構築のための協議会の立ち上げ支援(子ども食堂実施団体、食材提供事業所(生産者含む)、運送会社、県社協等) ・スクールソーシャルワーカーとの更なる連携の強化(特に高知市) | ・子ども食堂実施団体、食材提供事業所、運送会社、県社協等との食材支援の仕組みづくりに関する協議 ・福祉保健所、市町村社協等訪問(継続開催の子ども食堂がない地域での開設に向けた協議)※地域コーディネーター活用検討依頼 ・地域コーディネーターと県社協との連携による、地域の子ども食堂の活動のサポート ・ボランティア養成講座 子ども食堂スタッフ養成講座として開催(3回) ※地域の支援機関との連携による支援を充実させるため、従来のボランティア養成講座に加えて、子育て支援に関する研修を追加 ・開設準備講座(6~3月) 5回開催予定 ・子どもの居場所づくりネットワーク会議 高知市(2回)、県西部及び県東部(各1回)で開催 ※全体での協議の他、西部及び県東部における課題テーマについて協議する ・スクールソーシャルワーカー(SSW)との連絡協議会 土佐市、南国市、高知市を予定 | ・子ども食堂実施団体、食材提供事業所、運送会社、県社協等との食材支援の仕組みづくりに関する協議 ・福祉保健所、市町村社協等訪問(継続開催の子ども食堂がない地域での開設に向けた協議)※地域コーディネーター活用検討依頼 ・地域コーディネーターと県社協との連携による、地域の子ども食堂の活動のサポート ・ボランティア養成講座 子ども食堂スタッフ養成講座として開催(3回) (3)食材の確保 ・食材支援情報の提供 (4)子ども食堂相互が情報交換する場の提供 ・子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4回)高知市2回、香南市、黒潮町 (5)スクールソーシャルワーカーとの情報交換会(2回)土佐市、香南市 ※地域コーディネーター、市町村社協、子ども食堂が参加 | ・H31年度中に新たに9箇所の子どもの食堂が開設された。また、5団体がR2年度の開設に向け準備中である。 ・2市(香南市、土佐市)で市社会福祉協議会及びスクールソーシャルワーカーとの情報交換会を行い、ネットワークを構築した。 【課題】 ・未開設地域での立ち上げ支援 ・支援が必要な子どもを子ども食堂から地域の支援機関へつなぐネットワークを構築するための地域連絡会の開催 | (1) 立ち上げ支援 ・県内全域への普及 ・未開設地域における子ども食堂開設に向けた説明会(県内3会場) (2) 子どもの居場所開設準備講座の開催(年2回) (2) 人材の確保 子ども食堂スタッフ養成講座の開催(県内3会場) ・ボランティア制度を活用した人材確保に向けた支援 ・ボランティア募集の広報 (3) 食材提供支援の仕組みづくり ・食材受取り拠点の調整 ・提供元及び配送業者との調整及び配送料支払い業務等 ・食材支援情報の提供 (4) 子ども食堂相互の情報交換の場の提供 ・子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(全体会2回、地区会各1回) (5) 居場所を必要とする子どもをつなげる取組 ・地域の支援機関等との定期的な地域連絡会の開催(香南市、土佐市ほか予定) ・スクールソーシャルワーカー等との情報交換(室戸市、いの町ほか予定) | |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|-----------------------|-----|---------------------------------------|---|--|---|---|--|--|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 児童家庭課 | 122 | 「こうちプレマnet」運営委託事業 ※再掲(99番) | 親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。 | ○インターネットやスマートフォンなどの普及により、子育て家庭の情報収集のツールもスマートフォンやパソコンが主流となっている。 ○子育ての相談先についてもインターネットで検索することも増えている。 ○インターネット上には、様々な情報があり、子育て家庭が信頼できる情報の提供も必要である。 | ○子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている。 | ○H30年度サイトデザイン等修正 ○随時サイトや相談機能の周知 | ○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○サイトの周知(通年) | ○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○アクセス数 43,335件 ※平成30年度の「こうちプレマnet」のリニューアルにあわせ、アクセス数のカウント方法をGoogle Analyticsに変更したためアクセス数が減少 ○プレマ相談件数 145件 | ○こうちプレマnetのポスターやチラシを作成し関係機関を通じて広報を実施 ○サイトの周知(通年) | |
| 児童家庭課 | 123 | 子育て講座 (H30:地域子育て支援推進事業) | 地域社会全体で子育てを支援するため、地域子育て支援センター等に専門職や講師となりうる地域人材を派遣し、学習機会を提供。 | ○地域子育て支援センターの希望に応じた学習のテーマを実施するための、専門職や講師のなり手が不足している。 | ○希望する全ての地域子育て支援センターで学習機会が提供されている。 | ○地域子育て支援センターから提案される利用者のニーズに合わせたテーマで学習機会を提供する。 | ○学習講座の開催 愛着形成をテーマにした講座20回 家庭教育支援をテーマの講座26回 | ○学習講座の開催 愛着形成をテーマにした講座19回 家庭教育支援をテーマの講座25回 | ○利用者のニーズに合った学習機会の提供及び、それを実施するための講師の確保 ○学習講座の開催 愛着形成をテーマにした講座30回 家庭教育支援をテーマの講座40回 | |
| 幼保支援課 | 124 | 親育ち支援推進事業 (基本的な生活習慣向上事業を除く) ※再掲(101番) | 子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。 | ○保護者研修の実施園によって、保護者の参加率に大きな差があるため、保護者の実態に合った園内での研修計画が立てられるよう、園や市町村に周知していく必要がある。 ○園の組織体制が十分でない園では、計画的・継続的な研修の実施につながっていないため、各地域の親育ち支援の中核者を中心に行われる地域別交流会の内容の充実を図るとともに、各園における親育ち支援保育者の役割を明確化する必要がある。 | ○良好な親子関係や子どもへのかわり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもにかかわる姿が多くなる。 ○多くの園や地域で、親育ち支援のリーダーや担当者を中心とした親育ち支援研修が行われ、親育ち支援体制の充実が図られる。 | ○親育ち支援担当者の位置付け70%以上 親育ち支援担当者を中心とし、保護者の実態に合った研修計画が立てられることで、保護者の参加率を高め、より多くの保護者に良好な親子関係や子どもへの関わりについての理解を図る。 ○地域別連絡会や幼保推進協議会を通じて、市町村の現状把握を行い、地域別交流会の研修内容の充実につなげる。また、研修内容を各園で報告したり、市町村のリーダーが各園での研修を促したりし、全園での親育ち支援の充実につなげていく。 | ○親育ち支援啓発事業 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 | ○保護者研修の実施 111回 76園・23校 ○保育者研修の実施 41回 36園3市町・1団体 ○親育ち支援担当者の配置 87.5% ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 ・親育ち支援講座 3回 234人 ・地域別交流会 6回 185人 ・ステップアップ研修 157人 ・地域別リーダー研修 42人 | ○親育ち支援の必要性や組織的に取り組む重要性を地域別交流会やリーダー研修会等を通じて周知することにより、園内の中核者による研修計画・実施の意識付けや、親育ち支援担当者の配置の増加につながった。 ○親育ち支援担当者を中心に、各園で親育ち支援に関する研修が実施され、組織的な取組につながるよう、担当者の地域別交流会等の参加を促していく必要がある。また、親育ち支援地域別リーダーの資質の向上と地域ごとの親育ち支援体制の充実を図る必要がある。 | ○親育ち支援啓発事業 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 |
| 警察本部 少年女性 安全対策課 | 125 | 親子の絆教室開催推進 | 県内の幼稚園・保育園において、少年補導職員・警察官等が、園児の保護者等に対して、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもの規範意識を醸成して長期的な視野に立った非行の総量を抑制する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策 | 保護者等に対して、幼少期における親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもの規範意識を醸成して長期的な視野に立った非行の総量を抑制する。 | 幼児期の子どもやその保護者を対象とした親子の絆教室開催を継続して行い、3年間で全園一巡を目標とする。 | 進捗状況を管理し、令和2年～令和4年で全園一巡を目標とする。 | ○教室未実施の幼稚園、保育所に対し、親子の絆教室開催の趣旨を説明する。 ○保護者等に対し教室開催の重要性を啓発する。 ○平成29年～平成31年で全園一巡を目標とする。(平成31年4月末現在79.4%達成) | ○令和元年中、65施設で実施(認知外施設及び2回目以降の実施を含めば、453回実施) | ○平成29年から令和元年末までの3年間で、全園一巡を達成した。 ○引き続き、幼稚園、保育所保護者等に対し、教室開催の重要性の啓発を推進する必要がある。 ○新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、可能な限り実施する。 | |
| 少子対策課 | 126 | 子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業) ※再掲(77番) | 「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。 フォーラムの内容検討、開催を行う。 | ○子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。 | ○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。 | ○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上につなげる。 | ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 | ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ・第2回 6/8 ・第3回 9/8 ○子ども条例フォーラムの開催(実施名称:こうち子ども未来フォーラム2019) ・11/17 ちより街テラス | ○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)に対して意見をいただき、取組を着実に進めることができた。 ○子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上につなげることができた。 ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の更なる向上。 | ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 |
| まんが王国土佐推進課 | 127 | まんが甲子園開催事業 ※再掲(51番) | 国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんが作品を募集し、予選審査で選抜された学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行う。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。 | ○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保 ○幅広い高校生に進路シンポジウムに興味を持ってもらえるよう、シンポジウム内容の充実 | ○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。 ○進路シンポジウムを通して、まんがを学ぶことが将来における職業にどうつながるかのイメージや、それに対して現在から準備していくこと等の具体的なイメージを持ってもらう。 | ○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。 ○シンポジウム開催に関する内容をアンケートに追加し、次年度に向けた内容の充実を図る。 | ○第28回まんが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○レポートブックの作成 | まんが甲子園 ・予選審査会 6/20 オーテピア高知図書館 43都道府県242校、韓国5校、シンガポール7校、台湾16校から応募 ・本選大会 8/3～4 高知市文化プラザザるぼーと(敗者復活戦:高知城歴史博物館) 国内30校、海外各1校の合計33校150名が参加 実況を付けたインターネット配信を実施 来場者数:3,368人(ニコニコ生放送来場者数:約43,000人) | まんが甲子園 ・国内外の予選応募校数や来場者数をいかに拡大させるか →高等学校文化連盟と連携したPR →まんが甲子園の教育的効果のPR →人気の高いゲスト漫画家の招へい →魅力ある応援イベントの実施 | ○第29回まんが甲子園のコロナウイルス感染症の影響による開催方法等の検討 ○まんが甲子園の教育的効果についてのPR冊子作成 |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿にに向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|------------|-----|---|---|--|--|--|--|---|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 生涯学習課 | 128 | 新・放課後子ども総合プラン推進事業 (H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲(8番) | 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。 | ○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。 | ○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校：95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校：96%以上 | ○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。 | (1) 運営等補助（うち高知市） 子ども教室145(41)か所 児童クラブ185(98)か所 (2) 児童クラブ施設整備への助成11か所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回 ・全市町村訪問 9～10月 ・取組状況調査 8～9月 | (1) 運営等補助（うち高知市） 子ども教室145(41)か所 児童クラブ185(92)か所 (2) 児童クラブ施設整備への助成4市11施設 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・夏期出前講座実施回数 213件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日(10/14、10/27、11/24、12/1) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日(9/7、9/8) ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会等(9/6) ・資質向上研修10回 安全防災(6/6、6/13、6/18) 防犯対策(7/9、7/12) 児童虐待防止(12/13、R2/1/24) 子どもの発達と発達障害への理解を促進するステップアップ研修 全3回(10/1、10/31、11/19) 発達障害児等理解促進 子どもの育ちを支援する研修会(2/7、2/12) ・全市町村訪問 9～10月 ・取組状況調査 8～9月 | ○全小学校区の96.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や多様な体験活動への支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、着実に減ってきている。今後も継続して市町村に働きかける必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。 | (1) 運営等補助（うち高知市） 子ども教室143(41)か所 児童クラブ185(98)か所 (2) 児童クラブ施設整備への助成11か所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 9～10月 ・取組状況調査 8～9月 |
| 文化振興課 | 129 | 県立県民文化ホール自主事業(高知ジュニアオーケストラの育成) | 児童、生徒が音楽を演奏する楽しさや仲間と一緒に合奏する楽しさを体験するジュニアオーケストラを育成し、練習・公演の場を提供する。また、高校演劇への舞台技術の研修を行う。 | ○ジュニアオーケストラ団員の確保 | ○音楽や舞台芸術を通して次世代の文化を担う人材を育てる。 | ○ジュニアオーケストラの育成や、高校演劇への舞台技術研修の継続。 | ○高知ジュニアオーケストラの育成 年間通して ○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 4/21 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会「四万十弦楽フェスタ」8/17 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会「2020こうち総文 プレ大会 ゲスト出演」1/15 | 【高知ジュニアオーケストラ】 ・団員の確保 ・団員、保護者、先生、事務局らの組織力と連携のさらなる強化 【高校演劇の技術指導】 ホール天井改修のため実施できず | ○高知ジュニアオーケストラの育成 ○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会 ○高校演劇の技術指導 | |
| まんが王国土佐推進課 | 130 | まんが甲子園開催事業 ※再掲(51番) | 国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀者等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。 | ○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保 ○幅広い高校生に進路シンポジウムに興味を持ってもらえるよう、シンポジウム内容の充実 | ○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。 ○進路シンポジウムを通して、まんがが学ぶことが将来における職業にどうつながるかのイメージや、それに対して現在から準備していくこと等の具体的なイメージを持ってもらう。 | ○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。 ○シンポジウム開催に関する内容をアンケートに追加し、次年度に向けた内容の充実を図る。 | ○第28回まんが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○レポートブックの作成 | まんが甲子園 ・予選審査会 6/20 オービア高知図書館 43都道府県242校、韓国5校、シンガポール7校、台湾16校から応募 ・本選大会 8/3～4 高知市文化プラザかるぼーと(敗者復活戦:高知城歴史博物館) 国内30校、海外各1校の合計33校150名が参加 実況を付けたインターネット配信を実施 来場者数:3,368人(ニコニコ生放送来場者数:約43,000人) | まんが甲子園 ・国内外の予選応募校数や来場者数をいかに拡大させるか →高等学校文化連盟と連携したPR →まんが甲子園の教育的効果のPR →人気の高いゲスト漫画家の招へい →魅力ある応援イベントの実施 | ○第29回まんが甲子園のコロナウイルス感染症の影響による開催方法等の検討 ○まんが甲子園の教育的効果についてのPR冊子作成 |
| 小中学校課 | 131 | 学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業 (R2廃止) | 学校図書館を計画的に利用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に図書及び新聞を生かすことで児童生徒の読書活動を充実させ、言語能力及び情報活用能力の育成を図る。さらに、平成31年度より「国語科授業づくり講座」を実施し、国語科を軸とした授業づくりのプロセスを研究することを通して、組織的な授業改善を推進するとともに、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを行い、自ら学び続ける教員の育成と指導力の向上を図る。 | ・H29年度全国・学力学習状況調査において、小中学校ともに国語の学力が低下。特に文章の読解力に弱さが見られ、このことは他の教科等の学力にも影響する大きな課題である。 ・全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙によると、小学校において、図書館資料を活用した授業の実施率(月に数回以上)が減少している。 小学校 H28:49.2% → H29:39.4% 中学校 H28:14.7% → H29:23.3% ・全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙によると、新聞を読む児童生徒の割合が年々減少している。 小学校 H27:25.2% → H28:25.6% → H29:22.2% 中学校 H27:18.8% → H28:18.2% → H29:13.5% | ○推進教諭(研究推進を担当)の指導力向上 ・学校図書館活用に関する研修会(全5回)の実施 ○公開授業及び研究発表会の実施 ○国語科授業づくり講座の実施 ・小学校3校 ・中学校2校 | ○連絡協議会の開催 ・指定校の研究の充実を図るための交流等(1回) ○研究推進教師の指導力向上研修 ・学校図書館の活用や授業づくりに関する研修等(年5回) ○リーディングスキルテストの実施 ・拠点校(中学校)における調査の実施 ○授業公開・研究発表 ・小学校:国語 ・中学校:全教科等 ○国語科授業づくり講座 ・拠点校(小学校3校・中学校2校)において実施。(教材研究会と授業研究会を1セットとし、全10セット実施。) ○指定校の取組の普及 ・実践記録の作成、配信 ○学校新聞づくりコンクールの実施 | ○連絡協議会の実施:4/11 研究推進教師の指導力向上研修の実施 第1回:4/11 第2回:5/14 第3回:6/21 第4回:9/24 第5回:11/8 ○リーディングスキルテストの拠点校(中学校)における調査の実施 ・鏡野中学校 6/10～6/21:223名 ・大方中学校 5/29～5/31:90名 ○公開授業及び研究発表会の実施 ・小学校:国語 ・中学校:全教科等 17校において84回実施 参加:2,372名 ○国語科授業づくり講座の実施 5校において10セット実施 参加校:327校、参加者:949名 ○学校新聞づくりコンクールの実施 ・一次審査 11/21 ・二次審査 1/19 取組総数:5,216作品、参加校数:99校 | ○指定校で、公開授業や研究発表会が行われ、1校当たりの平均の参加者数が昨年度より増えている。 ○国語科授業づくり講座においては、教科の専門性の高い講師から、最新の情報や質の高い教材研究、授業分析方法を学ぶことにより、研究内容が再整理され、管理職や教員の意欲が高まった。また、各拠点校に同じ講師が複数回入ることにより、新学習指導要領の趣旨理解が進んだ。 ●指定校における研究は進んだが、研究を引き継ぎ授業の質の向上を図る必要がある。 ※本事業は令和元年度で終了 | | |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿にに向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|-------|-----|------------------------|--|---|--|---|--|--|---|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 小中学校課 | 132 | 教育文化祭 ※再掲(39番) | 県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたたえ、本県の教育文化の向上を図る。 | ○幼児、児童生徒の教育文化の向上に役立っている。 ○外部団体との連携が図れているため認知度が高い。 ○少子化による児童生徒数の減少、学校統廃合による学校数減少が予想され、児童生徒の参加者数の微減が進む。 | ○応募、出品の呼びかけをさらに進める。 ○外部団体との連携を図りながら現在の参加者数、観客数を維持もしくは増加させる。 | ○応募、出品の積極的な働きかけを行う。 ○外部団体との連携を図りながら、認知度を向上させる。 | ○教育文化祭行事の実施 ・科学 理科 ・音楽(吹奏楽・唱歌・器楽) ・連合音楽会 ・作品展 ・英語弁論 ・体験発表 ・作文 ・読書感想文 ・読書感想画 | 第71回小中学生科学研究発表会(11/3) 児童生徒391名・観客等459名 計850名 第69回高知県高等学校生徒理科研究発表会(10/20) 高校生・学生一般33名 観客等37名 計70名 高知県器楽コンクール(8/18・11/23・12/26) 児童生徒・学生一般500名 観客等1,700名 計2,200名 唱歌コンクール(8/20・9/8・12/26) 児童生徒710名 観客等950名 計1,660名 高知県吹奏楽コンクール(8/1・8/2・8/11) 児童生徒・学生一般2,020名 観客等3,939名 計5,959名 高知県吹奏楽祭(10/6) 生徒・学生一般848名 観客等903名 計1,751名 高知県児童生徒発明くふう展(11/7～11/9) 児童89名 観客等1,450名 計1,539名 高円宮杯第71回全日本中学校英語弁論大会(高知県大会)(10/6) 生徒26名 観客等80名 計106名 全国小・中学校作文コンクール高知県審査(11/3) 児童生徒152名 観客等68名 計220名 紙上書道高知県展(10月) 児童生徒231名 計231名 第72回高知県中学・高校英語弁論大会(10/27・11/3・11/30) 生徒100名 観客等300名 計400名 第54回高知県美術教育総合展(2/26～3/1) 児童生徒13,484名 観客等3,391名 計16,875名 第65回高知県青少年読書感想文コンクール(2/15) 児童生徒29,942名 観客等250名 計30,192名 第31回高知県読書感想文コンクール(1/14・2/15) 児童生徒5,162名 観客等250名 計5,412名 小砂丘賞(1/25) 児童生徒417名 観客等883名 計1,300名 第70回こども県展 児童生徒69,871名 計69,871名 第48回高知県特別支援学級・特別支援学校児童生徒作品展(12/13～15) 児童生徒・学生一般9,700名(展示品821点 即売品10,629点) 観客等2,600名 計12,300名 第53回高知県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表会(10/4) 生徒160名 観客等200名 計360名 高吾地区小中学校音楽会(11/8) 児童生徒305名 観客等189名 計494名 幡多地区小中学校連合音楽祭(11/9) 児童生徒240名 観客等220名 計460名 高知市小・中学校連合音楽会(6/15・1/25) 児童生徒3,600名 観客等3,300名 計6,900名 香美・香南小中学校音楽会(11/15) 児童生徒809名 観客等500名 計1,309名 児童生徒・学生一般 計138,790名 観客等 計21,669名 合計160,459名 | ○児童生徒数の減少に伴う参加者人数の減少が続いている。また、2月末以降の行事については新型コロナウイルスの影響を受けた行事があり、特に「こども県展」に関しては、作品展と表彰式が中止となった。 ○参加者人数の減少が続いているが、本文化祭は若年層の文化的活動を支援することで高知県の文化を支えている。令和3年度には50周年を迎えることもあり、多くの子どもたちに応募・出品してもらえよう広く広報に努めていく。 ○高知県教育文化祭のプログは、多くの県民に閲覧されており、引き続き観客数も増やすようPRしていく。 | ○教育文化祭行事の実施 ・科学(理科)研究発表会 ・音楽会 ・連合音楽会 ・作品展 ・英語弁論 ・体験発表 ・作文 ・読書感想文 ・読書感想画 |
| 高等学校課 | 133 | 感性を育む教育推進費 ※再掲(40番) | 高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。 | ○大会開催準備は概ね良好に推移。 ○各種公募を実施し、大会テーマ、同毛筆表現、マスコットキャラクター、大会イメージソング歌詞が決定した。 ○平成28年度の「基本計画生徒検討委員会」、平成29年度の「生徒広報委員会」を開催し、それぞれ、今後の方針や具体的な広報を考える中で、生徒の大会への機運が向上した。 ○関係機関の協力体制が構築され、各機関の大会開催の意識を高めることができた。 ○高知県高等学校文化連盟に設置されていない専門部関係の部門に対する支援や部門委員の意識高揚が課題 ○天皇即位、オリパラに係る大会日程や部門会場の変更の可能性がある。 ○オリパラ開催における、大会開催時期の国内移動の制限や資材の不足が予想される。 ○配宿・交通などについて、高知県のキャパシティの上で、課題が見られることから、平成30年度からの調査、調整を必要としている。 | ○生徒の文化活動が活性化し、生徒の豊かな感性の育成や技術の向上が見られる。 | ○第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会を6月に設立し、関係機関の協力体制を整える。 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒実行委員会を7月に立ち上げ、生徒による本大会の企画立案、実行に向けた取組を後押しする。 | ○第3回・第4回実行委員会の開催 ○年間3回の企画運営委員会の開催 ○月1回程度の部門代表者会の開催 ○月1～2回程度の生徒実行委員会の開催 ○1年前イベントの計画と開催 ○300日前、200日前イベントの計画と開催 ○プレ大会総合開会式・パレードの計画と実施 ○部門プレ大会の計画と実施 ○本大会の計画 | 年間計画に基づいて実施した。 ○第3回実行委員会開催(令和元年6月14日) 第4回実行委員会開催(令和2年2月17日) ○第3回企画運営委員会開催(令和元年5月10日) 第4回企画運営委員会開催(令和元年10月4日) 第5回企画運営委員会開催(令和2年2月17日) ○部門代表者会(計8回実施) ○第2期生徒実行委員委嘱式(令和元年6月14日)、生徒実行委員会(計8回実施) ○第2回生徒実行委員統括会議開催(令和元年8月19日) ○1年前イベント開催(令和元年7月23日) ○300日前イベント開催(令和元年9月29日) ○200日前イベント開催(令和2年1月11日～13日) ○プレ大会総合開会式・パレード開催(令和元年11月9日) ○部門プレ大会の開催 ・将棋部門(令和元年5月12日) ・小倉百人一首かるた部門(令和元年6月8日) ・軽音楽部門(令和元年8月4日) ・美術・工芸部門(令和元年8月20日) ・ボランティア部門(令和元年8月22日) ・放送部門(令和元年10月26日) ・日本音楽部門、囲碁部門(令和元年11月10日) ・書道、美術・工芸、写真、新聞、文芸、まんが部門(令和元年11月12日～17日) ・吹奏楽、M&B、合唱、自然科学部門(令和元年11月17日) ・郷土芸能部門(令和元年11月23日) ・吟詠剣詩舞部門(令和元年11月24日) ・特別支援学校部門(令和元年12月13日) ・演劇部門(令和元年12月24日～24日) ・器楽・管弦楽部門(令和2年1月5日) ・弁論部門(令和2年2月7日～8日) | 成果:特に大きな問題もなく、順調に開催され、着々と大会準備は進んでいる。 課題:一部の部門で進捗に問題があるため、個別の指導を進めていく。 | ○第5回・第6回実行委員会の開催 ○年間2回の企画運営委員会の開催 ○月1回程度の部門代表者会の開催 ○月1～2回程度の生徒実行委員会の開催 ○100日前、50日前イベントの計画と開催 ○総合開会式・パレードの計画と実施 ○部門大会の計画と実施 |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|-----------------------|-----|--------------------------------|---|--|--|---|---|--|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 医事業務課 | 134 | 薬物乱用防止推進事業 薬物乱用対策新五年戦略推進事業 | 若年者が覚醒剤や大麻等の薬物の誘惑をはね返す意志と勇気を持つことができるよう、薬物乱用の恐ろしさに関する正しい知識の普及・啓発を行う。 | ○平成29年度薬物乱用防止教室実施状況(県教育委員会調べ) 中学校 94校/105校(89.5%) 義務教育学校 2校/2校(100%) 高等学校(全日) 33校/35校(94.3%) 高等学校(定時制等) 14校/16校(87.5%) ○効果的な薬物乱用防止教室の内容検討 | ○関係機関と協力して各中学校・高等学校で少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催している。 | ○高知県薬剤師会、学校薬剤師部会と連携し、研修会の開催等、学校薬剤師による薬物乱用防止教室の実施に向けた取組を確実に進める。 ○教育委員会、県警等関係機関と連携し効果的な薬物乱用防止教室の実施について検討する。 ○地域に根差した啓発を継続して行い、乱用薬物に対する正しい知識の普及・啓発を行う。 | ○薬物乱用防止推進員への研修 ○小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催 ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 ○「ダメ、ゼッタイ。」6.26ヤング街頭キャンペーンの開催 ○薬物乱用防止教育研修会の開催 ○危険ドラッグ等啓発資料の配布(イベントの機会等を捉えた啓発) | ○薬物乱用防止推進員に対して研修会を開催 ○各地区薬物乱用防止推進協議会で実施(県内6カ所) ○小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の実施 ・計65校(3,979人) ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 ・参加数:ポスター 285作品(18校) 標語 128作品(7校) ○「ダメ、ゼッタイ。」6.26ヤング街頭キャンペーンの実施 ・参加者:638名(うちヤングボランティア158名) ○薬物乱用防止研修会の実施(教育委員会、県警、精神保健福祉センターによる連携) ・参加者:103名(薬物乱用防止推進員、教員、学校薬剤師、少年補導職員等) ○危険ドラッグ等薬物乱用防止啓発資料の配布 ・地域のイベントでの配布 ・薬物乱用防止教室での配布 | ○薬物乱用防止教室 ・県教育委員会、県警、県3者の連携を図りながら、薬物乱用防止教室講師の育成が必要 ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 ・参加校は増加傾向ではあるが、参加依頼に対し、参加率が低い H30年度 17%→R元年度 20%(中でも私立校は参加数0) ・標語部門の応募数が増加 H30年度:参加校5校、応募数82作品 R元年度:参加校7校、応募数128作品 ○6.26ヤング街頭キャンペーン ・キャンペーンへの参加者は増加したものの、若年層へ薬物乱用防止啓発を促すきっかけとして、引き続き、ヤングボランティアの確保が必要 H30年度 537名(ヤングボランティア 171名) R元年度 638名(ヤングボランティア 158名) | ○薬物乱用防止推進員への研修 ○小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催及び教室講師の育成 ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 ○「ダメ、ゼッタイ。」6.26ヤング街頭キャンペーンの開催 ○薬物乱用防止啓発資料の配布(イベントの機会等を捉えた啓発) |
| 児童家庭課 | 135 | 万引き防止リーフレット作成等事業 | 万引き防止リーフレットを作成し、成果品を活用した取組を展開することにより、規範意識を向上させ、万引きの減少につなげる。 ・一声運動の取組における一声運動の取組など他の取組との相乗効果を発揮させることにより成果につなげる。 | ・万引きによる検挙補導人数、深夜徘徊による補導人数ともに、昨年より大幅に減少した。 ・一声運動の取組について、啓発ポスターの掲示にとどまらず、効果的な声かけをしてもらえるよう更なる協力依頼が必要 | ・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ・無職少年等の自立と就労支援に向けた取り組みなどにより、少年の非行率や再非行率などが減少している。 | ・万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の定着・普及に向けた関係機関・団体との連携 | ・各市町村少年補導育成センターに地元的一声運動参加店舗への訪問(声かけ)依頼(7月) | ・7~9月にかけて、各市町村少年補導育成センターとともに参加店舗へ訪問し、子どもへの声かけとポスターの掲示を依頼。 ・実施後に店舗ごとの掲示率を主要コンビニ3社(ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン)に送付 ポスター掲示率:76.2%(高知市内:64.8%、他市町村:86.6%) | ・深夜徘徊による補導人数は引き続き減少傾向にあるが、刑法犯少年・触法少年(刑法)全体に占める小学生以下の割合は、増加傾向にある。 ・一声運動の取組については、啓発ポスターの掲示方法や、協力企業への働きかけ方など、よりいっそう工夫が必要。 | ・各市町村少年補導育成センターに地元的一声運動参加店舗への訪問(声かけ)依頼(7~9月) |
| 児童家庭課 | 136 | 万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の実施と参加店舗の拡大 | コンビニ店舗等において万引き防止に向けた声かけをしたり、深夜、店舗に来た小・中・高校生等に早く家に帰るよう声かけ(ポスター、一声運動対応シートの活用)を行う。 | ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校またはPTAの割合 小学校11.4% 中学校29.2% 高等学校23.1% | ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校またはPTAの割合 小学校80%以上 中学校90%以上 高等学校90%以上 | ・年間5~10程度のネット問題啓発資料を作成する。 ・ネット問題啓発資料の紹介を含め、PTA、学校の研修を実施する。 | ・年度当初に作成スケジュールの確認を行い、事務局とのやり取りを密にする。教材を2つ以上作成し、配付するとともに、ホームページで公開する。 ・PTA対象の研修に講師派遣をする。また、各学校が主体となり、SNSの使用やネット問題の研修ができるように、作成した教材やパワーポイント等の資料を配付し、適正なルールづくりの取組について繰り返し呼びかける。 | ◇高知工科大学の学生、少年サポートセンター、人権教育課において、教材づくりに向けて協議した。 ・第1回:H30年度の教材確認と本年度の計画について意見交換 ・第2回:校内研修用データについての協議 ・第3~5回:教材についての協議(ネット詐欺・悪質商法、個人間融資) ◇2つの教材を作成し、3月にホームページアップした。 ・PTAや学校において、教材を活用した学校の割合 小学校23.2%、中学校22.4%、高等学校15.7% | ○県警、CyKUTの意見に基づき、ネット問題の啓発資料について、多面的な視点から協議することにより、研修資料の充実を図ることができた。 ●中心的に活動している大学生であるため、時間の確保や調整が難しい状況にある。 ○研修において、家庭におけるネットの利用に関する協議を行い、ルールづくりを促してきたことから、学校や市町村、地区単位でのルールづくりが進みつつある。 ・PTA又は学校によるインターネット利用のルールを決めている学校の割合(小学:50.0%、中学:57.0%、高校:46.9%、特支:35.7%) ●保護者がネット上のトラブルから子どもを守るための方法等を知らない状況があることから、ネットの問題について分かりやすく、具体的に啓発する必要がある。 | ◇高知工科大学の学生、少年サポートセンターと教材づくりに関して定期的に協議する。 ・年間2つの教材又は資料を作成 ・人権教育・児童生徒課ホームページに教材をアップ ◇作成している教材等をPTA研修、校内研修等で活用し、学校でも活用するように周知する。 |
| 人権教育・児童生徒課 | 137 | ネット問題啓発資料づくり事業 | ネット問題に関する専門知識を有する、少年サポートセンターと高知工科大学の学生、人権教育課の共同により、啓発用教材や資料などを作成し、インターネットの適正な利用に向けたルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図る。 | 各取組を実生活につなげる過程には、学校・保護者の意識が重要であり、ネットの問題を分かりやすく、具体的に啓発する必要がある。 | ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校またはPTAの割合 小学校11.4% 中学校29.2% 高等学校23.1% | ・年間5~10程度のネット問題啓発資料を作成する。 ・ネット問題啓発資料の紹介を含め、PTA、学校の研修を実施する。 | ◇高知工科大学の学生、少年サポートセンター、人権教育課において、教材づくりに向けて協議した。 ・第1回:H30年度の教材確認と本年度の計画について意見交換 ・第2回:校内研修用データについての協議 ・第3~5回:教材についての協議(ネット詐欺・悪質商法、個人間融資) ◇2つの教材を作成し、3月にホームページアップした。 ・PTAや学校において、教材を活用した学校の割合 小学校23.2%、中学校22.4%、高等学校15.7% | ○県警、CyKUTの意見に基づき、ネット問題の啓発資料について、多面的な視点から協議することにより、研修資料の充実を図ることができた。 ●中心的に活動している大学生であるため、時間の確保や調整が難しい状況にある。 ○研修において、家庭におけるネットの利用に関する協議を行い、ルールづくりを促してきたことから、学校や市町村、地区単位でのルールづくりが進みつつある。 ・PTA又は学校によるインターネット利用のルールを決めている学校の割合(小学:50.0%、中学:57.0%、高校:46.9%、特支:35.7%) ●保護者がネット上のトラブルから子どもを守るための方法等を知らない状況があることから、ネットの問題について分かりやすく、具体的に啓発する必要がある。 | ◇高知工科大学の学生、少年サポートセンターと教材づくりに関して定期的に協議する。 ・年間2つの教材又は資料を作成 ・人権教育・児童生徒課ホームページに教材をアップ ◇作成している教材等をPTA研修、校内研修等で活用し、学校でも活用するように周知する。 | |
| 人権教育・児童生徒課 | 138 | 学校ネットパトロール事業 | インターネット上のいじめ等のトラブルを早期に発見し、被害が拡大する前に児童生徒等への指導を行うとともに、ケースに応じて関係機関と連携した総合的な取組を進める。 | ネット上のいじめが潜在化・深刻化する状況にあり、監視による早期発見・早期対応にさらに取り組む必要がある。 | ・ネットいじめ等の早期発見・対応により、いじめが深刻化する前に解消している。 ・関係機関の連携により、ネットいじめの未然防止や早期対応等の取組がさらに進んでいる。 | ・小・中・高・特別支援学校に対して複数回、サイトの検索を行い、早期発見、早期対応につなげる。 ・リスクレベル中・高の事案が発生した場合は、対応を該当する学校に求め、事案の鎮静化を確認できるまで継続監視を行う。 ・市町村教育委員会、県立学校に対しネット啓発の資料を配付し、ネットトラブルや非行の未然防止に努める。 | ・不適切な書き込み等について、検索、監視を行うネットパトロールを実施する。 ・月別検索結果の報告(小・特支:4ヶ月に1回、中・高:2ヶ月に1回) ・リスクレベルの高い事案については、当該市町村や学校へ速やかに連絡し対応する。ケースによっては警察と連携して対応する。(年間) | ○ネット上の不適切な書き込み等を日常的に監視することにより、児童生徒の問題行動等を早期に発見し、対応することができた。 ●令和元年度投稿検閲知数の結果では、98.4%が中学校・高等学校であり、書き込み内容の約8割は個人名の書き込み等個人情報流出であった。いじめや不良行為等の事案も1割程度あり、今後もネット上の検索、監視を続けていく必要がある。 | ・不適切な書き込み等について、検索、監視を行うネットパトロールを実施する。 ・月別検索結果の報告(小・特支:4ヶ月に1回、中・高:2ヶ月に1回) ・リスクレベルの高い事案については、当該市町村や学校へ速やかに連絡し対応する。ケースによっては警察と連携して対応する。(年間) | |
| 警察本部 少年女性 安全対策課 | 139 | 非行防止教室開催推進 | 少年非行抑止の根源対策として、少年の規範意識の醸成を図るため、県内小中学校で万引き防止等をテーマにした非行防止教室を開催する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策 | 児童・生徒に対して社会規範を守る大切さを教え、人口型非行を中心とした一過性の非行を予防するための心の育成を図る。 | ○1年間で県内の全小中学校を対象に開催する。 ○刑法犯で検挙・補導される少年の非行率を減少させるための一施策。 | 進捗状況を管理して計画的に非行防止教室を開催し、刑法犯で検挙・補導される少年(触法少年を含む。)の非行率の減少を図る。 | 学校との連携を密にして調整を図り、1年間で県内全ての小中学校で非行防止教室を実施する。 | 令和元年中に、小学校156校、中学校86校(実施率78.8%)において、延べ回数632回非行防止教室を開催した。 | 未実施校の解消に向けて、学校との連携を図る必要がある。 新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、開催ができない場合がある。 | 学校との連携を密にして、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて調整を行い、できる限り1年間で県内全ての小中学校で非行防止教室を実施する。 |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|--------------|-----|------------------------------------|---|---|---|---|---|---|--|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 小中学校課 | 140 | 道徳教育実践充実プラン | 新しい学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、市町村教育委員会が主体となって地域ぐるみの道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高める。 | ○全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、道徳性を問う項目では、肯定的な回答が全国よりも高い傾向にあるが、親切・思いやりに関する質問については全国を下まわっており、特に中学校においては、肯定的回答が減少している。 ・小学校84.7%(全国比 -0.6ポイント) ・中学校83.3%(全国比 -1.1ポイント) ○道徳の授業の公開率100%を目指しているが、様々な学校の事情により達成できていない。 | ○「特別の教科 道徳」の実施に向け、学校・家庭・地域が連携した道徳教育の充実を図ることにより、児童生徒の道徳性が養われる。 ○県内全小・中学校の全学級において道徳授業の公開が100%。 | ○「特別の教科 道徳」の趣旨の周知及び指導方法の研究等を行う協議会を実施する。 ○「特別の教科 道徳」の指導方法や評価の研究等を行う小・中学校を指定し、実践研究の成果を普及する。 ○市町村が主体となって道徳教育を推進し、H30年3月に改訂した家庭版「道徳教育ハンドブック」の活用や道徳授業の公開を積極的に行うことにより、学校・家庭・地域ぐるみの道徳教育を活性化させ、児童生徒の道徳性を高める。 | ○「特別の教科 道徳」授業づくり講座〔吉良川小学校〕6月11日・7月4日・8月8日・9月17日 〔岡豊小学校〕5月28日・7月11日・10月17日・11月19日 〔東中筋小学校〕5月14日・6月4日・8月26日・10月1日 〔一宮中学校〕5月31日・7月12日・11月28日・2月17日 ○パワーアップ研究協議会Ⅰ 6月10日 ○パワーアップ研究協議会Ⅱ 1月28日 ○小・中学校道徳教育研究協議会〔中部地区〕8月7日〔西部地区〕11月25日〔東部地区〕12月11日 ○わがまちの道徳教育推進事業(10市町村) ○家庭版道徳教育ハンドブック「家庭で取り組む 高知の道徳」新1年生用増刷 ○道徳教育指導者養成研修(中央指導者研修) | ○「特別の教科 道徳」授業づくり講座〔吉良川小学校〕6月11日(28名)・7月4日(25名)・8月8日(40名)・9月17日(25名)合計118名 〔岡豊小学校〕5月28日(44名)・7月11日(49名)・10月17日(41名)・11月19日(42名)合計176名 〔東中筋小学校〕5月14日(34名)・6月4日(30名)・8月26日(50名)・10月1日(22名)合計136名 〔一宮中学校〕5月31日(30名)・7月12日(35名)・11月28日(27名)・2月17日(30名)合計122名 ○パワーアップ研究協議会Ⅰ 6月10日(137名) ○パワーアップ研究協議会Ⅱ 1月28日(97名) ○小・中学校道徳教育研究協議会〔中部地区〕8月7日(117名)〔西部地区〕11月25日(62名)〔東部地区〕12月11日(62名) ○わがまちの道徳教育推進事業(各市町村で道徳推進会議を開催平均8.5回) ○家庭版道徳教育ハンドブック「家庭で取り組む 高知の道徳」新1年生用増刷・・・5500冊(2月) ○道徳教育指導者養成研修(中央指導者研修)・5月13日～17日(3名) | ○道徳教育推進拠点校事業 指定校が行う公開授業(83回)や「特別の教科 道徳」授業づくり講座(16回)に参加することにより、道徳科の指導方法や評価についての理解が進み、教員の学ぶ意欲も高まっている。 ○わがまちの道徳教育推進事業 10市町村あたりで平均8.5回の道徳推進会議を開催し、各校の道徳教育の推進体制整備の進捗を図ったり、講師を招聘しての研究授業等を行い、道徳科の授業づくりや評価について研修を深めることができた。また、「家庭で取り組む 高知の道徳」のハンドブックについては、親子読書や長期休業中の課題にするなど家庭での取組方法にもさらに工夫が見られた。 ○児童生徒の道徳性の向上 道徳性の向上の指標として掲げている項目(平成31年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙)において、小中学校とも、全国平均を上回る傾向にある。 ○授業の質の面では、学校間、教師間の差があり、「考え、議論する道徳」の授業イメージがもてていない教員や、ペアやグループで話し合う活動を入れることが多面的・多角的に考えることと捉え、偏った形式的な指導になる場合がある。 | ○「特別の教科 道徳」授業づくり講座〔吉良川小学校〕二学期以降2回開催 〔岡豊小学校〕二学期以降2回開催 〔東中筋小学校〕二学期以降2回開催 〔一宮中学校〕二学期以降2回開催 ○パワーアップ研究協議会 ○小・中学校道徳教育研究協議会 ○家庭版道徳教育ハンドブック ○「家庭で取り組む 高知の道徳」新1年生用増刷 ○道徳教育指導者養成研修(中央指導者研修) |
| 少子対策課 | 141 | 子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業) ※再掲(77番) | 「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。フォーラムの内容検討、開催を行う。 | ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。 | ○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。 | ○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる。 | ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 | ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 | ○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)に対して意見をいただき、取組を着実に進めることができた。 ○子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる事ができた。 ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の更なる向上。 | ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 |
| 県民生活・男女共同参画課 | 142 | 交通安全対策推進事業 | 各種の交通安全運動を具体的に推進し、広く県民に交通安全意識と交通安全思想の普及を図り、交通事故防止に努める。 | ○第10次「高知県交通安全計画」に基づく取組を着実に進める。 | ○人権尊重の理念に基づき、全ての県民に広く交通安全思想の普及と浸透を図り、県民一人一人が、交通ルールを守り正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない、人にやさしい安全な高知県の交通社会の実現を目指して交通安全運動を推進する。 | ○「交通安全計画」及び「交通安全運動の推進方針」に基づき、県営、関係機関、民間ボランティア団体等と連携して交通安全対策を行う。 | ○自転車マナーアップキャンペーンの実施 ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○スクエア・ストレイトの実施 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施 ○交通安全子ども自転車高知県大会開催 | ○自転車マナーアップキャンペーンの実施(5月1日～5月31日) ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○スクエア・ストレイトの実施 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施(春の全国交通安全運動、秋の全国交通安全運動、年末年始の交通安全運動 各300部チラシ配布) ○交通安全ひろば 9月21日中央公園 ○ラジオ広報(4回) ○交通安全子ども自転車高知県大会開催 6月29日 | ○令和元年の交通事故件数・負傷者数については前年より減少したが、死者数は2年ぶりに増加に転じた。引き続き、第10次「高知県交通安全計画」に基づく取組を着実に進める必要がある。 | ○自転車マナーアップキャンペーンの実施 ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○スクエア・ストレイトの実施 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施 |
| 学校安全対策課 | 143 | 安全教育推進事業 | モデル地域を指定し、拠点校の交通安全もしくは生活安全を中心とした組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。 | ○登下校中の児童生徒等が死亡する交通事故や児童が連れ去られた事件が発生するなど、児童生徒等が被害に遭う事件・事故が全国的に後を絶たないこと、県内でも痛ましい交通事故や犯罪につながりかねない不審者情報等が多く存在することなどから、自らの命は自らが守ることを念頭に、児童生徒の危険予測・危険回避能力を身に付けさせる交通安全教育及び防犯を含む生活安全教育の充実が求められている。 ○市町村単位で安全教育を推進する構築体制の整備が必要である。 | ○モデル地域の市町村の事業実績である学校安全推進体制の構築の仕組みが県内に普及され、県内全域で充実した交通安全教育及び防犯を含む生活安全教育が展開されている。 | ○モデル地域の市町村への事業遂行に対する指導支援 ○拠点校を含むモデル地域の市町村の取組成果報告の機会を設定、県内の他地域への普及 | ○高知県安全教育推進事業(交通安全・防犯を含む生活安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催(年2回) ・モデル地域の市町村及び拠点校による成果発表 ・学校安全教室推進講習会(県主催)における実践発表 | ○高知県安全教育推進事業(交通安全・防犯を含む生活安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 4～2月 ・推進委員会(県主催)の開催 ・通学路安全推進委員会(第1回:7/5, 第2回:2/6) ・防犯・生活安全教育推進委員会(第1回:7/17, 第2回:2/6) ・モデル地域の町村(拠点校)における成果発表(12月～2月) ・学校安全教室推進講習会(県主催)での実践発表(モデル地域の2市町・拠点校2校) | ○高知県安全教育推進事業では、児童生徒の危機回避能力の育成や通学路の安全確保の充実に向け、モデル地域内の学校において学校安全の取組が行われた。今後も、拠点校のみならず、モデル地域全体の防災教育の組織的取組の向上を目指す事業目的が達成できるよう、市町村への支援を行い、取組成果を広く県内に普及する。 | ○高知県安全教育推進事業(交通安全・防犯を含む生活安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催 ・モデル地域の市町村及び拠点校による成果発表 ・学校安全教室推進講習会(県主催)における実践発表 |
| 学校安全対策課 | 144 | 自転車ヘルメット着用推進事業 | 県自転車条例に基づき、児童生徒等のヘルメット着用や損害賠償責任保険加入の促進を図るため、自転車通学をしている児童生徒等を対象にしたヘルメット購入に係る費用の一部の補助・助成や、自転車の安全利用に関する交通安全教育及び啓発を充実させる。 | ○県内において、登下校中における児童生徒等の自転車運転中の交通事故が多い。 ○全国的に、自転車運転中の交通事故の中で、死亡に至る頭部損傷の事故の一部の補助・助成や、ヘルメットの未着用者が多い。 ○県内のヘルメットの着用が義務化(校則化)されていない学校においては、自主的にヘルメットを着用する生徒があまり見られない。 ○平成31年4月1日に「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、18歳以下の児童生徒等へのヘルメット着用が保護者の努力義務となった。 | ○県内全ての小中高校生で自転車通学をしている児童生徒を対象にした、ヘルメット購入に係る費用の一部を補助・助成 ○自転車の安全利用に関する児童生徒等の意識が高まりが見られ、自転車交通事故件数が減少している。 | ○自転車通学の児童生徒対象にした、ヘルメット購入費用の補助・助成 ・県立学校(事業委託) ・市町村立学校(市町村への補助) ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ○街頭啓発活動(のぼり旗等でPR) ○自転車マナーアップキャンペーン及び年3回の交通安全運動中の街頭啓発、パレード ○自転車マナーアップキャンペーンに関する交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材 Traffic SaftyNewsを学校へ配付 | ○自転車通学の児童生徒対象にした、ヘルメット購入費用の補助・助成 ・県立学校での助成券申請1047件、助成券活用468件 ・市町村での助成制度活用13市町村 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ○街頭啓発活動(のぼり旗・くろしおくん・チラシ配付等でPR) ○自転車マナーアップキャンペーン及び年3回の交通安全運動中の街頭啓発、パレード参加 ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材 Traffic SaftyNewsを活用した交通安全教育の実施(中学校・高等学校) | ○ヘルメット購入助成券の発行状況から、学校における生徒に対する周知や指導の取組は一定行われてきたことが窺える。しかし、助成券の交付が実際の購入活動に結びついておらず、ヘルメットを着用している生徒は一部見られるが、街中の通学時の様子に顕著な変化が見られない。 ○生徒自らがヘルメットを着用しようとする意識を醸成する交通安全教育と啓発のさらなる充実とともに、生徒主体の取組を支援し、着用の機運を高める必要がある。 | ○自転車通学の児童生徒対象にした、ヘルメット購入費用の補助・助成 ・県立学校(事業委託) ・市町村立学校(市町村への補助) ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ○街頭啓発活動(のぼり旗・くろしおくん・チラシ配付等でPR) ○自転車マナーアップキャンペーン及び年3回の交通安全運動中の街頭啓発、パレード参加 ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材 Traffic SaftyNewsを学校へ配付 ・自転車ヘルメット着用の有用性を題材とした交通安全教育の事例提供 | |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | | R2 |
|---------------|-----|------------------------------|---|---|---|--|---|--|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 警察本部 交通企画課 | 145 | 自転車安全教育(スクエアドストリート) | 自転車の利用機会が多い子供に対し、スタントマンによる疑似交通事故の実演を間近で見学することで、危険予測能力の向上及び基本的なルール・マナーを高めることなどの交通安全意識の醸成を図る。 | ○対象者に真に効果のある演技の実施を行うための事前検討会の必要性。 | ○スクエアドストリートに対する認知度の向上及び実施回数の増加。 | ○スクエアドストリートの広報啓発活動の強化 ○関係機関団体等との連携強化。 | ○県下の中学・高等学校を合わせ、10校で実施予定。 ○県警察以外で、JA協賛で3校、県教委で1校、実施予定。 | ○ 県警予算内で中学・高等学校合計10校で実施。(近隣小学2校参加) ○ JA協賛1校で実施。 ○ 県教委実施なし。 | 評価 (自転車安全教育は年々浸透し、自転車交通安全教育について効果を得ているものと思料される。) 課題 (過去の自転車事故の分析等を行い、事故発生校や未実施校にて実施することにより、自転車安全利用を促す必要を認める。) | ○ 県警予算で県下の中学・高等学校10校で実施予定。(11月上旬予定) ○ JA協賛により3校実施予定。(実施期間未定) ○ 県教委予算獲得なし、実施しない。 |
| 警察本部 交通企画課 | 146 | T・S・Nを活用した交通安全教育 | 警察本部交通部が学校の交通安全教育に必要な、交通法規・交通事故統計・交通事故事例等を題材としたT・S・N(トラフィック・セーフティ・ニュース)を県教育委員会を通じ、県下全ての中学校(116校)及び高等学校(48校)に毎月提供し、交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を図る。 | ○対象者に対する、周知の徹底を図る。 | ○T・S・Nによる啓発活動により、交通安全意識の醸成を図る。 | ○継続して広報啓発に努める。 | 月1回の配布を行い、啓発活動する。 | ○ 月に1回、TSNの配布を行い、広報啓発活動を実施した。 ○ 広報内容は、自転車事故の分析、自転車指導警告票数、自転車安全利用五則等を掲載し、自転車利用ルールとマナーの向上に努めた。 | 評価 (県教委と連携して、各月における内容について吟味し、旬な内容を取り入れることにより、自転車利用のルールとマナーの向上に努めた。) 課題 (広報内容のマンネリ化防止のため、新たなテーマを掲げ、広報啓発する必要があると認める。) | ○ 県教委と協議の上、令和2年度から原則2か月に1回の配布とし、自転車利用の促進等の広報啓発活動を実施する。 ○ 自転車利用促進等に関する、更なる広報啓発活動を実施する。 |
| 警察本部 交通企画課 | 147 | 自転車交通安全研修(高校生自転車交通安全リーダー研修会) | 各高校で交通安全に取り組んでいるリーダー的立場の生徒に対し、参加・体験・実践型の自転車交通安全教室の実施により、交通安全意識の向上を図る。同研修修了者を自転車交通安全リーダーとして認定する。 | ○対象となる学校及び生徒の確保。 | ○生徒が率先して志願できる環境作り及び広報啓発活動の強化。 | ○関係機関団体等との連携の強化。 | ○各学校に対し、事業計画案を送付し、受託してくれる学校の選定にあたる。 ○実施してくれる学校に対し、継続してリーダー研修を行ってもらうよう依頼する。 | ○ 平成31年内に、室戸中学校が自転車マナーアップ推進校、室戸高校が自転車ヘルメット着用促進に取り組む「交通安全おもいやり隊」を発足させた。 | 評価 (生徒が率先して自転車交通安全リーダーとなることにより、自転車安全利用の向上につながった。) 課題 (自転車交通安全リーダーとなる学校及び生徒の確保に努める。また、リーダー研修会等の実施を促す。) | ○ 自転車交通安全リーダー研修を行ってもらうように依頼する。 ○ 自転車交通安全リーダーとなる学校、生徒の確保に努める。 |
| 警察本部 交通企画課 | 148 | 交通安全教室 | 県内各市町村の小・中・高において、交通ルールやマナーの講話、自転車や原動機付き自転車の実技指導を実施することにより、交通安全意識の向上を図るとともに交通事故防止を図る。 | ○交通ルールを学び、交通マナーの向上を図り、交通事故防止に努めてもらう。 | ○各警察署と連携を図り、各市町村の小・中・高に対して実施する。 | ○対象に合わせた、交通安全教育の実施。 | ○各警察署に対し、対象に合わせた交通安全教室の実施の強化。 | ○ 各警察署において、年代に応じた交通安全教室の実施を行った。 | 評価 (各警察署において、交通安全教室等を関係機関団体と共同実施し、広報啓発活動に努めることができた。) 課題 (引き続き、交通安全教室を実施することはもちろんのこと、交通安全教室未実施校の選定に努めることが必要。) | ○ 引き続き、各警察署に対し、各年代・対象に応じた交通安全教室の実施に努める。 ○ 昨年の交通安全教室の未実施校の選定に努め、交通安全教室実施率の向上を図る。 |
| 警察本部 交通企画課 | 149 | 自転車のマナーアップ啓発活動 | 自転車安全利用五則や自転車利用者のルールの遵守徹底を目的とした広報の実施、ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険への加入の促進を促し、自転車のマナーアップ向上や交通事故防止を図る。 | ○自転車条例の周知徹底を図るとともに、ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険への加入の促進を図る。 | ○県教委等との連携を図り、18歳以下の児童・生徒を対象に、交通事故時の被害軽減となる、ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険加入の促進を強化する。 | ○関係機関団体等との連携の強化を図り、継続して広報啓発を行う。 | ○イベント等を通じた広報啓発活動を行うとともに、関係機関団体と連携を図る。 | ○ 平成31年5月19日、高知駅イベントテラスで、ご当地アイドル「Re:ReKOCHI」、「虹色★STAR」を招き、自転車マナーアップキャンペーンを実施した。 ○ ヘルメットCMコンテストを実施し、自転車ヘルメット着用の重要性について広報を実施した。 | 評価 (イベント等を通じて広報啓発活動の充実化を図り、自転車のマナーアップやヘルメット着用の重要性について広報啓発活動ができた。) 課題 (県下各所でイベントを実施し、更なる自転車マナーアップの向上に努める必要を認める。) | ○ チラシやSNSを中心とした、自転車安全利用五則等の幅広い広報啓発活動を実施する。 ○ 各イベント等により、自転車マナーアップの向上や自転車ヘルメット着用の重要性、自転車損害賠償保険への加入の促進等の呼びかけを実施する。 |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン9 子どもの人権に関する理解の促進）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|---------------|-----|-------------------------------|--|---|--|---|---|---|---|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 障害福祉課 | 150 | 「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」募集事業 | 障害や障害者に対する県民の理解と認識を深め障害者福祉の増進を図るため、体験作文やポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の集い」において表彰する。 | 応募数の確保のため、募集チラシの配布先や周知方法について検討が必要。 | 体験作文・ポスターの公募を通じて、障害や障害者に対する県民の理解と認識が深まっている。 | 体験作文・ポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の集い」において表彰する。 | ○平成31年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 ○募集チラシ配布部数 2500部 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ○「障害者週間の集い」式典での入賞者の表彰 | ○平成31年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集(9月6日締切) ○募集チラシ配布部数 2,500部 (各関係機関に配布依頼文書を6月14日付け送付) ○入賞者作品の内閣府への推薦(推薦文書を9月27日付け送付) ○「障害者週間の集い」式典(12月8日開催)での入賞者の表彰 (応募数:作文34名、ポスター3名) (入賞者:作文11名、ポスター2名) | ○応募数が少ないため、募集チラシの配布先や周知方法を見直すなど、応募数の増加に向けて検討が必要 | ○令和2年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 ○募集チラシ配布部数 2500部 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ○「障害者週間の集い」式典での入賞者の表彰 |
| 私学・大学支援課 | 151 | 私立学校人権教育指導事業 | 私立学校における人権教育の推進を図るため、私立学校訪問による助言・指導の実施や人権教育研修会を開催する。(委託事業) | ○人権教育指導員による学校訪問 ○教員を対象とした人権教育研修の実施 | ○全ての私立学校教員が人権教育に対する理解と知識を有し、生徒に対し適切な対応をすることができる。 | ○人権指導員による学校訪問 ○人権教育研修の実施 | ○人権指導員による学校訪問(各学校(法人):定期 4回/年、要請により随時) ○人権教育研修の実施 県主催 3回 協議会主催 5回 | ○人権教育指導員による学校訪問 47回 ○教員等を対象とした人権教育に係る研修の実施7回 (県主催3回 協議会主催4回※新型コロナウイルス感染予防のため中止1回) ○人権教育に関する情報の収集や提供 | ○私立学校教員の人権感覚が磨かれ、児童生徒の発達段階に応じた、人権尊重の理解やこれが体得されるような適正な支援がなされている。 ○更なる参加者の増、一人ひとりの教職員が人権問題への理解や認識を持ち、実践につなげることが課題。 | ○人権指導員による学校訪問(各学校(法人):定期 4回/年、要請により随時) ○人権教育研修の実施 県主催 3回 協議会主催 5回 |
| 人権課 | 152 | 人権啓発研修事業(人権教育、県民への啓発関連) | 県民の人権問題に関する理解と認識を高めるため、気軽に参加できるイベントの開催やスポーツコマニシャルの放送、新聞へのコラム掲載、講師派遣等を行う。 | ○子どもの貧困やインターネットでの人権侵害など子どもを取り巻く環境の変化に応じた啓発活動を効果的に行う必要がある。 | ○人権研修や啓発により、子どもの人権について子どもも大人も理解が進んでいる。 | ○子どもの人権を尊重する気運を高めるため、あらゆる機会を捉え、県民への啓発を行う。 | ○「じんけんフェスタ」、テレビミニ番組、スポーツコマニシャルの放送、ハートフルセミナー、コラム掲載、スポーツ組織と連携協力した啓発活動、講師派遣等の実施 | ※「子どもの人権」に該当する取組 ●「じんけんふれあいフェスタ」 12月8日 高知市中央公園 来場者数:約1万人 いじめ防止をテーマとしたミュージカル、児童虐待防止(オレンジリボンキャンペーン)、子ども条例リーフレット配布及び啓発パネル展示、子ども食堂、子ども広場(じんけん紙芝居など) ●人権啓発シリーズ新聞掲載事業 8月:子どもの人権「こどもは人権の主体」 高野亜紀(こども支援ネット みんなのひろば 事務局長) ●スポーツ組織との連携事業 ①「冠協賛試合」 高知ファイティングドッグス対愛媛マナダリンバイレーツ 9月5日(木) 参加者:382人 ②「人権野球教室」 11月3日(日)参加者:125人 2月1日(土) 参加者:25人 ③「人権サッカー教室」 2月15日(土) 参加者:47人 2月16日(日) 参加者:33人 | ●「じんけんふれあいフェスタ」 ・子どもが楽しめる企画・テーマを多く取り入れることによって、親子連れの来場者が増え、子ども達にも身近な人権について考えてもらう取組となった。 ・アンケートの結果では、「子どもの人権」について特に関心が高かった。 ※来場者は増加している一方で予算は削減されており、イベント内容や広報にも工夫が必要である。 ●新聞掲載事業 ・コラム記事は冊子「人権啓発シリーズ～心呼吸～」の中に再度掲載して企業や関係機関に配布するとともに、人権啓発センターが行う各種事業の中で広く県民に配布し、啓発活動の中で有効活用している。 ※11の人権課題について年間7回の掲載のため、毎年全ての人権課題の掲載には至らない。 ●スポーツ組織との連携事業 ①観戦者への啓発効果は大きく、高い評価を得られた。 ②③参加した子ども達の人権意識を高めることができた。 ※予算削減による事業縮小の状況の中で子ども達の人権意識を高めるためには、更に工夫が必要となる。 | ○「じんけんふれあいフェスタ」の開催 ○スポットCM(テレビ)放送 ○人権啓発に関するコラム(高知新聞朝刊)の掲載及び啓発資料の作成 ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動 ○人権に関する啓発活動支援事業(人権ふれあい支援事業) |
| 教育政策課(教育センター) | 153 | 人権教育研修費 | 人権教育を推進するため、幼稚園・保育所、学校において教職員等の実践につながる理論や取組について研修を実施し、教職員等の指導力の向上を図る。児童生徒理解や授業実践力を高めるための実践交流と授業研究を実施することにより人権教育の充実を図る。 | ○人権尊重の視点に立った授業づくりや学級経営を推進する。 ○研修評価を踏まえ、研修内容を検討していく。 | ○子どもの自尊感情を育むために、教職員の人権感覚を磨くとともに、人権尊重の視点に立った授業づくりや学校(学級)経営が行われるようになる。 | (前年度末) ・具体的な人権課題の実態を確認し、情報収集や講師の選定を行う。 (本年度) ・各研修を実施する。 (年度末) ・次年度の計画に向け、本年度の研修評価等を踏まえ、研修内容を検討する。 (研修テーマや人権課題、講師、日程、予算化等) | ○人権教育セミナー ○人権教育実践スキルアップ講座 ○小中学校人権教育主任研修 ○県立学校人権教育主任研修 | ○人権教育セミナー(7/23、7/31、8/5、8/21、8/25) ・高知県人権施策基本方針-第二次改訂版-の「身近な人権課題ごとの推進方針」に示された11の人権課題より課題別講義を実施 ○人権教育実践スキルアップ講座(7/24) ・授業計画及び学習指導案の作成等 ○小中学校人権教育主任研修(11/26、11/28、12/3、12/10) ・課題提起及び協議 ○県立学校人権教育主任研修(1/29) ・課題提起及び協議 | ○人権教育セミナー(参加者 延べ321名) ・アンケート結果【I～V期】3.6(4件法) ・実体験を踏まえた講師の講話により、受講者の人権感覚の高まりがみられ、学校現場への還元につながると考える。 ○人権教育実践スキルアップ講座(参加者 4名) ・アンケート結果3.6(4件法) ・受講者は少ないものの、学習指導案作成を通じ日々の授業の中で人権教育の視点を取り入れることが十分可能であることを実感させることができた。 ○小中学校人権教育主任研修(参加者 237名) ・アンケート結果3.4(4件法) ・実践交流の時間を十分に確保したことで、今後の課題の再確認と具体的な改善策を考えさせることができた。 ○県立学校人権教育主任研修(参加者 64名) ・アンケート結果3.3(4件法) ・R元年度より地域別開催から全体集合研修にしたことで、ポスターセッションやグループ内協議においてより多角的な視点を獲得することができた。 | ○人権教育セミナー ○人権教育実践スキルアップ講座 ○小中学校人権教育主任研修 ○高知県高等学校・特別支援学校人権教育主任研修 |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン9 子どもの人権に関する理解の促進）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|------------|-----|--|---|--|--|--|---|---|---|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C・A) | 計画(P) |
| 人権教育・児童生徒課 | 154 | 人権作文募集事業 | 子どもたちが、さまざまな人権課題に関する考えや意見を作文にまとめることによって、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め豊かな人権感覚を育む。また、作文に書かれたそれぞれの意見を広報することによって県民の人権意識の高揚を図る。 | ○学級経営の充実と関連付けて、人権作文の取組を進めるように提案する必要がある。 ○人権作文に取り組んでいない地域や学校に働きかけが必要である。 | ・人権作文応募数を500編以上にする。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を増やす。 | ・法務局と連携して、各学校に人権作文への応募を依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等の場でも、募集呼びかけ。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を取りまとめ、各校に紹介する。 | ・年度当初に各学校に募集要項を送付し、学校での取組を依頼する。 ・法務局と連携して、各学校に人権作文への応募を依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等の場でも募集呼びかけ。 ・人権作文の取組を学級経営につなげる実践について、各校に紹介する。 ・人権作文に取り組んでいない地域や学校に働きかける。 | ・人権作文募集依頼(4月) ・人権作文募集ポスター配付(5月) ・審査(9月～12月) ・表彰式:じんけんふれあいフェスタ(12月) ・入賞作品の新聞掲載(12月)、ラジオ放送(12月3回) ・作品集配付(3月) ・応募校数144校、取組総数7,854作品、応募数368作品 | ・応募作品については、昨年に引き続いて「いじめ」「障害者」に関する内容の作文が多く見られ、自分の体験による思いや考えが、多く書かれていた。 ・ハンセン病や外国人、性的マイノリティ等の人権課題を題材にしたものも増えてきており、児童生徒の間で、関心の高さが伺えた。 ・全国中学生人権作文コンテスト(中央大会)において、県内中学生の作品が奨励賞を受賞した。 ・じんけんふれあいフェスタでの表彰式や最優秀作品の新聞掲載、ラジオ放送による啓発の効果は大きい。 ・地区によって応募数に差があるので、応募数の少ない地区には一層の働きかけが必要である。併せて、児童生徒の減少に伴い、募集要領や審査要領の見直しを行う必要がある。 | ・年度当初に、各学校に募集要領を送付し、学校での取組を依頼する。 ・法務局と連携して、各学校に取組を依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等の場でも募集呼びかけ。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を取りまとめ、各校に提案する。 |
| 人権教育・児童生徒課 | 155 | 児童会・生徒会交流事業 (H30:いじめ等の課題に取り組む実行委員会「児童生徒会支援隊」) | いじめやネットの問題の解決に向けて、児童生徒が主体となった取組をいっそう進めるため、県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者(実行委員会)が集まり、取組の実践交流や協議を行い、県内に発信する。 | 各交流会に参加している代表者が児童生徒会支援隊で学んだことを自校内に広げ、一人一人に繋げる仕組みが必要となる。 | ・各学校・市町村において、児童生徒の主体的な取組によるいじめやネットの問題を解決する取組が定着し、児童生徒の意識向上に繋がっている。 | H30 各学校又は市町村での交流会 H31 ブロック別の児童会生徒会交流会 | ・昨年度、「高知家」児童生徒会支援隊が話し合ったことをもとに、地区別交流会で課題提起し、周知する。 ・各市町村の小学生2名以上、中学生2名以上の児童生徒の参加を促し、いじめ防止に向けたよりよい取組について協議する。また、いじめ問題に主体的に取り組むことができる児童生徒を増やすようにする。 | ・児童会・生徒会交流会を5ブロックで開催し、児童生徒が主体となった取組について提案を行った。 高知市:7/27、中部:7/28、8/18、東部:8/4、西部:8/25 ・児童生徒会支援隊を募集し、19名が実行委員となった。計5回の実行委員会を開催し、交流会当日の企画・運営について協議、準備等を行った。 | ・5ブロックでの参加者の合計人数:936名(児童生徒617名、大人319名) ・参加した児童会・生徒会代表や実行委員会の児童生徒のリーダーとしての意識の高まりが見られた。 ・各校の取組の実践交流や協議から、どの学校においても学校の実態に即し、児童生徒が主体となった積極的な取組が行われていることが確認できた。 ・ブロック毎に、いじめ防止のための共通した取組について協議し、確認することにより、児童生徒が主体となった積極的な取組につなげることができた。 | ・県主催の交流会は廃止する。市町村主催による児童会・生徒会交流会については、県は取組方法や講評等の支援を行う。 ・指導資料「高知家」いじめ防止予防等プログラムを全学校に配付し、活用を促す。 |
| 人権課 | 156 | 人権啓発研修事業 (大人に対する人権教育関連) ※再掲(152番) | 地域や企業等の人権研修への講師派遣や、人権啓発に関わる研修講座を開催する。 | 様々な人権課題がある中で、引き続き「子どもの権利」について、広く県民に啓発していく必要がある。 | ○人権研修や講座により、子どもの人権について地域や企業等の理解が進んでいる。 | 子どもの人権が尊重される社会づくりを推進するための講演会や研修会の開催など、県民の自主的な学習機会を設ける。 | ○ハートフルセミナー:6月～3月(年4回予定) ○講師派遣:随時 | ●ハートフルセミナー 映画「いろとりどりの親子」上映会 2月9日(日) 参加者:131人 ●講師派遣事業 子どもの人権をテーマとした研修 11回 受講者数:406人 | ●ハートフルセミナー ・参加者が多く、関心度の高さが窺える。また、アンケートの結果でも高い評価を得ている。 ※予算削減により講座等の開催回数も減少傾向にある中、人権課題として取り上げるべきテーマが多く、テーマの選定が困難になっている。 ●講師派遣事業 ・全体では、派遣回数、参加者数ともに増加しており、研修後のアンケートによる評価も高い。 ※講師派遣事業では、「子どもの人権」は身近な人権課題の一つであるが、テーマを決めるのが派遣先であることから、子どもをテーマとした研修は少なくなっている。 | ○講師派遣事業 ○人権啓発研修ハートフルセミナー |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|--------------|-----|---|---|--|--|---|---|---|--|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(G-A) | 計画(P) |
| 児童家庭課 | 157 | 家庭支援体制緊急整備促進事業 児童相談所機能強化事業 | 児童相談所の運営力の強化や職員の専門性の向上を図る。 | 児童虐待相談対応件数の増加が続き、また、法的な対応を要するケースも増加していることから、法律等に関する専門的な知識・経験を身につける必要がある。 | 児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。 | ○外部専門家の招へい ○法的対応力の強化 ○関係機関との連絡会議の実施 ○その他の機能強化 ・職種別・経験年数別の職員研修 ・児童福祉司スーパーバイザーの研修 ・児童養護施設等への入所児童に対する支援の強化(トラウマを念頭に置いたケアに関する研修の受講) | ○外部専門家の招へい ・機能強化アドバイザー(年間20回) ・中央児相:13回、幅多児相:3回 講師:赤井兼太氏(元大阪府中央子ども家庭センター所長) 山本恒雄氏(母子愛育会日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部長) ②幅多児童相談所機能強化アドバイザー ・警察との連絡協議会 | ①児童相談所機能強化アドバイザー 中央児相:13回、幅多児相:3回 講師:赤井兼太氏(元大阪府中央子ども家庭センター所長) 山本恒雄氏(母子愛育会日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部長) ②幅多児童相談所機能強化アドバイザー 幅多児相:4回 講師:川畑隆氏(京都学園大学人文学部心理学教授) ③法的対応力の強化 弁護士定期相談:155回、随時相談:138回 ④R1.10.18警察との連絡協議会開催 | 児童相談所機能の強化は喫緊の課題であり、職員の専門性向上や、法的な対応を要するケースでの弁護士による支援、関係機関との連携等が重要視されており、継続して取り組む必要がある。 | ○外部専門家の招へい ・機能強化アドバイザー(年間120回) ・幅多児童心理司アドバイザー(年間4回) ○法的対応力の強化 ・弁護士による法的対応の代行とサポート(週4回程度) ○関係機関との連絡会議の実施 ・警察との連絡協議会 |
| 児童家庭課 | 158 | 家庭支援体制緊急整備促進事業(幅多対協研修、出張相談所) 児童相談所関係機関職員研修事業 | 市町村職員の資質向上のための研修会や、児童問題に関する職員の専門性の向上を図る。 | 市町村担当職員の専門性の向上確保のため、職員研修を通じた資質向上や事例ケース検討を通じた適切なアセスメントの実施、援助方針の決定・見直しへの支援が不可欠である。 | 児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。 | ○児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施 | ○児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施 ・児童福祉司任用前研修(時期未定) ・第3回高知家子ども虐待防止推進セミナー(時期未定) | 児童福祉司任用前研修を実施 | 引き続き市町村担当職員のケースへの対応力や専門性の向上を図る必要がある。 | ・市町村職員基礎研修3回の実施(時期未定) ・児童福祉司任用前研修の実施(時期未定) |
| 児童家庭課 | 159 | 児童虐待防止対策事業 | 児童虐待のシンボルであるオレンジリボンを活用し、虐待防止を県民に周知していくための広報啓発を実施する。 また、児童虐待への予防的取組のため、子どもや子育て家庭に携わる援助関係者や地域の人々の理解を深めていくことが不可欠である。 | 児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどっており、虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、子どもや子育て家庭に携わる援助関係者や地域の人々の理解を深めていくことが不可欠である。 | 児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。 | ○官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ○児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)の広報実施 ○児童虐待予防研修事業(あまえ療法)の実施 | ○官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ○児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)の広報実施 ○児童虐待予防研修事業(あまえ療法)の実施 H31:中央西地区、中央東地区、須崎地区 | ○9月7日キャンペーンメインイベント(講演会)実施 ○10月27日オレンジリボンたすきウォーク実施 ○11月1日～11月30日児童虐待防止横断幕掲示 ○児童虐待予防研修事業(あまえ療法)の実施 開催回数:計12回 延べ受講者数:274名 | 児童虐待問題が注目されており、今後も児童虐待予防の啓発活動、研修等に取り組む必要がある。 | ○官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ○児童虐待防止推進月間の広報実施 ○児童虐待予防研修事業(あまえ療法)の実施(中央東地区、須崎地区、南国市、土佐市) |
| 児童家庭課 | 160 | 児童相談連携支援事業 児童相談所関係機関職員研修事業(要対協連絡会議) | 虐待や非行などの児童問題の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営の支援を行う。 | 市町村担当職員の専門性の向上確保のため、職員研修を通じた資質向上や事例ケース検討を通じた適切なアセスメントの実施、援助方針の決定・見直しへの支援が不可欠である。 | 児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。 | ○要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・実務者会議の運営、定着に向けた支援 ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言 | ○要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・課長・係長会(6月、11月) ・要対協調整担当者意見交換会(8/27) ・各市町村訪問による個別の指導・助言(随時) | ○要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・実務者会議の運営、定着に向けた支援 ・要対協調整担当者意見交換会(9/11) ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言 32市町村:延べ47回、444ケース (うち高知市:延べ11回、334ケース) | ○各市町村において、リスクに応じた支援方法や状況を組織的に把握する定例会議の設置・運営が定着したが、支援計画の策定等に対して引き続き支援が必要である。 | ○要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・課長・係長会(6月、10月) ・要対協調整担当者意見交換会(8/27) ・各市町村訪問による個別の指導・助言(随時) |
| 県民生活・男女共同参画課 | 161 | 女性の自立支援促進事業 | 子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、相談から、一時保護所、または自立支援施設に入所させ、必要な支援を行う。 | ○保護件数は増加の傾向。また、夜間の電話対応や相談も増加している。 | ○アウトソーシングによる、民間のノウハウを生かした一時保護所や自立支援施設の運営が進み、きめ細かな被害者支援(同伴児含む)ができていく。 | ○女性の自立支援促進事業について民間団体へのアウトソーシングを行い、アウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を実施する。 | ○女性の自立支援促進事業のアウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を行う。 | ●女性の自立支援促進事業のアウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を行った。 | ●引き続き、一時保護所および自立支援施設の運営と入所者への支援が必要である。 ●品質管理チェックを行うことにより、委託業務の品質の確保や民間事業者のノウハウを効率的に事業に生かすことができた。 | ○女性の自立支援促進事業のアウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を行う。 |
| 県民生活・男女共同参画課 | 162 | DV被害者支援事業 | 子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、相談から、一時保護、自立に向けた各種支援や心理ケア、生活サポート等を行うこと、暴力の連鎖を防ぐ。また、DV被害防止に向けた広報啓発や相談員等のスキルアップ、関係機関と連携した支援体制整備等に取り組む。 | ○参加機関数が減少しているため、男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村にも当事者意識を持ってもらう必要がある。 | ○DV被害防止の意識啓発が進むとともに、関係機関との連携による被害者支援(同伴児含む)ができていく。 | ○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ○多様に対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり | ○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・広報・啓発物の作成・配布・掲示 ・様々な媒体を活用した広報及び啓発の実施 ○多様に対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ・専門研修への参加、実施 ・困難事例へのスーパーバイズの実施 ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり ・ブロック別関係機関連絡会議、ネットワーク会議の開催によるネットワークづくり ・民間支援団体と連携した支援の実施 | ●DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報啓発の実施(DV相談カード、啓発カード・チラシ等の作成及び配布。高知城のパープルライトアップ。) ・各種広報媒体を活用した啓発・広報の実施。 ・路面バス車内及び待合所への啓発・広報ポスターの掲示 ●多様に対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ・相談員スキルアップ研修への参加のべ11人 ・専門研修(県外)への参加のべ6人 ・所内研修の実施 8回 ・困難事例へのスーパーバイズ 6回 ●関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり ・ブロック別関係機関連絡会議の開催(5ブロック) ・DV被害者支援ネットワーク会議の開催(46機関・団体、62名) ・民間シェルターへの補助1ヶ所 | ●引き続き、民間支援団体との連携による広報・啓発の充実、強化が必要。 ●専門研修への参加人数が増え、専門的な知識を持った相談員が増えてきた。今後も、専門知識を有する相談員増加により専門性の向上を目指した研修が必要。 ●異動により、担当が交代することがあるため、継続して関係機関との連携、情報共有の強化に努める必要がある。 | ○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・広報・啓発物の作成・配布・掲示 ・様々な媒体を活用した広報及び啓発の実施 ○多様に対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ・専門研修への参加、実施 ・困難事例へのスーパーバイズの実施 ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり ・ブロック別関係機関連絡会議、ネットワーク会議の開催によるネットワークづくり ・民間支援団体と連携した支援の実施 |
| 人権教育・児童生徒課 | 163 | 緊急学校支援チーム派遣事業 (R1:子どもの命と心を守り育てる学校支援事業) | 専門家(弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員)等による緊急学校支援チームを組織し、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案が発生した場合に、学校へ派遣し改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から指導や助言・支援を行う。 | ○児童生徒の生命に関わる事案等は、学校だけで対応することが困難であり、緊急学校支援チームによる支援が重要である。 ○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験のある人材を確保することや計画的に育成する必要がある。 | ○児童生徒の生命に関わる事案等が発生した学校に対して、緊急学校支援チームが適切に指導、助言、支援を行い、早期に平常の学校に戻る。 | ○公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案等が発生した場合に、緊急学校支援チームを派遣する。 ○これまで緊急支援の経験のない臨床心理士をチームに同行させ、学校への支援の入り方、助言の仕方等を学べる機会を設け、人材育成を図る。 | ○緊急学校支援チームの派遣 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・事案に応じて適任の委員を派遣する。 | ○緊急学校支援チームの派遣:15回 ・児童生徒の生命に係る事案等の発生時に、緊急学校支援チームを派遣し、学校の状況を把握するとともに、管理職等に対して状況に応じた的確な助言や支援を行った。 | ○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験を積んだ人材を確保することや計画的に育成することが重要である。 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・事案に応じて適任の委員を派遣する。 | |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート
 （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|---------|-----|---------------------------|---|---|---|--|---|---|---|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(G-A) | 計画(P) |
| 健康対策課 | 164 | 思春期相談センター事業 (PRINK) | 思春期の子どもたちが、性に関する正しい知識を得、責任ある行動と思いやる心を育むため、思春期相談員による性に関する悩み等の相談対応や、正しい性知識の情報提供を行う。 | ○人工妊娠中絶実施率は10代だけでなく、全年齢で全国平均より高い。また、10代の実施者のうち約7割が18歳以下で占めており、こころと身体への影響が大きい。 ○思春期女子からの相談が少ない。 | ○10代の人工妊娠中絶実施率が全国レベルに近づく。 | ○思春期相談センターPRINKの移転(塩見記念プラザ6/17オープン)により、オープンスペースを活用した思春期の子どもたちの性に関する正しい知識の情報提供及び性に関する悩み相談への対応 | ○相談事業 ・電話及び来所 ○性知識の情報提供・広報 ・性に関する専門講師派遣事業 ・性の出前講座 ・広報用名刺大カードの配布 ・思春期ハンドブックの配布 ○思春期相談センターPRINK ・オープンスペースの活用(資料等の閲覧、講座の開催等) | ○相談事業 ・電話相談907件、面接相談32件 ○性知識の情報提供・広報 ・性に関する専門講師派遣事業:22校2,935人 ・性の出前講座:3件 ・広報用名刺大カードの配布(県内全高校生、県立・私立・高知市立全中学校、関係機関):約3.7万枚 ・思春期ハンドブックの配布(県内全高校1年生及び活用希望校等):1万部 ○思春期相談センターPRINK ・オープンスペースの活用:来所者344名 ・関係機関との連携:210件 ・専門医面接相談:3件 ・ミニ講座:2回(計23名参加) ・思春期保健にかかわる支援者研修会(9/5):養護教諭、助産師、保健師、保育士等93名参加 | ○人工妊娠中絶実施率は10代だけでなく、全年齢で全国平均より高い。また、10代の実施者のうち約7割が18歳以下で占めており、こころと身体への影響が大きい。 H30年度人口妊娠中絶実施率 総数:高知県7.3(全国6.4、11位) 10代:高知県5.4(全国4.7、9位) ○市町村や関係機関との連携や相談が増加するとともに、面談等支援につながっている。 ○予期しない妊娠等の相談体制強化(思春期保健相談員1名体制では困難) | ○相談事業 ・電話相談、面談相談 ○性知識の情報提供・広報 ・性に関する専門講師派遣事業 ・広報用名刺大カードの配布 ・思春期ハンドブックの配布 ・オープンスペースの活用 ・関係機関との連携 ・専門医面接相談 ・ミニ講座 ・思春期保健にかかわる支援者研修会 |
| 地域福祉政策課 | 165 | ひきこもり地域支援センター事業 | ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。 | ○ひきこもりの要因は様々で、かつ本人や家族が問題を抱え込む傾向があるため、ひきこもりの人数等その実態が把握できず、十分な支援につながっていない。 ○ひきこもりを支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。 ○ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ(訪問)型支援にはマンパワーに限界があるため、市町村、福祉保健所との連携が必要である。 | ○ひきこもり当事者や家族を支援する体制が強化され、身近な地域で適切な支援先や医療機関の受診が可能になることで、早期のひきこもりの軽減や解消が図られ、社会参加や自立につながっている。 | ひきこもり地域支援センターを中心に目指すべき姿に近づけるよう適切な支援を行っていく。 | ○ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会の開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会(勉強会・事例検討会含む)の開催 (3)市町村のケース会議への技術支援・援助 ○人材育成 (1)市町村の保健師や教育支援センター職員等を対象とした人材養成研修等を実施 ○居場所づくり (1)青年期の集いや家族教室の開催 ○個別支援の充実 (1)センターによる相談支援の充実 (2)ピア活動の実施 (3)社会体験活動の実施 ○普及啓発の促進 (1)啓発用パンフレットの配布 (2)ひきこもり普及啓発地域講演会の開催 | ○ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会の開催(2回(5月23日、12月12日)) (2)若者サポートステーションとの情報交換会(5回) (3)市町村のケース会議への技術支援・援助 ・いの町、須崎市、中土佐町、四万十町、幡多地域で計14回開催 ○人材育成 (1)市町村の保健師や教育支援センター職員等を対象とした人材養成研修等を実施(6月17日、9月30日、2月7日) ○居場所づくり (1)青年期の集いや家族教室の開催(44回 延べ213人利用) ○個別支援の充実 (1)センターによる相談支援の充実(来所975件 電話240件) (2)ピア活動(1名)の実施 (3)社会体験活動(1名)の実施 ○普及啓発の促進 (1)啓発用パンフレットの配布 (2)ひきこもり普及啓発地域講演会の開催(11月27日、2月15日) | 連絡会による関係機関とのネットワーク作り、来所相談を中心とした直接支援のニーズへの対応、人材養成やケース会議とおしての間接支援の継続を行うことができた。 多様なひきこもり状態の方を支援するためには、実態把握が必要。 | ○実態把握調査の実施 ○ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 ○人材育成(研修等の開催) ○居場所づくり(青年期の集いや等)の開催 ○個別支援の充実 ○普及啓発の促進 |
| 児童家庭課 | 166 | 家庭支援電話相談事業 | 家庭及び地域における児童養育を支援するために、電話による相談援助活動を行う。 | 家庭及び地域における養育機能が低下し、児童問題が複雑化、多様化していることから地域に密着したより細やかな専門的相談・支援を行うことができる民間機関において児童相談所や市町村と連携しながら家庭からの相談に対応することが不可欠である。 | 児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。 | ○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を実施。 | ○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を社会福祉法人みその児童福祉会に委託して実施。 実績:59件 | ○件数は減少しているものの、地域に密着した民間機関によって児童相談所や市町村の相談対応・支援を補完し、児童虐待を早期発見・支援する体制を強化していくことが不可欠であり、今後も継続して取り組む必要がある。 | ○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を社会福祉法人みその児童福祉会に委託して実施。 | |
| 生涯学習課 | 167 | 若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲(121番) | 中学・高校卒業時及び高校中途退学時の進路未定者並びにニートやひきこもりがちな若者たちに対して、就学や就労に向けた支援を行うことで、自立を促進する。 | H29新規登録者数 328名 H29単年度進路決定率 35.9% ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。 | 厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 新規登録者数 340名 単年度進路決定率 40% | ○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。 | ○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・県連絡会(5月) ・地区別連絡会(6月~7月) ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) ○若者はばだけプログラム活用研修会の実施 ・初級講座 4回 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(5月・8月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月~3月) | ○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(個別相談・就職セミナー等)の実施 参加者実人数 個別相談142名 就職セミナー 182名 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・県連絡会(5月) 参加者36名 ・地区別連絡会(6月) 6地区・参加者計121名 ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) ○若者はばだけプログラム活用研修会の実施 ・講座 4回 参加者延べ57名 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・2月) 進路未定者数15市町村47名→11市町村30名 新規登録者数:337名 単年度進路決定率:46.8% 進路決定者数:275名 | ○支援体制の周知や充実により、進路決定者数は増加傾向にある ○中学校卒業時の進路未定者や高校中途退学者など、より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげるために、支援対象者の把握に努める必要がある。 ○ニートやひきこもり傾向など、多様な若者に対し効果的支援を行えるよう、定例会や研修会などの開催により、支援の進捗管理や情報交流、支援員の資質向上を図る必要がある。 | ○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(6月) ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) ○若者はばだけプログラム活用研修会の実施 3回 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(5月・8月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月~3月) |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート
 （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|------------|-----|---------------------------------|--|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(G-A) | 計画(P) |
| 人権教育・児童生徒課 | 168 | スクールカウンセラー等活用事業 | 臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を行う。また、スクールカウンセラー等の配置拡充を進めるとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上や学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す | ○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールカウンセラー等の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。 | ○県内全ての公立学校への配置を継続する。 県内全市(11市)の教育支援センターへアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置する。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。 | ○スクールカウンセラー等の配置継続と拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールカウンセラー等の専門性を高めるための研修会を実施する。 | ○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回 6/2,7/10,20,11/17,12/15,1/19) | ○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学を訪問した(7月:四国内4大学) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の実施(8/19,20) ○スクールカウンセラー等研修講座の実施(年間6回 6/2,7/10,20,11/10,12/15,1/19) | ○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のあるスクールカウンセラー等の確保や育成が必要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保や会計年度任用職員としての雇用条件等制度面の確認が必要である。 | ○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回) |
| 人権教育・児童生徒課 | 169 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境を改善するよう、効果的な支援を実践する。また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上や学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。 | ○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールソーシャルワーカーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。 | ○全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーとして、継続して勤務できる待遇等の改善を図る。 | ○スクールソーシャルワーカーの配置拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修会を実施する。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る。 | ○初任者研修の開催(5月、10月) 連絡協議会の開催(6月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 | ○初任者研修の実施(5/24、10/4) 連絡協議会の実施(6/28) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の実施(8/19,20) | ○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のある人材の確保や育成に努める必要がある。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保や会計年度任用職員としての雇用条件等制度面の確認が必要である。 | ○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 |
| 人権教育課 | 170 | 24時間電話相談事業 | 悩みや不安を抱える児童生徒や保護者等が、夜間、休日を含め24時間電話相談ができる体制を整え、早期対応による児童生徒のよりよい成長を支援する。 | 休日・夜間の相談については、必要に応じて、心の教育センターの来所相談につなげることや、緊急事案に迅速かつ適切に対応する必要がある。 ○相談事案に応じた関係機関との連携が重要である。 ○相談担当者の相談スキルをさらに向上させる必要がある。 | ○緊急に対応が必要な案件については、関係機関と連携し、適切な対応ができていない。 ○年間を通しての電話相談が可能な体制を維持する。 | ○夜間・休日の相談状況について民間業者との日々の引継ぎを実施するとともに相談事案に応じて民間業者や関係機関との迅速な連携を図り、適切な対応を行う。 ○相談担当者学習会の実施やスクールカウンセラー・スーパーバイザー等による指導・助言を得ながら相談員の相談スキルの向上を図る。 ・臨床心理士(類する資格を含む)の資格を有する等とした専門性のある電話相談員での対応により、児童生徒のよりよい成長につなげる。 ・緊急性のある事案への対応と他機関との連携ができるようにする。 | ○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外は、民間業者に委託して実施する。 ○相談員の相談対応スキルを高めるため研修会の実施 平日昼の相談件数 648件 夜間休日の相談件数 834件 ・実績のある業者を選定する。 ・緊急性の高い相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。 | ○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外は、民間業者に委託して実施した。 平日昼の相談件数 648件 夜間休日の相談件数 834件 ・緊急性の高い相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応した。 | 休日・夜間の相談については、必要に応じて、心の教育センターの来所相談につなげることや、緊急事案に迅速かつ適切に対応する必要がある。 ○相談事案に応じた関係機関との連携が重要である。 ○相談担当者の相談スキルをさらに向上させる必要がある | ○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外は、民間業者に委託して実施する。 ○相談員の相談対応スキルを高めるため研修会の実施 ・実績のある業者を選定する。 ・緊急性の高い相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。 |
| 人権教育・児童生徒課 | 171 | 心の教育センター相談支援事業 | いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談を心の教育センターが一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メール等による相談、出張教育相談、学校支援の実施、学生ボランティアによる居場所づくり) | 来所相談、出張教育相談、Eメール相談等のいずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。 ○相談機能のさらなる強化 ○学校・関係機関との連携の強化 ○相談担当者の資質向上 ○相談事業や代替移転に関する情報についての広報活動の充実 | ○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く課題の改善につながっている。 | ○高度な専門性を有するスクールカウンセラー・スーパーバイザー等を配置する。 ○各種広報媒体を活用するとともに、子育て講演会、教員研修会、関係機関会議等の機会を活用し、心の教育センターの業務のさらなる周知に努める。 ○教育相談関係機関連絡協議会等や日常における関係機関間の情報共有により、対象事案に対して各機関が迅速かつ効果的な支援を実施できるよう連携を深めていく。 ○心の教育センターの相談支援件数(来所・電話・メール・出張・巡回相談)延べ3,700件以上 | ○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談の実施 ○相談チラシ、電話相談カード(小1～高3)の配布など広報活動の拡充 ○子どもの居場所づくり「ふれんどるーむCoCo」の実施 ○保護者の交流の場(やまももの会)、子育て講演会の実施 ○不登校児童生徒を大学生が訪問する「スマイルふれんど」制度の実施 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施 | ○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー7名の配置 ○小1～高3の県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配付(年度当初)、コンビニスーパーでのチラシの配布(電話相談カード:78,060枚、チラシ: 82,000枚) ○来所相談、出張教育相談:受理413件、延1,505件 ○24時間電話相談:1,482件(予約等を除く) ○メール相談:86件 ○「ふれんどるーむCoCo」の実施:34回、参加者:児童生徒延24名、学生ボランティア延22名 ○保護者の交流の場(やまももの会)0回実施(参加希望者なしのため)、子育て講演会の実施:2回 6/1、11/30(参加者 延84名) ○スマイルふれんど派遣回数0回(対象児童生徒なしのため) ○教育支援センター連絡協議会の実施:2回 5/9、10/30(参加者 延86名) ○教育相談関係機関連絡協議会の実施:2回 7/3、2/5(参加関係機関9団体) | ○スクールカウンセラー・スーパーバイザーをはじめ、心理・福祉の専門職の配置により、相談支援体制が充実した。学校からの支援会の要請、来所しての支援会の依頼等が増加している。 ○やまももの会については、参加者がなかったため、活動することができなかった。次年度は、やまももの会のあり方について検討し、子どものことで悩みを抱える保護者が参加しやすい会を目指す。 | ○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談、SNS相談の実施 ○相談チラシ、電話相談カード(小1～高3)の配布など広報活動の拡充 ○子どもの居場所づくり「ふれんどるーむCoCo」の実施 ○保護者の交流の場(やまももの会)、子育て講演会の実施 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施 |
| 人権教育・児童生徒課 | 172 | 生徒指導推進事業・生徒指導推進事業費補助金 (R1廃止) | 高知市教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。 | ・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委が同行し、学校の課題を把握することで、県の夢プロ事業の推進校の取組に生かす。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実を図る。 | ○各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。 | ○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に配置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会を通じて、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制をさらに強化する。 | | | | |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール) | R1 | | | R2 |
|-------|-----|---------------------------------------|--|---|---|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(G-A) | 計画(P) |
| 幼保支援課 | 173 | 特別支援保育推進事業 (親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置) | 保育所等に通う特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、保育所等への指導や関係機関との連絡調整などを行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。 | (現状) ○生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。 ○保育士の不足等により、保育所等に入所している課題を抱える子ども・家庭への個別の対応が十分でない。 ○複雑化・多様化する厳しい環境にある家庭への支援を行うにあたっては、保育士の支援力の向上が必要である。 (課題) ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。 | ○特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。 ○コーディネーターの配置 24市町村30名(H31目標) ○親育ち・特別支援保育コーディネーター配置市町村における個別の指導計画・就学時引き継ぎシート作成率 100%(H31目標) | ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修 3回 ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 24市町村30名 | ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修 3回 ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 10市町村12名 | ○コーディネーターと保育所等関係機関との繋がりが深まり、個別の支援計画や就学時引き継ぎシートの作成支援の取組が継続されている。 ○未配置の市町村には、配置拡充に向けた働きかけが必要であるが、配置拡充を推進するための人材が不足しており、人材確保が引き続き課題となっている。 | ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修 3回 ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 11市町村13名 | |
| 幼保支援課 | 174 | 保育サービス促進事業 (家庭支援推進保育士の配置) | 家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援の向上及び保護者の子育て力の向上を図るため、日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を家庭訪問や地域連携等を通じて行う保育士等を配置する。 | ○家庭支援における課題が多岐にわたっており、支援を担える人材の確保が難しい。また、私立施設については、市町村の予算措置も必要となってくることから、配置の拡充につながらない。 ○保育士不足のため家庭支援推進保育士として配置した場合においても、年度途中の乳幼児の入所により待機児童の解消に向けた基準配置が優先され、通常の保育士としての配置となることから、継続した支援が行われない場合がある。 | ○家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上している。 ○家庭支援加配保育士の配置 93名(H31目標) ○家庭支援推進保育士の配置圏における家庭支援の指導計画及び記録の作成率 100%(H31目標) ○家庭支援加配保育士の家庭支援に係る研修参加率 100%(H31目標) | ○家庭支援推進保育士の質向上のための取組・研修の実施2回 ○保育所等への家庭支援推進保育士の配置 93名 | ○家庭支援推進保育士の質向上のための取組・研修の実施2回 ○保育所等への家庭支援推進保育士の配置 66名 | ○保育士不足等から、家庭支援推進保育士の配置拡充につながらない。 | ○家庭支援推進保育士の質向上のための取組・研修の実施2回 ○保育所等への家庭支援推進保育士の配置 67名 | |
| 幼保支援課 | 175 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるように、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築する。 | ○生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。 ○保育士の不足に加え、経営的な理由により市立保育所に家庭支援保育士の配置が少ないことから、保育所に入所している課題を抱える子ども・家庭への対応が十分でない。 ○学校におけるスクールソーシャルワーカーの活動が多忙で活動を広げることが難しい。 | ○スクールソーシャルワーカーの配置 35市町村(学校組合含む) (H31目標) ○子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。 | ○スクールソーシャルワーカーの活動状況等の情報交換会の実施 ○スクールソーシャルワーカーの配置 35市町村(学校組合) | ○スクールソーシャルワーカーの活動状況等の情報交換会の実施 3回 ○スクールソーシャルワーカーの配置 18市町村(学校組合含む) 30名 | ○SSWを就学前支援に活用している市町村については、事業の趣旨や必要性が理解され、取組が浸透してきた。 ○SSWを就学前支援に活用していない市町村には、活用拡充に向けた働きかけが必要であるが、拡充を推進するための人材が不足しており、人材確保が引き続き課題となっている。 | ○スクールソーシャルワーカーの活動状況等の情報交換会の実施 ○スクールソーシャルワーカーの配置 19市町村(学校組合含む) 31名 | |
| 生涯学習課 | 176 | 地域学校協働活動推進事業 ※再掲(18番) | 学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。 | ○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。 | ○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各学校支援地域本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小学校:150校以上 中学校:080校以上 ・学校支援地域本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数 15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している学校支援地域本部の割合 100% | ○市町村への財政支援を継続するとともに、学校支援地域本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。 | (1)運営等補助 34市町村183本部282校(うち、県立校6本部6校、高知市38本部38校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) ・地域コーディネーターハンドブック作成・配布 (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(7回) ・市町村・学校等への個別訪問活動(年間663回) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月) | (1)運営等補助 34市町村184本部282校(うち、県立校6本部6校、高知市38本部38校) (2)市町村訪問 5月～2月 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会(9/6) ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会(中部11/13、西部R2/1/16、東部R2/2/12、高知市R2/1/24) ・地域コーディネーター研修(6/19、8/30、9/5) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部(実施校)の決定・取組支援(4月～) ・実施校状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(7回) ・市町村・学校等への個別訪問活動(年間663回) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月) | ○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:168校、中:98校、義務教育学校2校 ・市町村や学校によって、地域と連携・協働した活動内容に差があり、充実の鍵となる地域コーディネーター人材の確保や育成を図る必要がある。 ○地域学校協働本部実践ハンドブックの作成し全市町村と関係各所へ配布 ○高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)において、高知県の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組を実施した。 ・高知県版地域学校協働本部(実施校)の数128校 ○高知県版地域学校協働本部実施校数は、昨年度の各市町村の設置計画を上回っている。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう、県として支援を行っていく必要がある。 | (1)運営等補助 34市町村204本部289校(うち、県立校8本部8校、高知市42本部42校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校状況確認票による現状確認の取組(6月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月) |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|------------|-----|--|--|---|---|--|---|---|---|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(G-A) | 計画(P) |
| 人権教育・児童生徒課 | 177 | スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲(168番) | 臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を行う。また、スクールカウンセラー等の配置拡充を進めるとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上や学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す | ○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールカウンセラー等の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。 | ○県内全ての公立学校への配置を継続する。 県内全市(11市)の教育支援センターへアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置する。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。 | ○スクールカウンセラー等の配置継続と拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールカウンセラー等の専門性を高めるための研修会を実施する。 | ○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回 6/2,7/7,10,20,11/17,12/15,1/19) | ○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学を訪問した(7月:四国内4大学) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の実施(8/19,20) ○スクールカウンセラー等研修講座の実施(年間6回 6/2,7/7,10,20,11/10,12/15,1/19) | ○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のあるスクールカウンセラー等の確保や育成が必要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保や会計年度任用職員としての雇用条件等制度面の確認が必要である。 | ○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回) |
| 人権教育・児童生徒課 | 178 | スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲(169番) | 教育・福祉に関する専門的な知識・技能を活用することにより、児童生徒の置かれた環境を改善するよう、効果的な支援を実践する。また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上や学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。 | ○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールソーシャルワーカーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。 | ○全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーとして、継続して勤務できる待遇等の改善を図る。 | ○スクールソーシャルワーカーの配置拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修会を実施する。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る。 | ○初任者研修の開催(5月、10月) 連絡協議会の開催(6月) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 | ○初任者研修の実施(5/24、10/4) ○連絡協議会の実施(6/28) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の実施(8/19,20) | ○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のある人材の確保や育成に努める必要がある。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保や会計年度任用職員としての雇用条件等制度面の確認が必要である。 | ○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 |
| 人権教育・児童生徒課 | 179 | 緊急学校支援チーム派遣事業 (R1:子どもの命と心を守り育てる学校支援事業) ※再掲(163番) | 専門家(弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員)等による緊急学校支援チームを組織し、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案が発生した場合に、学校へ派遣し改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から指導や助言・支援を行う。 | ○児童生徒の生命に関わる事案等は、学校だけで対応することが困難であり、緊急学校支援チームによる支援が重要である。 ○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験のある人材を確保することや計画的に育成する必要がある。 | ○児童生徒の生命に関わる事案等が発生した学校に対して、緊急学校支援チームが適切に指導、助言、支援を行い、早期に平常の学校に戻る。 | ○公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案等が発生した場合に、緊急学校支援チームを派遣する。 ○これまで緊急支援の経験のない臨床心理士をチームに同行させ、学校への支援の入り方、助言の仕方等を学べる機会を設け、人材育成を図る。 | ○緊急学校支援チームの派遣 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・事案に応じて適任の委員を派遣する。 | ○緊急学校支援チームの派遣:15回 ・児童生徒の生命に係る事案等の発生時に、緊急学校支援チームを派遣し、学校の状況を把握するとともに、管理職等に対して状況に応じた的確な助言や支援を行った。 | ○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験を積んだ人材を確保することや計画的に育成することが重要である。 | ○緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・事案に応じて適任の委員を派遣する。 |
| 人権教育・児童生徒課 | 180 | 生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲(172番) | 高知市教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。 | ・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委が同行し、学校の課題を把握することで、県の夢プロ事業の推進校の取組に生かす。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実を図る。 | ○各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。 | ○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題」に関する調査」による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に配置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会を通じて、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制をさらに強化する。 | | | | |
| 人権教育・児童生徒課 | 181 | 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②学校活性化・安定化実践研究事業 ③夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～) ※R1まで ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 ③学校活性化・安定化実践研究事業 ④夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～) | 推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、育てる力を明確にし、教育活動の中に生徒指導の視点を着実に位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導(子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導)を組織的に推進を目的に、学校を指定し重点的に支援する。 ○実践研究の視点(①～③は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ※R1まで ○実践研究の視点(①～④は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②小中連携の取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ④新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。 | ○生徒指導上の諸課題に対する未然防止の取組が、学校組織として十分に機能していないことが課題であり、以下の取組を充実する必要がある ・現在ある学校行事や体験活動を、児童生徒主体の取組として工夫改善する。 ・生徒指導の3機能(自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成する、自己決定の場を与える)をすべての教育活動に働かせ児童生徒の活躍の場を設定するなど、組織的な生徒指導を推進する。 ・小中が連携した組織的な生徒指導や、市町村教育委員会が主体となった取組の充実。 ・生徒指導上の諸課題について、少しでも兆しのある児童生徒への取組等が、学年間・校種間で共有するなど、支援体制を充実させる必要がある。 | ○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ○各学校において開発・予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。 | ○開発的・予防的な生徒指導の取組の充実により、児童生徒の自己指導能力の育成を図る。 ・2年目推進校(区)における児童生徒の自尊感情(「あなたにはよいところがありますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(H31年度末目標値:小学校80%以上、中学校75%以上) ・2年目推進校(区)における児童生徒の規範意識(「あなたは学校の決まりを守っていますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(H31年度末目標値:小学校94%以上、中学校96%以上) ・2年目推進校(区)における教職員の協働性(「小中が協働して取組を進めている」)の肯定群を90%以上に引き上げる。 | ○推進校(区)学校訪問(各校10回程度) ・アドバイザーや講師、指導主事による研究の推進や実践に対する指導助言 ○推進校における開発的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・生徒指導の3機能を働かせた授業づくり ・児童生徒主体の取組の充実 ・すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり ○推進校における予防的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校3～5回程度) ・SC、SSW等の見立てを生かした試演会の実施 ・学年間、校種間で抜かりのない情報共有と切れ目のない支援の充実に向けた指導助言 ○推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回) ・各推進校の情報共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会の実施 ○公開授業研修会や生徒指導主事会(担当者会)等での実践発表等を通じて、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点で研究実践を推進するため、推進校を指定し「④学校活性化・安定化実践研究事業」を実施 ○推進拠点校を位置づけるとともに、「開発的・予防的な生徒指導実践事例集」を活用した研修を実施し、普及啓発を図る | ○推進校(地域)の指定 ①1市教育委員会 ②2中学校区 ③4中学校 ④5小学校 ○学校訪問(アドバイザー、指導主事、SV、SC等)→開発的・予防的な生徒指導の組織的な推進に對して指導助言 ＜研修推進＞各推進校(区)年間10～25回実施(推進会議、研究授業、校内研修等)、 ＜校内支援会＞各推進校(区)年間3～5回実施 ○推進リーダー会議(4/22、7/12、12/12、2/20)、学校支援会議(7/12) ○公開授業研修会の実施→県内各校への取組の普及(小中連携(11/15、11/22)参加延べ383名)【学級活動(1/21、1/29、2/5参加延べ457名)】 ○各推進校(区)の効果ある実践を県内の学校に普及するために、「高知夢いっぱいプロジェクト」リーフレットを作成 | ○児童生徒の自尊感情の肯定群(H30.5:小81.4%、中71.3%→R1.11小84.5%、中78.3%) ○児童生徒の自己有用感の肯定群(H30.5:小70.8%、中61.2%→R1.11小79.4%、中74.5%) ○教職員の協働性の肯定群(H30.5:65.4%→R1.11:95.0%) ○市教育委員会が主体的に不登校の未然防止の取組を推進することにより、モデル校区において新規不登校の抑制が見られた。 ○学級活動が充実した校区で、児童生徒主体の取組が進み支持的な風土の醸成が進んだ。 ○小中が連携した取組を行うことで、教職員の協働性が高まり、取組が児童生徒に浸透した推進校区では、これまで以上に自己有用感が向上が見られた。 ●喫緊の課題である不登校について、組織的な未然防止の取組をより充実させる必要がある。 ●依然として教師主導の活動が多くを占める推進校もあり、児童生徒が主体となった取組となるよう工夫・改善することや、居場所づくりと絆づくりのバランスよく行うことが課題である。 ●少しでもリスクがあると思われる児童生徒への個別支援や、効果のある手立てを学年間・校種間で引き継ぐためのSC・SSWの効果的な活用が必要である。 | ○推進校(区)の指定と学校訪問(各校10回程度) ・アドバイザーや講師、指導主事による研究の推進や実践に対する指導助言 ○推進校における開発的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・生徒指導の3機能を働かせた授業づくり ・児童生徒主体の取組の充実 ○推進校における予防的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校4回程度) ・SC、SSW等の見立てを生かした支援会の実施 ・学年間、校種間で抜かりのない情報共有と切れ目のない支援の充実に向けた指導助言 ○推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回) ・各推進校の情報共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会の実施 ○公開授業研修会や生徒指導主事会(担当者会)等での実践発表等を通じて、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点や小中連携の視点を①魅力ある学校づくり調査研究事業で推進 ○推進拠点校の取組や、「高知夢いっぱいプロジェクト」リーフレット」を活用し、効果的な実践の普及啓発を図る |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート
 （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール) | R1 | | | R2 |
|------------|-----|--------------|---|---|---|--|---|--|---|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(G-A) | 計画(P) |
| 人権教育・児童生徒課 | 182 | SNS等を活用した相談事 | 児童生徒や保護者のコミュニケーションツールが、電話やメールからSNSに変化していることから、SNSを身近な相談ツールとして生徒に利用してもらうためのSNS相談窓口を設置する。 | ○児童生徒や保護者のコミュニケーションツールが電話やメールからSNSに移行しているきているため、その状況に応じた相談窓口が必要である。 | ○専門性の高い相談員を配置し、緊急に対応が必要な案件については、関係機関と連携し、適切な対応ができています。 ○一定期間のSNS相談が可能な体制を維持する。 ・厳しい環境にある子どもたちの悩みや不安が解消され、進学や就職へ希望が向かい叶えていくことで、貧困の連鎖が減少する。 | ○悩みを抱える生徒が、SNSで気軽に相談ができる体制を整える。 ○臨床心理士(類する資格を含む)の資格を有する等の専門性のある相談員が対応することにより、生徒のよりよい成長につなげる。 ○緊急性のある事案への対応と他機関との連携ができるようにする。 | ○信頼のある業者を選定し、相談業務を開始する。 ○国公立高等学校全生徒及び希望する国公立特別支援学校高等部の生徒を対象に実施する。 ○相談期間は前後期合わせて120日間、相談時間は17時30分～21時30分までで実施する。 ・緊急性のある相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。 | ○第1期は5月2日～6月30日までの60日間、第2期は8月15日～9月30日の47日間、第3期は1月5日～1月31日を相談期間として設定して実施した。 ○各相談期間の開始直後は相談件数が増える傾向である。また、相談を促すメッセージが業者から一斉送信された直後にも、相談件数が増える。 ○SNS相談の友だち登録者の半数以上(55.3%)が実際にLINE相談を行っている。 | ○前年度より相談期間を延ばしたことや、対象を国公立に拡大して実施したため、年間の相談者数は増加している(H30:140人→R1:168人)。潜在的な相談ニーズの掘り起こしにつながっていると考えられる。 ○県内の全ての生徒にチラシやカードを配付して周知を図った。今後とも周知のためのチラシやカードの作成は継続しながら、欠席が続くなど支援が必要な生徒へも丁寧に周知していく必要がある。 | ○LINEを活用した相談業務に関して実績のある業者を選定し、相談業務を開始する。 ○国公立高等学校全生徒及び希望する国公立特別支援学校高等部の生徒を対象に実施する。 ○相談期間は3期合わせて89日間とし、対応できる相談員を増やして実施する。相談時間は17時30分～21時30分で実施する。 ○緊急性のある相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。 |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|------------|-----|--------------------------------|--|---|---|--|--|---|---|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 生涯学習課 | 183 | 青少年教育施設振興事業 ※再掲(20番) | 青少年教育施設としての機能を生かし、異年齢集団による多様な体験活動の場を提供し、自主性・社会性・協調性を養い、体験活動等を通して不登校・いじめ等を未然に防ぐとともに、子どもが家庭や地域社会と上手に関わりながら成長する力を身に付ける。 | ○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を活かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを活かしてふるさとを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていく必要がある。 | ○魅力的な主催事業の実施を通して、多様な体験活動が促進され、施設利用者も増加している。 県立青少年教育施設の利用者数 (小・中・高校生) 延べ160,000人以上 | ○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特性やスタッフのノウハウを活かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。 ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。 | ○地域のニーズを踏まえた主催事業の実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ○積極的な広報の実施 ・事業チラシの学校配布や学校訪問による広報の実施 | ○主催事業の実施 青少年センター 12事業実施 幅多青少年の家 12事業実施 ○中1学級づくり合宿事業(日帰りを除く) 青少年センター 8校参加 幅多青少年の家 13校参加 ○不登校対策事業 青少年センター 5回実施(延13人参加) 復学・進学者数 5人 幅多青少年の家 6回実施(延40人参加) 復学・進学者数 8人 ○広報活動 ・施設のパンフレットや主催事業のチラシの配付 ・近隣市町村小中学校長会での事業説明・パンフレットの配付 ・ケーブルテレビ、ホームページ、メール等による情報発信 | ○中1学級づくり合宿事業実施後のアンケート結果では、生徒の満足度が高く、教員からも「今後の学級経営に役立つ」「生徒理解が進んだ」などの好評価を得た。今後も学校との事前打合せを綿密に行い、学校のねらいや実態に応じたプログラムを実施していく必要がある。 ○不登校対策事業では、復学・進学につながったケースもあり、一定の成果を得ることができた。 ○事業内容をより多くの方に知っていただくため、SNS等も活用し、さらなるPRを行う必要がある。 | ○利用者のニーズを踏まえた魅力的な主催事業の実施 ○中1学級づくり合宿事業、不登校対策事業の実施 ○積極的な広報活動の実施 |
| 地域福祉政策課 | 184 | ひきこもり地域支援センター事業 ※再掲(165番) | ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関とのネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。 | ○ひきこもりの要因は様々で、かつ本人や家族が問題を抱え込む傾向があるため、ひきこもりの人数等その実態が把握できず、十分な支援につながっていない。 ○ひきこもりを支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。 ○ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ(訪問)型支援にはマンパワーに限界があるため、市町村、福祉保健所との連携が必要である。 | ○ひきこもり当事者や家族を支援する体制が強化され、身近な地域で適切な支援先や医療機関の受診が可能になることで、早期のひきこもりの軽減や解消が図られ、社会参加や自立につながっている。 | ひきこもり地域支援センターを中心に目指すべき姿に近づけるよう適切な支援を行っていく。 | ○ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会の開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会(勉強会・事例検討会含む)の開催 (3)市町村のケース会議への技術支援・援助 ○人材育成 (1)市町村の保健師や教育支援センター職員等を対象とした人材養成研修等を実施 ○居場所づくり (1)青年期の集いや家族教室の開催 ○個別支援の充実 (1)センターによる相談支援の充実 (2)ピア活動の実施 (3)社会体験活動の実施 ○普及啓発の促進 (1)啓発用パンフレットの配布 (2)ひきこもり普及啓発地域講演会の開催 | ○ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会の開催(2回(5月23日、12月12日)) (2)若者サポートステーションとの情報交換会(5回) (3)市町村のケース会議への技術支援・援助 ○人材育成 (1)市町村の保健師や教育支援センター職員等を対象とした人材養成研修等を実施(6月17日、9月30日、2月7日) ○居場所づくり (1)青年期の集いや家族教室の開催(44回 延べ213人利用) ○個別支援の充実 (1)センターによる相談支援の充実(来所975件 電話240件) (2)ピア活動(1名)の実施 (3)社会体験活動(1名)の実施 ○普及啓発の促進 (1)啓発用パンフレットの配布 (2)ひきこもり普及啓発地域講演会の開催(11月27日、2月15日) | 連絡会による関係機関とのネットワーク作り、来所相談を中心とした直接支援のニーズへの対応、人材養成やケース会議とおしての間接支援の継続を行うことができた。 多様なひきこもり状態の方を支援するためには、実態把握が必要。 | ○実態把握調査の実施 ○ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 ○人材育成(研修等の開催) ○居場所づくり(青年期の集いや等)の開催 ○個別支援の充実 ○普及啓発の促進 |
| 人権教育・児童生徒課 | 185 | スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲(168番) | 臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を行う。また、スクールカウンセラー等の配置拡充を進めるとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上や学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す | ○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化・多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールカウンセラー等の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。 | ○県内全ての公立学校への配置を継続する。 県内全市(11市)の教育支援センターへアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置する。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。 | ○スクールカウンセラー等の配置継続と拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールカウンセラー等の専門性を高めるための研修会を実施する。 | ○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回 6/2,7/10/20,11/17,12/15,1/19) | ○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学を訪問した(7月・四国内4大学) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の実施(8/19,20) ○スクールカウンセラー等研修講座の実施(年間6回 6/2,7/10/20,11/10,12/15,1/19) | ○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のあるスクールカウンセラー等の確保や育成が必要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保や会計年度任用職員としての雇用条件等制度面の確認が必要である。 | ○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回) |
| 人権教育・児童生徒課 | 186 | スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲(169番) | 教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境を改善するよう、効果的な支援を実践する。また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上や学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。 | ○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化・多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールソーシャルワーカーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。 | ○全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーとして、継続して勤務できる待遇等の改善を図る。 | ○スクールソーシャルワーカーの配置拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修会を実施する。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る。 | ○初任者研修の開催(5月、10月) 連絡協議会の開催(6月) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 | ○初任者研修の実施(5/24、10/4) ○連絡協議会の実施(6/28) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の実施(8/19,20) | ○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のある人材の確保や育成に努める必要がある。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保や会計年度任用職員としての雇用条件等制度面の確認が必要である。 | ○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | | |
|------------|-----|--|--|---|--|--|--|---|---|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 計画(P) | | |
| 人権教育・児童生徒課 | 187 | 心の教育センター教育相談支援事業(ふれんどるーむCoCoを除く) ※再掲(171番) | いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題についての相談を心の教育センターが一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メール等による相談、出張教育相談、学校支援の実施、学生ボランティアによる居場所づくり) | 来所相談、出張教育相談、Eメール相談等のいずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。 ○相談機能のさらなる強化 ○学校・関係機関との連携の強化 ○相談担当者の資質向上 ○相談事業や建替移転に関する情報についての広報活動の充実 | ○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く課題の改善につながっている。 | ○高度な専門性を有するスクールカウンセラースーパーバイザー等を配置する。 ○各種広報媒体を活用するとともに、子育て講演会、教員研修会、関係機関会議等の機会を活用し、心の教育センターの業務のさらなる周知に努める。 ○教育相談関係機関連絡協議会等や日常における関係機関間の情報共有により、対象事案に対して各機関が迅速かつ効果的な支援を実施できるよう連携を深めていく。 ○心の教育センターの相談支援件数(来所・電話・メール・出張・巡回相談)延べ3,700件以上 | ○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談 ○相談チラシ、電話相談カード(小1～高3)の配布など広報活動の拡充 ○保護者の交流の場(やまももの会)、子育て講演会の実施 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施 | ○スクールカウンセラースーパーバイザーをはじめ、心理・福祉の専門職の配置により、相談支援体制が充実した。学校からの支援会の要請、来所での支援会の依頼等が増加している。 ○やまももの会については、参加者がなかったため、活動することができなかった。次年度は、やまももの会のあり方について検討し、子どものことで悩みを抱える保護者が参加しやすい会を目指す。 | ○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談、SNS相談の実施 ○相談チラシ、電話相談カード(小1～高3)の配布など広報活動の拡充 ○保護者の交流の場(やまももの会)、子育て講演会の実施 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施 | | |
| 人権教育・児童生徒課 | 188 | スマイルふれんど派遣研究事業 | 高知大学との連携により、家庭にひきこもりがちな子どもたちの話し相手として、学生・大学院生を派遣する。 | ○高知大学との協力・連携による実施 | ○スマイルふれんどの派遣により、子どもの不適応状況の改善が進み、学校復帰や社会的自立への支援が進んでいる。 | ○高知大学担当教官との協議や大学教官、心の教育センター担当者、「スマイルふれんど」での振り返りを行うなど、大学との協力・連携を得ながら、より充実した支援の実施を図る。 | ○不登校児童生徒を大学生が訪問するスマイルふれんど制度の実施 | ○スマイルふれんど派遣回数0回 | ○スマイルフレンドについては、2名の学生ボランティアに対して委嘱していたが、支援のニーズがなかったため、活動することができなかった。あり方も含めて検討が必要である。 | ○本年度は、学生ボランティアの募集を休止し、今後のあり方の検討を行う。 | |
| 人権教育・児童生徒課 | 189 | 心の教育センター教育相談支援事業(ふれんどるーむCoCo) ※再掲(171番) | 学生ボランティアの協力を得て、不登校や悩みのある子どもたちの居場所、交流を図る場を提供する。 | ○地域の大学の理解・協力を得た学生ボランティアの確保 | ○小中学生とともに高校生や進路未定者等さまざまなニーズを有した子どもたちの安心して参加できる居場所づくりが進んでいる。 | ○高知大学や高知県立大学等の担当教官との協議や振り返りを行うなど、大学の理解・協力を得ながら学生ボランティアを確保し、子どもたちが安心して参加できる居場所づくりを進めていく。 | ○子どもの居場所づくり「ふれんどるーむCoCo」の実施 | ○「ふれんどるーむCoCo」の実施:34回、参加者:児童生徒延24名、学生ボランティア延22名 | ○参加する子どもは少なかったが、その分学生ボランティアと関わる機会が増え、子どものコミュニケーションの練習の機会となった。 ○仮移転したため、「ふれんどるーむCoCo」の利用者、学生ボランティア参加者の減少などが課題である。 | ○子どもの居場所づくり「ふれんどるーむCoCo」の実施 | |
| 児童家庭課 | 190 | 無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守りしごと体験講習事業) | 無職少年等が就職を目指すため、取組の趣旨を理解する見守り雇用主のもとで、最長15日間の見守りしごと体験講習を実施する。 | | | | | | | | |
| 児童家庭課 | 191 | 無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守り見舞金制度) | 無職少年等をしごと体験講習で受け入れた見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限100万円)を支払う。(県が直接支払い) | 再非行率の低減に向けた各関係機関の連携による取組の強化 | | | | | | | |
| 児童家庭課 | 192 | 無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守り身元保証制度) | 無職少年等を雇用した見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限200万円)を支払う。 ※全国就労支援事業者機構と協定を締結 | 再非行率の低減に向けた各関係機関の連携による取組の強化 | ・少年1,000人当たりの刑法犯少年(非行率)は2.4%(全国ワースト28位)で、全国平均(3.0%)を下回るなど改善されつつある。 ・刑法犯少年の再非行率は35.8%(全国ワースト4位)で全国平均(29.5%)より高いため、再非行少年(54人)の約6割(31人)を占める中学・高校生に対する初犯段階での早期の支援が必要 ・希望が丘学園退園児の自立に向けては、地元の関係機関が連携した支援の仕組みづくりが必要 | ・刑法犯少年(特に中学・高校生)への少年サポートセンターを始めとする関係機関の連携による再非行防止支援策の強化 ・生活困窮者自立相談支援機関(主に市町村社協)、若者サポートステーション等との連携による希望が丘学園退園児のアフターケアの強化 ※上記の取組を進める中で、子どもの状況に応じて見守りしごと体験講習につなげる。 | ・少年サポートセンター等関係機関と連携した刑法犯少年(特に中学・高校生)への再非行防止支援策の強化 ・生活困窮者自立相談支援機関や若者サポートステーション等と連携した希望が丘学園退園児へのアフターケアの強化 ・万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の定着・普及に向けた関係機関・団体との連携 ・中卒や高校中退等の進路未定者への支援体制の構築に向けて、市町村における教育と福祉の連携によるシステムづくりの検討 | ・見守り雇用主(市町村別) H29年度:26市町村→H30年度:26市町村(事業所数) H29年度:80社→H30年度:82社(店舗数) H29年度:164店舗→H30年度:169店舗 ・しごと体験講習 H29年度:体験3名(うち体験後雇用1名、面接雇用1名)→H30:体験2名(うち体験後雇用1名) ・希望が丘学園アフターケア連絡会の開催 香美市、南国市、高知市 | ・少年1,000人当たりの刑法犯少年(非行率)は2.5%(全国ワースト21位)で、全国平均(2.6%)を下回るなど改善されつつある。 ・刑法犯少年の再非行率は33.1%(全国ワースト4位)で全国平均(29.9%)より高いため、再非行少年(51人)の約4割(20人)を占める中学・高校生に対する初犯段階での早期の支援が必要。 ・中卒や高校中退等の進路未定者への支援に向けては、市町村や学校等と連携した仕組みづくりが必要。 | ・少年サポートセンター等関係機関と連携した刑法犯少年(特に中学・高校生)への再非行防止支援策の強化 ・生活困窮者自立相談支援機関や若者サポートステーション等と連携した希望が丘学園退園児へのアフターケアの強化 ・万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の定着・普及に向けた関係機関・団体との連携 ・中卒や高校中退等の進路未定者への支援体制の構築に向けて、市町村における教育と福祉の連携によるシステムづくりの検討 | |
| 児童家庭課 | 193 | 無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守りしごと体験) | 中学卒業後、就職を検討している生徒や進路が定まっていない生徒(中学3年生)を対象に授業の一環として、見守り雇用主の元で最長10日間の仕事体験を実施する。 | | | | | | | | |
| 児童家庭課 | 194 | 無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守り就労支援連絡会) | 無職少年等の自立に向けた就労支援に関する課題について関係機関が集まり協議する。 | | | | | | | | |
| 人権教育・児童生徒課 | 195 | 生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲(172番) (R1廃止) | 高知市教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。 | ・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委としても同行し、学校の課題を把握することで、県の夢プロ事業の推進校の取組にいかす。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実を図る。 | ○各学校において予防と対処の高等生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。 | ○児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査「による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に配置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会から、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制を整え、共通認識をもつ。 | | | | | |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|-----------------------|-----|---|--|---|--|---|--|---|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 警察本部 少年女性 安全対策課 | 196 | 少年の立ち直り支援活動 | 非行少年や問題行動を伴う不登校児童等に対して、学習支援、食育支援等の体験活動を含めた立ち直り支援活動を推進する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策 | ○支援対象少年の中には養育面や経済面で出生時より厳しい環境下で育ってきた少年が多く、その対応は家庭支援や環境整備が含まれた包括的な支援が必要。 ○支援対象少年の中には特性への配慮が必要な少年が多く、支援者や少年の周囲の者の理解と適切な対応が必要。 | ○支援を必要とするすべての少年が相談しやすい体制を整える。 ○関係機関が役割分担を行い、少年を含めた家庭支援が切れ目なく行える。 ○配慮を要する少年への支援に関する研修の強化を行う。 | ○少年相談専用電話「ヤングテレホン」の広報を積極的に行う。 ○児童相談所との定期的な情報交換会や関係機関とのケース支援会議の開催をタイムリーに実施する。 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度を効果的に活用し、支援対象者が専門家のアドバイスを受けられる体制を整える。 | ○ヤングテレホンの周知徹底 ○ラジオ広報2回 ○広報カード3,044枚配布 ○高知市教育委員会 警察広報「広報こうち」掲載 ○いじめ問題啓発リーフレット2,800枚 【スキルアップ研修会の開催】 5回開催 【アドバイザー制度の積極的活用】 ○被害少年カウンセリングアドバイザー活用 スーパーバイズ6回 被害者カウンセリング3回 | 【ヤングテレホンの周知徹底】 ○ラジオ広報2回 ○広報カード3,044枚配布 ○高知市教育委員会 警察広報「広報こうち」掲載 ○いじめ問題啓発リーフレット2,800枚 【スキルアップ研修会の開催】 5回開催 【アドバイザー制度の積極的活用】 ○被害少年カウンセリングアドバイザー活用 スーパーバイズ6回 被害者カウンセリング3回 | 概ね計画どおり実施している。 ヤングテレホンについては、ラジオ広報や警察広報、関係機関の広報誌等に掲載するほか、非行防止教室の際カードを配布して周知を図った。 スキルアップ研修会については、少年サポートセンター職員対象に4回開催したほか、県下少年補導担当者を対象に「社会適応に困難を抱える子どもの理解」をテーマとした研修会を開催した。 立ち直り支援対象少年のアセスメントや支援方法について被害少年カウンセリングアドバイザーによるスーパーバイズを6回実施したほか、被害少年へのカウンセリングを3回実施した。 今後の課題としては、支援対象少年には、いじめや児童虐待によるPTSDを抱え社会適応が困難な少年が多く認められ、少年に関わる関係機関が少年を理解し支援する必要性が高まっている。 高知少年鑑別所及び高知市少年補導センターとの協定に基づき、それぞれの機能を効果的に活用しながら、少年の立ち直りを推進していくことが課題となっている。 | ○ヤングテレホンの周知徹底 ○スキルアップ研修会の開催 ○被害少年アドバイザー制度の積極的活用 ○高知少年鑑別所・高知市少年補導センターとの連携 |
| 人権教育・ 児童生徒課 | 197 | 生徒指導推進事業 ・不登校対策推進事業 費補助金 | 高知市教育委員会が教員OB等の専門的な人材(不登校対策アドバイザー)を活用し、学校訪問を行い、県教育委員会の不登校対策チームと連携し、組織的な不登校対策が行われるよう指導助言を行う。 | ○本県の不登校児童生徒出現率は、全国値よりも高く、厳しい状況にある。 ○高知市が、県全体の不登校児童生徒数の約半数を占める状況にある。また、新規不登校が占める割合が県平均より高く、未然防止や予防、初期対応等において組織的な取組を進めていく必要がある。 | ○高知市内の各学校の組織的な不登校対策が充実することにより、高知県全体の不登校児童生徒及び不登校出現率が減少する。 | ○高知市の効果的な不登校対策の取組を県内に普及することにより、高知県全体の不登校児童生徒出現率が改善する。 ○不登校対策アドバイザーの指導助言により、新たな不登校を生じさせない取組や不登校支援についての取組の充実を図る。 ○県教育委員会と高知市教育委員会が定期的に会議を開き連携を図る。 | ○高知市教育委員会が配置した不登校対策アドバイザーを6名が、管内すべての各学校を定期・不定期で訪問し、新たな不登校を生じさせない取組や不登校支援の取組について指導助言を行う。 ○不登校対策アドバイザーと県教育委員会の不登校対策チームによる合同の学校訪問を実施すること連携を図る。 ○各学校の取組について情報共有し、進捗状況の確認を行う。(毎月の活動報告書の確認) ○生徒指導スーパーバイザー定例会を実施し、(高知市) ○県市合同の会議を開き、情報共有と取組の普及を図る。 | (1) 定例会の実施(県市合同) ①7/19 ②11/20 ③2/19 (2) 報告会の実施(市教委が主体) ・毎週1回実施 (3) 学校訪問 ・高知市内各学校を定期的もしくは集中的に訪問し、生徒指導上の諸課題等への組織的な対応について指導助言した。 ・総訪問回数825回 (小:382回、中:428回、義務:15回) | ○高知市における長期欠席児童数は、小中ともに昨年より微減し、不登校対策アドバイザーの学校訪問等による成果が一定合ったと考えられる。 しかし、小学校においては、不登校児童数自体は増加しているため、小学校に対する取組の強化が必要である。 ●教職員の指導の一貫性や初期対応、保護者対応等が課題となっているケースが多く、組織的な生徒指導体制の確立や関係機関とのれんがが課題となっている。 | ○高知市教育委員会が配置した不登校対策アドバイザーを6名が、管内すべての各学校を定期・不定期で訪問し、新たな不登校を生じさせない取組や不登校支援の取組について指導助言を行う。 ○別途「不登校担当教員配置校サポート事業」の指定校については、不登校対策アドバイザーと高知市教育研究所、県教育委員会の不登校対策チームによる合同の学校訪問を実施することで取組の強化を図る。 ○各学校の取組について情報共有し、進捗状況の確認を行う。(毎月の活動報告書の確認) ○生徒指導スーパーバイザー定例会を実施し、(高知市) ○県市合同の会議を開き、情報共有と取組の普及を図る。 |
| 人権教育・ 児童生徒課 | 198 | 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②学校活性化・安定化実践研究事業 ③夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～) ※再掲(181番) ※R1まで ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 ③学校活性化・安定化実践研究事業 ④夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～) | 推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、育てる力を明確にし、教育活動の中に生徒指導の視点を着実に位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導(子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導)を組織的に推進を目的に、学校を指定し重点的に支援する。 ○実践研究の視点(①～③は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ※R1まで ○実践研究の視点(①～④は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②小中連携の取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ④新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。 | ○生徒指導上の諸課題に対する未然防止の取組が、学校組織として十分に機能していないことが課題であり、以下の取組を充実する必要がある ・現在ある学校行事や体験活動を、児童生徒主体の取組として工夫改善する。 ・生徒指導の3機能(自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成する、自己決定の場を与える)をすべての教育活動に働かせ児童生徒の活躍の場を設定するなど、組織的な生徒指導を推進する。 ・小中が連携した組織的な生徒指導や、市町村教育委員会が主体となった取組の充実。 ・生徒指導上の諸課題について、少しでも兆しのある児童生徒への取組等が、学年間、校種間で共有するなど、支援体制を充実させる必要がある。 | ○開発的・予防的な生徒指導の取組の充実により、児童生徒の自己指導能力の育成を図る。 ・2年目推進校(区)における児童生徒の自尊感情(「あなたにはよいところがありますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(H31年度末目標値:小学校80%以上、中学校75%以上) ・2年目推進校(区)における児童生徒の規範意識(「あなたは学校の決まりを守っていますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(H31年度末目標値:小学校94%以上、中学校96%以上) ・2年目推進校区における教職員の協働性(「小中が協働して取組を進めている」)の肯定群を90%以上に引き上げる。 | ○推進校(区)学校訪問(各校10回程度) ・アドバイザーや講師、指導主事による研究の推進や実践に対する指導助言 ○推進校における開発的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・生徒指導の三機能を働かせた授業づくり ・児童生徒主体の取組の充実 ・すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり ○推進校における予防的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校3～5回程度) ・SC、SSW等の見立てを生かした試演会の実施 ・学年間、校種間で抜かりのない情報共有と切れ目のない支援の充実に向けた指導助言 ○推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回) ・各推進校の情報共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会の実施 ○公開授業研修会や生徒指導主事会(担当者会)等での実践発表等を通じて、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点で研究実践を推進するため、推進校を指定し「④学校活性化・安定化実践研究事業」を実施 ○推進拠点校を位置づけるとともに、「開発的・予防的な生徒指導実践事例集」を活用した研修を実施し、普及啓発を図る | ○推進校(地域)の指定 ①1市教育委員会 ②2中学校区 ③4中学校 ④5小学校 ○学校訪問(アドバイザー、指導主事、SV、SC等)一開発的・予防的な生徒指導の組織的な推進に対して指導助言 ＜研修推進＞各推進校(区)年間10～25回実施(推進会議、研究授業、校内研修等)、 ＜校内支援会＞各推進校(区)年間3～5回実施 ○推進リーダー会議(4/22、7/12、12/12、2/20)、学校支援会議(7/12) ○公開授業研修会の実施一県内各校への取組の普及(小中連携(11/15、11/22)参加延べ383名)【学級活動(1/21、1/29、2/5参加延べ457名)】 ○各推進校(区)の効果ある実践を県内の学校に普及するために、「高知夢いっぱいプロジェクト」リーフレットを作成 | ○児童生徒の自尊感情の肯定群(H30.5:小81.4%、中71.3%→R1.11小84.5%、中78.3%) ○児童生徒の自己有用感の肯定群(H30.5:小70.8%、中61.2%→R1.11小79.4%、中74.5%) ○教職員の協働性の肯定群(H30.5:65.4%→R1.11:95.0%) ○市教育委員会が主体的に不登校の未然防止の取組を推進することにより、モデル校区において新規不登校の抑制が見られた。 ○学級活動が充実した校区で、児童生徒主体の取組が進み支持的な風土の醸成が進んだ。 ○小中が連携した取組を行うことで、教職員の協働性が高まり、取組が児童生徒に浸透した推進校区では、これまで以上に自己有用感が向上が見られた。 ●喫緊の課題である不登校について、組織的な未然防止の取組をより充実させる必要がある。 ●依然として教師主導の活動が多くを占める推進校もあり、児童生徒が主体となった取組となるよう工夫・改善することや、居場所づくりと絆づくりのバランスよく行うことが課題である。 ●少しでもリスクがあると思われる児童生徒への個別支援や、効果のある手立てを学年間・校種間で引き継ぐためのSC・SSWの効果的な活用が必要である。 | ○推進校(区)の指定と学校訪問(各校10回程度) ・アドバイザーや講師、指導主事による研究の推進や実践に対する指導助言 ○推進校における開発的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・生徒指導の三機能を働かせた授業づくり ・児童生徒主体の取組の充実 ・すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり ○推進校における予防的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校4回程度) ・SC、SSW等の見立てを生かした支援会の実施 ・学年間、校種間で抜かりのない情報共有と切れ目のない支援の充実に向けた指導助言 ○推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回) ・各推進校の情報共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会の実施 ○公開授業研修会や生徒指導主事会(担当者会)等での実践発表等を通じて、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点や小中連携の視点で①魅力ある学校づくり調査研究事業で推進 ○推進拠点校の取組や、「高知夢いっぱいプロジェクトリーフレット」を活用し、効果的な実践の普及啓発を図る | |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|----------|-----|---------------------|--|---|---|--|---|--|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C・A) | 計画(P) |
| 私学・大学支援課 | 199 | 私立高等学校等再就学支援金交付金 | 高等学校等を中途退学した者が、私立高等学校等で学び直しをすることを支援するため所得に応じ授業料の一部を助成する。(就学支援金制度の対象外となった生徒で高等学校等を卒業していない生徒が対象) | ○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。 | ○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。 | ○事業の継続実施 | ○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・支援金の交付 | ○学校訪問(4月)、校長会(7月)で事業説明及び周知 ○2名に対して支援金を交付 ・特別支援学校2人 | 高等学校等を中途退学した者の私立高等学校等での学び直しを支援することができた。 | ○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・支援金の交付 |
| 私学・大学支援課 | 200 | 私立学校授業料減免補助金 | 私立学校に在籍する児童・生徒のうち、生活保護世帯、家計急変世帯、市町村民税非課税世帯、年収350万円未満程度世帯(高校生のみ)で授業料の納付が困難になった者に授業料軽減措置を行う学校法人に対し補助する。 | ○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。 | ○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。 | ○事業の継続実施 | ○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・補助金の交付 | ○学校訪問(4月)、校長会(7月)で事業説明及び周知 ○1,251人に対して補助金を交付 ・高等学校:9校 1,078人 ・中学校:6校 145人 ・小学校:1校 26人 ・特別支援学校:1校 2人 | 授業料軽減措置を行った学校法人に補助することにより、家庭の経済状況に関わらず、生徒が安心して教育を受けられる環境にし、就学の機会を確保することができた。 | ○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・補助金の交付 |
| 私学・大学支援課 | 201 | 私立高等学校等就学支援金交付金 | 私立高等学校生等のいる世帯に対して、保護者等の年収に応じ授業料の一部を助成する。 | ○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。 | ○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。 | ○事業の継続実施 | ○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・支援金の交付 | ○学校訪問(4月)、校長会(7月)で事業説明及び周知 ○11校4,770人に対して支援金を交付 ・高等学校:9校 4,742人 ・特別支援学校:1校 11人 ・専修学校高等課程:2校 17人 | ○家庭の教育費負担を軽減することにより、経済状況が厳しい家庭の生徒も安心して教育を受けられる環境にすることができた。 | ○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・支援金の交付 |
| 私学・大学支援課 | 202 | 私立中学校等修学支援実証事業費補助金 | 家庭の状況に関わらず、私立中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう一定の所得以下の世帯に対して、授業料の一部を助成することにより世帯の教育負担を軽減する。 | ○経済状況が厳しい家庭の児童生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。 ○実証事業のため、事業実施期間が平成29年度より5年間とされている。 ○事業対象者の要件について、創設年度から変更する可能性が有る。 | ○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。 | ○事業の継続実施 | ○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・補助金の交付 | ○学校訪問(4月)、校長会(7月)で事業説明及び周知 ○8校 157人に対して補助金を交付 | ○家庭の教育費負担を軽減することにより、経済状況が厳しい家庭の生徒も安心して教育を受けられる環境にすることができた。 ○実証事業のため、事業実施期間が平成29年度より5年間とされている。 | ○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・補助金の交付 |
| 私学・大学支援課 | 203 | 私立高校生等奨学金給付金扶助費 | 低所得世帯の教育費負担を軽減するため、年収250万円未満程度の世帯(特別支援学校を除く)に対して、定額を支給する。 | ○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。 ○申請書が、保護者在住都道府県への提出となるため、書類の未提出者のチェックが難しい。 | ○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。 | ○事業の継続実施 | ○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・給付金の交付 | ○学校訪問(4月)、校長会(7月)で事業説明及び周知 ○576人に対して給付金を交付(県内) 高等学校:9校 522人 専修学校:1校 2人 (県外)(保護者が県内在住) 高等学校:22校 52人 | ○家庭の教育費負担を軽減することにより、経済状況が厳しい家庭の生徒も安心して教育を受けられる環境にすることができた。 | ○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・給付金の交付 |
| 私学・大学支援課 | 204 | 高知県夢・志チャレンジ育英資金給付事業 | 国や社会の発展に大きく貢献できる有為な人材を育成することを目的に、学業成績が極めて優秀であり、学費の支弁が困難な学生に対して育英資金を給付する。 | ○平成28年度の事業開始以降、申請者は毎回40名を超えており、当事業は一定の役割を果たしている。 | 毎年度奨学生10名の確保 | ○分かりやすく、目にとまるリーフレットを作成 ○県内高校訪問、テレビ・ラジオ等PRによる事業の周知 | ○事業の実施 ・育英資金の給付 | ○H30年度の奨学生8名決定(5月) ・H31年度より新たな寄付金を財源として制度を見直し継続 ○広報用リーフレットの作成及び配布、県内高校訪問等によるPR(9月) ○募集要項策定及び公表(9月) ○奨学生募集(10月) ○入試後、奨学生決定(5月予定) | ○応募者15名(定員53名) | ○事業の実施 ○広報用リーフレットの作成及び配布、県内高校訪問等によるPR ○募集要項策定及び公表、奨学生募集 |
| 高等学校課 | 205 | 高等学校等奨学金貸付事業 | 経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与する。 | ○要件を満たす希望者全員への貸与を実施し、教育の機会均等に寄与する。 ○奨学金制度について、対象者への周知徹底を図る。 | ○要件を満たす対象者全員に貸与が実施されている。 ○対象者全員に奨学金制度が周知されている。 | ○学校・市町村との緊密な連携を図り、奨学金制度の周知に努める。 | ○要件を満たす希望者への貸与 ○奨学金制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での奨学金制度の周知 | ○R元年度新規貸与決定者:168名 ○高等学校等奨学金事務研修会の実施。(参加者数:28校 36名) | 評価:要件を満たす希望者全員への貸与を実施し、教育の機会均等に寄与した。 課題:制度について、対象者への周知徹底をさらに図る必要があるため、学校・市町村との緊密な連携を図り、制度の周知に努める。 | ○要件を満たす希望者への貸与 ○奨学金制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での奨学金制度の周知 |
| 高等学校課 | 206 | 高等学校等就学支援金事業 | 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学金給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。 | ○要件を満たす希望者全員への支給を実施し、教育の機会均等に寄与する。 ○就学支援金及び奨学金給付金制度について、周知徹底を図る。 | ○要件を満たす希望者全員に支給が実施されている。 ○対象者全員に就学支援金及び奨学金給付金制度が周知されている。 | ○学校・市町村との緊密な連携を図り、就学支援金及び奨学金給付金制度の周知に努める。 | ○要件を満たす希望者への支給 ○制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での制度の周知 | ○R元年度支給者 就学支援金:11,707人 奨学金給付金:2,463人 ○ホームページへの掲載、案内文書の配布などにより、制度の周知を図った。 ○対象生徒全員への受給の意思確認を行った。 | 成果:要件を満たす希望者全員へ支給を実施し、教育の機会均等に寄与した。 課題:学校・市町村等と連携を図り、制度について周知徹底をさらに図ることが必要である。 | ○要件を満たす希望者への支給 ○制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での制度の周知 ・市町村を通じて中学校へ制度の周知 |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|---------|-----|-----------------------|--|--|---|--|--|--|---|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 計画(P) | |
| 特別支援教育課 | 207 | 就学奨励事業 | 特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のために必要な経費を補助する。 | ○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のために必要な経費を補助している。 | ○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費の補助を行うことで、特別支援教育の普及奨励が図られている。 | ○保護者等に就学奨励費の制度及び手続きを周知し、円滑な事業執行を行う。 | ○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者に、特別支援教育就学奨励費を支給。 | ○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者に、特別支援教育就学奨励費を支給。 | ○特別支援学校へ就学する児童等の就学のために必要な経費を、保護者等の負担能力に応じて補助。 ○保護者等に就学奨励費の制度及び手続きを周知し、円滑な事業執行を行う。 | ○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者に、特別支援教育就学奨励費を支給。 |
| 児童家庭課 | 208 | ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金補助金 | ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のための短期教育訓練(講座等)を受講した場合、受講料の6割を補助する。また、雇用保険の一般教育訓練給付を受けるひとり親家庭の親に対しては、訓練に要した費用の4割を補助する。 補助先：ひとり親家庭の親(市部を除く) 補助率：60% 補助基準額：上限80万円(20万円×修業年数) | ○利用者数は増加しているものの、利用が少ない。 ○H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・自立支援教育訓練給付金の利用者数：H29:9人(H28:1人) | ○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | ○事業の継続実施 | ○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問) | ○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(9月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知 ・自立支援教育訓練給付金の利用者数：H31:11人(H30:19人) | ○H31は、支給実績は減少(3人→1人)したが、H31に行われた制度拡充(対象範囲・金額)により、潜在的なニーズは更に高まるものと考えられるため、拡充内容について十分に周知することが必要である。 | ○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問) |
| 児童家庭課 | 209 | ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等補助金 | ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のために長期教育訓練(専門学校等)を受講した場合、受講期間の生活保障として給付金を支給する。また、養成機関への入学時に負担する経費を訓練修了時に支給する。 | ○利用状況はほぼ横ばいであるが、正規雇用者数は増加している。 ○H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・高等職業訓練促進給付金の利用者数：H29:105人(H28:114人) ・資格取得者数：H28:36人(H27:31人) ・正規雇用者数：H28:27人(H27:14人) | ○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | ○事業の継続実施 ○高等職業訓練促進給付金の利用者数：120人 | ○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問) | ○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(9月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知 ・高等職業訓練促進給付金の利用者数：H31:65人(H30:92人) | ○H31の受給者数は微減(13人→11人)であったが、H31に行われた制度拡充(対象範囲・金額)により、潜在的なニーズは更に高まるものと考えられるため、拡充内容について十分に周知することが必要である。 | ○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問) |
| 児童家庭課 | 210 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 | 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る。 | ○利用者数は増加しているの、引き続き周知を行う。 ・利用件数：H29:33件(H28:6件) | ○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | ○事業の継続実施 | ○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問) | ○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(9月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知 ・利用件数：H31:24件(H30:18件) | ○周知活動を継続し、貸付金を必要とするひとり親家庭に対し適切に貸付を行っていく必要がある。 | ○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問) |
| 児童家庭課 | 211 | 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | ひとり親世帯の親及び子が高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を補助する。 補助先：ひとり親家庭の親及び児童(市部を除く) 最大、受講費用の6割を支給(上限15万円) | ○利用実績がないため、制度の周知を強化する必要がある。 ・利用者数：H29:0人(H28:0人) | ○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | ○事業の継続実施 | ○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問) | ○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(9月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知 ・利用者数：H31:0人(H30:0人) | ○周知活動を継続し、補助金を必要とするひとり親家庭に対し適切に補助を行っていく必要がある。 | ○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問) |
| 児童家庭課 | 212 | ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 | ひとり親家庭等を対象とした就業等に関する相談業務等委託先：特定非営利活動法人 | ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターへの相談件数は横ばいであるが、就業支援(新規求職者、就職者)件数は減少している。 ○就業相談者のニーズに対応するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターと関係機関が連携した支援のあり方を明確にする必要がある。 ・新規求職者数：H29:66人(H28:89人) ・就職者数：H29:38人(H28:68人) ・就職率：H29:57.6%(H28:76.4%) | ○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | ○事業の継続実施 ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就職率：80.0% | ○就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ○他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士(月1回)、司法書士(月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座の開催 ○市町村・ハローワーク等での出張相談の実施 ○ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ、ラジオ、広報紙等による広報、SNSを利用した情報発信 ○新規サービスに係るアンケートの7実施 | ○就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ○他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士(月1回)、司法書士(月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座の開催 ○市町村・ハローワーク等での出張相談の実施 ○ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(9月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ等による広報、SNSを利用した情報発信 ・新規求職者数：H31:54人(H30:38人) ・就職者数：H31:40人(H30:33人) ・就職率：H31:74.1%(H30:86.8%) | ○センターには未だ活用されていない役場の同行支援等のサービスがあることから、当該サービスを周知し、利用実績を上げていく必要がある。 ○同時に、センターには、新規のサービスを開始することにより、より多くのひとり親家庭の利用を目的としていく必要がある。 | ○就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ○他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士(月1回)、司法書士(月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座の開催 ○市町村・ハローワーク等での出張相談の実施 ○ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ、ラジオ、広報紙等による広報、SNSを利用した情報発信 ○新規サービスに係るアンケートの7実施 |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|---------|-----|----------------------|---|---|---|--|---|---|---|---|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C・A) | 計画(P) |
| 児童家庭課 | 213 | ひとり親家庭医療費補助金 | 市町村が実施する母子・父子家庭医療費助成事業への補助を通じて、医療費の自己負担分を助成し、母子・父子家庭の母・父及び児童の健康維持と生活の安定を図る。 | ○ひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 ・対象受給者(実人数):14,284人(児童含む) | ○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | ○事業の継続実施 | ○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○制度の拡充(みなし寡婦(夫)控除適用)と広報(新聞、SNS等の広報媒体を利用し、周知を図る) | ○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(9月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○R1.7から制度の拡充(みなし寡婦(夫)控除適用)を実施したため、その内容について周知を行った。 ・H31年度対象受給者(実人数):13,754人(児童含む) | ○引き続きひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 | ○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○制度の拡充(みなし寡婦(夫)控除適用)と広報(新聞、SNS等の広報媒体を利用し、周知を図る) |
| 児童家庭課 | 214 | 児童扶養手当費 | 父又は母、あるいは両親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給する。 根拠法令:児童扶養手当法 | ○ひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 ・受給者数 H30.2月末:8,244人 | ○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | ○事業の継続実施 | ○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) | ○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(9月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・受給者数 R2.2月末:7,488人 | ○周知活動を継続し、手当を必要とするひとり親家庭に対し適切に給付を行っていく必要がある。 | ○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) |
| 児童家庭課 | 215 | 母子・父子自立支援員設置 | ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 根拠法令:母子及び父子並びに寡婦福祉法 | ○母子・父子自立支援員による相談、償還指導を行っている。 ・相談件数:H29:1,050件(H28:1,244件) | ○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | ○事業の継続実施 | ○ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 ○研修会等への参加 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) | ○ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行った。 相談件数:H31:768件 ○ひとり親家庭福祉事務等担当者会の開催 自立支援員2名出席 ○四国ブロック母子・父子自立支援員等研修会及び養育費相談支援に関する四国ブロック研修会合同研修会 自立支援員1名出席 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(9月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) | ○相談件数の合計は昨年度比134件増。主な増要因は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還に関する相談によるもの。 ○研修会等の実施及び参加 ○四国ブロック研修会では、他県の自立支援員との交流等を通じ、支援員の相談業務における資質の向上を図った。R2年度においては、高知県において研修会を実施するため、自立支援員の相談力向上のために、県内市町村にも広く研修会等への参加を促す必要がある。 ○自立支援員の設置について、引き続き周知していくことが必要である。 | ○ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 ○研修会等の実施及び参加 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) |
| 児童家庭課 | 216 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 母子父子寡婦福祉資金の貸付 根拠法令:母子及び父子並びに寡婦福祉法 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金 | ○利用件数は伸びているが、H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・利用件数:H29:72件(H28:51件) | ○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | ○事業の継続実施 | ○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知 | ○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(9月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)及びSNS(児童家庭課Facebook)を利用した情報発信 ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知 ・利用件数:H31:64件 | ○利用件数のうちH31年度に新規で貸付を行ったものは32件と、昨年度比19件減。R2年度からは制度の拡充(就学支度資金及び修学資金の限度額引き上げ、修学資金の対象経費に生活費等追加)が行われるため、その内容及び、貸付制度の目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健やかな育成を支援する)についても十分に周知することが必要である。 | ○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知 |
| 地域福祉政策課 | 217 | 生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金) | 住居喪失者等に対し、就職に向けた活動をすることを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就職に向けた支援、助言を行う。 | 本県町村では居宅がある場合が大半であり、ニーズがほとんどない。 | 申請から給付までがスムーズに実施されている。 | 自立相談支援機関と各福祉保健所の連携強化を図る。 | 生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催 | ○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催 ・中央西ブロック 11/26 ・幡多ブロック 11/29 ・東部ブロック 12/4 ・須崎ブロック 2/12 ・中央ブロック 2/14 | ○各ブロックで自立相談支援機関と各福祉保健所の連携強化が図れた。 | 生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催 |
| 福祉指導課 | 218 | 被保護者就労支援事業 | 生活保護受給者の就労意欲喚起のため、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。 | 就労意欲の高い被保護者が少ない | 支援対象者が就労意欲を持って求職活動が行えている。 | ○各福祉保健所における就労支援プログラムの積極的な活用 ○ハローワークで実施する生活保護受給者等就労自立促進事業へ着実につなげる。 | 生活保護就労支援協議会(ブロック会)の開催 | ○生活保護就労支援協議会(ブロック会)の開催 ・幡多ブロック 10/18 ・東部ブロック 12/16 ・西部ブロック 12/19 | ○資格や経験のない者は農作業などの短期の求人が多く、一般事務職等の正規雇用は少ないなどの課題が把握できた。 | 生活保護就労支援協議会(ブロック会)の開催 |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | | R2 | |
|---------|-----|---------------------------------------|--|---|--|---|--|--|---|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C・A) | 計画(P) | |
| 地域福祉政策課 | 219 | 生活困窮者就労準備支援事業 | 就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。 | 就労準備支援事業が未実施の市6市(H30) | 県内全域で就労準備支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。 | 各市福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計改善支援事業)の実施に向けての協議を行い、県内全域での実施を目指す。 | 各市福祉事務所ヒアリング及び事業実施に係る協議 | 〇各市福祉事務所ヒアリング 5/15 1市(室戸市) 5/22 2市(安芸市、香南市) 5/29 2市(香美市、南国市) 5/31 3市(宿毛市、土佐清水市、四万十市) 6/20 2市(須崎市、土佐市) | 〇令和2年度より新たに1市が事業を開始した。 ・実施市 8市(R2) ・未実施市 3市(R2) | 未実施市へのヒアリング及び事業実施に係る協議 高知県社会福祉協議会及び各福祉保健所との協議 | |
| 福祉指導課 | 220 | 被保護者就労準備支援事業(R2より「生活困窮者就労準備支援事業」から分離) | | | | | | | | | |
| 地域福祉政策課 | 221 | 生活困窮者就労訓練事業所支援事業 | 生活困窮者等の中間的就労を推進するため、就労訓練事業所の新規開拓を行うとともに、事業所の就労支援担当者に対する支援を実施する。 | 〇認定就労訓練事業所数 4市町村7事業所(H30.4.1現在) 〇認定就労訓練事業所の新規認定 | 県内全域で就労訓練事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。 | 事業所支援の委託先である高知県社会福祉協議会との連携により事業を周知し、認定申請につなげる。 | 高知県社会福祉協議会との協議(随時) | 〇高知県社会福祉協議会との協議(随時) | 〇認定就労訓練事業所 ・新規認定 1件 ・認定事業所数(H31) 県認定 6件 高知市認定 4件 | 高知県社会福祉協議会との協議(随時) | |
| 地域福祉政策課 | 222 | 生活困窮者自立相談支援事業 | 生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。 | 〇新規相談受付件数(町村分) 959件(H29) 〇プラン作成件数(町村分) 24件(H29) 〇プラン作成件数が低調 | 積極的なプラン作成による早期の自立支援により、生活困窮からの脱却が進んでいる。 | 生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)を活用し、積極的なプラン作成の働きかけや積極的に関の事例紹介などにより、プラン作成件数の向上につなげる。 | 生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催 | 〇生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催 ・中央西ブロック 11/26 ・幡多ブロック 11/29 ・東部ブロック 12/4 ・須崎ブロック 2/12 ・中央ブロック 2/14 | 〇新規相談受付件数(町村分) 730件(H31) 〇プラン作成件数(町村分) 82件(H31) 〇引き続き、積極的なプラン作成を実施する。 | 生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催 | |
| 地域福祉政策課 | 223 | 生活困窮者家計改善支援事業 | 家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を実施する。 | 家計改善支援事業が未実施の市4市(H30) | 県内全域で家計改善支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。 | 各福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計改善支援事業)の実施に向けての協議を行い、県内全域での実施を目指す。 | 各市福祉事務所ヒアリング及び事業実施に係る協議 | 〇各市福祉事務所ヒアリング 5/15 1市(室戸市) 5/22 2市(安芸市、香南市) 5/29 2市(香美市、南国市) 5/31 3市(宿毛市、土佐清水市、四万十市) 6/20 2市(須崎市、土佐市) | 〇令和2年度より新たに2市が事業を開始した。 ・実施市 11市(R2) ※県内完全実施 | 事業促進のため、研修等により支援員のスキルアップを図る。 | |
| 福祉指導課 | 224 | 生活保護生活扶助費 | 義務教育及び高等学校等での教育に関する費用(教材代、通学に要する交通費、授業料など)を支給する。 | 高等学校への進学率は90%を超えようになってきたが、留年した場合には扶助が出ない。留年や中退を防ぐための助言・指導のため、進学状況や学力の程度について学校と福祉事務所の連携が不十分となっている。 | 学校との連携を図り修学状況や学力の程度を把握し、適切な援助・指導を行う。 | 施行監査時に事務所にし指導を | H31年度施行事務監査におけるヒアリング及び事業実施の指導 | 〇施行事務監査 ・各市福祉事務所 室戸市 6/11~6/13 安芸市 7/2~7/4 香南市 11/12~11/14 香美市 11/26~11/28 高知市 10/21~11/8 土佐市 6/4~6/6 須崎市 10/8~10/10 四万十市 10/1~10/3 宿毛市 8/20~8/22 土佐清水市 9/10~9/12 ・各福祉保健所 安芸 8/27~8/29 中央東 9/25~9/27 中央西 7/23~7/25 須崎 6/26~6/28 幡多 7/9~7/11 | 〇各事務所において支給もれは無いが、今後も該当世帯に支給もれがないよう指導していく。 | R2年度施行事務監査におけるヒアリング及び事業実施の指導 | |
| 住宅課 | 225 | ひとり親家庭等の県営住宅入居の優遇措置 | 県営住宅に応募した場合、応募者数が住宅戸数を上回っていたときは公開抽選となるが、「小学校就学前の子供がいる世帯」「18歳未満の子供が3人以上いる世帯」等は、抽選にあたり当選確率を高める優遇措置(項目に該当する毎に当選確率2倍)を受けられる。 | ひとり親家庭等が県営住宅に応募した場合において、応募者数が住宅戸数を上回っていたときは公開抽選となる。(当選確率は一般世帯と同じ) | 年4回の抽選時において、当選確率が2倍になるように優遇措置を講じる。 | 年4回の県営住宅の入居者募集時の案内に、優遇措置の内容を記載する。 | 広報への掲載を検討する。 | 広報紙のスペースの問題により、実施できていない。 | 同左 | HP等に掲載する。 | |
| 住宅課 | 226 | 地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業 | 地域優良賃貸住宅に子育て世帯等(収入分位0~40%)が入居する際に、事業主体に対して家賃低廉化のための助成を行う(1世帯当たり4万円/月を上限)。 | 高知県の人口が減少しつつあり、空き家が増えている状況で、かつ、市町村の財政状況から新たな地域優良賃貸住宅を必要量供給することは厳しい状況。 | 子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者に対する地域優良賃貸住宅の供給を推進する。 | 市町村ヒアリングを実施のうえ、国費の計画的かつ有効な活用と、必要な国費配分の要望を行う。 | 子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を推進するため、市町村が負担する住宅の整備費用・家賃低廉化費用に対し、県は国費の優先的配分等を行う。 | 国費の優先的配分を実施。 | 市町村が必要とする国費を配分することができた。 | 子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を推進するため、市町村が負担する住宅の整備費用・家賃低廉化費用に対し、県は国費の優先的配分等を行う。 | |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|-------|-----|--------------------------------------|---|---|---|-------------------------------------|--|--|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C・A) | 計画(P) |
| 児童家庭課 | 227 | 里親等養育推進事業 | 登録里親数の増加や里親委託の向上に向けた里親制度の普及啓発活動や、委託里親が安心して養育できる環境づくりの充実を図る。 | 里親委託率は増加傾向にあるものの、全国平均を下回っており、新たな里親の開拓や未委託里親に対し委託に向けた継続的なサポート、また委託里親に対する養育力の向上など里親が安心して養育できる支援体制の充実が必要である。 | 里親登録数が増加するとともに、里親の質の向上が図られ、里親委託率が増加している。 | ○里親への支援体制の充実 ○新たな里親の確保 | ○里親養育包括支援事業として業務の民間委託を拡大し、きめ細かな支援を行う。 ・里親制度等普及促進・里親リクルート事業 ・里親制度説明会、講演会、各種広報活動 ・里親研修・トレーニング事業 ・就学前児童を委託している里親を対象としたプログラム(月1回程度)、フォスタリングチェンジプログラム(10月～12月)の実施 ・里親訪問等支援事業 ・里親訪問等支援員による定期的な里親宅訪問(少なくとも年3回)、自立支援計画の確認 ○毎月ミーティングを行い、児童家庭課、児童相談所、業務委託先で支援の進捗状況を共有、確認する。 | ○里親制度等普及促進・里親リクルート事業 ・里親制度説明会(5/19、6/23、7/18、12/1、2/2) ・講演会(7/21、11/10) ・里親月間パネル展示(9/27～10/24) ○里親研修・トレーニング事業 ・就学前児童を委託している里親を対象としたプログラム(計10回) ・フォスタリングチェンジプログラム(12月～2月、計12回) ○里親訪問等支援事業 ・里親訪問等支援員による里親宅訪問、自立支援計画の確認 ○毎月のミーティング実施(計11回) | ○今後、里親を中心とした家庭的養育を推進していくに当たり、これまで以上に里親の新規開拓を進め、支援体制を強化していくことが不可欠である。児童相談所の業務量が増大する中、外部への業務委託を継続し、里親の質・量の両面を向上させていく必要がある。 | ○里親養育包括支援事業として業務の民間委託を継続する。 ・里親制度等普及促進・里親リクルート事業 ・里親制度説明会、講演会、ホームページやSNSを活用した情報発信、各種広報活動 ・里親研修・トレーニング事業 ・各種研修(登録、更新)、就学前児童を委託している里親を対象としたプログラム(月1回程度)、フォスタリングチェンジプログラムの実施、未委託里親を対象とした研修の実施 ・里親訪問等支援事業 ・里親訪問等支援員による定期的な里親宅訪問(少なくとも年3回)、自立支援計画の確認 ○毎月ミーティングを行い、児童家庭課、児童相談所、業務委託先で支援の進捗状況を共有、確認する。 |
| 児童家庭課 | 228 | 児童養護施設等児童措置費(児童自立援助ホーム) ※再掲(119番) | 義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童に対し、自立援助ホームから通動させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。 | 児童養護施設等入所措置を解除された者に対し、自立に向けた支援が必要である。 | ・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | 児童措置委託にかかる経費の支出 | 児童措置委託にかかる経費の支出 | 男児については県外の自立援助ホームへ入所。 | 県内施設では対応しきれず、県外施設へ入所している状況。 | 児童措置委託にかかる経費の支出 |
| 児童家庭課 | 229 | 入所児童自立支援等事業 | 施設が相談支援職員を配置し、児童養護施設等の入所児童の学習・自立支援や退所児童の生活支援等を実施することにより、社会的養護施設の支援機能を強化し、施設入所児童の処遇を充実させる。 | 児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、子ども自身が自己肯定感が低く、学習意欲の向上や学習習慣の定着も難しく、本人の希望するところへの就職や大学等進学を諦めがちであることから、次期計画でも継続して取り組む必要がある。 | ・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | 施設への自立支援職員の配置など、施設入所児童の自立に向けた支援の実施 | 自立支援を行う職員を配置(5施設) | 自立支援を行う職員を配置(5施設) | 学習支援や自立支援等が実施できている。 | 人員確保が困難な施設があり、4施設において職員を配置。引き続き、自立に向けた支援を行う。 |
| 児童家庭課 | 230 | 児童家庭支援センター退所児童等アフターケア事業 | 児童家庭支援センター(県から事業受託した社会福祉法人設置)が、退所児童等を対象として退所後の生活支援を行う。 | 児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、社会経験が不足しているため、就職に対するイメージや進学後及び就職後の継続が困難な者に対する支援が必要である。 | ・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | 児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施 | 3施設において社会的養護自立支援事業を実施 | 3施設において社会的養護自立支援事業を実施 | 児童養護施設等を退所した児童のアフターケアができていない。 | 3施設において社会的養護自立支援事業を実施。 |
| 児童家庭課 | 231 | 身元保証人確保等対策事業 | 児童養護施設等を退所する子どもが身元保証人等を確保する場合の負担金や、未成年後見人に係る報酬等の全部又は一部を補助し、あわせて未成年後見人が加入する損害賠償保険及び被後見人が加入する傷害保険に係る費用を県が補助することで身元保証人等を確保する。 | 保護者からの養育拒否等により、児童養護施設等を退所する子どもが賃貸住宅契約の際に保護者から身元保証を受けられない場合がある。 | ・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | 身元保証人確保等対策事業の実施 | 身元保証が必要な児童に対する身元保証人の確保。 | 申込みがあった児童に対して身元保証人確保対策事業を活用して、身元保証を実施。 | 児童の身元保証人が確保できたことで児童の自立を図ることができた。 | 身元保証が必要な児童に対する身元保証人の確保。 |
| 児童家庭課 | 232 | 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 | 児童養護施設等を退所し就職又は進学した者または資格取得を目指す者に対して、家賃、生活費又は資格取得費の貸付を行う。 | 保護者からの支援が困難であること等により、住居や生活費等、退所後の安定した生活基盤の確保が困難な場合がある。 | ・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施 | ・児童養護施設協議会を通じた、貸付事業の周知 | ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施 生活支援にかかる貸付 7名 家賃支援にかかる貸付 7名 資格取得にかかる貸付 3名 | 目標には達しなかったが、貸付事業の利用者は増加した。 | ・児童養護施設協議会を通じた、貸付事業の周知を行い、利用者の増加を目指す。 |
| 福祉指導課 | 233 | 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 (R1廃止) | 親から子への貧困の連鎖を防止するために、生活困窮世帯(保護世帯含む)の親への養育支援とともに、子どもに対しては、学習に取り組むことができる環境を整備し、学習支援を継続して行うことにより、日常生活習慣や学習習慣を身に付け、学力の向上を図り、高等学校進学や将来への希望を持って進路を選択し就職できるようなことを目的とする。 (対象者:主に小中学生) | ○町村での実施箇所1町 ○候補地の選定、学習支援員の確保 | ・厳しい環境にある子どもたちの学びの場となり、生活習慣や学習習慣の習得が将来の自立につながることに、子どもに対しては、貧困の連鎖が解消に向かっている。 | 事業の効果検証を実施し、来年度以降の拡充につなげる。 | H30で廃止。 ○学力向上に関する取り組みは県教育委員会に一元的に移行することとし、今後は福祉保健所のケースワーカーや子育て支援員により、学習支援が必要な子どもに対し県教育委員会事業等の利用を促進していく。 | | | |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール) | R1 | | | R2 |
|-------|-----|------------------------------|--|---|--|--|--|--|---|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C・A) | 計画(P) |
| 生涯学習課 | 234 | 若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲(121番) | 中学校・高校卒業時及び高校中途退学時の進路未定者並びにニートやひきこもり傾向にある若者たちに対して、修学や就労に向けた支援を行うことで、自立を促進する。 | H29新規登録者数 328名 (うち15歳～19歳 105名 32%) H29単年度進路決定率 35.9% | 厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。 | ○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。 | ○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・県連絡会(5月) ・地区別連絡会(6月～7月) ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) ○若者はばたけプログラム活用研修会の実施 ・初級講座 4回 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(5月・8月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月～3月) | ○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(個別相談・就職セミナー等)の実施 参加者実人数 個別相談 142名 就職セミナー 182名 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・県連絡会(5月) 参加者36名 ・地区別連絡会(6月) 6地区・参加者計121名 ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) ○若者はばたけプログラム活用研修会の実施 ・講座 4回 参加者延べ57名 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・2月) 進路未定者数 15市町村47名→11市町村30名 新規登録者数:337名 単年度進路決定率:46.8% 進路決定者数:275名 | ○支援体制の周知や充実により、進路決定者数は増加傾向にある ○中学校卒業時の進路未定者や高校中退者など、より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげるために、支援対象者の把握に努める必要がある。 ○ニートやひきこもり傾向など、多様な若者に対し効果的支援を行えるよう、定例会や研修会などの開催により、支援の進捗管理や情報交流、支援員の資質向上を図る必要がある。 | ○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(6月) ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) ○若者はばたけプログラム活用研修会の実施 3回 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(5月・8月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月～3月) |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|---------|-----|---------------------------|---|---|---|---|--|---|---|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 健康長寿政策課 | 235 | 子どもの健康的な生活習慣支援事業 | 子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。 | ○子どもに係る指標(子どもの生活スタイル等の調査結果、肥満傾向児割合)の改善。 ○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。 | ○運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 小学5年生 男子58.0%、女子39.0%(H28)→増加傾向(H35) ○朝食を必ず食べる子どもの割合 小学5年生 男子86.0%、女子85.0%(H28)→95%以上(H35) ○肥満傾向にある子どもの割合 小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子5.3%、女子4.3%(H28)→全国平均以下 | ○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成の推進 ○推進体制の構築 | ○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○健康教育に使用する教材の改定(中学生・高校生用) ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催 | ○小・中・高校生用副読本及びリーフレットを作成し、教材を活用した健康教育を実施(実施率100%) ○自ら生活習慣の課題に気付くことで、保健行動の実践を促すことを目的に、健康教育に使用する中学・高校生用教材を改定 ○保護者、教職員、児童生徒を対象に、健康的な生活習慣に関する出前講座を実施(計13回) ○学校関係者(栄養教諭・栄養職員、養護教諭、保健・体育指導主事)を対象とした会議・研修における健康教育の取組協力の周知、好事例の紹介(計3回) ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会による進捗管理の実施(2/17) | ○健康教育に使用する教材については、中学・高校生用について、主体的に考え取り組む、意思決定のプロセスを重視した内容に改定を行った。今後も、学校のニーズや課題に応じた内容の充実や、指導の手引きの充実を図る必要がある。 | ○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催 ○食生活実態調査の実施 |
| 健康長寿政策課 | 236 | 地域食育推進事業 | 若い世代の栄養・食生活の改善、食育に取り組み、生活習慣病予防に繋げるために、保育所や学校などでの食育講座や量販店における食育イベントを開催し、多くの子ども、県民に食育の重要性を啓発している。 | ○ヘルスマイトによる食育講座の実施回数に限界がある。 | ○子どもの頃からの健康な生活習慣が実践される。 ○ヘルスマイトによる地域と連携した家庭の意識の向上 食育講座の実施 →毎年全市町村実施、小学校100回以上 | ○ヘルスマイトによる小学校高学年を対象とした食育講座を実施する。 | ○ヘルスマイトによる食育講座の実施 ○保護者へのアンケート調査の実施 ○食育講座の教材の見直し | ○ヘルスマイトの参画による児童への健康教育の実施 ・健康教育教材を用いた健康教育(食育講座)の実施 34市町村 121校 小学校:122回 2,044人 中学校:20回 216人 ・アンケート調査の回答率:81.9% | ○食育講座の実施校数が増えたが、ヘルスマイトによる実施回数に限界があるため、実施校の優先順位を付けることが必要 ○アンケート調査から家庭での食生活の行動変容(意識付け)を確認することも必要 | ○ヘルスマイトによる食育講座の実施 ○保護者へのアンケート調査の実施 |
| 幼保支援課 | 237 | 親育ち支援推進事業(基本的生活習慣向上事業) | 保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的生活習慣の確立に向けた取組の啓発等を行う。 | ○各園での学習会の内容充実を図り、保護者の基本的生活習慣の定着に向けた取組が継続されるよう、様々な機会を通じて働きかけていく必要がある。 | ○保護者が乳幼児期における食事・睡眠・運動などの基本的生活習慣の重要性について理解を深め、様々な機会を通じて働きかけていく必要がある。 | ○3歳児保護者に対して基本的生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合100% ・5月上旬にパンフレットを配付し、各園に5月中旬から6月上旬の間に基本的生活習慣に関する学習会が開催されるよう働きかける。 ・6・11月には、各園における取組強調月間の実施を呼びかけるとともに、実施状況を確認し、次の取組に向けて、課題を洗い出す。 | ○3歳児保護者へ基本的生活習慣に関するパンフレットの配付 ○基本的生活習慣についての学習会(各園) ○基本的生活習慣の取組強調月間の実施 | ○基本的生活習慣についての学習会実施 ・保育所、幼稚園等284園(99.3%)で実施 ・基本的生活習慣の取組強調月間の実施 6月実施:284園 11月実施:283園 ・夜10時までに寝る3歳児の割合 81.9% | ○3歳児保護者対象の学習会や生活リズムカレンダー等を活用した取組が、ほぼ全保育所・幼稚園等で行われることにより、保護者の基本的生活習慣の重要性への理解と具体的な取組につながっている。 ○基本的生活習慣の取組に参加していない家庭の状況を把握しながら、保育者に対して、家庭への働きかけ方等について支援していく必要がある。 | ○3歳児保護者へ基本的生活習慣に関するパンフレットの配付 ○基本的生活習慣についての学習会(各園) ○基本的生活習慣の取組強調月間の実施 |
| 生涯学習課 | 238 | 家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲(102番) | 市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭の教育力の向上を図る。 | ○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。 | ○親への学習機会の提供や相談対等などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。 ○実施市町村数:16市町村以上 ○家庭教育支援チーム:6市町村6チーム以上 | ○未実施市町村への訪問等をおとし、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。 ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。 | ○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:16市町村 ・モデル地区での連携支援 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成及び認定者の派遣 ・各地区入門講座の実施 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ○「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資材の貸出し ・「早ね早おき朝ごはん」フォーラムの開催 | ○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:16市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成 参加者数:18名 認定者数:15名 満足度:95% 派遣箇所数:20箇所 派遣者数:33名 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 取組学校園数:300 取組人数:40,385名 認定者数:17,389名 認定率:43.1% ・イメージキャラクター啓発資材の貸出し(3/25現在) データ:1 着るみ:9 パペット:1 啓発教材:1 ○高知家の早寝早起朝ごはんフォーラム2,019開催 ・R1年12月1日開催 ・参加者180名 満足度:全体会分科会ともに100% | ○家庭教育支援プログラムファシリテーターの派遣数は着実に増えている。(箇所数2倍、派遣者数1.5倍) ●ファシリテーションのスキルに自信が持てないファシリテーターがあり、それぞれの地域で積極的な活動を行うことに躊躇がみられる。 →ファシリテーター研修会のスキルアップ研修を実施。 ○生活リズムチェックカードの取組学校園数数は減っているが、取組人数と認定率は増加した。 取組箇所 H30:316箇所→R1:300箇所 取組人数 H30:37,295名→R1:40,385名 ●全ての家庭によりよい生活習慣を啓発していくために、継続的な取組が必要である。 | ○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:16市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターのスキルアップ研修の開催及び認定者の派遣 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資材の貸出し ・「早ね早おき朝ごはん」フォーラムの開催 |
| 保健体育課 | 239 | 食育・学校給食課題対応推進事業 (R1廃止) | 学校給食の普及充実や食育の推進に関わる課題解決に取り組む | ○食物アレルギーや衛生管理に関する組織的な取組が十分でない。 ○完全給食実施率や学校給食における地場産物の活用率が低い市町村がある。 ○食育を推進し、朝食を毎日食べる児童生徒の割合を増加させる。 | ○食物アレルギーや衛生管理に関する組織的な体制が整う。 ○地場産物を活用した学校給食が推進される(活用率50%)。 ○毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加する(小90% 中85% 高85%)。 | ○3つのチームに分かれ、それぞれの課題に対応していく。 ①食物アレルギー・衛生管理対応チーム ②学校給食普及・充実チーム ③食に関する指導推進チーム ※平成30年度は①②のチーム会を開催 | 平成31年度は事業廃止。 ※学校給食普及充実事業、学校給食衛生管理指導事業等において引き続き取り組んでいく。 | | | |

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|---------|-----|--|---|--|---|---|--|--|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 保健体育課 | 240 | 食事提供活動 | 望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進し、児童生徒の実践する力を育成するために、学校と地域等が連携した家庭へのアプローチや地域を巻き込んだ取組を行い、ボランティアによる食事提供活動の充実を図る。 | ○児童生徒、保護者の朝食に関する意識の高まりは見られるが、朝食欠食傾向にある児童生徒が固定化され、改善に繋がっていないため、ターゲットを絞った取組が必要。 | ○毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加する。 ・小 90%以上 ・中 85%以上 ・高 85%以上 | ○朝食を提供するだけではなく、同時に食育を行うことにより意識の向上にも繋げ、朝食を毎日食べる児童生徒の割合を増加させる。 | 平成31年度 実施団体数…7団体 実施校数…9校 を予定している。 ※現在応募期間中(締切5/9(木)) | ○8団体が10校で実施 ・安芸市食生活改善推進協議会 …安芸中学校 ・物部地域学校協働本部 …大浜小学校・大浜中学校 ・赤岡小学校黒潮の子ども応援隊…赤岡小学校 ・上ノ加江小学校支援地域本部 …上ノ加江小学校 ・久礼中学校運営協議会 …久礼中学校 ・宿毛湾漁協栄養女性部 …小筑紫中学校 ・鴨田地区民生委員児童委員協議会 …鴨田小学校・神田小学校 ・あさひ朝ごはん食堂…旭小学校 | ○平成30年度の6団体・8校から実施団体が2団体、実施校が2校増加した。 ○児童生徒が実際に朝食づくりに参加したり、朝食に関する知識や技能を習得することで、朝食の大切さや、健康的な生活習慣に関する意識を深めることにつながっている。 ○この事業は、食育を併せて行うことで、児童生徒の健康的な生活習慣に関する意識を高め、朝食の重要性の理解促進や自分で食事を選択する力等の育成を図る目的があり、地域のボランティアの意欲や協力が必要であることに加え、学校の協力(早朝の対応・児童生徒や家庭への呼びかけ等)も必要不可欠であり、学校・家庭・地域が連携・協力して実施する必要がある。 | ○令和2年度・申請状況(予定を含む) ・実施団体数…7団体 ・実施校数…9校 ○(公財)高知県学校給食会との契約及び実施に当たっての保険契約、実施団体への決定通知等の準備中 |
| 保健体育課 | 241 | がん教育総合支援事業 | がん教育の普及啓発を推進することにより、健康教育の充実を図る。 | ○健康の保持増進と疾病の予防という観点から、がんに関する学習は位置づけられているが、教員のがんについての知識・理解が十分でない。 ○学校において、外部講師が指導する際の留意事項等の認識が十分でない。 ○外部講師の派遣が進んでいない。 | ○外部講師を活用したがん教育が進んでいる。 ○教職員のがん教育に対する知識や理解が深まり、各校におけるがん教育が進んでいる。 | ○がん教育推進協議会において、関係機関との連携体制を構築するとともに、協議会での意見をもとに各学校におけるがん教育の取組を推進する。 | ○がん教育推進協議会の開催(3回) ○がん教育推進校における授業実践(4校) 安芸市立安芸中学校 南国市立鷹ヶ池中学校 高知県立高知国際中学校 高知県立室戸高等学校 ○がん教育推進地域における事業の推進(1地域:四万十市) ○がん教育に関する研修会 ○がん教育に関する講師派遣(健康対策課と連携) | ○がん教育推進協議会の開催 ・第1回…8/29(出席者8名) ・第2回…2/3(出席者11名) ○研究推進校における授業実践(公開授業及び研究協議) ・高知県立室戸高等学校 …11/14(参加者10名) ・南国市立鷹ヶ池中学校 …11/16(参加者35名) ・安芸市立安芸中学校 …12/2(参加者10名) ・高知県立高知国際中学校 …12/11(参加者20名) ○がん教育研修会の開催 …1/23(参加者79名) ・講演 がん教育の進め方～学校における外部講師との連携～ ・実践発表 安芸市立安芸中学校 高知県立室戸高等学校 ・模擬授業…保健体育課 | ○外部講師を活用したがん教育を推進するため、医療関係者の外部講師リスト(55名)を作成することができた。また、教員によるがん教育を推進するため、協議会から意見をいただきながら、手引きと教材を作成することができた。 ○公開授業や研修会において、外部講師を活用したがん教育の取組や成果等を知らせることで、令和2年度に外部講師によるがん教育を希望している学校が増えたことから、普及・啓発への取組の成果がみられた。 ○がん教育の手引きと教育教材を各校で適切に使用しながら、どの学校でも学習指導要領に示されている内容について指導を行うことができる教職員の指導力の向上が今後の課題である。研修会の開催や啓発、外部講師を活用した指導等の取組を進めながら、がん教育の質の向上を目指す。 | ○がん教育推進協議会の開催(2回) ○がん教育推進校における授業実践(県立2校) ・選定中(国費決定後) ・選定中(国費決定後) ○がん教育推進地域における事業の推進(2地域) ・四万十市(2年目) ・本山町(1年目) ○がん教育に関する講師派遣事業 ○がん教育に関する研修会 |
| 健康長寿政策課 | 242 | 子どもの健康的な生活習慣支援事業 ※再掲(235番) | 子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。 | ○子どもに係る指標(子どもの生活スタイル等の調査結果、肥満傾向児割合)の改善。 ○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。 | ○運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 小学5年生 男子58.0%、女子39.0%(H28)→増加傾向(H35) ○朝食を必ず食べる子どもの割合 小学5年生 男子86.0%、女子85.0%(H28)→95%以上(H35) ○肥満傾向にある子どもの割合 小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子5.3%、女子4.3%(H28)→全国平均以下 | ○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○健康教育に使用する教材の改定(中学生・高校生用) ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成の推進 ○推進体制の構築 | ○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○健康教育に使用する教材の改定(中学生・高校生用) ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催 | ○小・中・高校生用副読本及びリーフレットを作成し、教材を活用した健康教育を実施(実施率100%) ○自らや友達同士で生活習慣の課題に気付くことで、保健行動の実践を促すことを目的に、健康教育に使用する中学・高校生用教材を改定 ○保護者、教職員、児童生徒を対象に、健康的な生活習慣に関する出前講座を実施(計13回) ○学校関係者(栄養教諭・栄養職員、養護教諭、保健・体育指導主事)を対象とした会議・研修における健康教育の取組協力の周知、好事例の紹介(計3回) ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会による進捗管理の実施(2/17) | ○健康教育に使用する教材については、中学・高校生用について、主体的に考え取り組む、意思決定のプロセスを重視した内容に改定を行った。今後も、学校のニーズや課題に応じた内容の充実や、指導の手引きの充実を図る必要がある。 | ○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催 ○食生活実態調査の実施 |
| 幼保支援課 | 243 | 親育ち支援推進事業 (基本的な生活習慣向上事業) ※再掲(237番) | 保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的な生活習慣の確立に向けた取組の啓発等を行う。 | ○各園での学習会の内容充実を図り、保護者の基本的な生活習慣の定着に向けた取組が継続されるよう、様々な機会を通じて働きかけていく必要がある。 | ○保護者が乳幼児期における食事・睡眠・運動などの基本的な生活習慣の重要性について理解を深めることにより、望ましい生活習慣に向けた子育ての実践が行われる。 | ○3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合 100% ・5月上旬にパンフレットを配付し、各園に5月中旬から6月上旬の間に基本的な生活習慣に関する学習会が開催されるよう働きかける。 ・6・11月には、各園における取組強調月間の実施を呼びかけるとともに、実施状況を確認し、次の取組に向けて、課題を洗い出す。 | ○3歳児保護者へ基本的な生活習慣に関するパンフレットの配付 ○基本的な生活習慣についての学習会(各園) ○基本的な生活習慣の取組強調月間の実施 | ○基本的な生活習慣についての学習会実施 ・保育所、幼稚園等284園(99.3%)で実施 ・基本的な生活習慣の取組強調月間の実施 6月実施:284園 11月実施:283園 ・夜10時までに寝る3歳児の割合 81.9% | ○3歳児保護者対象の学習会や生活リズムカレンダー等を活用した取組が、ほぼ全保育所・幼稚園等で行われることにより、保護者の基本的な生活習慣の重要性への理解と具体的な取組につながっている。 ○基本的な生活習慣の取組に参加していない家庭の状況を把握しながら、保育者に対して、家庭への働きかけ方等について支援していく必要がある。 | ○3歳児保護者へ基本的な生活習慣に関するパンフレットの配付 ○基本的な生活習慣についての学習会(各園) ○基本的な生活習慣の取組強調月間の実施 |

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

| 担当課 | 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始時点における現状・課題 | 目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定 | 目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール) | R1 | | R2 | |
|---------|-----|---------------------------|--|---|---|---|--|---|--|--|
| | | | | | | | 計画(P) | 実施状況(D) | 評価・課題(C-A) | 計画(P) |
| 生涯学習課 | 244 | 家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲(102番) | 市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭の教育力の向上を図る。 | ○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。 | ○親への学習機会の提供や相談等などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。 ○実施市町村数:16市町村以上 ○家庭教育支援チーム:6市町村6チーム以上 | ○未実施市町村への訪問等とおして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。 ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。 | ○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:16市町村 ・モデル地区での連携支援 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成及び認定者の派遣 ・各地区入門講座の実施 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・「早ね早おき朝ごはん」フォーラムの開催 | ○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:16市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成参加者数:18名 認定者数:15名 満足度:95% 派遣箇所数:20箇所 派遣者数:33名 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 取組学校園所数:300 取組人数:40,385名 認定者数:17,389名 認定率:43.1% ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し(3/25現在) データ:1 着ぐるみ:9 パペット:1 啓発教材:1 ○高知家の早寝早起朝ごはんフォーラム2,019開催 ・R1年12月1日開催 ・参加者180名 満足度:全体会分科会ともに100% | ○家庭教育支援プログラムファシリテーターの派遣数は着実に増えている。(箇所数2倍、派遣者数1.5倍) ●ファシリテーションのスキルに自信が持てないファシリテーターがおり、それぞれの地域で積極的な活動を行うことに躊躇がみられる。 →ファシリテーター研修会のスキルアップ研修を実施。 ○生活リズムチェックカードの取組学校園所数は減っているが、取組人数と認定率は増加した。 取組箇所 H30:316箇所→R1:300箇所 取組人数 H30:37,295名→R1:40,385名 ●全ての家庭によりよい生活習慣を啓発していくために、継続的な取組が必要である。 | ○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:16市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターのスキルアップ講座の開催及び認定者の派遣 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・「早ね早おき朝ごはん」フォーラムの開催 |
| 健康長寿政策課 | 245 | 喫煙防止教育研修会事業 | 各学校で、学年に応じた効果的な喫煙防止教育が実施されるよう、養護教諭等関係者のスキルアップを目的とした研修会を開催する。 | ○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。 | ○学年に応じた、効果的な喫煙防止教育が実施される。 | ○養護教諭等学校関係者のスキルアップをも目的とした研修会の実施 | ○養護教諭等学校関係者を対象に、学年に応じた喫煙防止教育が実施できるよう、対象者のスキルアップをも目的とした研修会の実施(年1回) | ○開催地:高知市 ○開催日時:令和元年11月29日(金)13時50分～16時半 ○講師:熊本機能病院 看護師(一般社団法人くまもと禁煙推進フォーラム理事長) 藤本 恵子氏 ○参加者数:99名 | ○実施後アンケート結果では、内容について、今後に活かせるかと答えた方が96.6%と、研修受講後の評価は高かった。 ○多くの関係者の方に研修へ参加してもらおうよう、開催時期や方法を検討 | ○養護教諭等学校関係者を対象に、学年に応じた喫煙防止教育が実施できるよう、対象者のスキルアップをも目的とした研修会の実施(年1回) |
| 健康長寿政策課 | 246 | 子どもの健口応援推進事業 | 子どもの頃からのむし歯、歯周病予防のため、関係者の正しい理解を得るため、研修会を開催し、フッ化物応用の普及促進や、子どもの理想的な生活習慣の定着を図る。 | ○フッ素洗口実施市町村の増加 ○子どもの歯科に係る指標(むし歯、歯肉炎等)の改善 ○第2期高知県歯と口の健康づくり基本計画、よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定める取組を着実に進める。 | ○一人平均むし歯数(12歳) 0.97本(H28)→0.5本以下(H33) ○歯肉炎罹患率(12歳) 23.4%(H28)→20%以下 | ○フッ化物応用の普及促進のため、各圏域ごとに説明会や検討会を開催するなどにより、実施施設の支援を行う ○推進体制の構築 | ○実施率の低い市町村に対しフッ化物洗口を開始するための補助支援 ○学校関係者への働きかけ ○フッ化物洗口マニュアルの改訂 ○フッ化物洗口事業実施施設へのフォローアップ支援 ○市町村やPTA等に対してフッ化物洗口実施に向けた個別協議の実施 | ○R1フッ化物洗口開始施設数:12 ○フッ化物洗口実施施設数 382 | ○フッ化物洗口実施率は60.6%と増加傾向にあるが、実施率が低い市町村に対し学校・保育関係者との調整等きめ細やかな支援により導入につなげ、全体の実施率を向上させる。 ○R1年度に改訂したフッ化物洗口マニュアルを活用し、既に実施している施設へのフォローアップ支援が必要 | ○実施率の低い市町村に対しフッ化物洗口を開始するための補助支援 ○学校関係者への働きかけ ○フッ化物洗口マニュアルを活用し、フッ化物洗口事業実施施設へのフォローアップ支援 ○市町村やPTA等に対してフッ化物洗口実施に向けた個別協議の実施 |
| 保健体育課 | 247 | 学校保健指導費 | むし歯・歯肉炎予防、フッ化物応用、仕上げ磨きの重要性と口腔清掃定着を図るため、歯と口の健康に関する表彰等を通じて啓発活動を行う。 | ○12歳の一人平均歯数の割合は減少傾向にあるが、全国平均と比較すると上回っている。学校教育における歯科保健教育の充実に向けて、健康教育の推進及び各関係機関との連携を密にして取り組んでいく必要がある。 | ○12歳の一人平均歯数が減少する。 | ○高知県歯科医師会や健康長寿政策課との連携により、歯科健康診断の精度の向上及び事後措置における保健管理及び保健教育の充実を図る。 ○高知県歯科医師会や健康長寿政策課との連携により、高知県歯科保健条例や第3期高知県健康増進計画よさこい健康プラン21の取組が着実に進んでいる。 | ○健康長寿政策課と連携を図った新規採用養護教諭研修の実施 ○高知県歯科医師会と連携した「歯と口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクール」の実施 ○高知県歯科医師会の協力のもと、日本歯科医師会による「生きる力を育む歯・口の健康づくり推進事業」への参加(指定校:南国市立後免野田小学校) | ○新規採用養護教諭研修において、健康長寿政策課から歯科衛生士を講師として招聘し、講義や演習を実施…10/8(受講者22名) ○「令和元年度歯・口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクール」の実施 ・図画・ポスターの部…724点 ・標語の部…4,093点 ・表彰式(10/19) ○「高知県フッ化物洗口マニュアル」作成委員会への参画(健康長寿政策課との連携) | ○歯科衛生士による研修では、発達段階に応じた歯と口の健康課題やその指導方法、フッ化物の応用や全身の健康に影響を及ぼす歯周病についての講義により、現代的課題へ目を向け、指導に取り組んでいこうとする受講者の意識の変容と向上が見られた。 ○例年同様、多数の応募があり、この取組により子ども一人ひとりが歯と口の健康について改めて考えるよい機会となっている。また、表彰式等を通じて多くの人に作品を紹介することで、家庭や地域、学校での歯と口に対する健康意識の向上も期待される。 ○健康長寿政策課との連携により「高知県フッ化物洗口マニュアル」が作成された。今後は、フッ化物洗口未実施の学校に対し、これらを活用した普及啓発が必要である。 | ○健康長寿政策課と連携を図った新規採用養護教諭研修の実施 ○高知県歯科医師会と連携した「歯と口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクール」の実施(新型コロナウイルス感染症の状況により開催を見送る可能性あり) ○高知県歯科医師会の協力のもと、日本歯科医師会による「生きる力を育む歯・口の健康づくり推進事業」への参加(指定校:南国市立後免野田小学校)…2年目 ○県立特別支援学校におけるフッ化物洗口の実施(依頼中) |

令和2年度 フォーラム開催（案）

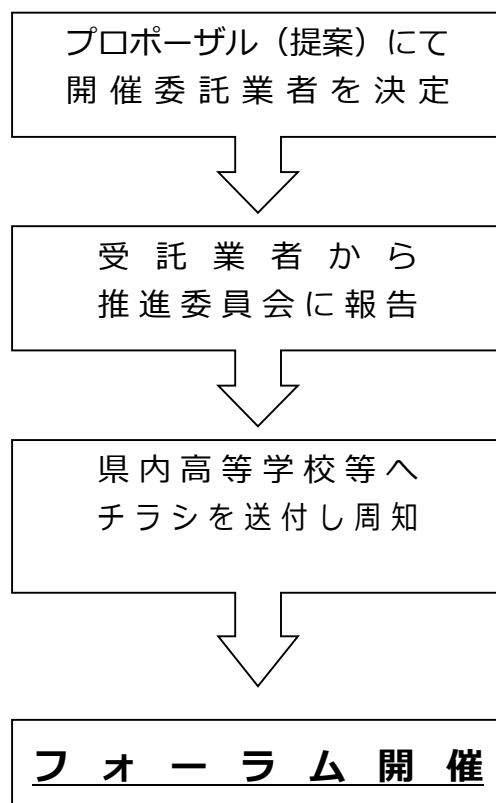
1. 目的

平成25年4月1日から改正施行された「高知県子ども条例」の基本理念である「子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくり」について、県、保護者、学校関係者等、県民が、お互いに理解の促進や認知度の向上を図ることを目的として、**子どもたちが主体的に考え発表するフォーラム**を開催する。

このフォーラム開催について、商業広報媒体を利用するほか、チラシを作成して関係機関に配布することで、周知を行う。

2. 委託業務スケジュール（プロポーザル方式）

- プロポーザル申込開始（参加申し込み）
→ 6月下旬～7月上旬頃
- プロポーザル（提案）プレゼンテーション
→ 8月上旬頃
- 開催委託事業者の決定
→ 8月中旬頃
- フォーラム開催案の子どもの環境づくり
推進委員会へ提案の報告・意見交換・調整等
→ 8月下旬頃
- フォーラムポスター配布
→ 8月下旬から9月上旬頃
【配布先】県内高等学校等
量販店・関係者
- フォーラム開催
→ 11月23日頃（予定） 高知市内



3. フォーラム開催内容

フォーラム全般について

- 過去3年間の開催内容と同様に、基本構成は「ディスカッション（プレゼン含む）」「講演」等とする。
<中学生以上18歳未満を対象とした形で実施>

【参加募集：40名程度】 【会場設定：一般参加者含め100名規模を想定】

※昨年同様、中高生などの学生限定ではなく、「18歳未満」とするが、ディスカッションへの参加は「中学生以上」とする。（子ども条例上の「子ども」は18歳未満の者を指す）

- 基本構成のテーマ設定
 - ・子ども条例に関する内容
 - ・参加対象者に関心のある内容



子ども（高校生等）が主体的に考え、意見発表を行うディスカッション

- ◇ ディスカッションテーマ（4つ）
 - ・子ども条例の存在および理念の理解促進
 - ・自分と異なる意見を聞くことで気づきを与えることに重点を置く

子どもたちに

1. 自分と違った意見があること
2. 他の者の意見を聴くことが大切であること
3. 自分の言葉で表現することが大事であること
4. 成長するには、経験したことがない新しいことに挑戦する必要があること

などを体験してもらう場所を提供する。

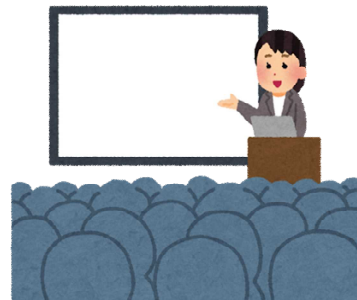
H29 ①2020に向けて自分たちが出来ること
②「子ども食堂」で出来ること
③SNSのメリット、デメリット
④将来の夢、未来の私

H30 ①将来の夢・未来の私
②部活動を通じて成長できたこと、得たこと
③私たちが創る高知の未来
④18歳成人???

R1 ①将来の夢・未来の私
②私たちが考える次代の子どもたちの幸せ
③高知流おもてなし
④文化の祭典・運動の祭典、あなたができること

講演内容

- ◇ ディスカッションテーマとの連動
 - ・テーマのうちの一つまたは
 - ・テーマと関連した内容



H29

講演者：池透暢氏
内容：「仲間と共につかんだ
リオパラリンピック銅メダル」

H30

講演者：松崎了三氏
内容：「地域まるごと販売術
～馬路村のブランド化～」

R1

講演者：ジャアバーボンズ
内容：「僕らが感じた高知流おもてなし」

子ども条例フォーラム ディスカッションテーマ

| 子どもの環境づくり推進計画 「目指すべき姿」および基本プラン | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性・社会性を育む | |
| プラン1 | 子どもが豊かな体験をするための支援 |
| プラン2 | 文化や芸術、スポーツ、自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり |
| プラン3 | 子ども自身の自発的な活動を支援 |
| プラン4 | 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり |



| これまでのテーマ | | | |
|--|---|---|---|
| H28 | H29 | H30 | R1 |
| ○高知県オリジナル商品をつくろう ○世界一の観光地づくり ※産業振興計画を題材に業者提案 | ○将来の夢・未来の私 ※業者提案 ○2020に向けて自分たちが出来ること ※講演テーマと連動 | ○将来の夢・未来の私 ※委員会での意見をもとに事務局でテーマ設定 ○部活動を通じて成長できたこと、得たこと ※委員会での意見をもとに事務局でテーマ設定 ○私たちが創る高知の未来 ※業者提案をもとに委員会でのテーマ設定 | ○将来の夢・未来の私 ※委員会でのテーマ設定 ○高知流おもてなし ○文化の祭典・運動の祭典、あなたが出来ること ※業者提案 |

| | |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| 2 成長とともに高い規範意識、自尊心と他者を思いやる心を身に付ける | |
| プラン5 | 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり |
| プラン6 | 社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立していける環境の整備 |
| プラン7 | コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進 |
| プラン8 | 子どもと大人の規範意識を高める取り組み |



| | | | |
|--|--------------------------------|----------------------------------|--|
| | ○SNSのメリット、デメリット ※委員会でのテーマ設定 | ○18歳成人??? ※業者提案をもとに委員会でのテーマ設定 | |
|--|--------------------------------|----------------------------------|--|

| | |
|-------------------------------------|--|
| 3 子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる | |
| プラン9 | 子どもの人権に関する理解の促進 |
| プラン10 | 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化 |
| プラン11 | 不登校対策などへの多方面からの取り組み |
| プラン12 | 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援 |
| プラン13 | 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進 |



| | | | |
|--|-------------------------------|--|---|
| | ○「子ども食堂」で出来ること ※委員会でのテーマ設定 | | ○私たちが考える次代の子どもの幸せ ※委員会での意見をもとに事務局でのテーマ設定 |
|--|-------------------------------|--|---|

| | |
|-----|--|
| その他 | |
|-----|--|



| | | | |
|---|--|--|--|
| ○ストップ高知の人口減少 ○南海トラフ地震に備える ※産業振興計画を題材に業者提案 | | | |
|---|--|--|--|

＜こうち子ども未来フォーラム 2019の当日アンケートにおける意見＞

●どのような内容なら参加しやすい（参加したい）ですか？

【ディスカッションについて】

- ・ もっと色々な人と語り合える課題

- ・ 自分の夢とか未来に関する話題は意見を出しやすく、今後に役立つ経験になると思う。

- ・ 高知の未来について

- ・ 「高知がもっと盛り上がるためには」というテーマなら話し合いたい。

- ・ 身近なこと

- ・ こんな人になりたいなど

- ・ 変えたい校則

- ・ グローバル化に対応する。

- ・ AIについて

- ・ 環境問題

- ・ 次世代の医療について

- ・ 「普通」と「当たり前」ってどういう意味？

第 8 期子ども委員募集スケジュール（案）

○学校への文書発送

→ 6月下旬頃

※併せて報道への広報依頼を行う

○募集期間

→ 6月下旬～7月上旬

※応募がない場合 追加募集（2週間程度）

○1次選考

→ 7月下旬

※書類選考

○2次選考

→ 8月中

※面接

※選考委員

- ・行政分野 1名（地域福祉部長）
- ・福祉分野 1名
- ・教育分野 2名
- ・推進委員 1名

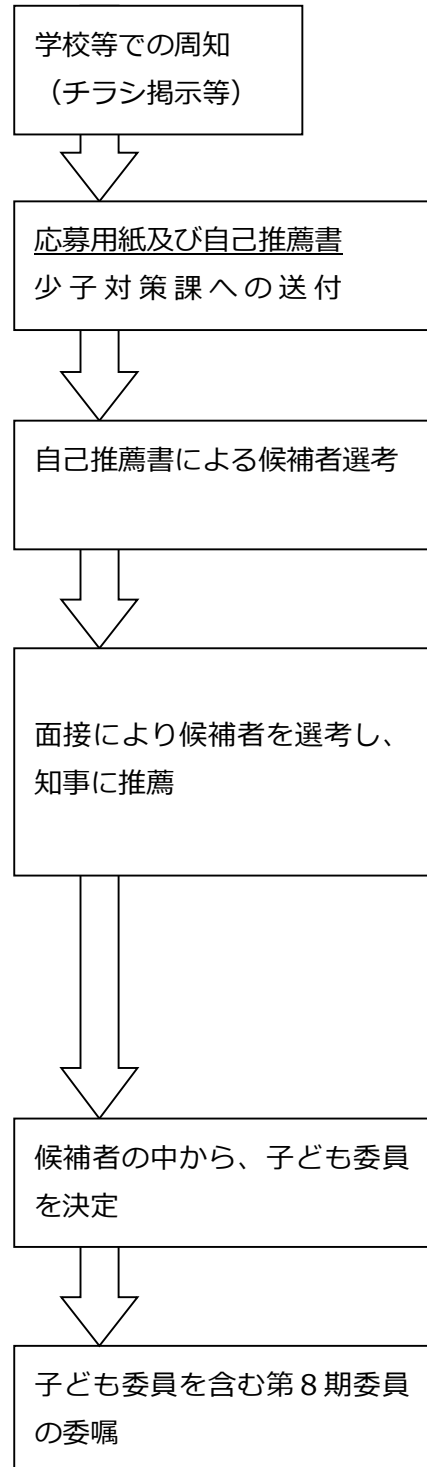
<推進委員から選考委員を選出>

○子ども委員の決定

→ 8月下旬

○子ども委員の委嘱

→ 10月上旬



やってみん!?

知っちゅう?!

「子ども委員」



会に参加して議論することで、自分から発言出来るようになった

様々な立場の大人たちと意見を出し合える貴重な体験が出来て楽しい!



今の「子ども委員」さんの生の声です

大人たちが私たちのために考えたり、してくれていることを身をもって知ることが出来た。やってよかった!



会を通して知った「子ども食堂」のボランティアに参加するなど、積極性と向上心が身についた

募集期間：平成30年6月18日月～平成30年7月4日水

応募条件

- 高知県内在住
 - 15歳以上18歳未満
(平成30年4月1日現在)
 - 保護者の同意を得られる方
- 上記事項をすべて満たしている方

応募の流れ

- 一次選考
→ 自己推薦書の審査
 - 二次選考 (一次選考通過者)
→ 個人面接
- ※ 7月下旬に県庁で実施

委員の期間

2年間
(平成30年10月から
平成32年10月まで)

「子ども委員」ってどんなことをするの?

「高知県子ども条例」に基づいて取り組んでいる県の事業 (各種計画に関すること、フォーラムの開催・運営・企画に関すること など) について、子どもの視点からのご意見をいただきます。

※高知県子どもの環境づくり推進委員会について※

- 年3回程度開催し、土曜・日曜などに高知市にて開催予定です。
- 県の規定に基づき、報酬と交通費をお支払いいたします。

● 応募方法 ● 問い合わせ及び送付先 は 裏面をご確認ください!

募集要領、応募申込書、子ども条例は、少子対策課ホームページでも見るすることができます。

みなさんの応募を待ってます!

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060501/>

検索



高知県子どもの環境づくり推進委員会
第七期「子ども委員」応募申込書

| | | | |
|----------------|---|------|---|
| ふりがな 名前 | | 生年月日 | |
| 学校名 | | 学 年 | 年 |
| 職 業 | ※学生の場合は記入不要 | | |
| 勤 務 先 | ※学生の場合は記入不要 | | |
| 住 所 | 〒 電話番号 () — | | |
| 連 絡 先 | 〒 電話番号 () — | | |
| 保 護 者 記 入 欄 | 上記児童が高知県子どもの環境づくり推進委員会 第七期「子ども委員」に応募することに同意します。 保護者氏名 ㊟ | | |

◆応募に必要な書類

①応募申込書（この用紙）

※または、「子ども委員応募申込書」と明記し、名前（ふりがな）・生年月日・学校名・学年・職業（学生の場合は不要）・住所及び電話番号（連絡先が別の場合は、連絡先住所及び連絡先電話番号も併記すること）を記入したうえ、この応募について保護者が同意する旨の記載を行い、記名押印したもので可（様式自由）

②自己推薦書（800字程度、様式自由）

※応募の動機、子ども委員としての活動への抱負などについて、自分の考えを書いてください。

◆応募方法

上記①及び②の書類を【高知県地域福祉部少子対策課】へ郵送または持参してください。

◆問い合わせ及び送付先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県地域福祉部少子対策課 【担当：伊与田、小野】

電話（直通）088-823-9640（月～金・午前8時30分から午後5時15分まで）

電子メール 060501@ken.pref.kochi.lg.jp（問い合わせのみ・メール応募は不可）

◆応募締切：平成30年7月4日（水）当日消印有効

※子どもの環境づくり推進委員会は、高知県子ども条例第11条に基づき設置されます。

※地方公務員法第16条の欠格条項（禁錮以上の刑に処されている場合等）に該当しないこと

※募集要領と応募申込は少子対策課ホームページにも掲載しています。
ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060501/>